第二部

勞働施設及對策

第一編概説
第一章勞働……四〇
第一節勞働……四〇
第二節勞働……四〇
第三節勞働……四〇
第四節勞働……四〇
第五節勞働……四〇
第六節勞働……四〇
第七節勞働……四〇
第八節勞働……四〇
第九節勞働……四〇
第十節勞働……四〇
第二章農業……四一
第一節農業……四一
第二節農業……四一
第三節農業……四一
第四節農業……四一
第五節農業……四一
第六節農業……四一
第七節農業……四一
第八節農業……四一
第九節農業……四一
第十節農業……四一
第十一節農業……四一
第十二節農業……四一
第十三節農業……四一
第十四節農業……四一
第十五節農業……四一
第十六節農業……四一
第十七節農業……四一
第十八節農業……四一
第十九節農業……四一
第二十節農業……四一
第二十一節農業……四一
第二十二節農業……四一
第二十三節農業……四一
第二十四節農業……四一
第二十五節農業……四一
第二十六節農業……四一
第二十七節農業……四一
第二十八節農業……四一
第二十九節農業……四一
第三十節農業……四一
第三十一節農業……四一
第三十二節農業……四一
第三十三節農業……四一
第三十四節農業……四一
第三十五節農業……四一
第三十六節農業……四一
第三十七節農業……四一
第三十八節農業……四一
第三十九節農業……四一
第四十節農業……四一
第四十一節農業……四一
第四十二節農業……四一
第四十三節農業……四一
第四十四節農業……四一
第四十五節農業……四一
第四十六節農業……四一
第四十七節農業……四一
第四十八節農業……四一
第四十九節農業……四一
第五十節農業……四一
第五十一節農業……四一
第五十二節農業……四一
第五十三節農業……四一
第五十四節農業……四一
第五十五節農業……四一
第五十六節農業……四一
第五十七節農業……四一
第五十八節農業……四一
第五十九節農業……四一
第六十節農業……四一
第六十一節農業……四一
第六十二節農業……四一
第六十三節農業……四一
第六十四節農業……四一
第六十五節農業……四一
第六十六節農業……四一
第六十七節農業……四一
第六十八節農業……四一
第六十九節農業……四一
第七十節農業……四一
第七十一節農業……四一
第七十二節農業……四一
第七十三節農業……四一
第七十四節農業……四一
第七十五節農業……四一
第七十六節農業……四一
第七十七節農業……四一
第七十八節農業……四一
第七十九節農業……四一
第八十節農業……四一
第八十一節農業……四一
第八十二節農業……四一
第八十三節農業……四一
第八十四節農業……四一
第八十五節農業……四一
第八十六節農業……四一
第八十七節農業……四一
第八十八節農業……四一
第八十九節農業……四一
第九十節農業……四一
第九十一節農業……四一
第九十二節農業……四一
第九十三節農業……四一
第九十四節農業……四一
第九十五節農業……四一
第九十六節農業……四一
第九十七節農業……四一
第九十八節農業……四一
第九十九節農業……四一
第百節農業……四一
第百一節農業……四一
第百二節農業……四一
第百三節農業……四一
第百四節農業……四一
第百五節農業……四一
第百六節農業……四一
第百七節農業……四一
第百八節農業……四一
第百九節農業……四一
第百十節農業……四一
第百十一節農業……四一
第百十二節農業……四一
第百十三節農業……四一
第百十四節農業……四一
第百十五節農業……四一
第百十六節農業……四一
第百十七節農業……四一
第百十八節農業……四一
第百十九節農業……四一
第百二十節農業……四一
第百二十一節農業……四一
第百二十二節農業……四一
第百二十三節農業……四一
第百二十四節農業……四一
第百二十五節農業……四一
第百二十六節農業……四一
第百二十七節農業……四一
第百二十八節農業……四一
第百二十九節農業……四一
第百三十節農業……四一
第百三十一節農業……四一
第百三十二節農業……四一
第百三十三節農業……四一
第百三十四節農業……四一
第百三十五節農業……四一
第百三十六節農業……四一
第百三十七節農業……四一
第百三十八節農業……四一
第百三十九節農業……四一
第百四十節農業……四一
第百四十一節農業……四一
第百四十二節農業……四一
第百四十三節農業……四一
第百四十四節農業……四一
第百四十五節農業……四一
第百四十六節農業……四一
第百四十七節農業……四一
第百四十八節農業……四一
第百四十九節農業……四一
第百五十節農業……四一
第百五十一節農業……四一
第百五十二節農業……四一
第百五十三節農業……四一
第百五十四節農業……四一
第百五十五節農業……四一
第百五十六節農業……四一
第百五十七節農業……四一
第百五十八節農業……四一
第百五十九節農業……四一
第百六十節農業……四一
第百六十一節農業……四一
第百六十二節農業……四一
第百六十三節農業……四一
第百六十四節農業……四一
第百六十五節農業……四一
第百六十六節農業……四一
第百六十七節農業……四一
第百六十八節農業……四一
第百六十九節農業……四一
第百七十節農業……四一
第百七十一節農業……四一
第百七十二節農業……四一
第百七十三節農業……四一
第百七十四節農業……四一
第百七十五節農業……四一
第百七十六節農業……四一
第百七十七節農業……四一
第百七十八節農業……四一
第百七十九節農業……四一
第百八十節農業……四一
第百八十一節農業……四一
第百八十二節農業……四一
第百八十三節農業……四一
第百八十四節農業……四一
第百八十五節農業……四一
第百八十六節農業……四一
第百八十七節農業……四一
第百八十八節農業……四一
第百八十九節農業……四一
第百九十節農業……四一
第百九十一節農業……四一
第百九十二節農業……四一
第百九十三節農業……四一
第百九十四節農業……四一
第百九十五節農業……四一
第百九十六節農業……四一
第百九十七節農業……四一
第百九十八節農業……四一
第百九十九節農業……四一
第二百節農業……四一
第二百一節農業……四一
第二百二節農業……四一
第二百三節農業……四一
第二百四節農業……四一
第二百五節農業……四一
第二百六節農業……四一
第二百七節農業……四一
第二百八節農業……四一
第二百九節農業……四一
第二百十節農業……四一
第二百十一節農業……四一
第二百十二節農業……四一
第二百十三節農業……四一
第二百十四節農業……四一
第二百十五節農業……四一
第二百十六節農業……四一
第二百十七節農業……四一
第二百十八節農業……四一
第二百十九節農業……四一
第二百二十節農業……四一
第二百二十一節農業……四一
第二百二十二節農業……四一
第二百二十三節農業……四一
第二百二十四節農業……四一
第二百二十五節農業……四一
第二百二十六節農業……四一
第二百二十七節農業……四一
第二百二十八節農業……四一
第二百二十九節農業……四一
第三百節農業……四一
第三百一節農業……四一
第三百二節農業……四一
第三百三節農業……四一
第三百四節農業……四一
第三百五節農業……四一
第三百六節農業……四一
第三百七節農業……四一
第三百八節農業……四一
第三百九節農業……四一
第三百十節農業……四一
第三百十一節農業……四一
第三百十二節農業……四一
第三百十三節農業……四一
第三百十四節農業……四一
第三百十五節農業……四一
第三百十六節農業……四一
第三百十七節農業……四一
第三百十八節農業……四一
第三百十九節農業……四一
第四百節農業……四一
第四百一節農業……四一
第四百二節農業……四一
第四百三節農業……四一
第四百四節農業……四一
第四百五節農業……四一
第四百六節農業……四一
第四百七節農業……四一
第四百八節農業……四一
第四百九節農業……四一
第五百節農業……四一
第五百一節農業……四一
第五百二節農業……四一
第五百三節農業……四一
第五百四節農業……四一
第五百五節農業……四一
第五百六節農業……四一
第五百七節農業……四一
第五百八節農業……四一
第五百九節農業……四一
第六百節農業……四一
第六百一節農業……四一
第六百二節農業……四一
第六百三節農業……四一
第六百四節農業……四一
第六百五節農業……四一
第六百六節農業……四一
第六百七節農業……四一
第六百八節農業……四一
第六百九節農業……四一
第七百節農業……四一
第七百一節農業……四一
第七百二節農業……四一
第七百三節農業……四一
第七百四節農業……四一
第七百五節農業……四一
第七百六節農業……四一
第七百七節農業……四一
第七百八節農業……四一
第七百九節農業……四一
第八百節農業……四一
第八百一節農業……四一
第八百二節農業……四一
第八百三節農業……四一
第八百四節農業……四一
第八百五節農業……四一
第八百六節農業……四一
第八百七節農業……四一
第八百八節農業……四一
第八百九節農業……四一
第九百節農業……四一
第九百一節農業……四一
第九百二節農業……四一
第九百三節農業……四一
第九百四節農業……四一
第九百五節農業……四一
第九百六節農業……四一
第九百七節農業……四一
第九百八節農業……四一
第九百九節農業……四一
第十百節農業……四一
第十百一節農業……四一
第十百二節農業……四一
第十百三節農業……四一
第十百四節農業……四一
第十百五節農業……四一
第十百六節農業……四一
第十百七節農業……四一
第十百八節農業……四一
第十百九節農業……四一
第十一百節農業……四一
第十一百一節農業……四一
第十一百二節農業……四一
第十一百三節農業……四一
第十一百四節農業……四一
第十一百五節農業……四一
第十一百六節農業……四一
第十一百七節農業……四一
第十一百八節農業……四一
第十一百九節農業……四一
第十二百節農業……四一
第十二百一節農業……四一
第十二百二節農業……四一
第十二百三節農業……四一
第十二百四節農業……四一
第十二百五節農業……四一
第十二百六節農業……四一
第十二百七節農業……四一
第十二百八節農業……四一
第十二百九節農業……四一
第十三百節農業……四一
第十三百一節農業……四一
第十三百二節農業……四一
第十三百三節農業……四一
第十三百四節農業……四一
第十三百五節農業……四一
第十三百六節農業……四一
第十三百七節農業……四一
第十三百八節農業……四一
第十三百九節農業……四一
第十四百節農業……四一
第十四百一節農業……四一
第十四百二節農業……四一
第十四百三節農業……四一
第十四百四節農業……四一
第十四百五節農業……四一
第十四百六節農業……四一
第十四百七節農業……四一
第十四百八節農業……四一
第十四百九節農業……四一
第十五百節農業……四一
第十五百一節農業……四一
第十五百二節農業……四一
第十五百三節農業……四一
第十五百四節農業……四一
第十五百五節農業……四一
第十五百六節農業……四一
第十五百七節農業……四一
第十五百八節農業……四一
第十五百九節農業……四一
第十六百節農業……四一
第十六百一節農業……四一
第十六百二節農業……四一
第十六百三節農業……四一
第十六百四節農業……四一
第十六百五節農業……四一
第十六百六節農業……四一
第十六百七節農業……四一
第十六百八節農業……四一
第十六百九節農業……四一
第十七百節農業……四一
第十七百一節農業……四一
第十七百二節農業……四一
第十七百三節農業……四一
第十七百四節農業……四一
第十七百五節農業……四一
第十七百六節農業……四一
第十七百七節農業……四一
第十七百八節農業……四一
第十七百九節農業……四一
第十八百節農業……四一
第十八百一節農業……四一
第十八百二節農業……四一
第十八百三節農業……四一
第十八百四節農業……四一
第十八百五節農業……四一
第十八百六節農業……四一
第十八百七節農業……四一
第十八百八節農業……四一
第十八百九節農業……四一
第十九百節農業……四一
第十九百一節農業……四一
第十九百二節農業……四一
第十九百三節農業……四一
第十九百四節農業……四一
第十九百五節農業……四一
第十九百六節農業……四一
第十九百七節農業……四一
第十九百八節農業……四一
第十九百九節農業……四一
第二十百節農業……四一
第二十百一節農業……四一
第二十百二節農業……四一
第二十百三節農業……四一
第二十百四節農業……四一
第二十百五節農業……四一
第二十百六節農業……四一
第二十百七節農業……四一
第二十百八節農業……四一
第二十百九節農業……四一
第二十一百節農業……四一
第二十一百一節農業……四一
第二十一百二節農業……四一
第二十一百三節農業……四一
第二十一百四節農業……四一
第二十一百五節農業……四一
第二十一百六節農業……四一
第二十一百七節農業……四一
第二十一百八節農業……四一
第二十一百九節農業……四一
第二十二百節農業……四一
第二十二百一節農業……四一
第二十二百二節農業……四一
第二十二百三節農業……四一
第二十二百四節農業……四一
第二十二百五節農業……四一
第二十二百六節農業……四一
第二十二百七節農業……四一
第二十二百八節農業……四一
第二十二百九節農業……四一
第二十三百節農業……四一
第二十三百一節農業……四一
第二十三百二節農業……四一
第二十三百三節農業……四一
第二十三百四節農業……四一
第二十三百五節農業……四一
第二十三百六節農業……四一
第二十三百七節農業……四一
第二十三百八節農業……四一
第二十三百九節農業……四一
第二十四百節農業……四一
第二十四百一節農業……四一
第二十四百二節農業……四一
第二十四百三節農業……四一
第二十四百四節農業……四一
第二十四百五節農業……四一
第二十四百六節農業……四一
第二十四百七節農業……四一
第二十四百八節農業……四一
第二十四百九節農業……四一
第二十五百節農業……四一
第二十五百一節農業……四一
第二十五百二節農業……四一
第二十五百三節農業……四一
第二十五百四節農業……四一
第二十五百五節農業……四一
第二十五百六節農業……四一
第二十五百七節農業……四一
第二十五百八節農業……四一
第二十五百九節農業……四一
第二十六百節農業……四一
第二十六百一節農業……四一
第二十六百二節農業……四一
第二十六百三節農業……四一
第二十六百四節農業……四一
第二十六百五節農業……四一
第二十六百六節農業……四一
第二十六百七節農業……四一
第二十六百八節農業……四一
第二十六百九節農業……四一
第二十七百節農業……四一
第二十七百一節農業……四一
第二十七百二節農業……四一
第二十七百三節農業……四一
第二十七百四節農業……四一
第二十七百五節農業……四一
第二十七百六節農業……四一
第二十七百七節農業……四一
第二十七百八節農業……四一
第二十七百九節農業……四一
第二十八百節農業……四一
第二十八百一節農業……四一
第二十八百二節農業……四一
第二十八百三節農業……四一
第二十八百四節農業……四一
第二十八百五節農業……四一
第二十八百六節農業……四一
第二十八百七節農業……四一
第二十八百八節農業……四一
第二十八百九節農業……四一
第二十九百節農業……四一
第二十九百一節農業……四一
第二十九百二節農業……四一
第二十九百三節農業……四一
第二十九百四節農業……四一
第二十九百五節農業……四一
第二十九百六節農業……四一
第二十九百七節農業……四一
第二十九百八節農業……四一
第二十九百九節農業……四一
第三百節農業……四一
第三百一節農業……四一
第三百二節農業……四一
第三百三節農業……四一
第三百四節農業……四一
第三百五節農業……四一
第三百六節農業……四一
第三百七節農業……四一
第三百八節農業……四一
第三百九節農業……四一
第三十百節農業……四一
第三十百一節農業……四一
第三十百二節農業……四一
第三十百三節農業……四一
第三十百四節農業……四一
第三十百五節農業……四一
第三十百六節農業……四一
第三十百七節農業……四一
第三十百八節農業……四一
第三十百九節農業……四一
第三十一百節農業……四一
第三十一百一節農業……四一
第三十一百二節農業……四一
第三十一百三節農業……四一
第三十一百四節農業……四一
第三十一百五節農業……四一
第三十一百六節農業……四一
第三十一百七節農業……四一
第三十一百八節農業……四一
第三十一百九節農業……四一
第三十二百節農業……四一
第三十二百一節農業……四一
第三十二百二節農業……四一
第三十二百三節農業……四一
第三十二百四節農業……四一
第三十二百五節農業……四一
第三十二百六節農業……四一
第三十二百七節農業……四一
第三十二百八節農業……四一
第三十二百九節農業……四一
第三十三百節農業……四一
第三十三百一節農業……四一
第三十三百二節農業……四一
第三十三百三節農業……四一
第三十三百四節農業……四一
第三十三百五節農業……四一
第三十三百六節農業……四一
第三十三百七節農業……四一
第三十三百八節農業……四一
第三十三百九節農業……四一
第三十四百節農業……四一
第三十四百一節農業……四一
第三十四百二節農業……四一
第三十四百三節農業……四一
第三十四百四節農業……四一
第三十四百五節農業……四一
第三十四百六節農業……四一
第三十四百七節農業……四一
第三十四百八節農業……四一
第三十四百九節農業……四一
第三十五百節農業……四一
第三十五百一節農業……四一
第三十五百二節農業……四一
第三十五百三節農業……四一
第三十五百四節農業……四一
第三十五百五節農業……四一
第三十五百六節農業……四一
第三十五百七節農業……四一
第三十五百八節農業……四一
第三十五百九節農業……四一
第三十六百節農業……四一
第三十六百一節農業……四一
第三十六百二節農業……四一
第三十六百三節農業……四一
第三十六百四節農業……四一
第三十六百五節農業……四一
第三十六百六節農業……四一
第三十六百七節農業……四一
第三十六百八節農業……四一
第三十六百九節農業……四一
第三十七百節農業……四一
第三十七百一節農業……四一
第三十七百二節農業……四一
第三十七百三節農業……四一
第三十七百四節農業……四一
第三十七百五節農業……四一
第三十七百六節農業……四一
第三十七百七節農業……四一
第三十七百八節農業……四一
第三十七百九節農業……四一
第三十八百節農業……四一
第三十八百一節農業……四一
第三十八百二節農業……四一
第三十八百三節農業……四一
第三十八百四節農業……四一
第三十八百五節農業……四一
第三十八百六節農業……四一
第三十八百七節農業……四一
第三十八百八節農業……四一
第三十八百九節農業……四一
第三十九百節農業……四一
第三十九百一節農業……四一
第三十九百二節農業……四一
第三十九百三節農業……四一
第三十九百四節農業……四一
第三十九百五節農業……四一
第三十九百六節農業……四一
第三十九百七節農業……四一
第三十九百八節農業……四一
第三十九百九節農業……四一
第四百節農業……四一
第四百一節農業……四一
第四百二節農業……四一
第四百三節農業……四一
第四百四節農業……四一
第四百五節農業……四一
第四百六節農業……四一
第四百七節農業……四一
第四百八節農業……四一
第四百九節農業……四一
第五百節農業……四一
第五百一節農業……四一
第五百二節農業……四一
第五百三節農業……四一
第五百四節農業……四一
第五百五節農業……四一
第五百六節農業……四一
第五百七節農業……四一
第五百八節農業……四一
第五百九節農業……四一
第六百節農業……四一
第六百一節農業……四一
第六百二節農業……四一
第六百三節農業……四一
第六百四節農業……四一
第六百五節農業……四一
第六百六節農業……四一
第六百七節農業……四一
第六百八節農業……四一
第六百九節農業……四一
第七百節農業……四一
第七百一節農業……四一
第七百二節農業……四一
第七百三節農業……四一
第七百四節農業……四一
第七百五節農業……四一
第七百六節農業……四一
第七百七節農業……四一
第七百八節農業……四一
第七百九節農業……四一
第八百節農業……四一
第八百一節農業……四一
第八百二節農業……四一
第八百三節農業……四一
第八百四節農業……四一
第八百五節農業……四一
第八百六節農業……四一
第八百七節農業……四一
第八百八節農業……四一
第八百九節農業……四一
第九百節農業……四一
第九百一節農業……四一
第九百二節農業……四一
第九百三節農業……四一
第九百四節農業……四一
第九百五節農業……四一
第九百六節農業……四一
第九百七節農業……四一
第九百八節農業……四一
第九百九節農業……四一
第十百節農業……四一
第十百一節農業……四一
第十百二節農業……四一
第十百三節農業……四一
第十百四節農業……四一
第十百五節農業……四一
第十百六節農業……四一
第十百七節農業……四一
第十百八節農業……四一
第十百九節農業……四一
第十一百節農業……四一
第十一百一節農業……四一
第十一百二節農業……四一
第十一百三節農業……四一
第十一百四節農業……四一
第十一百五節農業……四一
第十一百六節農業……四一
第十一百七節農業……四一
第十一百八節農業……四一
第十一百九節農業……四一
第十二百節農業……四一
第十二百一節農業……四一
第十二百二節農業……四一
第十二百三節農業……四一
第十二百四節農業……四一
第十二百五節農業……四一
第十二百六節農業……四一
第十二百七節農業……四一
第十二百八節農業……四一
第十二百九節農業……四一
第十三百節農業……四一
第十三百一節農業……四一
第十三百二節農業……四一
第十三百三節農業……四一
第十三百四節農業……四一
第十三百五節農業……四一
第十三百六節農業……四一
第十三百七節農業……四一
第十三百八節農業……四一
第十三百九節農業……四一
第十四百節農業……四一
第十四百一節農業……四一
第十四百二節農業……四一
第十四百三節農業……四一
第十四百四節農業……四一
第十四百五節農業……四一
第十四百六節農業……四一
第十四百七節農業……四一
第十四百八節農業……四一
第十四百九節農業……四一
第十五百節農業……四一
第十五百一節農業……四一
第十五百二節農業……四一
第十五百三節農業……四一
第十五百四節農業……四一
第十五百五節農業……四一
第十五百六節農業……四一
第十五百七節農業……四一
第十五百八節農業……四一
第十五百九節農業……四一
第十六百節農業……四一
第十六百一節農業……四一
第十六百二節農業……四一
第十六百三節農業……四一
第十六百四節農業……四一
第十六百五節農業……四一
第十六百六節農業……四一
第十六百七節農業……四一
第十六百八節農業……四一
第十六百九節農業……四一
第十七百節農業……四一
第十七百一節農業……四一
第十七百二節農業……四一
第十七百三節農業……四一
第十七百四節農業……四一
第十七百五節農業……四一
第十七百六節農業……四一
第十七百七節農業……四一
第十七百八節農業……四一
第十七百九節農業……四一
第十八百節農業……四一
第十八百一節農業……四一
第十八百二節農業……四一
第十八百三節農業……四一
第十八百四節農業……四一
第十八百五節農業……四一
第十八百六節農業……四一
第十八百七節農業……四一
第十八百八節農業……四一
第十八百九節農業……四一
第十九百節農業……四一
第十九百一節農業……四一
第十九百二節農業……四一
第十九百三節農業……四一
第十九百四節農業……四一
第十九百五節農業……四一
第十九百六節農業……四一
第十九百七節農業……四一
第十九百八節農業……四一
第十九百九節農業……四一
第二十百節農業……四一
第二十百一節農業……四一
第二十百二節農業……四一
第二十百三節農業……四一
第二十百四節農業……四一
第二十百五節農業……四一
第二十百六節農業……四一
第二十百七節農業……四一
第二十百八節農業……四一
第二十百九節農業……四一
第二十一百節農業……四一
第二十一百一節農業……四一
第二十一百二節農業……四一
第二十一百三節農業……四一
第二十一百四節農業……四一
第二十一百五節農業……四一
第二十一百六節農業……四一
第二十一百七節農業……四一
第二十一百八節農業……四一
第二十一百九節農業……四一
第二十二百節農業……四一
第二十二百一節農業……四一
第二十二百二節農業……四一
第二十二百三節農業……四一
第二十二百四節農業……四一
第二十二百五節農業……四一
第二十二百六節農業……四一
第二十二百七節農業……四一
第二十二百八節農業……四一
第二十二百九節農業……四一
第二十三百節農業……四一
第二十三百一節農業……四一
第二十三百二節農業……四一
第二十三百三節農業……四一
第二十三百四節農業……四一
第二十三百五節農業……四一
第二十三百六節農業……四一
第二十三百七節農業……四一
第二十三百八節農業……四一
第二十三百九節農業……四一
第二十四百節農業……四一
第二十四百一節農業……四一
第二十四百二節農業……四一
第二十四百三節農業……四一
第二十四百四節農業……四一
第二十四百五節農業……四一
第二十四百六節農業……四一
第二十四百七節農業……四一
第二十四百八節農業……四一
第二十四百九節農業……四一
第二十五百節農業……四一
第二十五百一節農業……四一
第二十五百二節農業……四一
第二十五百三節農業……四一
第二十五百四節農業……四一
第二十五百五節農業……四一
第二十五百六節農業……四一
第二十五百七節農業……四一
第二十五百八節農業……四一
第二十五百九節農業……四一
第二十六百節農業……四一
第二十六百一節農業……四一
第二十六百二節農業……四一
第二十六百三節農業……四一
第二十六百四節農業……四一
第二十六百五節農業……四一
第二十六百六節農業……四一
第二十六百七節農業……四一
第二十六百八節農業……四一
第二十六百九節農業……四一
第二十七百節農業……四一
第二十七百一節農業……四一
第二十七百二節農業……四一
第二十七百三節農業……四一
第二十七百四節農業……四一
第二十七百五節農業……四一
第二十七百六節農業……四一
第二十七百七節農業……四一
第二十七百八節農業……四一
第二十七百九節農業……四一
第二十八百節農業……四一
第二十八百一節農業……四一
第二十八百二節農業……四一
第二十八百三節農業……四一
第二十八百四節農業……四一
第二十八百五節農業……四一
第二十八百六節農業……四一
第二十八百七節農業……四一
第二十八百八節農業……四一
第二十八百九節農業……四一
第二十九百節農業……四一
第二十九百一節農業……四一
第二十九百二節農業……四一
第二十九百三節農業……四一
第二十九百四節農業……四一
第二十九百五節農業……四一
第二十九百六節農業……四一
第二十九百七節農業……四一
第二十九百八節農業……四一
第二十九百九節農業……四一
第三百節農業……四一
第三百一節農業……四一
第三百二節農業……四一
第三百三節農業……四一
第三百四節農業……四一
第三百五節農業……四一
第三百六節農業……四一
第三百七節農業……四一
第三百八節農業……四一
第三百九節農業……四一
第三十百節農業……四一
第三十百一節農業……四一
第三十百二節農業……四一
第三十百三節農業……四一
第三十百四節農業……四一
第三十百五節農業……四一
第三十百六節農業……四一
第三十百七節農業……四一
第三十百八節農業……四一
第三十百九節農業……四一
第三十一百節農業……四一
第三十一百一節農業……四一
第三十一百二節農業……四一
第三十一百三節農業……四一
第三十一百四節農業……四一
第三十一百五節農業……四一
第三十一百六節農業……四一
第三十一百七節農業……四一
第三十一百八節農業……四一
第三十一百九節農業……四一
第三十二百節農業……四一
第三十二百一節農業……四一
第三十二百二節農業……四一
第三十二百三節農業……四一
第三十二百四節農業……四一
第三十二百五節農業……四一
第三十二百六節農業……四一
第三十二百七節農業……四一
第三十二百八節農業……四一
第三十二百九節農業……四一
第三十三百節農業……四一
第三十三百一節農業……四一
第三十三百二節農業……四一
第三十三百三節農業……四一
第三十三百四節農業……四一
第三十三百五節農業……四一
第三十三百六節農業……四一
第三十三百七節農業……四一
第三十三百八節農業……四一
第三十三百九節農業……四一
第三十四百節農業……四一
第三十四百一節農業……四一
第三十四百二節農業……四一
第三十四百三節農業……四一
第三十四百四節農業……四一
第三十四百五節農業……四一
第三十四百六節農業……四一
第三十四百七節農業……四一
第三十四百八節農業……四一
第三十四百九節農業……四一
第三十五百節農業……四一
第三十五百一節農業……四一
第三十五百二節農業……四一
第三十五百三節農業……四一
第三十五百四節農業……四一
第三十五百五節農業……四一
第三十五百六節農業……四一
第三十五百七節農業……四一
第三十五百八節農業……四一
第三十五百九節農業……四一
第三十六百節農業……四一
第三十六百一節農業……四一
第三十六百二節農業……四一
第三十六百三節農業……四一
第三十六百四節農業……四一
第三十六百五節農業……四一
第三十六百六節農業……四一
第三十六百七節農業……四一
第三十六百八節農業……四一
第三十六百九節農業……四一
第三十七百節農業……四一
第三十七百一節農業……四一
第三十七百二節農業……四一
第三十七百三節農業……四一
第三十七百四節農業……四一
第三十七百五節農業……四一
第三十七百六節農業……四一
第三十七百七節農業……四一
第三十七百八節農業……四一
第三十七百九節農業……四一
第三十八百節農業……四一
第三十八百一節農業……四一
第三十八百二節農業……四一
第三十八百三節農業……四一
第三十八百四節農業……四一
第三十八百五節農業……四一
第三十八百六節農業……四一
第三十八百七節農業……四一
第三十八百八節農業……四一
第三十八百九節農業……四一
第三十九百節農業……四一
第三十九百一節農業……四一
第三十九百二節農業……四一
第三十九百三節農業……四一
第三十九百四節農業……四一
第三十九百五節農業……四一
第三十九百六節農業……四一
第三十九百七節農業……四一
第三十九百八節農業……四一
第三十九百九節農業……四一
第四百節農業……四一
第四百一節農業……四一
第四百二節農業……四一
第四百三節農業……四一
第四百四節農業……四一
第四百五節農業……四一
第四百六節農業……四一
第四百七節農業……四一
第四百八節農業……四一
第四百九節農業……四一
第五百節農業……四一
第五百一節農業……四一
第五百二節農業……四一
第五百三節農業……四一
第五百四節農業……四一
第五百五節農業……四一
第五百六節農業……四一
第五百七節農業……四一
第五百八節農業……四一
第五百九節農業……四一
第六百節農業……四一
第六百一節農業……四一
第六百二節農業……四一
第六百三節農業……四一
第六百四節農業……四一
第六百五節農業……四一
第六百六節農業……四一
第六百七節農業……四一
第六百八節農業……四一
第六百九節農業……四一
第七百節農業……四一
第七百一節農業……四一
第七百二節農業……四一
第七百三節農業……四一
第七百四節農業……四一
第七百五節農業……四一
第七百六節農業……四一
第七百七節農業……四一
第七百八節農業……四一
第七百九節農業……四一
第八百節農業……四一
第八百一節農業……四一
第八百二節農業……四一
第八百三節農業……四一
第八百四節農業……四一
第八百五節農業……四一
第八百六節農業……四一
第八百七節農業……四一
第八百八節農業……四一
第八百九節農業……四一
第九百節農業……四一
第九百一節農業……四一
第九百二節農業……四一
第九百三節農業……四一
第九百四節農業……四一
第九百五節農業……四一
第九百六節農業……四一
第九百七節農業……四一
第九百八節農業……四一
第九百九節農業……四一
第十百節農業……四一
第十百一節農業……四一
第十百二節農業……四一
第十百三節農業……四一
第十百四節農業……四一
第十百五節農業……四一
第十百六節農業……四一
第十百七節農業……四一
第十百八節農業……四一
第十百九節農業……四一
第十一百節農業……四一
第十一百一節農業……四一
第十一百二節農業……四一
第十一百三節農業……四一
第十一百四節農業……四一
第十一百五節農業……四一
第十一百六節農業……四一
第十一百七節農業……四一
第十一百八節農業……四一
第十一百九節農業……四一
第十二百節農業……四一
第十二百一節農業……四一
第十二百二節農業……四一
第十二百三節農業……四一
第十二百四節農業……四一
第十二百五節農業……四一
第十二百六節農業……四一
第十二百七節農業……四一
第十二百八節農業……四一
第十二百九節農業……四一
第十三百節農業……四一
第十三百一節農業……四一
第十三百二節農業……四一
第十三百三節農業……四一
第十三百四節農業……四一
第十三百五節農業……四一
第十三百六節農業……四一
第十三百七節農業……四一
第十三百八節農業……四一
第十三百九節農業……四一
第十四百節農業……四一
第十四百一節農業……四一
第十四百二節農業……四一
第十四百三節農業……四一
第十四百四節農業……四一
第十四百五節農業……四一
第十四百六節農業……四一
第十四百七節農業……四一
第十四百八節農業……四一
第十四百九節農業……四一
第十五百節農業……四一
第十五百一節農業……四一
第十五百二節農業……四一
第十五百三節農業……四一
第十五百四節農業……四一
第十五百五節農業……四一
第十五百六節農業……四一
第十五百七節農業……四一
第十五百八節農業……四一
第十五百九節農業……四一
第十六百節農業……四一
第十六百一節農業……四一
第十六百二節農業……四一
第十六百三節農業……四一
第十六百四節農業……四一
第十六百五節農業……四一
第十六百六節農業……四一
第十六百七節農業……四一
第十六百八節農業……四一
第十六百九節農業……四一
第十七百節農業……四一
第十七百一節農業……四一
第十七百二節農業……四一
第十七百三節農業……四一
第十七百四節農業……四一
第十七百五節農業……四一
第十七百六節農業……四一
第十七百七節農業……四一
第十七百八節農業……四一
第十七百九節農業……四一
第十八百節農業……四一
第十八百一節農業……四一
第十八百二節農業……四一
第十八百三節農業……四一
第十八百四節農業……四一
第十八百五節農業……四一
第十八百六節農業……四一
第十八百七節農業……四一
第十八百八節農業……四一
第十八百九節農業……四一
第十九百節農業……四一
第十九百一節農業……四一
第十九百二節農業……四一
第十九百三節農業……四一
第十九百四節農業……四一
第十九百五節農業……四一
第十九百六節農業……四一
第十九百七節農業……四一
第十九百八節農業……四一
第十九百九節農業……四一
第二十百節農業……四一
第二十百一節農業……四一
第二十百二節農業……四一
第二十百三節農業……四一
第二十百四節農業……四一
第二十百五節農業……四一
第二十百六節農業……四一
第二十百七節農業……四一
第二十百八節農業……四一
第二十百九節農業……四一
第二十一百節農業……四一
第二十一百一節農業……四一
第二十一百二節農業……四一
第二十一百三節農業……四一
第二十一百四節農業……四一
第二十一百五節農業……四一
第二十一百六節農業……四一
第二十一百七節農業……四一
第二十一百八節農業……四一
第二十一百九節農業……四一
第二十二百節農業……四一
第二十二百一節農業……四一
第二十二百二節農業……四一
第二十二百三節農業……四一
第二十二百四節農業……四一
第二十二百五節農業……四一
第二十二百六節農業……四一
第二十二百七節農業……四一
第二十二百八節農業……四一
第二十二百九節農業……四一
第二十三百節農業……四一
第二十三百一節農業……四一
第二十三百二節農業……四一
第二十三百三節農業……四一
第二十三百四節農業……四一
第二十三百五節農業……四一
第二十三百六節農業……四一
第二十三百七節農業……四一
第二十三百八節農業……四一
第二十三百九節農業……四一
第二十四百節農業……四一
第二十四百一節農業……四一
第二十四百二節農業……四一
第二十四百三節農業……四一
第二十四百四節農業……四一
第二十四百五節農業……四一
第二十四百六節農業……四一
第二十四百七節農業……四一
第二十四百八節農業……四一
第二十四百九節農業……四一
第二十五百節農業……四一
第二十五百一節農業……四一
第二十五百二節農業……四一
第二十五百三節農業……四一
第二十五百四節農業……四一
第二十五百五節農業……四一
第二十五百六節農業……四一
第二十五百七節農業……四一
第二十五百八節農業……四一
第二十五百九節農業……四一
第二十六百節農業……四一
第二十六百一節農業……四一
第二十六百二節農業……四一
第二十六百三節農業……四一
第二十六百四節農業……四一
第二十六百五節農業……四一
第二十六百六節農業……四一
第二十六百七節農業……四一
第二十六百八節農業……四一
第二十六百九節農業……四一
第二十七百節農業……四一
第二十七百一節農業……四一
第二十七百二節農業……四一
第二十七百三節農業……四一
第二十七百四節農業……四一
第二十七百五節農業……四一
第二十七百六節農業……四一
第二十七百七節農業……四一
第二十七百八節農業……四一
第二十七百九節農業……四一
第二十八百節農業……四一
第二十八百一節農業……四一
第二十八百二節農業……四一
第二十八百三節農業……四一
第二十八百四節農業……四一
第二十八百五節農業……四一
第二十八百六節農業……四一
第二十八百七節農業……四一
第二十八百八節農業……四一
第二十八百九節農業……四一
第二十九百節農業……四一
第二十九百一節農業……四一
第二十九百二節農業……四一
第二十九百三節農業……四一
第二十九百四節農業……四一
第二十九百五節農業……四一
第二十九百六節農業……四一
第二十九百七節農業……四一
第二十九百八節農業……四一
第二十九百九節農業……四一
第三百節農業……四一
第三百一節農業……四一
第三百二節農業……四一
第三百三節農業……四一
第三百四節農業……四一
第三百五節農業……四一
第三百六節農業……四一
第三百七節農業……四一
第三百八節農業……四一
第三百九節農業……四一
第三十百節農業……四一
第三十百一節農業……四一
第三十百二節農業……四一
第三十百三節農業……四一
第三十百四節農業……四一
第三十百五節農業……四一
第三十百六節農業……四一
第三十百七節農業……四一
第三十百八節農業……四一
第三十百九節農業……四一
第三十一百節農業……四一
第三十一百一節農業……四一
第三十一百二節農業……四一
第三十一百三節農業……四一
第三十一百四節農業……四一
第三十一百五節農業……四一
第三十一百六節農業……四一
第三十一百七節農業……四一
第三十一百八節農業……四一
第三十一百九節農業……四一
第三十二百節農業……四一
第三十二百一節農業……四一
第三十二百二節農業……四一
第三十二百三節農業……四一
第三十二百四節農業……四一
第三十二百五節農業……四一
第三十二百六節農業……四一
第三十二百七節農業……四一
第三十二百八節農業……四一
第三十二百九節農業……四一
第三十三百節農業……四一
第三十三百一節農業……四一
第三十三百二節農業……四一
第三十三百三節農業……四一
第三十三百四節農業……四一
第三十三百五節農業……四一
第三十三百六節農業……四一
第三十三百七節農業……四一
第三十三百八節農業……四一
第三十三百九節農業……四一
第三十四百節農業……四一
第三十四百一節農業……四一
第三十四百二節農業……四一
第三十四百三節農業……四一
第三十四百四節農業……四一
第三十四百五節農業……四一
第三十四百六節農業……四一
第三十四百七節農業……四一
第三十四百八節農業……四一
第三十四百九節農業……四一
第三十五百節農業……四一
第三十五百一節農業……四一
第三十五百二節農業……四一
第三十五百三節農業……四一
第三十五百四節農業……四一
第三十五百五節農業……四一
第三十五百六節農業……四一
第三十五百七節農業……四一
第三十五百八節農業……四一
第三十五百九節農業……四一
第三十六百節農業……四一
第三十六百一節農業……四一
第三十六百二節農業……四一
第三十六百三節農業……四一
第三十六百四

概説

勞働者狀態改善施設及び勞働者運動對策としては特に著しいものに接し得なかつた。唯農業勞働者のそれに對する施設及び對策に於ては可成り注意すべきものがある樣である。

業主の施設及び對策は、工場、鑛山、交通業其他の勞働者に對するものは依然たるもので、何等目新しいものがない。唯農村に於けるそれには、餘程の變調を來して、從來の慰撫的態度から對抗的態度へと移つて來た跡が歴然として窺はれ得る。

第三者の施設としては、軍縮整理に伴ふ失業者の爲めの職業紹介と、工場法改正と、健康保險制と、自作農創設維持とを數へ得やう。各府縣がそれと同時に藝娼妓の待遇改善に努力したことは、種々の意味に於て甚だ興味のある事柄であつた。

勞働運動對策としては小作爭議調停法案を除いては、特に目ぼしいものに接し得なかつた。

第一編　業主の施設及對策

勞働者及び一般被傭者の狀態並に勞働運動に對する當該傭主の施設、對策及び態度を各種の業態の方面に大別して觀察せんと欲するのである。

第一章　工・鑛・交通業資本家の施設及對策

此方面の勞働者の運動が前編に說けるが如く歳々旺んになりつゝあるに對し、當該資本家の之に應ずる施設及び對策にも可成りの變化を來してゐることは爭はれぬ事實であるが、さりとて事新しき適切なる施設らしくは對策の發生を見ることが出來なかつた。今左に最近に於ける該施設の成績並に大正十二年中に行はれた主な施設について其概要を摘記するであらう。

第一節　慰撫的對策

第一　共濟組合

1　一般狀況

共濟組合に關する全國的調査の結果には尙ほ未だ接することが出來ないが、大阪市及び横濱市に於ける調査によつて其の大體を窺ひ得ると思ふ。

大阪市社會部調査課の大正十二年七月一日發行した「工場勞働雇傭關係」に依れば、大阪市及び隣接町村にある工場一五六中共濟組合の設けある工場七八(五〇・〇%)であつて、半數を占めてゐる。之を工場種別によつて分てば、

工場種別	共済組合ヲ設クル工場數	全工場數	共済組合ヲ設クル工場ノ全工場中占ムル割合
織維工場	一二	三八	三・二
機械器具工場	二九	四七	六・二
化學工場	一五	三四	四・五
飲食物工場	五	七	七・一
特別工場	六	一〇	六・〇
雜工場	一一	二〇	五・五
計	七八	一五六	五・〇

これに就いて同部の説明によれば「數では機械工場割合では飲食物工場が最も優つてゐる譯で織維及化學工場となると甚だ振はないが、之は同工業　於ては工場主施設の福利機關が比較的よく整つてゐて自然共済組合の必要がないからだと解したいと」の事である。

次に横濱市内に於ける職工十五人以上使用工場に就き大正十一月八月末現在にて調査したる横濱市役所社會課の「勞働調査報告、工業勞働調査」によれば、調査工場全數一六七に對し、互助設備を有する工場四九(二九・三%)であつて、工場種別に依る狀況は左の如くである。

工場種別	共済組合ヲ有スル工場數	全工場數	共済組合ヲ設クル工場ノ全工場中占ムル割合
織維工場	一二	二八	四・三
機械器具工場	一二	三六	三・三
化學工場	一一	二七	四・一
飲食物工場	二	一二	一・七
雜工場	一〇	六一	一・六
特別工場	二	三	六・七
計	四九	一六七	二・九

尙ほ其の内容に就いて見るに、大阪市社會部調査課の發表を左に摘記しやう(尙ほ丙第一表其一—四參照)

先づ名稱について見ると相愛會久潤會工友會親和會救濟會大自會善誠會など種々あるが大體に於ては何々共済會又は何々共済組合といふ如く共済會又は共済組合の上に名をつけてゐるものが多いそしてその目的とする所は悉く相互扶助にあつて組合員の退職疾病負傷死亡又は不慮の災害のため受けたる不幸又は姙娠のため勤務に服する能はざるものを相互扶助する外日用必須の品を安價で提供し或は娯樂設備を整へて工場生活をして愉快ならしめるものが多い。

組織についていふと男工にして青年團に入會せざる者及獨身女工を以て組織する者、不詳のもの各一工場の外會社の保護の下に組織せる者九工場、職工の有志又は自由に任せてゐる者五工場、男工のみによるとせるもの一工場で殘り六一工場は全然當該工場の職工だけか又職工は職工でも三月乃至一年間勤務せるものとか又職工監視船員定夫小使は凡てとするもの及重役以下全部とせるものである。

次に組合員數について云ふと織維一二、八五〇人機械二八、五五九人化學三、四四六人飲食物三、三七一人特種三、二一九人雜二、九七一人で機械工が一番多くそれから織維工となつてゐるのが全職工數に

比較すると福利施設の行屆いてゐない工場程會員數が多いやうに思はれるがそれは兎に角全會員數は五四、四一六人であるから全成年工九〇、一八九人の三五、七七三人だけは之に入會してゐないことになるのである。

出資額について見ると、全然工場側が補助してゐないもの七、他の七一は幾分か會社が補助してゐるものである。會社側が補助する場合に於ける工場側及職工側の出資割合について見ると、工場側での出金は職工と同額のもの最も多く、それに次いでは半額で職工側の出金は月收を標準とするものに在つてはその一〇〇分一、一〇〇分の三とするもの、日收を標準とするものにあつてはその一〇分の二とするもの、一定額を定めてゐるものでは三〇錢二〇錢一〇錢のものが多いことになるのである。

更に事業の種類について見ると、大體醫務救濟購買娯樂の四つに別つことが出來るが。尙此外體育教育に關したものがある。そして之を大別すると、醫務救濟の二部に分けて仕事をしてゐるものが一七、救濟のみのもの二〇、醫務救濟修養購買に分けてゐるもの一、救濟娯樂四、救濟購買一、醫務救濟購買及娯樂に分けてゐるもの四工場で、他の二八の事業については明である。

2　組合の新設及解散

本年中に設立の計畫されたものゝ主なものを擧ぐれば左の二つである。

小倉淺野製鋼所の共濟組合設置――六月創立、十一月一日より實施

富山縣東礪波郡福野町工場の工場共濟會設置

右の中「小倉淺野製鋼所の共濟組合」について其大要を述べやう。

『小倉淺野製鋼所の共濟組合設置』――同所では勞働運動家による職工の動搖を恐れ昨年來共濟組合設立の計畫中であつたが、いよ／＼本年に入り職工側より委員七名を選出し、永見庶務課長委員長となつて組合規定の起草に努めてゐたが、大體の成案を得たので六月二十日開會の株主總會に附議し、其承認を經たので七月一日より實施することゝ成つた。同組合は會社側より資金十萬圓を同組合に寄附し、其の利子一ヶ年五千圓を以て經營し、職工側よりは出資を爲さしめない方針である。而して該基金は四五年以内に會社が寄附をするが、其間は會社側の雜費として利子額丈けの寄附を爲す筈であるといふ。

資本家の溫情に基く共濟組合は、勞働者側が其位地を自覺するや漸く之れに對して疑惑を生じ來る傾のあるものであつて、殊に資本家側がそれを好餌として、しかも任意な取扱を行ふ場合には兎角物議を生じ勝なものである。而して大正十二年度に於ても其例として京都奥村電氣商會に於ける共濟組合の解散說を生ずるに至つたのである。

『奥村電氣商會共濟組合の解散說』――同商會に於て本年六七兩月に渉つて勞働爭議の勃發を見たは既報の如くとであるが（前部第一編組織一章中參照）、其爭議の一因には同商會共濟組合の役員選任の方法に對する不滿があつた。而して該爭議解決の一條件として同共濟組合の役員全部を平職工より選出する事の協定を遂げたのである。然るに其後役員中には依然として職工以外の社員二十名が加はり何

事に就けても職工に不利益を生ずる惧があるので、下半期の貯金微收期に差迫れる十二月末に至り、寧ろ之を解散するに如かずとの議論が有力となり、一千五百餘名の職工全部は勞働總同盟の奥村甚之助氏外二名を代表者として該組合解散の交渉を開始せしむることゝなつた。商會主は京都府警察部に部長を訪問、諒解を求むる所があつた。

第二　扶助給與

工場法適用の工場及び鑛山には療養、歸鄉、傷害、遺族、葬祭等に關する扶助の規定が設けられてゐるが、其規定の内容は本年鑑十二年版に數箇の主なるものを採錄して置いた（同年鑑一三二―一三九頁參照）

大正九年度に於ける全國工場（但し適用工場）の扶助件數支給額及び扶助を受けたる職工數等に關し第五回工場監督年報の記述する所を抄錄すれば左の如くである。尚ほ同年報所載の同事項に關する統計表は丙第二表として本部末尾に蒐錄した。

職工又ハ其ノ遺族ノ扶助及職工ノ歸鄉旅費

第一節　業務上ノ負傷、疾病者ニ對スル扶助並其ノ處置

職工ノ業務上ニ於ケル負傷疾病ニ對シ工業主カ工場法規ニ準據シテ扶助セシ件數ハ三十七萬五千三百五十三件、其ノ金額ハ二百八十六萬一千三百五十五圓五十五錢ニシテ之ヲ大正八年ニ比スレハ職工總數ハ同年ヨリモ著シク減少セルニ拘ハラス扶助件數三萬七千九百九十七件（一割一分三厘）、其ノ金額五十萬五千四十八圓九十錢（二割一分四厘）增加シ居レリ、之レ前年來引續キテ諸物價ノ騰貴セルニ伴ヒ治療費ノ增高セシコト、扶助金算出ノ基礎タル賃金增額セシコト等素ヨリ其ノ一因タルモ、大ナル原因ハ前年來ノ職工募集難、勞働條件改善運動等ニ刺激セラレテ工業主漸次疊醒シ扶助ノ免脱、減等ヲ謀ラントスルモノ次第ニ跡ヲ斷チテ（東京府及高知縣ニ一二件アリタルニ過キス）一般之ヲ厚クスルニ努ムルニ至リタル結果ニシテ休業扶助等ノ支給件數及支給金額著シク增加セルカ如キハ最モ能ク此ノ事實ヲ證明セリ從テ高知縣ニ於テ一件アリタルノ外扶助ニ關シ工業主ト職工トノ間ニ紛議ヲ釀シタルコトナク要スルニ扶助ハ概シテ一般適法ニ行ハレタルノミナラス其ノ支給額モ玆ニ正確ナル數字ヲ以テ示ス能ハスト雖モ大部分ハ法定額ヨリモ多額ヲ支給セルモノト觀テ大過ナキカ如シ

次ニ職工ノ業務上及業務外ノ負傷及疾病ニ對スル處置ニ關シテハ漸次工場ニ於ケル施設面目ヲ改メントスル傾向ニアリト雖未ダ昨年所報以外特記スヘキモノナキヲ以テ今玆ニ贅セス只荷モ工場内ニ於テ負傷シタルモノハ重大ナル過失ノ有無ヲ問ハス概シテ之ヲ公傷ト看做シ若ハ公傷ニ準シテ取扱フ工場益々增加スルハ特ニ注意ヲ要ス以下扶助ノ種類別及工業ノ大分類ニ依リ其ノ件數並金額ノ比例ノ概要ヲ掲クヘシ

扶助ノ種類別件數並其ノ支給額比較表

種類別	件數	總數ニ對スル百分比 件數	總數ニ對スル百分比 金額
施療	二四七、二四五	六・〇、六八・二〇	六・〇、六八・二〇
休業扶助	二、二〇〇	〇・〇、〇六	〇・〇、〇六
障害扶助	三、三〇〇	〇・〇、〇九	〇・〇、〇九
遺族扶助	一、一〇〇	〇・〇、〇三	〇・〇、〇三
葬祭扶助	一、一〇〇	〇・〇、〇三	〇・〇、〇三
合計	二五四、七四五	六・〇、六八・二〇	六・〇、六八・二〇

療養費	五〇、一〇七	五七九、一九六・一七〇	一三強	二〇強
休業扶助料	七三、四八六	一、〇四七、八二八・〇五〇	二〇弱	三七弱
傷害扶助料	二、九一四	三三三、四〇四・六二〇	一弱	八弱
遺族扶助料	八一四	一七〇、三六七・四〇〇	〇強	六弱
葬祭料	七七五	二六、〇六三・八七〇	〇強	一弱
令第十四條ニ依ル扶助料	一二	三、八七七・一六〇	〇強	〇強
計	三七五、五五三	二、八六一、三五五・五五〇	一〇〇	一〇〇

業務別扶助料支給件數並其ノ支給額概括表

種類別	件數	總數ニ對スル百分比 件數	金額 円	總數ニ對スル百分比 金額
染織工場	一六七、二八九	四五強	六八七、三七九・九六〇	二四
機械及器具工場	一五三、八七三	四一	一、六一三、〇六九・三三〇	五六強
化學工場	三六、六六四	一〇弱	三四一、八六五・五六〇	一三
飲食物工場	三、九七七	一	五四、二六〇・八四〇	二弱
雜工場	五、五〇四	一弱	七六、〇九六・九五〇	三弱
特別工場	八、〇四六	二弱	八八、六八二・九一〇	五強
計	三七五、三五三	一〇〇	二、八六一、三五五・五五〇	一〇〇

第二節　業務ニ基因セサル負傷疾病者ニ對スル處置

業務ニ基因セサル負傷、疾病者ニ對スル處置ニ關シテハ附屬病院或ハ醫局、病室等ヲ有スル大工場ニ在リテハ從來工場內ニ於ケル負傷ハ重大ナル過失ノ有無ヲ問ハス概シテ皆之ヲ公傷ト看做シ又ハ公傷ニ準シテ診療扶助シ其ノ他ノ私傷病ニ付テモ無料又ハ實費ニテ施療セル傾向アリタルモ是等ノ施設ナキ工場ニ在リテハ工場內ニ於ケル負傷ト雖モ業務ニ基因セサル限リ之ヲ公傷ト看做サザルハ勿論其當時及前後ニ於ケル種々ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ診療費ノ全部又ハ一部ヲ負擔スル工場スラ至ツテ少ナク況ンヤ其ノ他ノ私傷病ニ付テハ殆ント何等ノ救濟扶助ヲモ爲ササル工場多數ナリキ然ルニ歐洲戰亂ノ影響ヲ受ケテ我工業界俄ニ隆昌ヲ極ムルヤ職工募集難ト諸物價ノ暴騰等ニ伴フテ勞働條件改善運動起リ勞資問題高潮シタリシカハ之レカ爲大工場タルト小工場タルトヲ問ハス數年來一般職工ノ優遇ニ心ヲ注クニ至リ是等業務ニ基因セサル傷病ニ付テモ努メテ救濟扶助ノ方針ヲ取リ苟モ工場ニ於テ爲シタル負傷ハ重大ナル過失ノ有無ヲ問ハス殆ント皆之ヲ公傷ト看做シ又ハ公傷ニ準シテ施療シ扶助スルノミナラス其ノ他ノ私傷病ニ付テモ其ノ診療費ノ一部又ハ全部ヲ工業主ニ於テ負擔スル工場次第ニ增加スルニ至レリ而シテ此ノ傾向ハ戰後財界不況トナリ工業界一般其ノ打擊ヲ受ケテ漸ク沈衰スルニ至リタル本年ニ於テモ益々發達シ單ニ無料ニテ施療ヲ加フルノミナラス之ヲ公傷病ニ準シテ扶助シ或ハ見舞金ヲ贈リ又ハ葬祭料弔慰金等ヲ贈與スル工場モ尠ナカラサルニ至レリ至シテ此傾向ノ顯著ナルハ北海道、東京、京都、大阪、神奈川、長崎、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、奈良、三重、愛知、靜岡、山梨、岐阜、福島、岩手、青森、富山、島根、廣島、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島ノ一道三府二十七縣ニ亙リ尙其ノ他ノ地方ト雖一部ノ工場ニ於テハ同一ノ處置ヲ爲セルモノアリ一般從來ニ比シ格段ノ好結果ヲ擧クルニ至レルハ洵ニ欣フヘキ現象ト謂フヘシ

職工ノ傷病ニ對スル處置並職工及其ノ遺族ニ對スル工業主ノ扶助ニ關シテハ以上說述セシ如クナルカ尙職工以外ノ勞働者ニ對シテモ職工ニ準シテ施療扶助シ又職工家族ノ傷病ニ付テモ恩惠的ニ無料又

ハ實費ニテ施療シ若ハ見舞金弔慰金等ヲ贈與スル工場漸次增加シツツアルハ慶スヘキコトナリ而シテ亦一面職工側ニ於テモ工業主ノ後援ノ下ニ救濟組合又ハ共濟會ヲ組織シ組合員又ハ會員若ハ家族傷病ノ場合規約ニ基キテ救濟シ又斯種救濟機關ノ組織ナキ工場ニ在リテハ其ノ都度同僚ノ申合ニテ見舞金弔慰金等ヲ贈ルノ傾向アリ而シテ何レモ其ノ成績大ニ觀ルヘキモノアリ

第三節　歸鄉旅費ノ支給狀況

工場法施行令第二十七條ニ準據シ工業主カ職工ニ對シテ爲シタル歸鄉旅費ノ支給件數ハ二萬四千三百四十五件其ノ金額ハ九萬四千三百三十四圓九十六錢（一件平均三圓八十七錢五厘）ニシテ之ヲ大正八年ニ比スレハ件數ニ於テハ六千七百八十六件（二割一分八厘）減少セルモ金額ニ於テハ三萬一千九十三圓九十五錢（四割九分二厘）增加セリ而シテ前年ニ比シ件數斯クノ如ク減少セル所以ハ職工ノ移動如何ニ因ルモノニシテ製絲工場ニ於ケル職工ノ移動前年ニ比シ著シク減少セル結果ニ外ナラス又件數ノ減少ニ反シテ支給金額著シク增加セル所以ハ比較的遠距離ノ地ヨリ募集シ來レル職工多數ヲ占ムル紡績工場ノ職工ニ移動多カリシト一ハ工業主漸次法ノ精神ヲ理解シ法定ノ支給額トノ外ニ相當道中ノ手當ヲモ支給スルニ至リタル結果ニシテ從テ工業主ト職工トノ間ニ歸鄉旅費ニ關シテ紛議ヲ生スルカ如キ不祥事ナク前年同樣極メテ好成績ヲ擧クルヲ得タリ

更ニ歸鄉旅費ヲ受ケシ者ヲ種類別ニ觀察スルトキハ「未成年者若ハ女子」ニシテ歸鄉旅費ノ支給ヲ受ケタル件數ハ總件數ノ八九%ニシテ其ノ金額ハ總金額ノ九一%ニ該當セリ而シテ之ヲ大正八年ニ比較スレハ件數ノ比ハ變動ナキモ金額ノ比ハ七%增加セリ之ヲ要スルニ歸鄉旅費ノ支給ヲ取クル職工ノ大部分ハ、未成年者若ハ女子ナリ而シテ之ヲ業務別ニ見ルトキハ製絲業ニ於ケル職工ノ歸鄉ノ旅費支給件數ノ五九%弱其ノ金額ハ總金額ノ三%强ニシテ一件當リ平均額ハ二圓十四錢八厘紡績業ニ於ケル職工ニ對スル歸鄉旅費ノ支給件數ハ總件數ノ一八%其ノ金額ハ總金額ノ三六%弱ニシテ一件當平均額七圓六十五錢六厘又織物業ニ於ケル職工ニ對スル歸鄉旅費ノ支給件數ノ一七%弱其ノ金額ハ總金額ノ一〇%ニシテ一件當平均額二圓二十九錢ニ該當ス是ニ由リテ觀ルトキハ紡績業ニ於ケル職工ニ對スル歸鄉旅費額ハ製絲業ニ於ケル職工及織物業ニ於ケル職工ニ對スル歸鄉旅費ヨリモ遙ニ高位ニ在ルモ是ハ紡績業ニ於ケル職工ハ製絲業、織物業ニ於ケル職工ニ比シ其ノ鄉里遠隔ノ者多キカ故ニシテ別ニ製絲業織物業等ニ於ケル職工ニ對スル歸鄉旅費カ紡績業ニ於ケル職工ヨリモ薄キ爲ニ非ス而シテ右三種ノ業務ノミニテ件數總件數ノ九四%其ノ金額總金額ノ七八%ニ當ルヲ以テ他ノ業務ニ於テ職工ニ歸鄉旅費ヲ支給シタル場合ハ極メテ少シ、

大正十年中全國鑛夫に對する扶助に關し社會局の發表した「鑛夫の災害及死傷病者に關する調査」中より當該事項に就いての託述を抽出すれば次の如くである。尙ほ同調査中にある同事項關係の統計表は丙第三表として本部末尾に揭げてある。

鑛夫勞働扶助規則ニ基キ扶助ヲ受ケタル者ハ十一萬八千七百六十九人（前年ニ比シ十三萬三千五百六十四人減）ニシテ扶助延總日數一百三十三萬一千三百五十一日（同一百六萬八千九百三十二日減）療養費九十八萬七千七百四十四圓七十四錢二厘（同三十三萬三百二十六

圓六十四錢減）療養手當百七十八萬五千八百七十五圓六錢七厘（同百萬千六十八圓二十錢四厘減）不具廢疾者扶助料四十七萬七千三百八十七圓六十三錢（同十一萬七千七十九圓三十二錢增）遺族扶助料三十萬九十三圓五十二錢（同十八萬九千百九圓九十五錢減）葬祭料一萬五千九百九圓四十六錢（同五千八百八圓二十四錢減）ナリ卽チ總扶助金額三百五十六萬七千十圓四十一錢九厘ナリ

試ニ各鑛種總計ニ於テ各性鑛夫一萬人ニ對スル扶助ヲ調査シ前年度ノソレト比較スルニ扶助人員日數共ニ減少シ金額ニ於テモ療養費不具廢疾者扶助料ニ於テ幾分增加シタルモ其ノ他ニアリテハ悉ク減少シ爲メニ總金額亦減少セリ

大阪府下に於ける狀況を見るに、

大阪市社會部調査課が同市及隣接町村に所在する工場中一四九工場に就いて調査し得たる結果を左に摘錄しやう。

一　業務に因る場合

治療及療養費の支給

治療及療養費の支給は工場法施行令に明定されてゐる關係上各工場共之が規定あるべき筈であるが事實に於ては決してさうではなくて之が規定ある向は一四九の調査全工場中一四四工場で殘り五工場は之が規定を缺いでゐる。

休業扶助料

休業三ヶ月以內に對して日給二分の一を給するもの一一五全額を給するもの一三が先づ多い方で四分の三又は三分の二又は十分の七などに減額する向も各工場を通じて三、四ケ所宛あるが最も漠然と規定してゐるのは半日乃至二日半としてゐるものでこの工場が二つまでである。

休業三ヶ月以上に及ぶと日給の二分の一或は三分の一或は五分の三に減ずるものは一三三工場で其中日給の三分の一に減ずるもの最も多くて一二五工場あり而かも其中一一〇工場まで三ヶ月以內の場合に於いて日給の半日分を支持する工場である。

次に恢復するまで初給額と同額を支給する向は一一工場で其中五工場は初給額半日分を給與してゐるものであり他の六工場は初給額一日分を支給するもので之などは餘程行屆いた工場と謂はねばならぬ。

休業三ヶ月以內の工場に日給の半額を給するものでは纖維工業で二五機械三三化學三一飲食物四特種一〇雜一二であるから數に於いては機械工業全數に對する割合に於いては化學工業が第一になつてゐる。四分の三を給するものでは纖維及機械工業に夫々二工場三分の二を給するものでは同じく上記二工業に各一工場全額を給するものでは纖維の五工場を筆頭に雜の四機械及化學の二工場と云ふ有樣で全工場の約八割は半給制によつてゐるものである。

更に休業三ヶ月以上に及ぶ場合に就いて見ると各業態共三分の一に減ずるもの最も多く初給額の全額を與へるものの中その初給額が一日分の給料で從つて快癒するまで日給の全額を受けるものは雜及化學工業が二工場で纖維及機械では夫々一工場となつてゐるから割合に於いては雜工業が第一を占めてゐる譯である。

一時扶助料

最低限度の一七〇日分を支給してゐる向が一四九工場中一二五といふ多數を占めてゐる。一八〇日分乃至三〇〇日分乃至二〇〇日分乃至

六〇〇日分といふのが夫々三工場八〇日分乃至四五〇日分一七〇日分乃至四〇〇日分又一五〇日分乃至三〇〇日分といふのが夫々一工場となつてゐる。

障害扶助料

イ　終身自由を辨ずること能はざる場合

死から辛じて免れたといふ風な重大な障害を受けたものに對しても工場法規定の最低額である一七〇日の日給を與へて追拂ふ工場が一四九中一一六といふ多數を占めてゐるから日給額を假に二圓乃至三圓とすると彼等の多くは一七〇日卽三四〇圓乃至五一〇圓といふ僅少の金で殘る半生とそして其家族を支持せねばならぬのである。

ロ　終身勞働に服すること能はざる場合

規定の最少限の一五〇日分を支給してゐる向が一四九工場中一一九もあるに反し一五〇日分以上を支給してゐるものでは一七〇日分を給與するもの特種工業に四工場一五〇日分乃至四五〇日分を給するもの機械工業に二工場といふ寥々たる有樣でどこまでも拔目のないのは工場主である。

ハ　從來の業務に服する能はざる場合健康舊に復せざる場合又は女子の外貌に醜痕を殘したる場合

一四九工場中一二一までは例によつて最低額の一〇〇日分と規定し一五〇日分乃至二五〇日分又は一五〇日乃至四五〇日分とせる向は僅に三工場づつでこの點からすると半身不隨の者も半病人も或は二目と見られぬ醜女となつた妙齡婦人も二〇〇圓そこ〳〵の端金で工場を追はれる譯である。

ニ　身體を障害し舊に復せずと雖も從來の業務に服することを得る場合

右の場合に就て見ると工場法では三〇日分以上を支給することを規定してゐるのであるが工場の實支給額ではこれ亦三〇日ぽつきりといふのが多くて一四九工場中一二二までは夫れである。

三〇日乃至一〇〇日分としてゐるのが八工場で之に次ぎ其中機械工業は三纖維工業は四工場になつてゐて五〇日又は六〇日乃至一五〇日分といふのが夫々三と一工場あつて最高はこの一五〇日分となつてゐるがこれも亦例の乃至で一向當てにならないから結局一生涯の塡補額は三〇〇圓以內の少數となるのである。

遺族扶助料

一七〇日分といふのが一四九工場中一一八で第一を占め二〇〇日分乃至三〇〇日分又は六〇〇日分が夫々二工場三〇〇日分乃至六〇〇日分又は九〇〇日分といふのが夫々二工場で二五〇日分といふのが特別工業だけに四工場ある。

葬祭扶助料

遺族で葬祭を行ふものには一〇圓以上の葬祭料を支給すべきことを工場法は命じてゐるが實際の支給額は規定の最少限を支給してゐるものが最大多數の一一七で三〇圓を支配するものが化學工業に二纖維及雜工業に夫々一工場一〇圓以上三〇圓又は五〇圓及二〇圓又は三〇圓以上五〇圓が夫々三工場で最高五〇圓を支給するものが特種工業に二つある。

二　業務に因らざる場合

以上は事業による負傷疾病死亡の場合に於ける扶助額を示したものであるが業務に因らざる負傷疾病死亡の場合について見ると法律が

この場合には扶助料を支給すべきことを命じてゐないだけに之を支給してゐる向は一四九工場中僅に一〇工場で而かもその工場が纖維工業に限られてゐるといふ心細い有様である。

各種扶助料一人當り支給金額は夫々次の如くである。

治療費	五・九七錢	休業扶助料	一一・九四錢
	三・七八〃		二・一八〃
一時扶助料	九七・二七錢	障害扶助料	八八・七一錢
	九七・六一〃		三・〇九〃
遺族扶助料	三八八・九三錢	葬祭料	一三五・一〇錢
	四六・〇四〃		三四・八三〃
分娩扶助料	七・一五錢	歸國旅費	一三・九四錢
	七・八六〃		七・五五〃
其他	六三・二三錢	合計	八・四三錢
	二九・九〇〃		三・九四〃

（備考　各欄の右は業務上生じたるものに對する扶助にして左は業務に依らざるものに對する扶助である）

更に之を業態別に見ると一人當りの扶助金額は次の如くである。

纖維工場	二・六二錢
機械工場	三・七三錢
化學工場	九・七四錢
飲食物工場	二九・五二錢
特別工場	八・一〇錢
雜工場	七・三四錢

之を要するに一人當り各種扶助料の支給額といひ或は工業別一人當り扶助料の給與額といひ何れも豫期以上の少額で曩に扶助料給與規定の不完全にして其規定額が法定額の最低限度に置かれてあるものゝ多かつたのに驚いたわれ〳〵は更にこゝでより大きなおどろきを重ねる譯であつてかかる少額の扶助料によつて其半生を養ひ或は其家族の生計を支持せしめんとするは丁度倒れかゝつた大木を箸で支へるやうなものでその無慈悲にして非常識なるまた言を須ひずである。

大阪府工場課の調査に係る大正十二年一月乃至六月の半ケ年間に於ける工場災害疾病とそれに對する扶助の狀況を見るに、

職工負傷ノ總數千三百八十八名ニ對シ職工ノ障害ヲ賠シ扶助ヲ受ケタルモノ百三十三名死亡者九名計百四十二名一割强ニ當ル、

而シテ傷害件數百三十三件此ノ扶助金額一萬六千九百七十一圓十一錢平均一人ニ對シ百二十七圓六十錢遺族扶助件數九件此ノ扶助金額四千二百八十一圓平均一人ニ對シ四百七十五圓六十六錢葬祭料九件此ノ金額五百七十六圓十五錢ニシテ平均一人ニ對シ六十四圓一錢六厘合計二萬一千八百二十八圓二十六錢ナリ

以上ノ支給率ハ左ノ如シ

工場法規定第七條ノ

第一項ニ當ルモノ	第二項同	第三項同	第四項同
最高	一八〇	四五〇	二五五	一〇〇
最低	―	二二〇	一〇〇	三〇

一見甚シク奇觀ヲ呈スルモ之ハ工業ノ種類工場主ノ實力ト溫情トニ依リテ職工ノ勤續年限家族ノ狀態等ヲ參酌シ斯カル差額ヲ生スルニ至リシモノナリ此ノ間最モ判別ニ困難ナルハ第三項第四項ニシテ法

ノ精神ト障害ノ程度ヨリモ寧ロ從來ノ業務上ニ重キヲ置クカ故ニ差違ヲ生シ往々相互ニ紛議ヲ來スコトアリテ之レカ考覈協定ノ勞ヲ取リ圓滑ニ審査ヲナスニ至リシモノナリ

大體ニ於テ工場法令規定以上ノ額ヲ支給シ居レルモ尙ホ稀ニハ工場主ニ於テ十分工場法ヲ知ラサルト職工ノ智識乏シキカ爲メ扶助ノ義務ヲ怠リ居ルモノアリ從ツテ屆出ノ勵行ノ如キ工場臨檢等ニ依リ徹底的ニ扶助ノ履行ニ努力シツヽアリ

尙ほ大阪府警察部の調査にかゝる大正十一年中の職工扶助件數及金額の統計は丙第四表として本部末尾に蒐錄して置いた。

第三　居宅、給食、廉賣、保健、娯樂等の施設

多くの工場に於ては居宅、給食、食費補助、物資供給、保健衛生、娯樂修養、教化及び給與恩典の如き施設を行つてゐるのであるが、之等社會事業的性質を有するものゝ詳細については當研究所出版の日本社會事業年鑑に讓ることゝするが、此處には特に工場内に行はれゐるものに就いて其概要を示すことゝする。

然しながら未だ斯かる方面に關する全國的調査が行はれないのであつて、茲には大阪市社會部調査課の發表した結果と横濱市社會課のそれとを摘錄することで滿足せねばならぬ。

大阪市社會部調査課が大阪市及び隣接町村所在工場中の一五六工場に就いて調査した結果を摘出すれば、

調査一五六工場中何等斯種の施設を行はざる工場二八であつて他の一二八工場(八二・一%)はとに角何等かの施設を行つてゐる。而して夫等の施設を有するものを各業態別に分ければ

	施設アル工場數	全工場數	施設工場ノ全工場中占ムル割合
纖維工場	三六	三八	九・五
機械工場	三二	四七	六・八
化學工場	二八	三四	八・二
飲食物工場	七	七	一〇・〇
特別工場	九	一〇	九・〇
雜工場	六	二〇	三・〇
計	一二八	一五六	八・二

大體からいふと男工を主として使用してゐる工場より飲食物工業とか纖維工業とかの如く主として女工を使用してゐる工場の方が設備が行屆いてゐるやうである。これ勞働者進歩の程度を示すものにして自主自立の者は勞働條件の改善を迫るも一身の福利增進については敢て雇主を煩はすものでないが、幼稚な勞働者ほど福利事業が有効と稱せらるゝ所以である。

各業主の施設を比較すると次の如く業主によつて種々の特色を發見することが出來るのである。

	住居	食事	廉賣	保健	娯樂	修養	教化	給與	恩典	計
纖維工場	三五	八	三〇	五六	四六	一九	三〇	二四		

機械工場	二	一	四	三一	九七	二七
化學工場	三	二	一	一九	六	二八
飲食物工場	—	—	三	九	四	九
特別工場	二	二	一	一七	四	三八
雜工場	一	—	一	三	三	一七
計	四三	三	三	一六〇	八五	四四

各業態工場を通じ最も普通であり從つて施設してゐる向の最も多いのは第一に保健衞生施設であり、之に次いでは娯樂施設以下給與恩典住居教化食事の諸施設といふ順であつて先づ保健施設についていふと織維工場の如く多數の家族を放れた女工を集團的に收容する所や化學工場の如く取扱ふ材料によつて種々身體上の障害を惹起し易い工場によく行屆いてゐるし娯樂修養について見ると殺風景に流れ勝ちな機械工場とか無聊と寂莫とに家鄉を思出し勝ちな女工の多い織維工場とか常に慰安を求め勝ちな女の多い飲食物工場とかが行屆いてゐるやうである。更に給與恩典について見ると多忙で複雜で男工を主として使用してゐる向がよく整つてゐるし教化になると一般に見劣りがするが織維飲食物などは比較的よい方である。住居及食事施設は專ら寄宿制度によつてゐる織維工業が何んといつても第一で他は悉く振はないのであるが就中飲食物工場にこれなきは是にあつては辨當持參の通勤女工が多いためであつて以上を總括すると福利施設の最も行屆いてゐるのは織維及飲食物工場といふ如く主として女工を使役してゐるものであり餘り香しくないのは男工全勢の機械及化學工場であると謂ひ得られるのである。

次に横濱市社會課が大正十一年八月末現在で行つた調査の結果を集計すれば

	全工場數	住宅施設アル工場	表彰ヲナス工場	施療ヲナス工場	人事相談ヲナス工場	物品配給ヲナス工場
染織工業	二八	一三	八	三	—	—
機械器具工業	三六	四	一四	—	二	三
化學工業	二七	一四	四	—	一	一
飲食物工場	一二	六	—	—	—	—
雜工業	六一	一二	九	三	—	二
特別工業	三	一	一	—	—	—
計	一六七	五〇	三六	六	三	六

今、左に大正十二年度中行はれた斯種施設の中二三を抽出すれば、

北海道炭礦汽船會社新夕張礦及び若菜邊礦の勞働能率增進並に勞働者待遇改善の福引券給與規定の發表

大阪府下主要工場主百五十餘名の組織せる工場懇話會の會員工場に對する救急箱と宣傳パンフレット配布

第二節　協調的對策

協調的の施設として工場委員制度の提唱せられて問題となつたことは既に兩三年前の夢と消えて、今日では殆んど全く忘れ果てられた趣がある。かくてそれに多大の期待を懷いて熱心に其れの確立に努力した勞働階級も今日は殆んど無關心の態度を持してゐる

斯くの如くであつて、本年に於ては工場委員會に關する報

道は殆んど全く其跡を絶つたと云つて可なる程であつた。唯だ藤永田造船所の會社組織變更に伴ふ委員會の立場に關し一つの問題が起つたことを數え得るにすぎない。

『藤永田造船所の組織變更と職工既得權の關係』――大阪市西區炭屋町なる同造船所はこれまで永田三十郎氏の個人經營であつたが造船界不況の影響を受けて、神戸の岸本信太郎氏を大株主とする株式會社に組織を變更し、六月十四五の兩日にこの旨を職工一同に發表した。同所は大正十年六月の外爭議以來職工側が獲得した團體交渉權によつて總ての交渉をやつてゐたが何日の程からか單なる工場委員制度に變更され、しかも近來はそれすら滿足に行はれてゐなかつた。然るに今回組織變更に際し會社は、委員會に於て當然協議すべき團體交渉權、解雇手當、賃銀、屋傭條件等の諸問題に觸れなかつたので、職工側は不安に襲はれ十五日の退出時に木津川尻の廣場に職工大會を開いて、至急委員會の開催を委員の手にて交渉することにして散會した。

第三節　對抗的對策

勞働者の間に勞働組合が生じ、小作人の間に小作組合が生じて、之に對して地主組合又は地主懇談會の如き一種の團體が出來た樣に工場主等の間にも最近に至り斯種の團體を生ずるに至つた。しかしながらそれはなほ未だ十分渾一した團體ではなくて、機宜に應じて會合をなす程度のものであるが、それが最近殊に本年に入つては漸く秩序と體系とを有する一個の團體化せんとする傾向が著しく現はれて來、しかも斯かる團體が新たに各地に發生するに至つたことは、注意に値する現象であると信ずる。尤も斯種團體は未だ公然結束して勞働者に對抗する態度を示してはゐないのであるが、それが時に臨んで勞働運動に對抗する一個有力な資本家團體となるべきは機會と時間との問題であると思ふ。

本年中に發會した斯種團體の主なるものを擧ぐれば、

安房工場懇話會の發會―五月一日―千葉縣安房郡北條署管内工場主百五十餘名

一身田工場會の組織―五月―三重縣一身田警察署管内十四工場

岡山縣工場協會の發會―七月九日―縣會議事堂にて同縣下工場主

三重縣工場聯合會の組織―八月九日―縣農會事務所にて創立總會開催

三四工場會の發會―十月十八日―三重縣四日市立圖書館にて―同縣三日市及び三重郡の工場主

德島縣工場懇談會の發會―十月三十一日―德島市公園千秋閣にて―同縣下工場主百五十名

福岡縣工場懇和會組織の計畫―十一月中

長崎縣工場會聯合會組織計畫―十一月中

第二章　官公業當局の施設及對策

業主、資本家の行ふ勞働者の爲めの施設に於て、比較的よ

く働きつゝあるものは官公業當局者のそれであつて、殊に其の共濟組合は最もよく發達してゐる。

第一節　慰撫的對策

第一　共濟組合

1　一般狀況

官廳現業員の共濟組合の成績に就いては、丙第五表として本部末尾に掲げた統計によつて知ることが出來やう。

尙ほ吳海軍共濟組合の大正十二年一月乃至六月の半年間の救濟金支給人員及び金額並びに同組合經營吳病院の同期間に於ける患者數等の統計は丙第六表として本部末尾に蒐錄した。

佐世保海軍工廠共濟組合の大正十二年一月乃至六月の半年間の救濟金支給人員及び金額に關する統計は丙第七表として同じく末尾に載せて置いた。

2　既設組合の組織變更及び新事業

既設の共濟組合が其內部の組織變更及び新しき事業や計畫を爲したものゝ主なものを擧ぐれば次の如くである。

横須賀海軍工廠職工共濟會の和洋服裁縫部新設—三月

海軍共濟組合の改正—五月、從來の半官半民的組織を改め海軍大臣直接之が監督に當ることゝなり、內容充實の爲め組合員醵金を從來の給料の八掛を倍額にして基本金の增加を圖り、罹疾年金年齡滿期者に對する年金、其他各種の救濟金の充實を行ふことゝなつた。

神戸市電氣局共濟組合の評議員減員—六月、從來の三十人を十九人に

吳海軍工廠共濟組合の病院擴張完成—七月

官業共濟組合主任會議に於ける健康保險實施に關する事項協議—八月四日、社會局に、印刷局、外務省、內務省、大藏省、海軍省、農商務省、遞信省、鐵道省、造幣局、專賣局、特許局、製鐵所各組合主任出席

吳海軍工廠共濟組合吳會館講堂の落成—十月

3　組合の新設

大正十二年中に新設された共濟組合は左の如くである。

大阪造幣局共濟組合—三月

大阪市電鐵部從業員共濟組合—五月一日

內務省土木局現業員共濟組合—八月一日

第二　扶助給與

官廳現業員に對する扶助の狀況は本部末尾に掲げた丙第八表に就いて、其の大體を知ることが出來る。

第三　保健、休養、慰安、教化其他の施設

大正十二年中新設され又は計畫された斯種施設を擧ぐれば、

▲

鐵道從業員の爲め全國各驛に假睡臺の配置
東京市電氣局の市電病院建設計畫
大阪市電鐵部の現業員病院建設計畫
名古屋鐵道病院の開院—六月十五日
東京遞信局の千葉市出洲海岸に於ける夏期休養所設置—七月一日より九月十日迄
熊本遞信局の阿蘇郡戸下温泉場に於ける休養所新設—六月

▲

廣島陸軍糧秣支廠の人事相談所及育兒所新設—二月十五日

▲

舞鶴佐世保吳海軍工廠の見習工教習所設置—四月
吳海軍工廠補習教育機關の中學程度に引上—七月
神戸市役所の給仕學校玉成會の始業—八月
東京芝區内郵便局集配人講習會—九月

▲

神戸市電氣局の事故防止乘務員奬勵金の支給—八月
佐世保海軍工廠の經濟・家庭・保健・修養・娯楽運動・副業に關する方法の懸賞募集

慰安娯樂的施設に對し職工側に不平の聲が起ることが珍らしくない。今、左に其一例を擧げやう。

八幡製鐵所慰安會に對する不平—同所では四月二十五日より五月八日に渉り八幡市旭座に於て職工職員家族の爲めに相澤一派の慰安會を開催したが、其費用二萬圓餘を費した。然るに三交替勤務で碌々芝居も見られず、しかも晝夜數千人の大入で喧騒し　何等の慰安にもならぬといふので、之に對し不平が起り、同志會々員の間には「不徹底な慰安會に數萬圓も投ずる金があるなら從業員の賃金を増してやるがいゝ」との聲が起つた。

*　　*　　*

尙ほ佐世保海軍工廠人事相談所が大正十一年七月より同十二年六月までの一年間に取扱つた事項の一覽表は丙第九表として本部末尾に掲げて置いた。

第二節　協調的對策

工場委員制度を採用した職工協議會又は懇談會、現業員委員會等は其後大した役目を演じない有樣となつた。今、左に其主なるものゝ經過等について略記しやう。

吳工廠第七回職工協議會—三月十五日より三日間・工廠演武場に開催、先づ服裝規則改正に關する廠長の諮問案を議して議題の討議に入つたが、議題は左の三十九件であつた。

一、軍縮整理ノ爲メ解傭セラルヽモノニ對スル豫告期間ノ件
二、軍縮整理ニ際シ公務負傷ニ基ク不具者ハ本人ノ希望ニヨリ成ルヘク勤續セシメラレ度キ件
三、見習職工ノ誓約ヲ廢シ同時ニ成業後ニ於ケル相當ノ待遇方法ヲ講セラレ度キ件
四、特症者取扱ニ關スル件
五、工務規則第二十八條第八項中改正ノ件
六、殉職々工招魂祭實施ノ件

七、通勤時間改正ノ件
八、退職手當制度制定ノ件
九、特殊ノ兵役ニ服スル爲メ解傭ノ職工ニ對シ定期賞與及勤續加給調査期ヲ特定セラレ度キ件
一〇、犯則ノ爲メ處分セラレシモノニ對シ勤續加給定期賞與並ニ昇給等ヲ影響セシメサル件
一一、目下治療所ニ於テ施行中ノ健康診斷ノ結果肺結核ト診定セラレタルモノニ對シ此際特ニ何等カノ方法ヲ講シ特症救濟金及脫退救濟金以外ノ給與アラシメラレタキ件
一二、工務規則第三十九條中改正ノ件
一三、債權差押解除ノ場合ハ速ニ經理部ヨリ會計部ヘ通知方交渉シ置カレタキ件
一四、服制及徽章改正ノ件
一五、退職年金ニ關スル件
一六、共濟組合規則第二十條中「懲戒處分」ノ四字ヲ削除ノ件
一七、共濟組合諸救濟金ヲ一週間以內ニ支給セラレタキ件
一八、共濟組合諸給與金ヲ正金ニテ支給セラレタキ件
一九、共濟組合吳病院ニ關スル件
二〇、共濟組合吳病院吳購買所ノ事業ニ對シ委員制度ヲ設ケラレ度キ件
二一、海軍共濟組合員家族共勵會ヲ設置セラレ度キ件
二二、被服購買所ヲ一心會以外ニ設ケラレ度キ件
二三、購買所規則施行細則第八條第一項ヲ削除セラレ度キ件
二四、音戸町ヘ配給所增設ノ件

二五、物品請求帳紛失ノ場合再度交付ヲ速カニセラレ度キ件
二六、農商務省賣下米ノ件
二七、酒保ノ辨當容易數量ニ關スル件
二八、第二酒保改善ノ件
二九、廠友館內ノ理髮所ヲ擴張サレタキ件
三〇、廠友館內ニ武道場設置ノ件
三一、自轉車通勤者ノ件
三二、工廠吉浦間定期汽艇發着時間改正ノ件
三三、職工定時往復時間ニ馬車ノ構內通行ヲ禁止セラレタキ件
三四、場所ヲ制限シテ喫煙ヲ自由ニ許サレ度キ件
三五、有益ナル新聞雜誌ノ持込ヲ許サレ度キ件
三六、公務負傷ニテ休業中步行困難ナル者ノ爲メ第一門ト治療所間ノ定期自動車運行ノ件
三七、廠內郵便取扱時間ノ件
三八、郵便局ニ於テ公休日(祭日ヲ除ク)現金ヲ取扱ハレ度キ件
三九、勞働代表選擧ニ期日ノ餘裕ヲ與ヘラレ度キ件

同第八回協議會—九月五六兩日開催、議題は左の如くであつた。

一、八時間制實施に關する件
二、酷暑中晝休を一時間にされ度き件
三、食事時間延期
四、通用門以外の門の通過の際便宜を與へられたき事
五、音戸警固屋から夜學に行くものに便宜を與へられ度き件
六、中央調査場出口の道路を擴張の件
七、電車を中央調査場まで延長の件

八、東門から鎭守府に入る道の兩側に並木を植へられ度き件
九、定時間で引く時廠内の主要道に撒水され度き件
十、廠内の高道路を整理され度き件
十一、南門から鍋に行く道に撒水され度き件
十二、醫固屋の一丁目と南門まで道路を擴張され度き件
十三、喫煙を自由にされ度き件
十四、工廠内の取締を工場主任に一任され度き件
十五、足を負傷した場合下駄の使用を許され度き件
十六、就業服を持出すときの通門證を廢止され度き件
十七、海上通勤者のため本門附近へ調査場を設けられ度き件
十八、給料渡場の改善
十九、南門附近の清潔方法を講ぜされ度き件
二十、官の都合で解傭されたる場合軍縮手當と同樣手當を支給されれ度き件
二十一、工務規則の四十六條の三の但書を削り三大の祝日を休んでも賃錢を貰ふ樣され度き件
二十二、職工が當工廠以外の(勤務地以外)出張旅費改正され度き件
二十三、給料渡場を各工場内に設けられ度き件
二十四、工務規則の四六の四、父母及配遇者以外に同籍同居もこの權利を與へられ度き件
二十五、共濟組合二十條の懲戒處分の四字取消され度き件
二十六、共濟組合の年金制度基礎計算の說明書を早く配布
二十七、職工が通勤の途中鎭守府構内で負傷したときは公務負傷に準じて扱はれ度き件
二十八、酒保の辨當の上辨並辨を廢する事
二十九、購買所で配給する薪を野晒らしにせず小屋に置かれ度き件
三十、購買物品の請求帳の再度發行を早くされ度き件
三十一、四道路の配給所へ木炭の配給をされ度き件
三十二、塵紙半紙を購買所で配給され度き件
三十三、河原石方面に配給所設備され度き件
三十四、酒保及配給所で賣藥を配給され度き件
三十五、共濟組合で夏季中麥茶を配給され度き件
三十六、酒保の購買券を工場で發行され度き件
三十七、共濟病院に良醫を增し丁寧に扱はれ度き件
三十八、入院料を月賦で支拂ふ樣され度き件
三十九、病院を改善され度き件
四十、病院に世話係を置かれ度き件
四十一、吉浦の治療所に患者控所を置かれ度き件
四十二、同改築擴張移轉の件
四十三、艦船建造箇所へ醫務部出張所を設けられ度件
四十四、公務患者は現認證書を待たず直ちに入院させられ度き件
四十五、疾病休業中のものが健康診斷を受けてまた療養を要するものは醫務部から診斷書を下附のこと
四十六、會館に呉服類を配給の件
四十七、勞務者講習會開催
四十八、名士を招聘して精神講話をされ度き件

四十九、廠内で機關新聞を發行され度き件
五十、見習職工の父兄會を春秋二期呉會館で開催の件
五十一、廠内各部で廠協議會員の打合會を催させられ度き件
五十二、國際勞働代表選擧に當り意見交換のために會館で集會を許され度き件

第三節　對抗的對策

これは明確に外面にまで現はれたものは、たゞ勞働爭議に對して當局者の採つた態度位であつて、其他に對しては殆んど外部に表はれてゐない。唯左の一例は其の片鱗を見ることが出來るであらう。

浪速電鐵協會の創立―大阪市電の肝煎で大阪市を中心とする阪神、阪急、南海、大軌、京阪、新京阪、大阪鐵道等の各郊外電鐵會社が集つて表記の如き會を起すことゝ成り、四月二十六日大阪今橋ホテルで創立委員會を開いた。目的は「業務上の研究を爲し且つ相互間の懇親を圖る」とあるが、市電が常任幹事となり、事務所を大阪市役所内に置いたので市が將來何等かの劃策を爲す準備と見られ、殊に今後勞働爭議に際し一會社で馘首した從業員を直ちに加盟會社に通知し一切採用せぬ樣にする内規を作り度ひと希望しゐる向もあると傳へられて、車掌運轉手等の勞働組合に對する一種の對抗的團體であると觀察されてゐる方面もある。しかしそれが如何なる開展を見るべきかは今後の實際に徵しなくてはならぬ。

第三章　農業地主の對策

業主、資本主の勞働問題に對する對策は、工業資本家のそれと相併んで最も注意に値するものである。殊に本年度に於ける工業勞働者の方面に於ける運動の不振なりしに似ず、農業勞働者―小作人の運動はいよ〳〵積極的に組織的に赴き行くに對し、これが資本家たる地主の施設及び對策は特に興味ある點であると考へられる。

農村問題に於ける地主側の施設及び對策の一般的傾向に就いて全國一般的に調査したるに接しないのであるが、小作問題に於て全國中最も注意を喚起してゐる數縣の中、兵庫縣併びに愛知縣に於ける調査の結果を手にすることが出來たので、左にこれを摘錄し以て我國農村問題に於ける地主の態度對策を窺ふ便に供し度いと思ふ。

愛知農業協會が大正十一年八月附を以て發表した『愛知縣農村問題梗概』中より『地主の對應策』てふ一節を抄錄すれば左の如くである。

△協調的團體の組織

地主と小作とが協調して兩者から役員を出して農事改良、掟米の協定等一切を行ふ組織であつて、昨年の爭議も此組織に於ては起らなかつた。今一々其事業を說明するの煩を避け二三の事例を揭ぐ。

志段味諏訪原新田共濟會
勝川町味美同和會(部落區域)
勝川町丹羽家同和會
名古屋伊藤家振農會

稲澤町研農會
内海町内藤家農會
下地町渡邊家親子同和會
鍋田村鎌島新田産業組合

△地主所有地交換

農事經營上最も困難に感ずるのは耕地整理のされて居ないのと所有地の散存して居る事である。從て自作するにしても一町歩の土地十が十數箇所に散在して居つて仕末にをへない。之が若し一二ヶ所に纏まつて居つて整理が出來て居つたならば今日の能率を倍加する事であらう。

又小作地にして現在の如く各地に散在して居つて僅かの土地が澤山の小作者に依つて耕作されて居る樣では充分の管理も出來ない。二三の地主に就て調べて見ると自己の小作に貸付てある平均反別が、一人當一反三畝位になつて居る。夫で五町歩を所有して居る地主は少くも三十人からの小作に關係して居る事になる。又小作の立場から云うても一町歩の小作地が七八人の地主に關係があると云ふ事になるから甚だ迷惑である。若五町歩の土地が一二ヶ所にあつて夫が五六人の小作人に耕作されて居る事になれば、地主と小作は協力して農事の改良も能く行はるゝ事であらうし行ひ易い。

此意味に於て所有地を交換して可成く一ヶ所に纏むる事、又小作は小作地を交換して可成一ヶ所に纏むる事は、双方の便利であつて又能率を增進する所以である。

西春日井郡楠村字如意では昨年の爭議に鑑み地主が所有地の交換をやつた。小作者も耕地の交換を豫想して農具、家畜の供へなどして居つた地主も耕地の返還所が却て奪合いで作る事になつた。爲に家畜や農具は小作者に貸與して圓滿な解決をした例もある。

△地主の土地共同管理

惟新町地主會
小牧町殖産會社
奥町耕地整理試作地（約二十五町歩）
鳴海町尙農會（約六十町歩）
天白村野並勵農會（約四十町歩）
彌富荷町ノ上地主組合（約三十三町歩）

惟新町地主會は多年小作保護の法を立て共同の經營に幾多の經驗を有し、奥町耕地整理組合、試作地も數年間の經驗を有すれど、他は概ね昨年の爭議より初めた者なれば未だ充分の見當が着かないのが多い。

△地主の大農經營

勝川町河村富政（約十六町歩）福岡町數田清次郎氏（約二十町歩）此他五町以上のもの拾數名あれど未だ創設早々にして經營上參考となるべき資料なし。

兵庫縣産業部は大正十二年三月末日小作慣行、農業經營、經濟の改善、思想問題等に關する二十四項を記載したる質問回答用紙二千餘通を郡役所を經て各町村の地主自作小作の三者に均等に配付し、これが回答を編整し七月十五日に至つて完了、同年八月附を以て『農村問題に關する一般の意見』と題

して發表した。同調査は直接小作爭議に對する地主側のみの對策を目標としたものでなく、他の目的に出發したものであるけれども、農村問題の考察に可成りの參考資料たることは事實である。故に此處には小作問題及び小作運動に對する地主側の對策（嚴密に云へば態度）を示す部分を抄出して掲げることとした。

地主ガ小作契約期間滿了後之ヲ更新セサルノ意思アルトキハ凡ソ何箇月前位ニ豫告スルヲ適當トスルカ

回答者ノ多數ハ後作ノ作付ヨリ六箇月前ニ豫告スルヲ可トスル意見ナルガ、概シテ地主ハ遲キヲ希望シ小作者ハ早キヲ希望スルノ傾向アリ、而シテ地主ノ多クハ後作六箇月前ニ豫告スルヲ可トシ小作者ハ六箇月乃至一箇年前ニ豫告スルヲ適當トセリ。

小作人ノ意見トシテハ折角精勵シテ地味ヲ肥沃セシメ、多收穫ヲ豫期セルニ六ヶ月以内ノ豫告ヲ以テ無償返還スルカ如キハ絶體不可ニシテ種子ノ準備ハ勿論、農具、肥料、人夫其他ノ準備又ハ轉業或ハ他ニ小作地ヲ求ムル等ノ爲メニハ少クモ一ケ年前ニ豫告スルハ當然ナリト謂ヒ、地主ノ意見トシテハ豫告早キニ失スルトキハ其間小作者ハ怠業シ延テ小作料ノ滯納ハ免レサルヘク、又餘リ早ク豫告セサルヘカラストセハ地主ハ所有權ノ行使上大ナル制限ヲ受ケ不利益ナリト云フニ在リ。

契約違反等ノ理由ニアラスシテ已ムヲ得サル事情ノ爲ニ小作契約ヲ解除セントスルトキハ何ケ月位前ニ通知スルヲ適當トスル

回答者ノ多數ハ地主、自作、小作三者ヲ通シテ後作ノ種子準備以前ニ於テ豫告スルヲ可トスルモノナルモ、其種子準備以前ト云フニモ長短アリ。地主ハ六ケ月以内ヲ希望シ小作者ハ農具、肥料、人夫等ノ準備ニ相當ノ日子ヲ要スルヲ以テ少クモ一ケ年前ニ豫告スルヲ適當ナリト主張ス。

意見ナキモノノ内ニハ契約ノ中途ニ於テ解約ヲ申出ル場合ハ多クハ天災ニ據ルカ又ハ一家ノ不幸等ニ耕作ヲナシ能ハサル場合ナレハ豫告スルヲ得ストナスモノ、事情ノ如何ニ拘ハラス地主トシテ相當ノ辨償ヲナスヲ至當トシ其他契約ノ中途ニ於テナストキハ其年ノ小作料ヲ免除スヘシトナスモノ等アリ。

凶年ニ小作料ヲ減免スル割合ヲ豫メ地方毎ニ協定シ置キ年々同シ樣ノ紛議ヲ繰リ返スノ煩ヲ避クルノ制度ヲトルノ可否

	總數	内譯 地主	内譯 自作	内譯 小作
可トナスモノ	五七七	一四五	一九六	二三六
否トナスモノ	七〇九	二八五	二一九	二〇五
意見ナキモノ	三八九	一二一	一三七	一三一
計	一六七五	五五一	五五二	五七二

回答者ノ多數ハ小作料免ノ割合ヲ前以テ地方毎ニ協定シ置クハ否ナリトスル意見ニシテ其内可ナリトスル意見小作者ニ多ク、否ナリトスル意見ハ地主、自作兩者ニ多キハ各自ノ立場ニヨリ意見ヲ異ニセルモノナルベク、可ナリトスルモノノ理由トシテハ前以テ協定シ置クハ地主ノ誠意ヲ小作人ニ知ラシムルト同時ニ毎年繰リ返サルル紛議ノ爲徒費セラルル費用ト時間ヲ省キ農民ノ思想惡化ヲ救濟シ得ル

ノ利アリト謂フニアリ。又前以テ協定シ置クヲ否ナリトスルノ多數ノ意見ハ不作ノ程度ハ其歳、其場所、小作者ノ勤惰其他種々ノ事情ニ依リ異ナルモノナルヲ以テ前以テ協定シ置クコト困難ナルノミナラス、假令協定シ置クモ實地作柄調査ニ當リテ其程度決定ニツキ紛議ヲ免レス。故ニ凶作ノ都度其實況ニ應シテ地主、小作兩者協議ノ上適宜ノ方法ヲ採ルヲ可トス。尚斯ル方法ハ小作人ヲシテ減免ハ常ニ當然要求スヘキモノナリトノ依賴心ヲ助長スルモノナルヲ以テ不可ナリト謂フニアリ。

各町村ニ於テ小作料ノ全改定ヲ爲スノ可否

	總數	内譯 地主 自作	内譯 地主 小作
可トスルモノ	一〇五三	二八九	三五四
否トスルモノ	二九四	一三〇	九九
意見ナキモノ	三二八	一三二	九九
計	一六七五	五五一	五五二

	總數	内譯 地主 自作	内譯 地主 小作
可トスルモノ	一〇三六	三一七	三三三
否トスルモノ	二五三	一一四	八九
意見ナキモノ	三八六	一二〇	一三〇
計	一六七五	五五一	五五二

	總數	内譯 地主 自作	内譯 地主 小作
可トスルモノ	一〇五三	二八九	三五四
否トスルモノ	二九四	一三〇	九九
意見ナキモノ	三二八	一三二	九九
計	一六七五	五五一	五五二

	總數	内譯 地主 自作	内譯 地主 小作
可トスルモノ	一〇三六	三一七	三三三
否トスルモノ	二五三	一一四	八九
意見ナキモノ	三八六	一二〇	一三〇
計	一六七五	五五一	五五二

	總數	内譯 地主 自作	内譯 地主 小作
可トスルモノ	一〇三六	三一七	三三三
否トスルモノ	二五三	一一四	八九
意見ナキモノ	三八六	一二〇	一三〇
計	一六七五	五五一	五五二

回答者ノ多數ハ地主、自作、小作三者ヲ通シテ調停機關ヲ設クルヲ可トスル意見ナルモ、其内地主ニ於テ否トスルモノ小作及自作者ニ於テ可トスルモノ比較的多キヲ見タリ。而シテ其否トスルモノノ理由トスル所ハ豫メ調停機關ヲ設置セハ、兩者ノ間ニ於テ充分解決シ得ヘキ些細ナル問題迄モ稍モスレハ此機關ニ依ラントスルノ習慣ヲ生シ、兩者間ノ溫情ニ依ル圓滿解決ノ美風地ヲ拂フニ至リ益々紛議ヲ醸成シ其解決ヲ困難ナラシムル憂アリ。加之現今ノ小作問題ハ思想惡化ニ基クモノナルヲ以テ調停機關ヲ設クルモ解決困難ナリ。故ニ爭議發生ノ場合當事者双方ニ於テ爭ヒニ疲レタル時ニ於テ臨時之等ノ機關ヲ設ケ又ハ適當ナル調停者ニ依賴スルヲ可トスルモ、平穩ナル地方ニ豫メ之等機關ヲ設置スルハ却テ爭議ヲ誘發シ事大ニ至ラシムルノ懸念アリ。尚假令町村内ノ在住者ヲ以テ調停機關ヲ設クルモ種々ナル情實ニヨリ公平ナル判斷ハ困難ニシテ、其判決ノ兩者ヲ諒解セシムル上ニ於テ權威乏シク之ヲ全ク兩者ニ關係ナキモノヲ以テ組織センカ其間事情ニ疎キ憾アルヲ以テ調停委員ノ選定困難ナリト謂フニアリ。

共同小作制度ノ長短得失

	總數	内譯 地主 自作	内譯 地主 小作
便利ニシテ實行容易ナリトスルモノ	四〇二	一一九	
便利ナルモ實行至難トスルモノ	三一六	一二七	九四 九五
不便ニシテ實行不能トスルモノ	八一八	二五三	二八八 二七七
意見ナキモノ	五〇一	一五一	一五九 一九一
計	一六七五	五五一	五五二 五七二

	總數	地主	自作	小作
便利ニシテ實行容易ナリトスルモノ	一八一	八〇	五九	九
便利ナルモ實行至難ナリトスルモノ	四〇〇	一六六	一三九	九五
不便ニシテ實行不能トスルモノ	五三六	一四九	一八四	二七七
意見ナキモノ	五五八	一五六	一七〇	一九一
計	一六七五	五五一	五五二	五七二

以下大正十二年中に行はれた地主の施設及び對策につき、之を數種に分ち其主なるものを擧ぐれば、

第一節　慰撫的對策

小作奬勵米の給與、表彰、慰安會、品評會等の如き施設は已に全國各地に行はれてゐて、特に茲に其一々を擧ぐるの煩に堪えないのである。故に此處には新しく企てられた主なものを列記しやうと思ふ。

山梨縣西八代郡市川大門町地主秋山喜藏氏の小作共濟會組織—四月
兵庫縣三原郡賀集村地主田中萬米氏息の動力農具無料貸與—六月
福田縣酒田本間家の奬勵金三萬圓の贈與—八月
岡山縣邑久郡豐原村地主小林利正氏の農業經營資金無利息貸與—十月

第二節　協調的對策

農村問題の漸く切迫するに連れて、前述の如き慰撫的對策に依つては到底夫等の解決不可能なる場合を生じ、其結果として各地に小作協調を目標とした所謂協調組合の發生を見るとゝなつた。此傾向は大正十二年に入つて益々著しく、殊に地方當局の奬勵もあり可成りに多數の發生を見たのである。今其中の主なるものを列擧すれば左の如くである。

栃木縣足利郡各町村に於ける郡農政會小作人組合合同計畫—大正十一年十二月
山梨縣西山梨郡相川村相川農事組合の發會—同十二月
兵庫縣三原郡輪多自治協調會の發會—同十二月
三重縣飯南郡農事研究會設立計畫—一月
東京府下多摩村和田互助會の發會—一月
兵庫縣氷上郡沼貫村新鄕小作同盟組合の發會—一月
愛知縣渥美郡高師村大字植田字植田精農會の組合—一月
京都府下綾喜郡多賀村力作會の發會—一月
岡山縣碧部村に於ける小作協調會の組織—一月
千葉縣匝瑳郡共興村登小精農組合の組織—一月
岡山縣下津田村に於ける農民會の開會—一月
兵庫縣佐用郡三日月村三日月讓德會の發會—一月
奈良郡磯城郡大日本農友團の發會—二月
群馬縣北甘樂郡福島町大字君川農事改良組合の發會—二月
岡山縣兒島郡興農會の組織—二月

香川縣香川郡淺野村奬勵會の組織—二月
奈良縣磯城郡櫻井町及び城島村一部の櫻井農事奬勵會の發會—二月
長野縣小縣郡中鹽田村鹽田農業協會の發會—三月
群馬縣山田郡毛里田村農事改良組合の組織—三月
群馬縣群馬郡片岡村各字農業改良組合の組織—三月
千葉縣君津郡農談會の組織—三月
和歌山縣那賀郡安樂川村の協調組合組織—三月
兵庫縣三原郡八木村農友會の發會—四月
埼玉縣南埼玉郡菖蒲町の南埼北部農民倶樂部發會—四月
宮城縣登米郡農友會の發會—五月
岐阜縣土岐郡笠原村笠原農業基礎會の組織—六月
京都府葛野郡花園村花園農和會の組織—七月
埼玉縣比企郡福田村小作人組合の發會—八月
新潟縣北蒲原郡笹岡村大字上阪松羽黒治郎丸の小作組合組織—八月
岡山縣苫田郡芳野村吉原地主小作協調會の組織—十月
香川縣木田郡下高岡村興農同志會の發會—十月
高知縣長岡郡新改村字東川文化農民會の組織—十一月
兵庫縣印南郡阿彌陀村阿彌陀農事革新會の發會—十一月

以上の協調團體の外に、地主小作が相協調して、農場の共同經營を行ひ行く組織も漸く發生する傾があつて、其中大正十二年中に組織された主なものを擧ぐれば、

千葉縣印旛郡豐住村字南北羽鳥の土地利用組合の組織—三月
愛知縣東春日井郡志段味村諏訪原新田山田家農場の共同經營組織—
三重縣一志郡豐田村地主小作聯合土地利用組合の組織—十一月
滋賀縣栗太郡物部村大字浮氣の農業共同經營の計畫—十二月
山梨縣中巨摩郡福岡村の農產物改良株式會社設立—十二月

第三節　對抗的對策

小作爭議に直面してこれが對策を地主側の講じたことは已に前部第一章第二章中に記述した如くであるが、此處には直接小作爭議の箇々に對する地主の對策に非ずして、一般に小作問題及び小作人運動に對する地主の對策中對抗的政策を取つた事例に就いて、之を分類して述べやうと欲するのである。

第一　臨時的地主會の組織

小作爭議に對し又は急迫した農村問題の解決の爲めに地主側が臨時的に地主會を組織して、小作人に對抗する場合が珍らしくない。今、大正十二年中に於ける最も著しいものを擧ぐれば、

兵庫縣津名郡鳥飼村小作爭議に際する地主組合の組織—二月
群馬縣下大地主會の開催—二月二十日、縣會議事堂にて、大地主二十餘名出席、秘密會にて小作料算出法並に一般小作問題の打合せ
甲府市地主會—五月十八日、甲府商業會議所にて開會、小作人の要求を如何に處置するかに就き協議、
三重縣下大地主臨時懇談會—六月中旬、津市にて、
島根縣八束郡岩坂村地主會—十二月一日、同村小作會よりの掛米免

除方申出に對し、
奈良縣高市郡船倉村大字市尾の地主會—十二月、各自所有反別の三割以上自作に決定、

第二　恒久的地主組合の設立と運動

本年中に設立され又は計畫された主なものを擧ぐれば、
北海道靜內郡靜內土功組合區域內地主會—一月
埼玉縣下地主の大團體埼玉縣農事協會組織計畫—二月
栃木縣下大農場經營者の農場懇談會—二月
兵庫縣加古郡農事協調會—三月
三重縣一志郡に於ける地主會設立計畫—七月
島根縣八束郡八束親睦會—九月
新潟縣北蒲原郡北部地方の地主聯盟—十一月
地主組合の戰鬪的態度は左の一例によつて窺ひ得やう。
福岡縣早良郡田隈村御農倶樂部の宣言—小作爭議及び農民組合の小作米永久三割減要求に對抗し、十二月七日會合協議の結果、宣言書と共に左の決定事項を發表した。

決定事項

一、會員は各自所有畑の賃價を維持する爲め現今小作に付せるものは解約し自作農業を擴張する事
二、自作し能はざる家庭の田畑又は他町村人にして田隈村地內を所有し自作し能はざるものは一切解約し共同耕作場を設け理事若干名を撰び明春稻作より自作の準備を爲す事
三、從來の小作者に於て農民組合を脫退して舊來の溫情主義に基き各自其の地主に就き救濟を求める向は事情を精査し相當なる協議を遂げ解約せざることあるべし

第三　土地共同管理

小作問題に困惑した地主が遂に耕地自作を決心し、かくて地主組合を基礎として土地の共同管理を爲し共同耕作を開始せんとする傾向はいよ〳〵盛んになつて來た。本年も各地の其の表現に接したのである。
大阪府三島郡味生村大字一津屋の共同耕作組合と村直營耕作の計畫—二月
岡山縣久米郡三保村の土地組合管理—二月
兵庫縣津名郡鳥飼村に於ける地主組合の共同耕作—二月、小作人側は賃借土地損壞罪の告訴提起
奈良縣宇智郡野原村大字牧に於ける共同經營—二月
栃木縣足利郡の耕作會社設立—五月
山梨縣西山梨郡住吉村山城村の農業互助會社設立—十一月
兵庫縣武庫郡鳴尾村に於ける大耕地整理組合の計畫—十二月
大阪府三島郡阿武野村大字土室地主共同耕作組合—十二月

第四　大農式經營、動力農具購入

地主の自作の爲めに小作人を雇傭し新式農具を具備して大農式經營を開始することも最近の地主對策であつたが、此傾向も歳々增加する勢にある。
靜岡縣安倍郡大地主の新農具購入—一月
千葉縣東葛飾郡市川八幡町地主連の新農具購入計畫—二月
千葉縣印旛郡に於ける各町村地主會の動力農具購入—三月

福岡縣糸島郡怡土村地主連の大農經營法實施決定と補助金一千四百圓の要求―六月

第五　勞働力の移入

地主が從來の小作契約を解除し、又は小作側が土地返還を爲した爲めに、地主の自作を生じたが、この爲めに大農式經營、共同監理が案出されしと共に、農耕勞力の移入を企てるに至つたことは、これも最近の現象である。

岐阜縣海津郡の鮮人試用―二月

福島縣西白河郡鶴川吉子川清津聯合耕地整理組合地主會の新潟縣小作移民の募集―十一月

第四節　自棄的對策

小作問題の紛糾に愛想をつかして、地主が自棄的態度に出で、所有地の賣却、田畑の放棄等を爲すものさへ生ずるに至つた。

第一　耕地へ植林及び耕地放棄

千葉縣酒々井町地主の畑地二十町歩へ植林

三重縣飯南郡柿野村地主の耕地放棄と植林―五月

千葉縣東葛飾郡市川附近地主の返還地三萬坪の放棄―四月

新潟縣北蒲原郡黒川村大地主伊藤太郎兵衛氏の水田三百町歩へ植林―十二月

第二　耕地の賣却

京都府城南地方地主の田地賣却續出―一月

千葉縣佐倉町堀田伯爵家の水田賣却

三重縣安濃郡内の田地賣却頻出

北海道農場主の小作地割讓熱

千葉縣下に於ける中産以上地主の土地賣却激增

山梨縣に於ける地主及自作農の轉業增加

第三　小作人への土地分讓

北海道に於ける峰須賀侯爵家所有水田六千餘町歩分讓計畫

埼玉縣大里郡奈良村石坂養平氏の小作料土地年賦金振替による土地讓與

和歌山縣伊都郡笠田町稻本太一氏の田地分讓

宮城郡柴田郡金ヶ瀬村山家幸内氏の耕地三十町歩分讓

甲府市大地主横澤家の田地三千俵地全部の分讓

埼玉縣北埼玉郡大桑村地主門井東一氏の土地分讓

鹿兒島縣薩摩郡上東鄕村木脇一丸氏の田畑八十町歩解放

第五節　地主對策雜

小作問題に對する地主の對策中以上揭げたるもの〻外、特に注意すべきものを擧ぐれば、

兵庫縣加古郡内地主委員會―一月二十日加古川町公會堂に開會、左の決議を爲した。

加古郡地主の一致協力して農政研究の必要を認め農事協會の成立に贊す

地主と小作人との關係は親子の如し故に相互扶助の精神に基き溫情を以て小作問題の解決を期す

大地主義倉財團の分譲地―同財團の成立及び規定は本年鑑十二年版（二三一―二三二頁）に掲げたが、其規定により大正十二年一月中までに分譲の申込を爲し、自作農となりし者は左の如くであつた。

村名	員数	反別（畝）	價額（圓）
深津	三	三三、五	二六九五
春日	六	三八、四	二九七四
森脇	一五	一六、一	五三一〇
宜山	二	一五、二	三三三
福相	九	一六、二	四一四四
山手	一	四三、九	二五五九
千田	七	不詳	不詳

北海道十勝聯合地主會の土地分譲規定―自作農奬勵並に移民勸誘の目的を以て左の如き土地分譲規定を發表した。

土地分譲規定

第一條　移住後三ヶ年以上小作を繼續したる者にして土地の購入を希望する場合は地主は所有地を年賦償還又は一時拂の方法を以て之を分譲すべし

第二條　分譲土地の價格は時價より一割を減じたる價格とし分譲地を地主に於て適當と認めたる土地を選定す其面積は小作面積の二分の一迄とすべし

但し相互の協定により分譲面積は適當に決定することを得

第三條　地主は小作契約書中に分譲に關する事項を記載し小作者に明示するものとす

第四條　分譲價格は地主小作者相互の協定に依り決定す但し希望により本會の評定委員に於て調査し官廳の意見を求め之を評價したる價格に依るものとす此の場合は小作者中よりも評定委員を擧ぐることを得

第五條　本會の評定委員は隨時會長に於て囑託す

第六條　小作契約期間は五ヶ年を下らざるものとす

第七條　年賦償還金の滿了せざる內小作を中止したる場合と雖年賦金は繼續して償還せしむ

但し合議の上償還金額に相當する土地を分譲して中止するの方法を採ることを得

第八條　分譲の權利は年賦償還の完了すると同時に移轉するものとす

但し合議の償還の完了の如何に拘らず初期に於て移轉することを得

第九條　償還金額に相當する土地の小作料は之を徵收せず但し公課金は小作者の負擔とす

第十條　年賦償還の期間は三ヶ年以上とすべし

栃木縣足利郡地主會の解散―同會理事會を三月一日郡役所に開會、左の決議をした。

一、地主會を改め農村研究を爲す會となすこと

二、機械農場を設置して勞力及生產費の節約を圖り當業者に模範經營を示すこと

三、優良農具の試運轉を爲し共同購入を奬勵すること

北海道天鹽線沼の端地主菊井孝次郎氏の小作料全免―同氏は一昨年前所有者より千百二十町歩の大農場を譲受けたるが、昨年は不作

に遭遇し小作人の疲弊甚しきに、同氏は本年三月小作人二十餘名に對し大正十一年度小作料全免を發表した。

富山縣上新川郡上瀧町上野の地主連土地買上を縣に請願―同地は昨年縣營水電事業の爲め其稻田下に隧道を掘鑿されし關係より灌漑水は殆んど地下に滲透し一時紛擾を生じたが、本年耕作期近付きたるに小作人は各地主に耕地全部を返還するに至つた。玆に地主連は大に驚き水電事務所に交渉したるも要領を得ざるにより、遂に縣當局に對し同耕地百五十町歩を時價を以て買上るか又は縣に於て耕作さるゝか何れか一途に出でられんことを請願した。

有島武郎氏農場處分問題―有島氏の農場放棄については本年鑑十二年版(二三四―二三五頁)に記述したが、其の處分については森本厚吉氏に委ねられてゐた。然るに有島氏の突然の死に會し森本氏は故人の遺志を尊重して共產主義による農場の建設を遂行せんとしてゐる。それに對し森本氏に對し脅迫狀や激勵狀が多數寄せらるゝ相である。

第四章　其他の勞働者に對する業主側の施設及對策

工・鑛・交通業勞働者、官業勞働者及び農業勞働者に於ける運動は前第二部に說けるが如く旺盛であるが、其他の勞働者の運動は極めて不振の狀態にあることも前述の如くである。從つて此等勞働者に對する施設及び此等の勞働運動に對する對策にも殆んど見るべき程のものがなかつたのである。

次に列記するものは、大正十二年中に於て僅かに接し得た先づ著しいものであらう。

○

若松戸畑海陸石炭仲仕請負業組合の仲仕休憩所開場―八月二十八日

○

仙臺市商業會議所主催店員講習會

松本市實業組合聯合會の店員特別教育

神戸理髮講習所の開設―十一月

○

吳商工會の授產場開始―六月

第五章　中間階級者に對する業主側の施設及對策

此の方面に至つては殆んど見るべき物が一つもないと云つてよい。唯だ震災に際し諸官廳の共濟組合が其職能を發揮し得たことゝ、恩給令の改正に伴うて各都市及び各府縣の吏員の恩給及び退職給與金の率が改正さるゝ曙光が見ゑ出したことゝ、義務教育費國庫負擔の聲によつて各地方の教員待遇が問題とされ、漸く幾分改善の可能が現はれて來たことゝ位を數へ得るに過ぎない狀態にあつた。

第六章　婦人勞働者及職業婦人に對する業主側の施設

第一節　婦人勞働者施設及對策

第一　慰撫的對策

婦人勞働者に對する對策としては、優良女工の表彰、慰安娯樂會の開催といふ如き慰撫的對策に終始する狀態にある。しかも今大正十二年中の新施設として數ふべきものは大體左の如きものにすぎなかつた。

○

專賣局職工の共救組合に對する政府の補助―職工の積立金と略同額の政府補助を爲すことに決定、かくて年金制度、病院の建設、講堂圖書館の建設、被服の給與、托兒育の擴張、運動娯樂機關の設置等を爲す計畫である。

○

鹿兒島地方專賣局の職工居住團の發會―六月二十一日

○

鐘紡京都支店の鐘紡京都幼稚園の開園―七月十八日

第二　協調的對策

男子勞働者に於けるが如き工場委員制度もしくは地主小作協調組合の如き組織は尙ほ未だ發生を見ることが出來ないが、しかし時代の趨勢は婦人勞働者に對しても漸くこれに類似したる施設が現はるゝ氣運とまでは成つたのである。

宇都宮地方專賣局の工業懇談會設置―八月、工場委員制度に類するもの、製造課長を會長とし職工側よりの委員三十名、官廳側よりの參與員十二名、

熊本地方專賣局の工場委員懇談會設置―八月、宇都宮のものと略同樣、

福岡地方專賣局の工場委員懇談會設置―八月、前同樣

第三　雜

長野縣西筑摩郡大桑村伊勢工場の利益分配制(?)實行

第二節　職業婦人施設

職業婦人と稱すれども、我國の現在に於て兎に角問題となりゐるものは、女教員と藝娼妓とに關する問題を出でない有樣である。而して施設に關しては殆んど全く藝娼妓に對するそれによつて占められてゐるといふ極めて皮肉な奇觀を呈してゐる。故に此の施設とし云へば全然慰撫的對策に終つてゐることは是非もない次第であらう。

○

高松市郵便局の女子雇員に裁縫教授開始―一月

東京市電氣局の女子修養會發會―五月

松江郵便局電話交換局の交換手裁縫講習―六月

長岡郵便局の交換手に裁縫教授開始

富山郵便局の交換手に裁縫教授開始—十一月

○

長野縣上伊那郡飯島村酌組合の藝娼妓給仕婦共濟會の組織—三月

長野縣北佐久郡岩村田御代田鹽名田三花柳界を一團とせる共濟會組織—三月

○

石川縣珠洲郡木郎村字松波に於ける藝妓保健組合の設置—三月

德島市藝舞妓檢番酌婦置屋業者の藝妓酌婦の保健組合設置—九月

○

仙臺市藝妓屋の藝妓學校設立計畫—四月

福島縣一本杉遊廓の娼妓學校いろは會開校—二月

松本市に於ける藝妓養成學校設立計畫—五月

長野縣上諏訪町藝妓組合の藝妓に對する禮法茶道教授—六月

岡山縣倉敷町貸席營業者の設立せる就實會の娼妓に對する主婦教育

神戸市福原遊廓貸座敷業組合の裁縫學校—四月

長野縣伊那町料藝組合の藝妓作法講習會—七月

鹿兒島市沖之村常盤遊廓の編物講習會—八月

津市藤枝町遊廓の裁縫教授—十一月

廣島縣絲崎町娼妓組合有眞會の藝娼妓講習會—十一月

岡山市中島遊廓の裁縫教授—十二月

會津東山溫泉組合の東山藝妓學校—十二月

○

鳥取市新地遊廓の藝妓公休日(十日、二十五日、午前七時より午後七時迄)決定—三月

兵庫縣飾磨遊廓の公休日(二十六日)決定—四月

仙臺市小田原遊廓の公休日(中旬一回)決定—四月

奈良縣木辻遊廓の公休日決定—十月

○

吳旭遊廓の娼妓倶樂部新設—五月

○

宮城縣栗原郡若柳町娼樓若見樓の抱く娼妓解放廢業—三月

第二編　勞働施設

本編に取扱はんと欲するものは、當該事項に關し資本家又は勞働者としての利害關係を有せざる第三者の立場に立脚せる主體が、現在の勞働者狀態の改善に對して實行し又は計畫した施設である。

其の取扱ひ方については、其勞働者としての狀態に差異特徵ありて、其處に表はれ來る施設の性質にも差異を生ずるものがある故に、一般勞働者に對する施設より、農業勞働者に對する施設を分離し、更らに中間階級者に對する施設、婦人勞働者及び職業婦人に對する施設、少年勞働者に對する施設を持出し、尙ほ海外移民に對する施設、國內移民に對する施設移入民に對する施設を抽出して來る必要がある。

而し夫々に就いて其施設の種類を分ち、之を更らに施設主體によつて分つて觀察せんと欲するのである。

第一章　一般勞働者に對する施設

第一節　一般的施設及其方針

第一　政府

大正十二年中政府の行へる一般的勞働施設を擧ぐれば左の如くである。

1　工場法の改正

三月二十九日附法律第三十三號を以て發表した(條文は「勞働法規」編中參照)

2　各種會議と其內容

『工場監督官會議』――一月十二、三、五日の三日間社會局に開催、各府縣主任官五十六名參集、塚本長官より左の訓示があつた。

工場監督に當らるゝ各位は常に國民思想の推移經濟狀態の變遷等に留意し法令の趣旨の貫徹に努むると共に勞資雙方の圓滿なる協調を圖り爭議を未然に防止し勞働者保護の目的を達すると共に我國產業の發達に貢獻せざるべからず尙此機會に於て特に各位の注意を促すべき事項につき陳ぶる所あるべし

尙協議事項は左の如くであつた。

一、工場法關係法規改正に關する件
二、工場監督に關する件
三、勞働者の思想感情の諒解に努むる件
四、健康保險に關する件
五、解雇手當金の給與並に共濟組合の設置及活動に關する件
六、職業紹介所の利用に關する件
七、職業指導に關する件

四月六日より九日まで、北海道、東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、長野、福岡各府縣に於ける技術に關する工場監督官を招集、社會局に於て左記事項の協議をした。

一、工場法第一第二第三項適用除外工場の種類
二、工場法第一條第一項第二號危險除外工場の種類
三、扶助に關する醫務事項
四、各府縣に關する事項
五、工場法第九條危險なる業務の種類
六、工場法第十條危險有害なる業務の種類
七、妊婦產婦に關する事項
八、禁止又は制限すべき疾病の種類
九、工場法第八條第二項但書に該當すべき業務の種類
十、火災、震災、死傷、疾病、負傷報告に關する事項
十一、工場法第十三條に基く省令案に關する事項
十二、技術官として執務に關する事項
十三、調査連絡に關する事項

『遞信局長會議』――四月十八日より一週間、遞信省に開會各地方郵便局長參集、各種の協議を爲したが、其中勞働施設に關係あるもののみを抽出すれば左の如くである。

協議事項

一、船員職業紹介法實施後に於ける狀況の件
一、船員最低年齡及健康證明書に關する法律實施方の件
一、各地方廳に於て制定實施する公安衞生取締規則統一に關する

件

指示事項

一、從業員指導訓練に關する件
一、共濟組合に關する件
一、貯金奬勵に關する件
一、恩給更正事務の取扱に關する件
一、簡易生命保險の改善施設に關する件
一、積立金放資事業の選擇に關する件

『專賣局長會議』――五月二十八日より一週間、大藏省專賣局內會議室にて開會、地方專賣局長參集、協議事項中勞働施設に關するものは左の如し。

一、工場從業員訓練及び善導に關する件
一、事務簡捷及び能率增進に關する件

『鑛務監督官會議』――一月九日より四日間、社會局に開會、各鑛務監督官及び各衛生事務主任出席、各種協議をしたが、第一左の事項について塚本長官は左の如き訓示をした。

一、法規の適用に關する件

鑛區保護に關する現行法規施行後既に六年を經過したるに拘らず今尙法規の違反少からず固より此種の法規の違反あれば直に告發し臨むに嚴罰を以て本旨とするにあらず十分其趣旨を納得せしむるを要するものなれども而も施行後六年を經て今日の如き狀にあるは決して法規の施行宜しきを得たるものと謂ふを得ざるべし

二、監督狀況報告の件

監督官は法規施行の外重大なる任務を有す勞働者に關する調査報告是なり、凡そ近代的國家に於ては立法及び行政の各般に亙り調査を要せざるものなきも勞働行政に關しては殊に其の必要の大なるを見る、蓋し工場又は鑛山の狀況は直接一般公衆の眼に觸るゝ事少なく利害關係者たる勞働者は直接之を訴ふるの途少なきを通常とすればなり、而して不偏的に公平且正確に勞働者の事情を調査報告し得るものは諸君監督者を措いて他に之を求むるを得ず諸君は十分の研究を遂げ好個の資料を提供せられんことを望む

三、監督官吏と勞働者との接觸に關する件

監督官吏の鑛山に出張する場合には事業者側より狀況を聽取すると共に保護の對象たる兩者に對しても直接の機會を多くし勞働者をして監督官吏の任務を十分諒解せしむると同時に法規施行の狀況其他の事に關して兩者より其資料を蒐集し職務遂行上遺憾なきことを期せられんことを望む

四、鑛務の監督制度に關する件

從來鑛山に於ける勞働者監督の方法として行はれ弊害甚だしかりし飯場頭、納屋頭又は之に類似の制度は近時一般社會の進步に伴ひ漸次其の跡を斷ち鑛務に關する係員には有識者を之に當らしむるの傾向あるに至れるは洵に喜ぶべきことなるを以て、此際諸君は一層其の風潮を助長し勞働者及び事業者の自覺を促し事業者及び勞働者をして各自の人格を尊重せしめ若し飯場頭、納屋頭其の他鑛山に於ける監督者にして勞働者に對し苛酷なる手段を用ゐるが如きものあれば一般警察と共同し夫々適當

處置を執るべし、又或る種の鑛山に於ては今猶賃銀を仮場頭又は納屋頭に於て之を受け直接本人に渡さゞるものあり此の如きは飯場頭、納屋頭をして不當なる勢力を振はしめ坑夫を壓迫するに至るものなるのみならず現行法規に於ても本人に直接支拂ふべきことを本旨とするものなるを以て宜しく此の趣旨の徹底に努め以て坑夫の保護の實を完うせられるべし

3　内務省新規事業

大正十三年度の内務省豫算中勞働施設に關する新規事業は左の如くである。

社會局	
一、工業災害豫防費	二〇〇(萬圓)
一、移植民保護奬勵費增額(海外移民及内地移民を含む)一六〇	
一、健康保險繰入金	四〇〇
一、右監督費	九〇
一、職業紹介事務局增設費(二箇所)	一〇
一、職業紹介所增設費(人口二萬以上の地百二十二箇所、三箇年計畫)	二五
一、小住宅建設補助費	七〇
一、工場法第十三條の規定に基く工場設備危險防止衞生設備監督費	四〇
一、地方改善費增額	八〇
一、民力涵養費	一〇
衞生局	
一、母性小兒保健增額費	九〇

一、國民體位增進奬勵費

4　農商務省新規事業

大正十三年度に對する豫算に關し同省の新事業中勞働施設に關係あるもの左の如し。

農務局	
副業奬勵補助增額—農業倉庫補助增額—農業器具改良奬勵—官營米穀倉庫—帝國農會補助統一	
商務局	
一般市場取締規則制度—小賣市場奬勵費—米穀市場法制定	
山林局	
民有增林補助增額—山林の文化的施設—山林生產費調査	
食料局	
國立米穀倉庫諸設備費—開墾助成法奬勵補助增額	

第二　府縣

工場法改正に伴ふ府縣の施設

工場法改正に伴ひ各府縣に於ては夫々それが實施について計畫してゐるが、其中主なるものを擧ぐれば

奈良縣保安課の既往犯則工場の黑表作製—二月

兵庫縣工場課の工場係主任協議會開催—二月

福岡縣に於ける職工鑛夫に關する取締事務を保安課より工場課への事務移管—三月

第三　公共團體

職工稅廢止決議及要望

職工稅を賦課してゐる都市に於て該稅廢止の案が市會を通過した所がある。

熊本市會の職工稅廢止要望決議と陳情―八月

廣島市會の職工稅撤廢案可決―八月

第二節　對失業施設並に職業紹介施設

第一　政府

1　職業紹介の成績

職業紹介所の數及び紹介成績等に關する統計は本部末尾に丙第十表として一括して掲げて置いた通りである。

2　職業紹介に關する新施設

大正十二年中に於ける職業紹介に關する新事業及び新施設に就き主なるものを月日順に叙述すれば左の如くである。

『六大都市職業紹介所長事務打合會』――一月二十二三兩日、社會局に開催、

諮問事項

一、傳給生活者の職業紹介上最も適當なる方法如何

一、職業指導に關する短期講習會開設に關する意見如何

一、集團的解職者の職業紹介上の賑恤並に紹介上最も適當なる方法如何

『職業紹介法の一部施行期日に關する勅令』――三月三十一日、勅令第百六號

職業紹介法第七條及第十二條ノ規定ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

『職業紹介事務局官制ノ發布』――三月三十一日、勅令第百七號

職業紹介事務局官制

第一條　職業紹介事務局ハ職業紹介所ノ事業ノ聯絡統一及職業紹介事業ノ監督ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條　職業紹介事務局ハ中央職業紹介事務局及地方職業紹介事務局トス

第三條　中央職業紹介事務局ハ東京ニ、地方職業紹介事務局ハ東京及大阪ニ之ヲ置ク

第四條　地方職業紹介事務局ノ名稱及管轄區域ハ別表ニ依ル

第五條　中央職業紹介事務局及地方職業紹介事務局ヲ通シテ左ノ聯員ヲ置ク

局長　奏任

事務官　專任三人　判任

屬　專任二十五人

第六條　中央職業紹介事務局長ハ社會局部長、地方職業紹介事務局長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第七條　中央職業紹介事務局及地方職業紹介事務局定員ハ內務大臣之ヲ定ム

第八條　中央職業紹介事務局長ハ內務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

地方職業紹介事務局長ハ內務大臣及中央職業紹介事務局長ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第九條　事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十條　屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

附　則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別表）

地方職業紹介事務局名稱及管轄區域表

名稱	管轄區域
東京地方職業紹介事務局	北海道　東京府　神奈川縣　埼玉縣　群馬縣　千葉縣　茨城縣　栃木縣　靜岡縣　山梨縣　長野縣　新潟縣　宮城縣　福島縣　岩手縣　青森縣　山形縣　秋田縣
大阪地方職業紹介事務局	大阪府　京都府　兵庫縣　奈良縣　三重縣　愛知縣　滋賀縣　岐阜縣　福井縣　石川縣　富山縣　鳥取縣　島根縣　岡山縣　廣島縣　山口縣　和歌山縣　德島縣　香川縣　愛媛縣　高知縣　福岡縣　長崎縣　大分縣　佐賀縣　熊本縣　宮崎縣　鹿兒島縣　沖繩縣

『職業紹介法施行令中改正の勅令』――三月三十一日、勅令第百八號

職業紹介法施行令中左ノ通改正ス

第四條中「地方長官」ヲ「地方職業紹介事務局長」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

『職業紹介聯絡事務打合會』――六月二十五六兩日、社會局に開催、

協議事項

一、職業紹介所事業の聯絡統一に關する件

一、勞務需給狀況調査に關する件

『全國職業紹介所長宛社會局の諮問』――七月二十一日左の諮問を發した。

諮問事項

一、職業紹介事業の聯絡統一に關し左記事項を實施せんとす之に對する各位の意見如何

イ、二個以上の職業紹介所に求人又は求職の申込を爲す者は其の旨申込ましめ之が申出ありたる時は其者の氏名を他の關係職業紹介所に通知せしむること

ロ、二個以上の職業紹介所に求人又は求職等の申込を爲したる者に就き紹介を了したる時は當該職業紹介所は其旨他の關係職業紹介所に通知すること

二、職業紹介所法施行規則第九條に基き地方職業紹介事務局に於て近く聯絡區域を定めんとす之に就て各地に於ける勞務者の移動狀況の所見如何

三、職業紹介所事業の發達を圖る爲に各地方の情勢に隨ひ勞務需給調節を一層適切ならしめる方法に就て各位の意見如何

指示事項

一、職業紹介所長は一纏め三十名以上の求人申込みを受けたる時は求人票寫を添附し其地方職業紹介事務局長に報告する事

二、職業紹介所長は直接他の地方職業紹介事務局の管轄區域內に於ける求人の申込を受けたる時は直に求人票寫を所轄地方職業紹介事務局長に提出紹介人に對する紹介に就き指揮を受くる事

三、職業紹介所に於て其所在地道府縣外に職業紹介を爲したる時は規定の樣式によつて地方職業紹介事務局長に報告する事

四、各地に於て職業紹介の打合會又は研究會等を開催せんとする時は主催職業紹介所より豫め時日場所其他重要事項を地方事務局に報告せられたし

注意事項

一、旬報報告の際に於ける備考欄及摘要欄は夫々充分之を活用せられる事

二、諸報告は規定の日限に遲れざる樣特に注意せられる事

三、一度提出せられたる報告にても支障の爲め到著不明の事なきに非ざるを以て其場合督促を受けたる時は更に提出せられる事

四、雇入主より特に申込を受けざるも紹介所の斡旋の結果就職せしめたるものは其數を求人數と看做し記載せられる事

五、他票と關係ある票は製票の後夫々對照檢査を爲し錯誤なきを確めたる後ち提出せらるゝ事

六、定期報告書類は取扱數なき場合に於ても規定の報告用紙に其旨を記載し提出せらるゝ事

『東京地方職業紹介事務局所管內第一回所長會議』――七月二十三四兩日、社會局に開催、各種事務の打合はせあり、殊に朝鮮人及び支那人勞働者の問題について論議された。

『船員職業紹介委員會官制の公布』――八月二十八日勅令を以て公布、即日施行

第一條　船員職業紹介委員會ハ船員職業紹介事業ノ經營ニ關スル事項ニ付遞信大臣ノ諮問ニ應シ意見ヲ開申ス

船員職業紹介委員會ハ船員職業紹介事業ノ經營ニ關スル事項ニ付遞信大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條　船員職業紹介委員會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條　會長ハ遞信次官ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ遞信大臣ノ奏請ニ依リ船舶所有者及船員ノ利益ヲ代表シ得ル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ遞信大臣ノ指定シタル遞信省高等官其ノ職ヲ代理ス

第五條　遞信大臣ハ必要ニ依リ又ハ船員職業紹介委員會ノ要求アルトキハ遞信省高等官其ノ他學識經驗ヲ有スル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第六條　船員職業紹介委員會ニ幹事ヲ置ク遞信大臣ノ奏請ニ依リ遞信省高等官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條　船員職業紹介委員會ニ書記ヲ置ク遞信省判任官ノ中ヨリ遞信大臣之ヲ命ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

而して同會委員幹事仰付けられた者は左の如くである。

日本郵船株式會社　安田柾
大阪商船株式會社　太田丙子郎
國際汽船株式會社　四本萬二
日本海員組合　楢崎猪太郎

『職業紹介所紹介就職者運賃割引證交付規程の告示』――九月二十六日、内務省告示第二九〇號にて、該規程は「勞働法規」中に收む。

『大阪地方職業紹介事務局管内所長會議』――十一月四五兩日、大阪中之島中央公會堂に開催

諮問事項

一、職業紹介所施行規則第九條に依り聯絡の區域及方法を定めんとす之に對する各位の具體的意見如何

一、職業紹介所の事業聯絡上左記各號の實施に關する各位の所見如何

イ、二個以上の職業紹介所に求人又は求職の申込を爲す者は其の旨申出さしめ之が申出ありたるときは其の者の氏名を他の關係職業紹介所に通知すること

ロ、二個以上の職業紹介所に求人又は求職の申込を爲したる者に付紹介を了したるときは當該職業紹介所は其の旨他の關係職業紹介所に通知すること

『國有鐵道旅客及荷物運送規則中改正の報告』――十二月二十五日、鐵道省告示第九十九號にて、該改正規則は「勞働法規」中に收む。

海員協會　藤村重道
日本海員救濟會　梅村貞明
（以上委員）
遞信書記官　淺野平二
同　侯爵　廣幡忠隆
（以上幹事）

『船員職業紹介所紹介就職者運賃割引證交付規程の告示』――十二月二十七日、遞信省告示第一八二七號にて、該規程は「勞働法規」中に收む。

3　軍縮失業に對する施設

これに就いては第三章の對中間階級者失業施設中に一括して記述してある。同所に就いて見られたい。

4　惡周旋業者の撲滅

監獄部屋の問題が昨年來世間の注意を惹いたことに鑑み一般に不良なる周旋業者の撲滅を考へ、社會局が主となつて此の方面の施設對策を考へてゐるものと傳へられる。

第二　府縣

1　職業紹介の事業

『東京府職業紹介所の事業』――其主なるもの左の如し、

求人ポストの設置―十二月、寺島職業紹介所にて、六ヶ所に、

求職歡迎デーの開催―十二月廿一日より三日間、

職業捜査班の組織―十二月

求職者の性能檢査開始準備―十二月

『北海道廳の漁夫紹介計畫』――同廳社會課の手にて實行計畫中。其の爲めに社會事業費中に二千二百三十八圓を計上した。

『神奈川縣の就職斡旋と陳情』――二月、沖仲士沿岸人夫一萬の失業者に對し就職斡旋に努むると共に、内務鐵道兩省へ右使用方を陳情した。

2　解雇見合せの勸告

『京都府警察部長の勸告』――九月、同部長は左記の勸告を工業主へ發した。

(一)工業主に此際事情の容す限り事務員及職工等の解雇を見合さしむること

(二)不得止解雇する場合は相當豫告期間を置く等穩當なる方法に依ること

(三)解雇職工にして求職希望者には市立職業紹介所其の他の紹介機關を利用せしむること

(四)工業主に於て職工を雇入るゝ場合は成るべく市立職業紹介所其他の紹介機關を利用せしむること

(五)解雇と同時に歸鄉する者には十分の便宜を與へ其目的を達せしむること

(六)女子及未成年者等を解雇したる場合は歸鄉旅費を給與すべきは勿論(工場法適用工場に於ては)なるも十分の便宜を與へ途中浮浪の徒たらしむるが如き事なき樣注意せしむること

(七)當分の內事業休止又は縮小の爲め職工を解雇する場合は豫め所轄警察署に其の理由及び解雇の際に於ける處置等を申告せしむること

(八)前記第七の申告ありたるときは警察署は其狀況を視察し結果を報告すること

3　惡周旋業者の取締

これを行つたもの〻主なる府縣は、

東京府警視廳の不良私設紹介所取締規則作成―三月

奈良縣の職業紹介者取締規則改正―三月

第三　公共團體

市公共團體の施設を見るに其主なるもの左の如し、

『東京市中央職業紹介所の事業』――春には軍縮失業に會し、秋には震災失業に遭つた東京市は同紹介所に於て特に左の如き事業を行つた。

職業指導講習會の開催―七月二十一日より八月三日迄二週間、上野公園自治會館にて

失業者救濟事業從業員養成講習會の開催―十一月二十一日より一週間、神田橋際中央職業紹介所にて

復興業務部の開始―十一月二十二日、大工左官其他復興事業に關係深き勞働者の紹介

『大阪市中央職業紹介所の新事業計畫』――十三年度新事業として左の四つを計畫した

一、職業紹介委員會設置の前提として企業家委員會の組織

二、勞働市場並に失業保護に關する調査機關の設置

三、勞働市場並に失業問題に關する調査研究物の公刊

四、日雇勞働紹介に於ける賃銀立替拂の擴張

第四　特殊機關

各地の社會事業團體の如き特殊機關の行つた主なものを擧ぐれば、

廣島縣社會協會の日傭勞働者取引市場の開始―四月

企業商業會議所の小店員周旋
蠶絲業同業組合中央會の職工雇傭取締規則統一要望（一一月、其の要項は左の如くである。
一、職工雇傭取締規則を省令で全國を統一すること
二、雇傭契約證書の書式を一定すること
一、職工を募集せんとするときは省令の規定に從ひ工場主より當該地方廳に屆出ることに改めること
一、職工募集に從事せんとする者は其本籍地又は寄留地の警察署長の身分證明書を添へ關係地方廳へ屆出ることにすること

第三節　對勞働時間施設

工場法改正によつて工場勞働者中保護職工の勞働時間に對する改正が行はれた。

之に對し現行農商務省令の鑛夫勞役扶助規定の改正の必要生じ、社會局は農商務省の委託によつて同規定の改正案作製中であると傳へられてゐる。其内容には「一般坑内坑夫の就業時間の制限及び現行規定中第十二第十三兩條の改正」「保護鑛夫の坑内作業全部禁止」を含む由で、就業時間は十時間乃至十一時間と制限さるゝ趣である。

第四節　對勞働賃銀施設

第一　政府

震災後の大工其他の賃銀昂騰に對して標準賃銀の協定を爲したことは後章「對震災諸施設」中に述べてある。

其の外勞働賃銀に對する施設として注意すべきものは、社會局の工業勞働者最低賃銀法制定の計畫である。

『社會局の工業勞働者最低賃銀法立案着手』――國際聯盟規約第四二七條第三項の三に勞働者に對する最低賃銀の原則が定められてゐるが、社會局にては其制度設定の必要を認め、其法案の調査立案に着手したと傳へられる。

第二　公共團體

對勞銀施設として見るべきもの尠きが、其中主なるものは、

『大阪市社會部の日傭勞銀立替』――十三年四月一日より、日傭勞働者の賃銀立替を開始することゝなり、之に要する資金月二萬圓、一箇年總額二十四萬圓を計上した。

『佐世保市の勞働標準賃銀制定』――六月十五日、市社會課にては小頭會を開催、左の如き制定を見た

男子の部（一日雇）三圓、二圓五十錢、二圓の各等（半日雇）二圓十錢、一圓七十五錢、一圓四十錢の各等

女子の部（一日雇）一圓五十錢、一圓三十錢、一圓二十錢の各等、（半日雇）一圓五錢、九十一錢、八十四錢の各等、

但し特種の事業に關する雇傭條件の賃銀は此制定外

第五節　對勞働災害及勞働衛生施設

第一　政府

『保健局設置計畫』――內務省衞生局を獨立せしめて衞生省とする一階梯として省外に保健局設置の議內定、八月一日の豫算省議に附議した。其內容の大體は左の如し

一、保健局は內務大臣の監督に屬し內務省外に置く

一、保健局に長官一名及部長(第一部第二部)二名を置く

一、部の下に課を置き左の七課とす

一、兒童福祉課　二、醫務課　三、豫防課　四、健康增進課　五、防疫課　六、調査課　七、保健課

『鐵道の自働連結機取付』――國有鐵道及び之れと聯帶運輸を營む全國地方鐵道の自働連結機取付は大正十四年六月を以て完了する筈(北海道を除き)であるが、國有鐵道では其準備に着手した。私設鐵道でもこれが準備に着手せねばならぬので五月五日大會を開いて之が準備を協議した。

第二　府縣

『工場災害防止宣傳』――各府縣の工場課に於て之を行つたが、其の主なるものは、

愛媛縣工場課の工場災害事故豫防の宣傳――事故發生の虞ある工場に對して各種豫防施設を强要し、講習講話を行ひ宣傳ポスターを掲げなどした。

富山縣の工場災害豫防に對する工場主への督勵――六月

『工場衞生設備改善要項の提示』――三重縣にては同要項を一般工場經營者に提示して其改善を促した。

第六節　生活費低減施設

第一　政府

『物價調節』――昨年以來政府が物價調節を政綱の一として努力して來たことは、已に本年鑑十二年版にも記述した如くであるが、大正十二年に於て行つた所は左の如くである。

社會局の全國公設市場小賣値の調査――一月十五日より

毎十五日に、全國三十ケ所の代表的公設市場に、日用食糧品小賣價格を報告せしめ、是を纏めて各府縣の公設市場、官公衙、會社銀行等に掲示し、公設市場の改善と小賣商人の暴利抑壓を期してゐる。

農商務省の物價調査――昨年十月以來、日用品及び主なる物產の生產方面を直接調査し、消費方面は各都市に調査方を依賴し、いよ〳〵本年四月に至つて、其の調査編整を終つた。

加藤首相の全國商業會議所會頭副會頭議員招待午餐會に於ける物價調節の談合――五月二十二日、

『物資供給施設』――此の部門に於ける特に注意すべき出來事は中央卸賣市場法の制定公布である。

中央卸賣市場法の制定と其實施――昨年來農商務省に於て立案中であつた該法案は十二年十二月二十七日漸く脫稿し、本年二月十二日衆議院に提出され委員附託の結果、三月二日の委員會に於て修正及び希望條件附で可決され遂に議會を通過したが(該案の議會に於ける經過は後編「勞働立法」中參照)、それはいよ〳〵三月二十九日法律第三十二號として公布され、其施行期日は十月二十七日勅

令第四六八號を以て大正十二年十一月一日よりと決定された（該法の條文は「勞働法規」中に收む）。

議會分科會に於ける鶴見商務局長の答辯により該市場は東京、大阪、横濱、神戸、京都、名古屋の六大都市に向ふ三箇年間に設置せしめ度い希望で經營者は市を本位とし、特別の場合は非營利法人で經營せしめ、資金は低利資金によるといふことが明らかになつたので、各都市では夫々其設置について準備に著手した。

然しながら其實施に際して問題となる事項は同法第七條に依る舊市場に對する損失補償の件、中央市場の位置及び其經營法に關する件であつた。此の難問に對して各都市は等しく政府の指示を希望したのである。

政府も六月に入り六府縣産業部長會議、六大都市商工課長協議會を農商務省商品陳列館に開いて立法の趣旨を説明し、其實施につき協議する所があり、又各都市に於ける市場の實狀を視察調査せしめたが、十月二十七日に至り「中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ニ關スル勅令」を發布し、同二十九日には農商務省令を以て「中央卸賣市場法施行規則」並に「中央卸賣市場補助金交付規則」を發表し、漸く各都市は其嚮ふ所が明らかになつた。

即ち損失補償に關する勅令の主要點を簡約すれば、

一、補償を受くべき資格を有するものは市場法第二條の規程に依り農商務大臣が中央卸賣市場の開設その分場設置又はその取扱品目の追加を變更したる際現に閉鎖命令を受けた市場を開設するもの、又は其市場に於て卸賣を爲すものであつて且其認可があつた際までに二年以上繼續して業務を爲したものであること

一、損失の補償を受くべき資格を有する者と雖も市場法第十條の規程により卸賣の業務の許可を受けたるとき、又は其許可を受けた法人の社員株主若しくは組合員となつた時は原則としては損失の補償を受けられないこと

一、業務の繼續期間二年未滿のもの、又は市場法第十條の規程により卸賣の業務の許可を受けたるもの、若くはその許可を受けたる法人の社員株主若くは組合員となつた者でも農商務大臣が特別の事情ありと認めた者に對しては損失の補償を爲すことがあること

一、補償の範圍は閉鎖命令のあつた取扱品目に關し市場の業務又は卸賣の業務の廢止により業務上通常受くべき損失に限り仲買其他の業務を兼營する場合には兼業による損失は補償しないこと等である。斯くて各都市は市場位置及び經營法について夫々熱心に攻究を始めた。

『居宅施設』――臨時震災救護事務局は社會事業費として百五十萬圓を下附することになつて、東京に百二十萬圓、横濱に三十萬圓と決定した。而して簡易宿泊所を東京に三十二箇所、横濱に九箇所、婦人宿泊所を東京に五箇所、横濱に一箇所建設させることにした。其中で日本勞働總同盟に六萬圓を下附し、總同盟が之に依つて同同盟經營の勞働宿泊所を建設することになつた事は特に注意すべき事柄である。

『金融施設』――勞働者階級、無資産者階級の爲めにする金融施設として大正十二年中に於ける主なるものを擧ぐれば、

日本勸業銀行法中改正法律案の提出―二月八日閣議を經て議會に提

出された該案の内容中、本編に關係ある條項は左の如くである。

農工銀行ノ存在セサル府縣内ニ於テ十人以上ノ農業者工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ無擔保ニテ短期貸付ヲ爲スコト

農工銀行法中改正法律案の提出―右日本勸業銀行法中改正法案と同様。其關係條項は、

十人以上ノ農業者工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ無擔保ニテ短期貸付ヲ爲スコト

大藏省の庶民金融機關一括監督―同省にては本年度より銀行局内に貯蓄銀行課を新設し、其所管に屬する庶民金融機關を一括して嚴重に監督することゝ成つた。同課の所管に屬するものは貯蓄銀行、市街地信用組合、無盡會社、中央金庫の同省所管に屬する事項等であるが、將來は信用組合(農商務省所管)、質屋、非營業無盡(内務省所管)をも同省の所管に移し庶民金融機關の統一改善を期せんとして金融制度調査委員會に於て其調査を進めつゝある。

社會局の小資融通法(公益質屋法)の制定に對する調査―全國都市に普及の方針にて該法制定の爲め同局は其調査に當つてゐる。

第二　府縣

『物價調節』――加藤内閣が政綱の一として掲げ、昨年盛んに其宣傳を行つた物價調節消費節約の運動は本年に入りて各府縣に於ける各種運動施設として表はれた。

文部省主催消費節約展覽會及び講習會によつて起された各府縣の運動及び施設―同展覽會及び講習會については本年鑑十二年版(三二―三頁)に述べた如くであるが、それの開催せられた各府縣の都市に於ては兎に角これに關聯した各種の運動が起つた。

物價引下警告―府縣當局が當業者に對して物價引下の警告を發した所がある。其主なものを擧ぐれば、

豐橋警察署の警告―十二年末各組合代表を招致して警告を爲した。

千葉縣佐倉署の料理店旅館飲食店に對する値下嚴命―一月十一日、二割の値下げを命じた。

愛知縣商工課の小賣値段統一の警告―三月

物價調節協議―物價調節委員會又は物價調査會等を設けて調節策の協議を爲した。

安東縣安東物價調節委員會―一月十六日開催、金利問題、質屋營業利息に關する意見交換を爲し、靴及び洋服の價格を低廉ならしむる方法に就て協議した。

熊本縣勸業主任會議―二月二日、其の中に指示事項として物價調節に關する件があつた。

愛知縣臨時物價調査會―委員打合會を三月十日開催、其の方針は左の如くである。

一、基礎調査は各科に於て至急調査を遂げ第一回の調査成績は四月三十日迄に會長に報告すること但し期節ありて調査し難き物品に在りては其の理由及期節を同時に報告のこと

二、基礎調査は毎月一日及十五日兩回の現在を調査するを原則とす但し期節あるもの及市場相場に依り達觀し得べきもの或は標

準價格を算定し得べき方式を定め推算し得るものは一部又は全部の調査を省略すること得

三、基礎調査の各科に於て各物品に就き調査の標的たる銘柄を選定したるときは之を會長に報告すること但、農商務省に於て指定せられある銘柄は必ず調査を要し他に同品種に就き調査すべき必要ありと認むる銘柄あるときは之を併せ調査すること

四、同品種同銘柄にして品位に上下あるものは中等品を以て調査の標的と爲すこと

五、製産費加工費及營業費の調査に在りては其の規模の大中小の三種に就き調査し之を平均すること又地理的關係に依り等差あるものは數ケ所の工場又は店舗を標的として調査平均し正鵠を得るに注意すること

物價調査―物價の實狀を調査した府縣がある。

愛知縣臨時物價調査會の試買―十一年十二月末より十二年三月に掛けて

大阪府社會課の物價調査―一月

兵庫縣聯合物價調査會の物價算定公式發表―一月

兵庫縣産業部の物價調査範圍擴張―三月

度量衡の不正檢査―消費節約は度量衡の取締に俟つといふ趣意で、此方面の施設をやつた所もある。

東京市神樂坂署の計量器備付―十一年末

京城府内各警察署の計量器備付―十一年末

佐賀縣の度量衡取締勵行―一月

消費節約宣傳―各府縣思ひ〳〵に各種の宣傳を爲したが、其中特に出色のものを擧ぐれば、

京城府調査係の生活改善宣傳ビラ三萬枚の配布―十一年十二月

長野縣の消費節約標語募集―一月

石川縣の消費節約宣傳都々逸節の募集―一月

『物價供給施設』――中央卸賣市場法案に刺激されて、府縣に於ては物價供給施設として市場に對する施設を考ふる樣になつた所もある。

福岡縣の魚市場縣營案―昨年の縣會で問題となり、其後着々これに關する調査が行はれたが、福岡市に於てもこれに附隨して市營問題を生じた。其案の骨子は左の如きものである。

一、明治二十四年八月發布の魚市場規則を廢止し縣營魚市場規則を制定する事

二、縣が現在の市場を全部買收せんとせば莫大の費用を要し又營業上困難を免れないので先づ元の營業者に十年間を期し請負はしむ

三、右を以て不承諾の者に對しては從來の營業に對する最近二ケ年の純益を計算し補償金として交附す

四、魚市場所在地は指定する事

五、從來の市場は過多に付き配當標準に基き現在の半數位に漸次整理する事

『居宅施設』――これが詳細に就いては當研究所編輯「日本社會事業年鑑」を參照されたいが、勞働問題に關係ある主なるものを擧ぐれば、

東京府の新家屋稅案―大正十三年度より實施の計畫にて下調査を進

めつゝある。これは家屋稅賦課の公平を徹底せしめやうとする目的である。

京城府の無料宿泊所簡易食堂設立計畫

福井縣の福井共同宿泊所開設—六月二十日

福井縣土木課の文化住宅相談所設置

鹿兒島縣の鹿兒島市に於ける民衆會館の設置—縣廳新築工業、鹿兒島港灣改修工事等にて縣外より入り込める多數勞働者の爲め、簡易食堂、浴場、理髮店、青物市場、無料宿泊所、職業紹介所、公設質屋、娯樂室等を合したる設備、

『金融施設』——其の主なるものを擧ぐれば、

朝鮮京畿道警察部の賴子講取締法發布

臺灣に質屋取締法の施行—十一年十二月二十九日

神奈川縣の不正無盡取締令公布

京都府社會課經營京都共濟會質舗の開店—八月一日

岐阜縣の公設質屋計畫—七月

福岡縣社會課の福岡八幡兩市に於ける公設質屋計畫—十月

第三　市公共團體

『物價調節』——其の主なる施設は左の如くである。

釜山府の物價調査—十一年十二月

丸龜市の自由計量所設置—同

横濱市の不正品質量目の取締—同

『物資供給施設』——市設市場は殆んど流行の姿となつて各都市に其發生を見たのであつて、一々枚擧の煩に堪え得ぬ程である。而して本年はこれに次いで市營公衆食堂の設置が計畫され實行さるゝに至つた。今其主なものを列記すれば、

東京市の日本橋坂本公園內公衆食堂の開設—一月十四日

長野縣飯田町簡易食堂の新設—六月

福井市職業紹介所附設公衆食堂の開設—六月二十日

東京市の本所區太平町公衆食堂の開設—七月二十日

尙ほ市設食堂に關する出來事を見るに、

門司市の簡易食堂閉鎖事件—同所指定人は經營困難の理由で一月二十日突如閉鎖した。

下關市營食堂の請負問題—市參事會の諒解を得て請負制度にせんと和洋食兩組合に交渉したが、洋食組合の歩調亂れて遂に不調に終り、結局元の通り市の直營とすることに決定

大阪市營簡易食堂の榮養價問題—同食堂の中二三箇所を除いた外は營養價劣惡とのことが市立衞生試驗所によつて發表され一問題を惹き起した。

以上の外物價供給の施設として市が行つたものは、

横濱市の公榮會組織—市は小賣商人及び私設市場牽制の目的を以て公設市場聯合會と協議し、同市場關係商人八十八店をして一口五圓の出資を爲さしめ、公榮會なるものを組織し、直接原產地より商品を取寄せ廉價供給を計ることゝなつた。

東京市の市設市場使用條例制定—四月四日市參事會に提案委員附託となつた同條例の主要點は左の如くである。

第一條　日用品販賣の爲市場を使用せんとする者は本條例の定むる所に依り市長の承諾を受くべし

第二條　前條の承認を受けんとする者は二年以上引續き獨立して其の營業に從事し且國稅營業稅年額十圓以上を納むることを要す但し農會産業組合若は之に類する團體又は生産者製造者は此の限にあらず

第三條　第一條の承認を受けたる者は承認を受けたる日より七日以内に使用料五月分に相當する保證金を納付すべし

第五條　使用者は其の權利を讓り又は使用場所を轉貸することを得ず

第六條　販賣品の種類及小賣價格は市長の定むる所に依るべし

第七條　使用者及從業者は市場の使用に關し左の事項を遵守すべし

一　販賣品の小賣價格は之を店頭に掲示し若は商品に表示すること

二、販賣は現金取引とすること

三、卸賣は糴賣の方法に依り其の手數料は賣上金高の百分の十を超えざること

第八條　當該職員は營業時間内何時にても使用場所に立入り商品帳簿又は營業用物件を檢査することを得

第十條　使用料は一坪一月十圓以内とし市參事會の議決を經市長之を定む

附　則

本條例は發布の日より之を施行す

『居宅施設』――市營住宅の建設は又流行の有樣であつて、其主なるものを擧ぐれば、左の如くである。

大津市の市營住宅―二十八戸

東京市のアパートメント―深川區古石場町、九十一戸

名古屋市の市營住宅とアパートメント―住宅百十戸、アパートメント九十八室

神奈川縣川崎町の町營住宅―平家二戸建六戸

大阪府豐崎町營住宅―百四十五戸

濱松市の市營住宅―五十戸

北海道十勝國芽室村の村營住宅―十二戸

次に寄泊所の建設されしものを見るに

京都市の簡易宿泊所―七條職業紹介所側、二十室、定員六十名

東京市の獨身勞働者宿泊所―上野公園（二棟）、回向院燒跡（二棟）、被服廠燒跡（四棟）、月島（二棟）、本所林町潮風會（二棟）、坂本署隣（二棟）、本所柳原（二棟）、玉姫町（一棟）一棟六十坪宛、收容能力二千二百八十名、尙ほ豫定地は砲兵工廠燒跡、向島小梅町、德川邸、金杉下町、龍泉寺等

東京市の婦人ホーム―本所太平町、二棟、收容能力二百四十名

大阪市天滿職業紹介所の天滿簡易宿泊所―堀川監獄跡、收容人員二百名

其外に設けられしものは、

長崎市の勞働者集合所增設―三箇所、勞働紹介の便にも役立つ

佐世保市の勞働者溜所

又貸家紹介を爲す施設を開始したものもあるが、

福岡市職業紹介所の貸家紹介開始―四月十二日

尼崎市職業紹介所の貸家空間貸借案内開始―四月二日

大阪市社會部の貸家貸間紹介開始—五月一日

以上各種の居宅施設につき、それに關聯した出來事の中著しいものを擧ぐれば、

神戸市立西部共同宿泊所宿泊人の不食同盟—一月二十三日、賄の改善を叫んで、

長崎市營住宅の値上計畫と居住者の反對協議會—既設住宅の設計變更擴張により豫定戸數の建築不可能となりし爲め、

長野上田松本三市の市營住宅家賃の高値により一般住宅家賃の値上—社會的施設が却つて逆な結果を生じて、問題となつた。

横濱市營南太田住宅の家賃不納同盟—四月一日より家賃値下げの爲め、

釜山府の勞働宿泊所設置計畫に對する町民の反對—街の美觀を損すとて、

家賃協調といふ施設を始めた所がある。

佐世保市の家賃協調委員設置—六月五日の同市會に附議された案は左の如くである。

第一條　本市家賃の平準を保持し貸借兩者の福利を增進するため家賃協調委員を置く

第二條　委員は七名とし市會議員より之を選擧す（市長は前項の外必要と認むる時は委員を囑托することを得）

第三條　本委員會に於て行ふべき事務の概目左の如し

一、家賃に關する紛議の仲裁

二、家屋稅賦課のため家賃の增額標準額を調査すること

三、其の他家賃に關し必要と認めたる事項

第四條　委員の任期は大正十三年三月を以て終るものとす

『金融施設』——公設質屋の計畫及び開設を爲す都市町村も可成りあつたが、其主なるものは、

水戸市、古河町平潟町の公設質屋開設豫定

岐阜市の市營質屋設置計畫

大阪市營質屋計畫

德島市外齋津村の村營質屋設置計畫

市營銀行を開始又は計畫したるものに左の如きものがある。

大阪市の貯蓄銀行市營計畫

廣島市の貯蓄銀行市營の議

以上の外に、少額資金融通の計畫を爲した所もある。

横濱市社會課の無擔保短期資金融通計畫—方面委員の詮衡した細民に三ヶ月乃至六ヶ月の短期間無利息にて一口三十圓以上五十圓までを貸付けんとする計畫

福岡市職業紹介所の無擔保短期無利息少額資金融通計畫

『社會衞生施設』——公設浴場の開設及び計畫を爲したものがある。

京都市の市營浴場規則の編成—六月六日市參事會に提出した。

岡山市の公益浴場開始—八月一日、（市濟生協會經營）

京都市の市設變形浴場の開設—八月十七日

産院については、

大阪市立産院の增設—市立衞生試驗所跡

病院にては、

堺市の公民病院開院—六月

下關市の無料巡回施療所計畫

第四　私團體及び私人

『物資供給施設』――其主なるもの左の如し、

千葉縣佐原記者團有志の日用品廉價市場開設―一月二十五日

津市多賀氏の佛教奉仕簡易食堂開設―二月二十四日

救世軍の東京深川區猿江裏町に於ける簡易食堂開始―二月二十三日より一箇月間、朝食を毎日無料二百名に給與

『居宅施設』――無料宿泊所が有志によつて計畫された、

東京市本所區林町勞働者矯風會の救濟宿泊所開設―一月三十一日、六十餘疊、

愛知縣一宮市商工會の無料宿泊所―七月

黒龍會の勞働者自由宿泊所開設―十一月三日、東京市麹町區永田町山王ホテル燒跡

右の外に此方面の施設としては、

福岡市報德會の貸家貸間無料紹介

神奈川縣匡濟會の沖仲仕休憩所の移轉計畫

『社會衞生施設』――其の主なるものは、

日本海員救濟會大阪支部の大阪病院開院―五月、會員外一般の診療

滋賀縣八幡町醫師山本氏の勞働病院經營

第五　特殊機關

『物價調節』

日本經濟聯盟會の決定書――物價調節調査委員會では昨年八月以來幾度か協議を重ねて來たが、本年六月二十一日に至り漸く最後の決定を見るに至つた。而してそれは政府施設事項及び民間施設事項に分れ、後者に事務の單純化能率增進等であり、前者は「軍備縮小では足らぬ宜しく行政財政整理を爲し國民の負擔を輕減してほしい夫れには營業稅を更に輕減し綜合課稅を源泉課稅にして貰ひ度い」といふ程度のものであつた。

福島商業會議所の物價標準價額發表―一月

『金融施設』

廣島縣社會事業協會の小資本融通計畫

岡山縣社會事業協會の公設質屋開設と小規模商業資金融通

鹿兒島縣社會事業協會の公設質屋開設

『居宅施設』

高松市共濟會の住宅紹介事業開始

第七節　共濟的施設

第一　政府

政府の行つた該施設としては左の二事例がある。

土木事業從業員共濟組合規則の公布――同組合に關する勅令七月二日發布され、同月二十日內務省令第二一號を以て土木事業從業員共濟組合規則が公布された（該勅令及び規則は「勞働法規」中に收む）

大藏省の共濟組合政府補給金統一に關する調査

第二　府縣

府縣の施設及び計畫の主なるものは

岡山縣社會課の屋外勞働者共濟組合組織奬勵―十月、且體案作製

中、市町村と同額の縣費補助を交付する計畫

同縣同課の漁民共濟組合設置計畫―八月

第三　市公共團體

小倉市役所社會課の勞働者共濟設備統一計畫―一月、市内適用工場にして勞働者共濟設備なき分に對し統一的設備を慫慂すべく調査の上設定の計畫

第八節　社會保險施設

第一　政府

1　簡易生命保險

『簡易生命保險成績』――新契約件數を見るに、毎月前年同期に比して增加を示しゐることは注意すべき現象である。唯だ九十兩月に於て著しく減少しゐるはこれ大震災の影響と見ることが出來るであらう。然しながら十一月に於ては已に前年の同期と比しては尙ほ減少を示せども、なほ本年の他の月に比して遜色なきを示し、十二月に入るや本年第二位の數を示しゐることも注目に値する。實に八月には前年同期に比して二分五厘の增加を示し、十二月に於ては前年同期よりも一割四分を增して人口千人當り新契約數も二・八四を示して前年の二・五四に比し遙かに增加して居る。而して新契約一件當り保險金額も毎月前年同期に比して增加してゐる。

新契約件數及同保險金額

	新契約件數	(△前年同期に比し增 ×前年同期に比し減) 前年同期と比較	一件當保險金額	前年同期と比較	人口千人ニ對スル新契約件數割合
			圓		件
大正十一年十月	二一一、〇四六	△一一九、八三五	一三三・三	△一七、一〇	三・六九
十一月	一七八、六四二	△九七、八二八	一三八・六	△一九・五〇	三・一〇
十二月	一四六、七〇三	△四七、六六八	一三五・五	△一九・〇二	二・五四
大正十二年一月	七六、三四七	△二六、七〇二	一四一・〇	△一六・三〇	一・三二
二月	一一二、一五八	△三〇、二二八	一三六・六	△一九・五〇	一・九五
三月	一八七、八四五	△五、七九八	一三三・七	△二四・三〇	二・三五
四月	一三八、三七二	△一、四九四	一四一・七	△三四・二〇	二・三九
五月	九九、七八六	△七、九九一	一五七・二	△三六・七〇	一・七二

六月	一一四、二五二	△二九、九六	一五五・三	△三六・五〇	一・九七
七月	一〇七、四七一	△一四、四三八	一四五・三	△二六・四〇	一・八六
八月	九七、一七一	△二、三七三	一四六・九	△二七・三〇	一・六八
九月	三六、〇九〇		一四〇・五		〇・六二
十月	八四、六〇六		一四一・八		一・四四
十一月	一二一、五四四		一三七・七		二・〇七
十二月	一六六、七六三		一三五・四		二・八四

次に失效及解約の狀況を見るに於て先づ成績がよかつたと云ひ得も、前年に比する時は、凡べて前々年に比してはなほ不成績なるやう。即ち其合計の契約現在高に對する比率は、七八月を除いて、前年同期に比し減少を示してゐる。

契約現在高對失效解約率（%）

	大正十二年	大正十一年	大正十年
一月	〇・〇〇七三三	〇・〇〇七八〇	—
二月	〇・〇〇七四九	〇・〇〇七六七	〇・〇〇四一八
三月	〇・〇〇八一三	〇・〇〇八八一	〇・〇〇八二〇
四月	〇・〇〇八六九	〇・〇〇八六九	—
五月	〇・〇〇九〇七	〇・〇一五三五	〇・〇〇九七三
六月	〇・〇〇七一五	〇・〇〇七〇五	〇・〇〇五一六
七月	〇・〇〇七三〇	〇・〇〇四五五	〇・〇〇三六九
八月	〇・〇〇九一〇	〇・〇〇八一一	〇・〇〇五四五
九月	〇・〇〇七〇三		
十月		〇・〇一八一八	
十一月		〇・〇〇七四六	

十二月

然しながら失效解約合計の新契約に對する比率は前年に比して概して思はしくなく。前年同期よりも著しき增加を示してゐる。

失效、解約件數

	失效	解約	以上合計の對新契約比率（%） 大正十二年	大正十一年	大正十年
一月	二五、一九二	三、九六五	三六・一九	四五・八	—
二月	二七、三六七	三、〇九三	二七・一五	二五・三	九・〇
三月	三〇、四〇七	三、八三三	一八・二三	一五・〇	一〇・六
四月	三三、七六四	四、一三九	二六・六六	一九・九	八・八
五月	四五、三七七	四、一〇〇	三九・七六	五四・〇	二七・三
六月	二七、一二七	四、七四八	二七・八九	二八・二	一五・〇
七月	二八、二〇七	四、四一一	三〇・三五	一六・七	一三・〇
八月	三六、七三五	四、九五三	四二・九〇	二九・五	一九・五
九月	二八、四四一	三、七一三	八九・〇九		
十月				五一・六	
十一月				一六・〇	

十二月

死亡件數を見るに、三千百件より六千件の間を往來し、契約現在高に對する死亡率より云へば前年の同期と大差なく幾分か改善に傾いてゐる樣に思はるゝ。

死亡件數及死亡率（△前年同月との比較增減 × 同）

	死亡件數	前年同月との比較	死亡率（%）	前年同月との比較
大正十一年十月	三、九八九	△一、三七三	〇・〇〇一〇九	△〇・〇〇〇一五
十一月	四、三三三	△一、一六七	〇、〇〇一二三	△〇・〇〇〇〇一
十二月	三、三三一	△　二一三	〇・〇〇〇八五	×〇・〇〇〇三三
同　十二年一月	三、三三一	△一、七九一	〇・〇〇〇八四	×〇・〇〇〇〇三
二月	三、五七六	△一、四七六	〇・〇〇〇八八	△〇・〇〇〇一七
三月	四、〇〇〇	×　五九〇	〇・〇〇〇九五	×〇・〇〇〇五三
四月	四、七三三	△一、九〇五	〇、〇〇一一〇	△〇・〇〇〇三三
五月	四、〇二三	△　六三五	〇・〇〇〇九二	×〇・〇〇〇一三
六月	五、三七八	△一、〇五九	〇・〇〇一二七	×〇・〇〇〇〇四
七月	四、一〇八	△一、七八六	〇、〇〇〇九一	△〇・〇〇〇三五
八月	六、一四三	△二、三四六	〇・〇〇一二三	△〇・〇〇〇〇三
九月	三、一八六		〇・〇〇七〇	

契約現在高は前年八月末の三百四十五萬件より本年八月末の四百五十八萬件に、即ち一年間に百十三萬件（三二・八%）の激增を示し、保險金額は三億六千九百萬圓より五億三千八百萬圓に、即ち一年間に一億六千九百萬圓（四五・八%）の驚くべき增加を示してゐる。而して人口千に對する契約現在件數は確實に漸增の趨勢を示してゐることは次表に示す如くである。

月末現在契約高

	契約件數	保險金額	人口千ニ對スル月末現在件數割合
大正十一年十月	三、六七一、八〇〇	四〇一、六二九、六五八・八円	六四・二九件
十一月	三、八二〇、二八七	四二三、九〇三、三五三・三	六六・二六
十二月	三、九三八、二八一	四三九、四四八、三一六・三	六八・二〇
大正十二年一月	三、九八四、四三一	四四七、七〇九、八六一・五	六九・一〇
二月	四、〇六四、六六八	四五八、三九二、八六四・七	七〇・四九
三月	四、二一七、〇六二	四七九、一一九、二九七・〇	七三・〇四
四月	四、三一六、八一一	四九三、九一七、三四二・五	七四・六二
五月	四、三七五、六六四	五〇四、五九五、五三一・四	七五・六四
六月	四、四五五、五五二	五一八、〇三三、〇三三・六	七七・〇三
七月	四、五二九、二七九	五二九、四六四、三六六・〇	七八・二九
八月	四、五八一、一四〇	五三八、五八五、六一〇・四	七九・一九
九月	四、五八三、三一九	五三九、〇三三、三一六・九	七八・一二

尙ほ簡易生命保險成績に關する統計は丙第十一表として本部末尾に掲げて置いた。參照を要す。

『簡易生命保險の新施設』――本年に於ては特に著しい何物にも接し得なかつた。唯だ

各地方遞信局簡易保險課長會議――一月十二日より六日間、遞信省內に開會、左記事項について協議した。

一、本年度に於ける各遞信局區內簡易保險奬勵に關する施設及其

後の效果に關する件
二、來年度に於ける保險勸奬計畫に關する件
三、保險金額の引上及長期契約者に對する保險料還附實施後の狀況に關する件
四、節約宣傳が保險勸奬及加入に及したる影響に關する件
五、簡易保險健康相談所の狀況に關する件
六、保險業務取扱上の心得に關する件
七、積立金貸付後に於ける事業進行の實況に關する件

2　健康保險實施準備

昨年の議會に於て通過し、大正十一年四月法律第七十號を以て發布された健康保險法の實施に對する準備として政府が行つた所を要約する時は、

健康保險法要旨摘錄發表―國民に共趣旨を知らしめんが爲めに、一月十日社會局は之を發表した。

勞働保險調査會委員の任命―二月一日左の任命を見た。これは同事務が內務省社會局に移管された結果である。

內務省衞生局長　橫山　助成
遞信省管船局長　宮崎　清則
正四位勳四等子爵　伊東　祐弘
從四位勳三等　田中　隆三

勞働保險調査會委員被仰付（各通）

遞信次官　若宮　貞夫
社會局部長　河原田稼吉

勞働保險調査會委員被免

從四位勳三等　今岡純一郎
從四位勳四等　北島　多一
正七位勳四等　松本健治郎
正七位勳五等　三谷　一三
正六位　內藤　久寛
勳六等　神戸　擧一
勳六等　白石元治郎
勳六等　磯村豐太郎
勳六等　河野　徹志
勳六等　牧田　還

同幹事被仰付（各通）

社會局書記官　石川芳太郎
社會局書記官　牛田　貫一
社會局書記官　天宅　敬次
農商務書記官　中松　眞鄕
農商務書記官　膳　桂之助

同幹事被免（各通）

勞働保險調査會總會―三月二十九日、內相官邸に開會、席上塚本社會局長官より報告した經過の大要は左の通りであつた。

勞働保險調査第七回會議の開會を機とし第六回會議以後における勞働保險事務に關する經過並びに將來の實施計畫の大要を述ぶれば

(一)健康保險法附屬命令、健康保險法は爾來之れが實施準備進行中で客年十一月社會局設置と共に農商務省より其の事務の引繼を受けたるを以て第二部に保險課を置き從來の材料並びにその後本局に於て蒐集したる材料に基づき同法に附屬して發布すべき勅令省令案の作製に從事し既に一部は其の要綱も完成したるを以て遠からず本會の議に附する考へである。

(二)健康保險法實施計畫、政府は本法發布の當初にありては大正十二年度の初めより之れを實施する計畫なりしもこの種の施設に關し經驗乏しく必要なる材料の蒐集等に渉なからず困難を感じたると一は最も愼重なる研究調査を遂げ實施上違算なきを期する爲來たる大正十三年四月一日より之れを實施することゝし先づ大正十二年度に於ては專ら之れが準備をなす爲所要經費豫算案卅七萬四千餘圓を議會に提出し幸ひ兩院の協贊を得たのである。

(三)保險實施準備機關、右述ぶるが如く豫算成立したるを以て來る六月より本局に一箇の部を設け實施準備に關する事務は擧げて之れを掌理せしむることとし十月には地方樞要の地四箇所に保險準備局を大正十三年一月には全國を通じて五十箇所（北海道には四箇所各府縣には一箇所）の準備事務所及支所二百箇所を置き一切の準備事務を掌らしめむとす而して以上の準備機關は本法實施の曉においては健康保險實施の衝に當るべき豫定である

(四)船員保險法制度、船員保險法に關する事項も亦本局設置と共に遞信省より引繼を受けたるものにした爾來之れが法案制定上調査研究を致して略々成案も得て居るから之れ亦近々本會の御審議を煩はす考へで居る。

社會局に健康保險部設置に關する勅令の發布と分課規程の制定―五月三十一日勅令第二八五號を以て「社會局ニ健康保險部設置及臨時職員增置ニ關スル勅令」が發布され、七月一日には社會局分課規程にも二三の改正を見、健康保險分課規程の制定を見同日より施行された。該勅令及び該分課規程は左の如くである。

社會局ニ健康保險部設置及臨時職員增置ニ關スル勅令

第一條　健康保險法施行ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時社會局ニ健康保險部ヲ置ク

第二條　社會局ニ左ノ臨時職員ヲ增置シ健康保險部ニ屬セシム

部長　一人　書記官　專任二人　事務官　專任二人

技師　專任三人　屬　專任十二人　技手　專任二人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

社會局健康保險部分課規程

第一條　社會局健康保險部ニ左ノ三課ヲ置ク

經理課

業務課

調査課

第二條　經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　健康保險特別會計ニ關スル事項

二　保險官署設置ニ關スル事項

三　他課ノ主管ニ屬セサル事項

第三條　業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　健康保險事務ニ從事スル職員ノ養成ニ關スル事項

二　健康保險組合ニ關スル事項
三　醫療事務ニ關スル事項
第四條　調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　健康保險法施行命令ニ關スル事項
二　其ノ他健康保險法施行準備ニ必要ナル調査ニ關スル事項

健康保險部職員の任命―六月一日左の任命を見た。

健康保險部長	社會局部長　次田大三郎
健康保險部業務課長兼經理課長	社會局書記官　清水　玄
健康保險部調査課長	社會局書記官　一戸　二郎
健康保險部技師	石黒　寅二
	石原　修
	古瀬　安俊

健康保險法の實施に關する勅令案及省令案の審議―社會局に於ては六回に渉つて參與會議を開きこれが審議をなしゐたが、七月二十四日の同會議に於て各項目の議了を見たので、八月二十二日勞働保險調査會總會を內務省に開會し之を附議した。而して總會を九月三日に開會することとして散會したが、突然かの震災に遭遇したのである。

健康保險の實施期―十一月に至り、該法の實施は大正十三年十月よりと決定、同年四月には東京、大阪、仙臺、福岡に、同十月には札幌、名古屋に健康保險監督局が設けられることゝ成つた。

3　船員保險法制定準備

同法の制定に關する事項も、社會局設置と共に遞信省より引繼を受け、爾後同局に於て制定上の調査研究をしてゐたが、八月に至り大體成案を得たので、勞働保險調査會にかける手筈に成つて居た。しかし震災は其進捗を遲延せしめた。

4　生命保險料の所得免除

四月五日法律第四一號を以て所得稅法中改正を發布、生命保險の爲めに拂込みたる保險料年額二百圓を限り、之を所得より控除することゝ成り、大正十三年分所得より適用することゝ成つた(「勞働立法」中參照)

第二　府縣其他

社會保險施設に對する府縣其他の事業を見るに、其主なるものは

岡山縣社會課の無產勞働者保險的保護施設の研究―健康保險の實施に依つて保護さるゝものは工場に働く勞働者であるが、夫れ以外の勞働者に對する生活の保證として縣は之等の勞働者に相互扶助的組合を組織せしめ、之に縣が補助を與へるか、或は縣直接の事業として經營するかして、一種の社會保險的保護施設を行はんと研究しつゝあると傳へられる。

朝鮮平壤商業會議所の簡易保險を朝鮮に實施提案―四月九日評議員會に於て「簡易保險を朝鮮にも施行され度き件」を可決、五月二日開催せらるゝ朝鮮商業會議所聯合會へ提案することゝ成つた。

第九節　貯蓄施設

第一　政府

遞信省貯金局の住宅貯金奬勵―同局にては郵便貯金十億記念として「住宅貯金」と題したフオルターを調製して各都市の勤勞生活者に配布した。

第二　府縣

長野縣の職工貯金管理規程作成―資本主が行つてゐる貯金管理なるものには弊害が伴ひ勝ちであるので、縣は工場課に於て該規程の作製に當ることゝなつた。

第十節　兒童保護施設

該施設の全體に就きては當研究所編輯「日本社會事業年鑑」に讓るが、此處には勞働問題に直接關係を有する施設の中、特に著しきものを擧ぐることゝした。

第一　政府

文部省の貧困兒童救濟費要求―八月一日の同省豫算幹部會議に於て該費として三百五十萬圓を來議會に要求することに決したが、其中には學用品給與、被服の給與の外に食餌公給も含まれてゐる。

第二　府縣

奈良縣最初の託兒所開設―南葛城郡大正村西松本、村民は概ね農と麻裏製造を業とし出稼人多し、

神奈川縣の縣營託兒所計畫―横濱横須賀へ各一、

第十一節　慰安施設

該施設に就いても「日本社會事業年鑑」參照され度いのであつて、此處には特に勞働者の問題に直接關する施設にのみ就いて其著しいものを述べやうと思ふ。

第一　府縣

東京府の勞働會館建設計畫―大正十二年度より二ヶ年繼續事業として四十萬六千三百六十圓の豫算を十一年十二月二十五日の府會へ提案した。本館建坪三百坪、別に八十四坪の浴場と四十二坪の室内運動場　並びに一千名以上を收容し得る大講堂を建て總坪數八百五十五坪である。圖書館、食堂、娯樂室をも備へ樣とする計畫である。

鹿兒島縣の鹿兒島市に於け民衆會館の設置―縣外より多數入り込める勞働者の爲め、

第二　私團體及び私人

各地商業會議所の店員職工の表彰―これは一々擧ぐるの煩に堪えぬ程盛んに行はれる。

各地商業會議所の店員職工慰安會―正月七月の休日を利用して斯種の會を催すことは殆んど恒例まで成つて仕舞つた。

廣島商業會議所の階上開放、娯樂器備付―五月十五日より、毎月十五日の公休日に階上の會議室と控室とを開放店員の爲めに各種娯樂具を備付け、圖書雜誌の閲覽を爲さしむることゝ成つた。

東京市小石川區第二方面委員の細民娯樂部「光の家」新設―七月

長野縣工場協會の岡谷に社會會館建設計畫

第十二節　對産業組合施設

本年に於ける對産業組合施設として最も注意すべきものは産業組合中央金庫法の制定である。以下本年に於ける該施設の各方面に就いて略述しやう。

第一　政府

1　産業組合奬勵助長

『第一回主要都市購買組合協議會』――四月五六兩日、農商務省に開催、東京、大阪、都、愛知、兵庫、神奈川、廣島、福岡、北海道等各地の代表者出席、本省提出の協議題左の如し。

一、組合員(國民)が組合に對し無理解なること
二、適當なる理事者及從業員を得ること困難なること
三、組合の區域廣汎に亘り且つ錯綜し配給等に多くの經費を要すること
四、生産加工を增進することの困難なること
五、棚卸しの困難なること
六、組合員として組合を信用せしむる方策如何
七、組合趣旨の宣傳は如何にすべきか
八、物品減損の防止如何
九、組合員選擇の方法如何
十、卸賣組合完備の件
十一、消費組合に關する特別法制定の件
十二、特殊組合に關する件

而して其の協議の結果、我國購買組合の不振なる原因として數へたる所によれば、

一、資金の不足して居る事、即ち大阪方面はその多くは現金販賣を爲して居るので比較的資金の窮乏を來すことはないが東京方面では掛賣を爲す所が多いのでその結果として運用資金は固定して不足を告ぐる場合が多い
二、組合員の無自覺なる事、即ち組合員の中には自己の組合を利用せずして他の一般小賣商等から購入するものが多い
三、出資額の不均等なる事、即ち組合員が各自の購買狀態により出資する結果として勢ひ多額の出資を爲して居るものが組合を左右し不正品販賣その他により私腹を肥す等弊害を釀すこと

等であつて、將來は此方面の改善に努力する計畫である。

『産業組合調査會の設置』――前の協議會の結果、産業組合の振興策攻究の爲め恒久的調査會を設くることゝ成つた。

『第六回産業組合主任官協議會』――七月九日より十四日迄、農商務省に開く、諮問及び協議の事項は左の如くであつた。

諮問事項

一、産業組合に關する法規並事務取扱上不便とする事項如何
二、生産を爲す購買組合の主なる生産品の種類並に其の成績顯著なるものゝ實例如何
三、利用組合の設備の主なる種類並其の成績顯著なるものゝ實例如何

協議事項

一、産業組合及同聯合會の内容を一層改善充實せしむる方法如何
二、販賣組合と購買組合との連絡を密接たらしむる方法如何
三、産業組合中央金庫と産業組合聯合會及産業組合との連絡上注意すべき要項

『市街地購買組合特別委員の選定』――十二月十八日開催された市街地購買組合調査會第三回委員會の結果、發展策につき具體案作製の爲め左記特別委員を選定した。

農商務省農務課長小平權一、同市場課長膳桂之助、内務省社會局第二部第二課長牛井清、家庭購買組合理事藤田逸男、産業組合中央會理事月田藤三郎、同參事佐藤寛治、戸田保忠、丸岡重堯、農商務事務官小濱彌八

『産業組合低利資金割當』――十二月、農商務省は大藏省の承認に依つて融通をうけた三百萬圓の産業組合低利資金を左の如く割當てることに決定した。（單位千圓）

北海道廳	九九	東京府	三六二	長野縣	一八五
京都府	七二	大阪府	一三〇	福島縣	五〇
神奈川縣	五九	兵庫縣	一六六	青森縣	四五
長崎縣	四八	新潟縣	五六	秋田縣	三四
埼玉縣	一二〇	群馬縣	五三	石川縣	四四
千葉縣	五〇	茨城縣	三八	鳥取縣	四〇
栃木縣	二七	奈良縣	二七	岡山縣	七一
三重縣	五八	愛知縣	一〇七	山口縣	七一
靜岡縣	四四	山梨縣	二四	德島縣	四〇
滋賀縣	四六	岐阜縣	四五	愛媛縣	六六
				福岡縣	九五
				佐賀縣	二三
				宮崎縣	四七
				沖繩縣	七

宮城縣	三〇	熊本縣	四〇	計	三、〇〇〇
鹿兒島縣	四八				
群馬縣	二八	高知縣	二八		
大分縣	三一				
香川縣	七二				
和歌山縣	三六				
廣島縣	六八				
島根縣	四三				
富山縣	三六				
福井縣	三七				
山形縣	五四				

2　産業組合中央金庫法の制定と施行準備

農村振興策を標榜して政友會より提出され幾多の修正を加へられたる上、三月二十四日貴衆兩院を通過した産業組合中央金庫法案は其後の經過を述ぶれば、

「産業組合中央金庫の發布」――四月五日法律第四二號として發布された該法は「勞働法規」中に收錄して置いた。尙ほ其れに關聯して

「産業組合法中改正」「日本勸業銀行法中　正」「郵便貯金法中改正」も

同日に發布された（「勞働法規」中參照）

「中央金庫創立委員の任命」――六月八日左の任命を見た。

農商務次官　岡本英太郎
農商務省農商局長　長滿　欽司
大藏省銀行局長　松本　脩
大藏省理財局長　小野　義一
從四位勳三等　志村源太郎
同　矢作　榮藏
正五位勳三等　井上準之助
梶原　仲治
小野英二郎
勳七等　佐藤　準藏
道源　權治
岡　佳吉
勳八等　北川　嘉十
森　治郎
深井　功
佐藤　喜助
勳七等　堀　豐

産業組合中央金庫設立委員を命ず（各通）

産業組合中央金庫設立委員會委員長を命ず

農商務省參事官　小平　權一
大藏書記官　窪寺　勳
農商務省事務官　小濱　八彌

産業組合中央金庫設立委員會幹事を命ず（各通）

第二編　勞働施設

『産業組合中央金庫設立に關する勅令の發布』――七月三日、勅令第三三二號を以て發布（「勞働法規」中參照）

『産業組合中央金庫第一回創立委員會』――七月四日より三日間、農相官邸に開會、議案左の如し

一、設立委員會議事規則案
一、産業組合中央金庫定款案
一、出資申立書案
一、出資募集方法案同募集公告案
一、出資割當方法案
一、出資拂込方法案
一、出資拂込催告通知案
一、應募口數割當立會委員選定の件

『産業組合中央金庫法施行規則の公布』――七月五日、農商務省令一六號として公布（「勞働法規」中參照）

『産業債券令の發布』――七月二十六日勅令第三五八號として公布（「勞働法規」中參照）

『出資募集公告と締切』――早速出資募集をなし九月五日を募集締切日としたが、九月一日の震災に遭遇し、農商務省受領濟の申込書は完全に保管されたが、輸送中のものに紛失せるものを生じたので、申込者再送附の通告を發し、募集締切を十月二十五日迄延期した。

『應募成績と第一回拂込』――總金額三千萬圓の内政府引受金額一千五百萬圓を控除した殘分一千五百萬圓に對し出資申込口數三十萬八千二百二十七であつて二倍以上を超過したので、十月二十九日設立委員協議の上申込口數の割當を爲した。而して第一回拂込　十一月

二十六日に完了した。

『産業組合中央金庫創立總會』――十二月二十日、産業組合中央會事務所に開會、

『産業組合中央金庫理事長以下任命』――其顔觸左の如し

産業組合中央金庫理事長　岡本英太郎
産業組合中央金庫副理事長　野中　清
産業組合中央金庫理事　蓮見　義隆　加藤　正美　三輪　龍揚
産業組合中央金庫監事　志村源太郎　磯部　正春　桑田　熊藏
産業組合中央金庫評議員　松本　脩　小野義一　長滿欽司　道家齊　矢作榮藏　佐藤寛次　梶原仲治　千石興太郎　宇都宮仙太郎　大谷吟右衛門　田中四一郎　森治郎　北川嘉平　深井功　吉野周太郎　山田敘　道源權治　村上半太郎　佐藤準藏　山下卓馬

第二　府縣

1　産業組合設立奬勵

其の爲めに或は奬勵金の下附をなし、或は講習會を開催し、其他宣傳を試みたる府縣甚だ多く枚擧に遑なき程である。今夫等を除き大正十二年中各府縣が行つた特殊の奬勵施設をあぐれば左の如くである。

岡山縣の産業組合奬勵施設―産業組合聯合會の事業統一、産業組合の發達促進、産業組合岡山支會の機關發揮、産業組合實地講習所建設、産業組合指導委員制定、特別産業組合設立準備調査の六大項目を定めた。

朝鮮産業組合令の攻究、

青森縣の産業組合思想宣傳の爲めの小學校模擬組合設立勸奬―十一月、同組合定款を作製、新學年より全縣下小學校に設立を勸奬した。該定款を參考の爲め左に掲ぐ、

小學校模擬信用購買組合定款

第一章　總則

第一條　本組合は産業組合を研究し其實務を練習するため組合員の貯金を取扱ひ學用品を購買して之を組合員に分配賣却するを以て目的とす

第二條　本組合は何々小學校模擬信用購買組合と稱す

第三條　本組合の事務所は之を何々小學校内に置く

第四條　組合員たるものは本校職員及兒童に限るものとす

第五條　組合財産に對する組合員の持分は其拂込濟出資金に應するものとす

第二章　出資金及積立金

第六條　出資一口の金額は金一圓とし第一回拂込金額は一口に付金十錢とす

第一回拂込後は剩餘金を以て拂込を完了するものとす

第七條　本組合は出資總額と同額に達する迄毎年剩餘金の四分の

一以上を準備金として積立損失の塡補に充つるものとす(下略)

第三章　機關

第十一條　本組合に理事何名を置く理事は組合長一名を互選す組合長は事務を統一し組合を代表す但し當分學校長之に當るものとす

第十二條　理事及監事の任期は一學期間とす但し再選を妨げず理事及監事は任期滿了後と雖後任者の就職する迄は其職務を行ふものとす

第十三條　總會は通常總會及臨時總會の二種とす通常議會は毎年一回四月之を開き臨時總會は必要に應じ之を開く

第十四條　總會の招集は期日五日前に組合長より之を通知するものとす

第十五條　總會の決議は出席者多數の同意に依り之を決す決議事項は決議錄を作り組合長及監事の出席者記名捺印するものとす

第十六條　本組合は係長正副を每學級各一名宛を置き其學級に於て互選す但し任期は一學期とす係長は理事及監事の指揮を受けて各學級の事務を分擔す

第十七條　本組合に左の顧問を推薦す
本村何々產業組合長何々
顧問は組合の指揮啓發に從事す

第四章　事業の執行

第十八條　本組合の事業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十九條　組合員は毎月一錢以上貯金する義務あるものとす本貯金は何々產業組合貯金及び郵便貯金とす

第廿條　本組合に於て賣却する物品左の如し但し理事に於て必要と認むるときは他の物品を取扱ふことを得
筆、紙、墨、鉛筆、ゴム、繪具、帽子、帽章、雜記帳、定規、小刀、硯、物指、色チョーク、裁縫用品(下略)

第六章　加入及脫退

第廿八條　組合員は本校へ入學と同時に第一回出資拂込を爲し加入するものとす

第廿九條　組合員は本校卒業又は退學の場合の外脫退することを得ざるものとす

第卅條　脫退したる組合員に對する持分の拂戻は其拂込濟出資金に止まるものとす(下略)

2　產業組合の整理

產業組合中成績不良なるものに對しては解散を命じ、又は小組合を町村單位の組合に整理統一する等の方針は漸く生じ來つたのであつて、それに就いては第二部勞働運動第四編第一章中の產業組合の狀況中にも述べた通りである。今、其主なるものを記せば、

兵庫縣の產業組合町村單位統一計畫—二月

長野縣の諏訪郡宮川村茅野信用組合に對する解散命令—五月二十五日

鹿兒島縣の產業組合整理着手—六月六日

東京府の十一組合に對する解散命令―十一月、震災の爲め再興の見込立たぬため

茨城縣の十五組合に對する解散命令―十二月二十六日

第十三節　勞働者教育施設

該施設としては餘り大したものに接することが出來なかつた。唯勞働者教育とは直接關係あるよりも寧ろ間接的關係にある施設に注意すべきものがある。然し失業問題が勞働問題の中堅となつた本年に於ては職業教育が割合に提唱されて幾分其方面の施設に見るべきものが無いではない。勞働者教育として嚴密に稱し得べき施設は却つて私人又は私團體の行つた所に見るべきものがある。

第一　政府

政府―文部省が行つた施設として擧ぐべきものは、

1　補助教育

『補習學校擴充計畫』――農村振興の根本策として農業教育の作興に基調を置き農業學校を一郡一校、補習學校を一村一校に擴充せんとする計畫を立て十三年度豫算に諸經費を要求するとの事である。

『公民教育調査會』――十一年十二月二十七日第一回を開會した同會は七月十一日までに九回の總會を開き、實業補習學校、商工補習學校及び農業補習學校の公民科教授要目案の審議を續け大體其成案を得た。

『實業補習教育義務制實施計畫』――義務教育年限延長問題と關聯して漸く世間に力說さるゝに至り、文部當局に於ても其の實施計畫に就いて攻究しつゝある。

2　薄資優良兒の調査

文部省は五月各府縣に對し、小學校優良卒業者の數、其中より高等小學、師範中學高女實業及補習學校に入學せるものと入學せざるものゝ數、而して入學し得ざるものは薄資によるか事故によるかに分つて報告すべき樣通牒を發した。

3　義務教育費國庫負擔

市町村義務教育費國庫負擔法は三月二十七日法律第二〇號を以て公布され、同法第四條第五條により施行に關する勅令案は六月十二日の閣議にて決定したるを以て、同十八日勅令第三一五號として發布された(「勞働法規」中參照)

而して大正十二年中に決定した分は左の同法第三條後段に依る町村交付金であつて、文部時報第一二三號より抄錄すれば左の如くである。

義務教育費國庫負擔法第三條後段ニ依ル町村交付金

市町村義務教育費國庫負擔法第三條後段ノ規定ニ依リ町村ノミニ交付スル總金額ハ千百七十六萬七千圓（千二百萬圓中特別市ニ交付スヘキ二十三萬三千圓ヲ除キタル額）ニシテ其ノ道廳府縣別配當額ハ左ノ如シ右ハ前年六月一日現在ニ於ケル全國町村立小學校教員數及就學兒童數ニ按分シタルモノニテ其ノ一人當ハ教員三十八圓四十八錢一厘强、兒童八十六錢二厘弱ナリ又之ヲ本年六月市

町村ニ配當シタル第三條前段ニ依ル二千四百萬圓ノ各一人當ト合算スルトキハ教員一人當百六圓四十九錢七厘弱、兒童一人當二圓三十三錢九厘強トナル

道府縣	教員數ニ對スル配當額	兒童數ニ對スル配當額	合計
北海道	二二三、六八五、八八円	二六〇、九七二、五五円	四七四、六五八、四三円
東京	一六〇、一九七、〇七	一八三、八二八、八四	三四四、〇三五、九一
京都	九〇、六六一、六一	八四、九九八、四五	二七五、六六〇、〇六
大阪	一二六、三三三、六五	一四九、二八二、一五	一七五、六一五、八〇
神奈川	九三、七四〇、一一	一〇五、四八四、〇〇	一九九、二二四、一一
兵庫	二二三、三七七、五二	二〇二、六八五、〇三	四一五、〇六二、五五
長崎	一〇八、六七〇、八〇	一〇八、〇一五、五〇	二一六、六八六、三〇
新潟	二一六、〇七一、七一	二三二、六四〇、六七	四三八、七一二、三八
埼玉	一五二、六一六、二八	一六七、六八八、五五	三三〇、三〇四、八三
群馬	一三一、〇六一、七三	一一七、五六一、六四	二五八、六二三、三七
千葉	一五五、〇四〇、五九	一六五、六〇五、九六	三二〇、六四六、五五
茨城	一五四、〇七八、五六	一六五、〇七五、一九	三一九、一五三、七五
栃木	一三一、四四六、五四	一三四、六一〇、九六	一五六、〇五七、五〇
奈良	七三、六五二、九四	七二、三〇九、〇四	一四五、九六一、九八
三重	一四四、七二七、六四	一三三、四六九、〇六	二六八、一九六、七〇
愛知	一八一、九〇〇、四四	一八〇、八〇一、八九	三六二、七〇三、三三
静岡	一九二、二九〇、三六	一八四、三三三、〇四	三七六、六二二、四〇
山梨	七一、九二八、八八	七二、九九二、三三	一四四、七二一、二〇
滋賀	八七、六二一、六〇	八一、四五一、九三	一六九、〇七三、五三
岐阜	一三五、二三三、八〇	一二九、七四三、五四	二六四、九九六、三四
長野	二〇一、五六四、三三	一七九、〇八六、三六	三八〇、六五〇、六八
宮城	一〇六、〇五四、〇八	一一七、一二三、二〇	二二二、一七六、二八
福島	一五七、三八七、九四	一六三、三一六、五八	三三〇、七〇四、五二
岩手	九七、六五五、一八	一〇七、六四八、四四	二〇五、三一三、六二
青森	八四、二三五、二六	九五、三九〇、七二	一七九、六二五、九八
山形	一二五、八六六、七七	一七、七二〇、一八	二三二、五八六、九五
秋田	一〇二、九三七、一〇	一七、六一九、三七	二二〇、五五六、四七
福井	八四、六二〇、〇七	一七一、五七八、三七	一五六、一九八、四四
石川	九四、二四〇、三六	八三、九五六、七二	一七八、一九八、〇八
富山	八七、六二一、六〇	九〇、六六二、八八	一七八、二八四、四八
鳥取	五四、六〇四、七七	五一、四七〇、二一	一〇六、〇七四、九八
島根	八七、九二九、四五	七九、五四二、五三	一六七、四七一、九八
岡山	一五九、一九六、五六	一三三、五五一、一四	二九二、七四七、七〇
廣島	一六八、三七八、三七	一六三、八八五、九六	三三六、九四二、三三
山口	一二五、六七四、三七	一三、九三四、六二	二三八、六〇八、九九
和歌山	九四、七〇二、一四	九一、三四一、〇〇	一八六、〇四二、一四
徳島	七九、二七一、一九	八五、四三七、八八	一六四、七〇九、〇七
香川	九二、〇八五、四二	八二、三一九、六〇	一七四、四〇五、〇三
愛媛	一三六、五六四、五四	一九、八二〇、〇一	二四六、三八四、五五
高知	七八、八八六、三八	七三、〇〇一、八〇	一五一、八八八、一八
福岡	一九九、七五五、七〇	九七、九一五、八三	三九七、六七一、五三
大分	一三〇、〇六一、二三	一〇一、四八五、一一	二二一、五四六、三三
佐賀	九一、四三一、二四	七、八五九、二一	一七〇、〇一〇、四四

熊本	一三二、一九二、四八	一三五、二四五、九四	二八六、五三八、四二		
宮崎	八七、五八三、一三	八六、八三三、五四	一七四、四〇五、六六		
鹿兒島	一七九、八九九、四三	一七八、〇二一、八九	三五七、九一一、三一		
沖繩	五〇、五六四、二四	六〇、一〇五、六〇	一一〇、六六九、八四		
總計	五、八八三、五〇〇、〇〇	五、八八三、五〇〇、〇〇	二、七六七、〇〇〇、〇〇		

4　義務教育年限延長問題

多年の懸案であつた同問題も、貴族院が前議會に於て其の急務なるを全院一致で決議し、政友會も大體に於て異存なき底意なるに、文部當局も此の懸案の解決を決意し、其實施に伴ふ基本調査の蒐集に力めた結果、七月に入りて腹案成れりと傳へらるゝに至つた。

第二　府縣

1　補習教育

補習教育については各府縣とも相當に其奬勵に努めてゐて、その改善に對する協議討究をも行ひつゝあるが、容易に其實績の擧らざる憾が多い。かくて或は夜間教授より晝間教授に改移せしめんとの方針を立てた縣(長野縣)や、或は補習學校の普及せざるは其名稱によるとて之を高等國民學校もしくは公民學校と改稱せんことを決議した縣(埼玉縣)の如きがあつたが、特に注意すべき施設には接し得なかつた。唯だ僅かに注意するに足るものは

兵庫縣の實業補習教育費補助規程の制定―六月、從來の奬勵規程を廢して此の規程を制定した。其全文は左の如くである。

第一條　實業補習教育を奬勵する爲本規程の定むる所に依り毎年度豫算の範圍内に於て補助金を交付す

第二條　補助金は公立私立實業補習學校にして當該年度に於て新に專任の學校長教諭助教諭を置き若くは專任の教諭助教諭を增員し俸給年額四百八十圓以上を支給するものに對し之を交付す

第三條　補助金額は各教員俸給額の三分の二以内とし一人に對する年額は六百圓を超えざるものとす

第四條　補助金を交付すべき實業補習學校は左の要件を具備することを要す

(一)修業年限　修業年限は二箇年以上たること但し高等小學校卒業以上の者のみを收容する學校に在りては一箇年以上たること科目制に依り教授する學校に在りては一年を通じて開校するものたること

(二)教授時數　農業補習學校及水産補習學校に在りては前期後期共一年に百時(實習を除く)以上たること但し高等小學校卒業以上の者のみを收容する學校に在りては一年百五十時以上たること、工業補習學校、商業補習學校及商船補習學校に在りては前期後期共一年三百二十時(實習を除く)以上たること但し高等小學校卒業以上の者のみを收容する學校に在りては一年二百四十時以上たること

(三)生徒數定員　農業補習學校水産補習學校及商船補習學校に在りては四十人以上たること、工業補習學校及商業補習學校に在りては八十人以上たること

(四)經費、設備、就學出席及成績相當なること

第五條　補助期間は三箇年以内とす但し一箇年毎に補助金を更定することあるべし

第六條　補助金の交付を受けむとするときは設立者より第一號樣式の實業補習學校專任教員俸給細別表及當該年度學校收支豫算書を添へ毎年十二月末日までに知事に申請すべし

第七條　補助金の交付後其年度内に於て當該學校を廢止し若くは第四條の要件を缺くに至りたるとき又は專任教員轉任、退職、死亡若くは增俸、減俸を受けたるときは設立者より直に之を知事に報告すべし

前項の場合に於ては補助金額を減額し之を返納せしむ但し增俸の場合は此の限に在らず

第八條　補助金の交付を受けたる實業補習學校の設立者は收支決算書を翌年度七月末日迄に知事に差出すべし

第九條　補助金を交付したる學校の成績不良なりと認めたるとき又は本規程に違背したるときは補助を取消し其全部又は一部を返還せしむることあるべし

第十條　本規程に依り知事に提出すべき文書は郡市長を經由すべし

附則

本令は大正十二年四月該當のものより之を適用す

從前の規程に依り補助金の交附を受けたるものは本規程第五條の適用に付之を通算するものとす

大正八年十月兵庫縣令第六十五號實業補習教育奬勵規程は之を廢止す

2　勞務者講習會

福岡縣の勞務者講習會―七月二十六日より五日間、縣立小倉師範學校にて、勞働者の急進思想緩和、勞資協調の目的を以て、協調會理事田澤義輔氏、修養團理事松本稻穗氏等出講

3　職業の補導

神奈川縣の職業補導講習所―大震災善後會より割當てられた十萬圓の内三萬圓の豫算を以て同講習所を建設することゝなり、十一月十一日開所式を擧げた。修業期間は大工鉋力職塗工何れも二ケ月定員三百名

第三　市公共團體

市の行つた教育施設としては職業補導があつた。今其主なるものを擧ぐれば、

『東京市の職業補導會』――三月一日事業開始、其會則左の如し、

第一章　名稱及目的

第一條　本會は職業補導會と稱し心身健全なる失業者又は其他の求職者の爲めに左の事業を行ふ。

一、短期間を以て時宜に適する實際的職業技能を修得せしむること

二、職業指導上其他必要と認めたる失業者に對し短期間宿泊の便宜を與ふ

三、必要ありと認むる者には簡易なる職業用具又は資金（一廉百圓以内）を貸與し適當なる生業を得しむ。

四、職業紹介所が紹介したる勞働者に對し必要ありと認むる時は需要家に代りて賃金の立替をなす

五、其他顧問會に於て必要と認めたる事項

第二章　資産及會計

第二條　本會の事業に要する資金は鐘淵紡績株式會社醵出に係る拾萬圓及其利子並に事業より生ずる收入を以て之を充用す。

本會は事業に翼賛する向より寄附を受くることを得

第三條　本會の資産中現金は確實なる銀行に預入し利殖を圖るものとす

第四條　本會の豫算は顧問會の議決を經て之を定め決算は會計監督の承認を經るものとす。

豫算款内に於ける流用は理事之を爲すことを得

第五條　本會の會計年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る歳計に剩餘あるときは之を次年度に繰越す

第三章　役員

第六條　本會に左の役員を置く

理事	一名
顧問	若干名
會計監督	一名
幹事	若干名
書記	若干名

第七條　本會の理事顧問及會計監督は設立當初に於ける本會資金寄附者之れを委囑す幹事及書記は理事之れを委囑す。

第八條　會計監督、理事交代の場合に於ては其後任者の就職する迄は尙ほ前任者に於て其職務を行ふものとす。

第四章　職務權限

第九條　理事は本會を代表し會務を總理す。

理事故障ある時は理事の指定する幹事其職務を代理す。

幹事及書記は理事の命を受け會務を掌理す重要なる會務は顧問會に諮りて之を決す。

顧問會は理事議長となり議事は過半數を以て可否を決す可否同數なる時は議長之を決す。

附則

本會に必要なる規定は理事之を定む會務細則は別に之を定む

七月一日より市立今橋今宮兩職業紹介所にて賃銀の立替開始、本年中前後三回の職業技術講習會開催（ペンキ塗工科、煉瓦積科、建築科、）又弘濟會授産部と聯絡をとり第一回授産事業開始

『神戸市の職業補導會』――四月十三日事業開始、授産事業は煙突掃除及び靴磨、十月一日より罹災者臨時相談所開始、

『東京市學務課の技術者短期速成科開始』――十月、三ケ月乃至六ケ月の短期速成、建築製圖科六ケ月終了、大工科自轉車科看板塗工科三ケ月乃至六ケ月修了、四校にて

『東京市養育院巣鴨分院の職業補導計畫』――同院收容の少年少女の爲めに木工、金工、電氣工、手藝、裁縫等を來年四月より、

第四　私團體及び私人

眞の意味の勞働者教育が私團體及び私人の間に於て行はれ

てゐるといふことは何といふ皮肉なことであらう。假令其の規模は小さいけれども。

1　既成施設の成績及び事業

『勞働者教育協會』――東京市芝區三田四國町日本勞働總同盟本部內

震災復興の爲め例年より一ケ月遲れて十月十六日第三回新學年開講、學科及擔當講師は

經濟學	安部磯雄	勞働運動史	上條愛一
社會學	赤松克麿	文明史	木村盛
論理學	松下芳男	英語	外人四名
經濟史	小林輝次		

募集學生三十名に對し希望者四十八名、而して十二月末現在數は左の如し

職業	人員	職業	人員
機械工	一〇	運搬夫	一
車掌	一	工夫	四
小使	一	郵便脚夫	一
電氣工	二	斷肉工	一
圖工	二	店員	一
製本工	一	事務員	一
下水技手	一	瓦職	一
自由勞働	八	新聞賣子	一
計	三七		

『協調會の勞働學院』――大阪市外長柄にある同院は四月十五日第一回修了式擧行、修了生七十七名。尙ほ第二回の授業を開始し、更らに研究科を新設したが、第一回卒業生中二十五名は同科に入學した。

『市民勞働學院』――大阪西區土佐堀二丁目基督教青年會內、學科目は

(一年)		(二年)		(特別講義)
經濟要義		經濟哲學		哲學史概論
産業史		社會主義理論		財政學概論
社會學		社會政策		心理概論
政治學		法學		勞働實踐
社會主義要義		社會公正史		進化論
社會公正原理		勞働史		音樂
文明史		社會思想		國際問題
英語		英語		工場問題

修了生は　總數二八二名

第一期(大正十一年九月―十二月)					八七名
第二期(大正十二年一月―三　月)					七二名
第三期(大正十二年四月―六　月)					一一六名
職業別	入學者	修了者	修了者平均年齡		
機械工業	一五八	一三五	二四		
纖維工業	三〇	一二	二六		
雜工業	三一	二八	二五		
會社員	七六	四〇	二六		
商店員	四七	二五	二三		
其他職業	一八	一二	二六		
官公吏及教師	三四	三〇	二一		

計	三九四	二八二	二五・二八
在校生(大正十二年九月以後)	八八名		

『信愛中等夜學校』――東京市淺草區橋場、有馬賴寧氏を中心に、本年度で第三回の卒業生を出す、在學生五十二名、四月入學人員は四十名。本年中に校舍增築、將來は女生徒をも收容の希望、

『鐵道遭難負傷者職業學校』――東京市神田區仲猿樂町、三月十九日第一回卒業式擧行

『態本の夜間中學勞學館』――昨年の開校、本年の入學者は倍加して六十八名

2　新施設の開始

『朝鮮電氣協會の電氣職工養成所』――五月一日、第一回生徒募集約五十名

『津市青年團の商業補習夜學會』――二月二十六日より、

『廣島市熊野化學研究所主熊野德一氏の電氣講座』――二月、徒弟職工の爲めに夜間無料で、

『神戸實業協會の神戸工業高等專修學校』――四月一日

『安田保全社の工業徒弟學校設立計畫』――震災にて慘死した安田善雄氏家族の追善の爲め、同氏邸宅跡に五十萬圓の資金を投じて同校設立の計畫を立てた。來年四月開校の豫定

『市民勞働學院の夏期勞働大學講座』――八月二日より十日迄每夜、九條第一、第一盈進、浪華の三小學校にて、新明正道、松澤兼人、山名義鶴、櫻根孝之進氏等出講

第十四節　社會施設資金貸與

1　簡易生命保險積立金貸付

大正十一年度末積立金總額四千三十九萬圓であつて、其中公共貸付額は二千二百二十四萬圓(五五・一%)である。而して共事業別貸付狀況を見るに、件數よりすれば小學校最高であつて三一七(五〇・五%)、之に次ぐは住宅の一九六(三一・二%)、自作農創設維持の四七(七・五%)である。然しながら金額よりすれば住宅の一千四十五萬圓(四五・二%)最高にして、小學校の五百六十七萬圓(二四・六%)自作農創設維持の二百五十七萬圓(一一・一%)、公益市場の百七十萬圓(七・四%)の順である。今件數並に金額の高きものゝ百分比を示せば次の如し、(丙第十二表其一乃至其三參照)

事業別	件數 實數	件數 百分比	金額 實數	金額 百分比
住宅	一九六	三一・二	一〇、四五一、〇六〇圓	四五・二
小學校	三一七	五〇・五	五、六七四、六〇〇	二四・六
自作農創設維持	四七	七・五	二、五七四、〇〇〇	一一・一
公益市場	一三	二・一	一、七〇五、六〇〇	七・四
實費診療事業	九	一・四	七九七、〇〇〇	三・五
公設職業紹介所	四	〇・六	三三六、七〇〇	一・五

而して大正十二年度第一回貸付總件數三五四件、總金額一千二十六萬圓であつて、件數中最高は小學校の二一二(五九・九%)であり、之に次ぐは自作農創設維持の四一(二・六%)、住宅の三一(八・八%)、簡易水道の一六(四・五%)、公益市場の

一五(四・二%)であるが、金額よりするも最高は小學校の四百六十三萬圓(四五・一%)最高で、自作農創設維持の百六十三萬圓(一五・九%)、住宅の百三十一萬圓(一二・九%)、公益市場の百二十七萬圓(一二・四%)、簡易水道の五十萬圓(四・九%)、の順である。即ち其等高位にあるものゝ件數及金額と共百分比を示せば左の如し(丙第十二表共四參照)

事業別	件數 實數	件數 百分比	金額 實數	金額 百分比
小學校	二二三	五九・九	四、六三二	四五・一
自作農創設維持	四一	一一・六	一、六三五	一五・九
住宅	三二	八・八	一、三二八	一三・九
公益市場	一五	四・二	一、二七四	一二・四
簡易水道	一六	四・五	五〇三	四・九
農業倉庫	一三	三・七	一九五	一・九

2 低利資金融通

一般地方低利資金要求割當——本年度は共要求額約一億四千萬圓に達したが、内務省では大藏省と協議の上供給總額五百萬圓と決定、十二月十三日指命を發した。之を各事業別にすれば左の如し、(單位百圓)

灌漑	一三、三九九	排水	一、〇二三	屠場
上水	一三、七一九	下水	一、四一八	病院
傳染病隔離病舍	六七四	結核療養所	三六三	港灣
火葬場	三一	墓地	三〇六	道路
				開墾
				三三二
				二、二二〇
				二、九五五
				二、二一〇
				三九六
				塵芥處分
				河川負擔
				河川改修
				一、一四八
				二、〇九三
				五五〇
				一、六五七

3 銀貨改鑄益金と社會事業特別會計法案

補助貨改鑄益金を社會事業に使用せんとして昨年末來大藏省で研究しつゝあつたが、遂に社會事業基金特別會計法案を三月十七日議會に提出するに至つた。然るにそれは審議未了として握り潰しに終つて仕舞つたのであるが、其後を受けた山本内閣は前内閣の既定方針の通り右益金を以て基金を設定しこれより生ずる利子を社會事業に振向ける意嚮らしいと傳へられた。因みに該益金の十二年度末現在は一億二千萬圓である。

4 其他雜

社會事業主務課長會議の低資利用協議—七月十六日、社會局に開會「低利資金の融通を得て施設經營せらるゝ住宅組合及びその他社會事業に關する指導監督の經過に鑑み今後その實績を擧ぐるに有功適切なる方法如何」について協議した。

郵便貯金を民間に開放せよの要求―其の爲めに簡易保險運用調査會に依つて貯金運用の實績を擧げよとの要求遞信部内に起り、天岡貯金局長は建白書を提出するとまで云はれてゐる。

勸業銀行貸付狀況―十一年末現在にて十四萬三千餘口、四億九千四百餘萬圓で、其内容は左の通りである。（單位千圓）

擔保別	年賦	定期	計	總貸付に對する割合
市街宅地建物	七九六四二	一六九二七	九六五七〇	一・九五
田畑	二二〇三二	七三五〇	二二三八二	二・四九
宅地建物	三七一七九	三七七四	三九三五三	〇・六六
鹽田	三七	九五	一三二	〇・〇〇
山林	五四一	二一	五六二	〇・〇一
漁業權	—	二五〇	二五〇	〇・〇〇
郵便鐵道財團	一六九七〇	二五七〇	一九五四〇	〇・三九
工場財團及敷地建物	三三六〇	一二七九二	六六一五二	一・三二
軌道財團	六七九八	一八〇	六九七八	〇・一四
計	二〇〇五六四	四五九六〇	二四六五二四	七・〇〇
公共團體	七二四九六	五九〇九	七八四〇六	一・五八
耕地整理	四七一〇一	一六七九	四八七八一	〇・九八
産業組合	一四五九一	二三二〇	一六八二二	〇・三二
漁業組合	一七〇五	七六	一七八一	〇・〇二
森林組合	〇七	—	二〇七	〇・〇〇
畜産組合	二四八	二五〇	四	〇・〇〇
十人以上連帶	—	四五九六〇	四五九六〇	七・〇〇
計	二四六五二四	七八四〇六	二四六五二四	七・〇〇
合計	二四六五二四	七八四〇六	二四六五二四	七・〇〇

北海道拓殖銀行貸付狀況―十一年六月末現在にて八千百八十三萬餘圓に上つたが、其内容は左の如し。（單位千圓）

有抵當種類	年賦貸付	定期貸付	合計
田畑	三六、九九五	五、三九一	四二、三八七
宅地建物	一二、五五九	七、二五六	一九、八一五
工場財團	一、九三八	七一四	二、六一三
牧場	二七	一〇〇	一二七
山林	四	—	四
漁業權	—	七三六	七三六
海産干場	—	八五七	八五七
計	五一、五二四	一五、〇五六	六六、五八一
無抵當			
公共團體	一、六〇五	二、二五五	三、八六一
土功組合	七、九九二	四一一	八、四〇三
産業組合	八七一	五五三	一、四二四
漁業組合	七七	五七	一三四
	七〇	七	七七
十人以上連帶	—	一、三九五	一、三五五
計	一〇、六一六	四、六四〇	一五、二五六
合計	六二、一四一	一九、六九六	八一、八三七

農工銀行の貸出率―大正十二年前期の該率中、公共團體、耕地整理組合、產業組合、漁業組合、森林組合、畜產組合及び其聯合會に對する貸付は年九分であり、後期もこれを踏襲した。

勸業銀行の貸出率―大正十二年後期の該率中、公共團體に對する貸付は年賦七分六厘、定期七分六厘、各種組合及其聯合會に對するものは年賦七分六厘、定期七分九厘であつたが、十三年前期に對しても据置に決した。

第二章　農業勞働者に對する施設

これに就いては施設主體の夫々に就きて、其の主なる施設を觀察せんと欲する。實に農業勞働者に對する施設は、農村の問題が最近の人氣問題である丈けそれ丈け、其れは鐘太鼓總掛りといふ有樣であつて、まことに百花繚爛の趣がある。

第一　政府

1　米價調節――米穀買上

『十二年度米穀需給調節買上決定』――二月十一日農相官邸に於て米穀需給調節委員會を開き十一年產米百萬石買上げの件を附議し可決を見たので、農商務省は即時左の聲明書を發表した。

政府は今回發表の大正十一年產米實收高約六千六十九萬石を基礎として本年度の米穀需給狀態を考察したる上約百萬石の買入を爲すを適當と認め左の方法に依り之を行ふことゝせり

一、買入場所　東京、大阪、神戸

二、買入數量　約百萬石

三、買入米の種類　道府縣移出檢査又は之に準ずる檢査に合格したる大正十一年內地產の二重俵裝粳玄米とし別表中價格の記載ある等級のものとす

四、買入價格　一石當り買入價格は別表(單位錢)の定むるところに據り買入代價として交附すべき證券は大正十二年四月一日償還の米穀證券としその額面金額は前項の買入價格に據り大正十二年四月以後に於て受渡を爲す米に對しては大正十三年四月一日償還の米穀證券を交附しその額面金額は第一項の買入價格に石當り金二圓三十四錢を加へたるものとす

五、申入一口の數量　同一銘柄五十石以上とす但等級は同一なることを要せず

六、申込期間　大正十一年二月二十日より三月二十日午後四時までとす但買入豫定數量に達したる時は直に申込受付を打切るものとす

七、受渡期間　受渡期間は買入決定の當日より四十日以內

八、買入の決定　申込は休日を除く外午後四時までに通達したるものに付き每日買入を決定し豫定數量を超過したるものは申込の到達順に依り同順位のものは抽籤に依り買入を決定す

九、買米の受渡場所　買入場所に於ける政府指定の倉庫とす但東京に在りては橫濱所在の倉庫を大阪及び神戸にありては別に完全なる所に依り門司及び下關所在の倉庫を指定する事あるべし

前項以外の受渡場所を指定する場合は賣主と協定し買入價格を加除すべき金額を定む

十、申込保證金　尙買替の爲賣却すべき政府所有の大正九年產米は曩に聲明したる如く精白米として賣出す物の外特に事情を有せざる限り本月より六月迄の間大體五六萬石前後毎月下旬（本月下旬）東京、大阪、神戸に於て一般市場に之を賣出す豫定なり『十二年度買上米買入手續の發表』――農商務省は二月十三日附を以て該買入れに關する手續を發表した。即ち左の如し。

（一）賣却申込を爲さむとする者は樣式第一號に依る申込書に一俵に付金四拾錢以上の申込保證金（現金又は無記名邦貨國債）及樣式第二號に依る保證金提出書並印鑑二通を添へ買入事務所に之を提出すべし尙公共團體等にして賣却に付議決を要するものにありては之を證する書類を添付すべし

前項の保證金は公共團體產業組合及農業倉庫業者に在りては之を要せず

第一項の保證金は契約締結の際保證金に之を充當す

（二）一口の申込は同一銘柄たることを要す

（三）買入決定の通知を受けたる者は指定期日迄に樣式第三號の請書を當該事務所に差出すべし

（四）門司又は下關に於て受渡を爲すものに付ては別表の價格より俵當十四錢を控除したるものを以て買入價格とす

（五）請書を差出したる者は指定期日迄に現品を指定倉庫に入庫し遲滯なく樣式第四號の倉入濟通知書を當該事務所に差出すべし

（六）保管料は倉入濟通知書提出の日に屬する期迄賣主に於て之を負擔するものとす

檢査に合格せざるものに付ては保管料は全部賣主の負擔とす

（七）現品の受渡に當り買入決定數量の百分の五以內の增減は之れを認む

（八）受渡米の全部又は一部に付等級の變更を認むることあるべし

（九）檢査は現品の全部に付之れを行ふ

（十）檢査の結果合格品に對しては檢査合格證を交付す

檢査の結果に付ては異議の申立を爲すことを得ず

（十一）檢査合格證に倉庫證券を添へ當該事務所に差出すときは事務所は之と引換に現品領收證を交付す

（十二）道府縣內の產地に依り買入價格を異にする場合に於て道府縣米穀檢査規則若は之に準ずるものに依る產地名の表示なきもの又は其の表示不明なるものゝ買入價格は其の道府縣同等級產米の最低買入價格に依る

（十三）買上代價の支拂に關しては米穀證券發行規定の定むる所に依る米穀證券の請求書は樣式第五號に依るべし

（十四）賣主の責に歸すべき事由に因り指定期日迄に受渡を了せざるときは受渡未了の部分に對し遲延日數一日毎に一俵に付金五錢の違約金を徵收す

（十五）賣主の責に歸すべき事由により申込を取消し又は契約を解除したる場合に於ては特別の事情ありと認むるものゝ外申込保證金又は契約保證金は政府の所得とす

前項の場合に於て保證金を徵せざる者に對しては特別の事情ありと認むるものゝ外一俵に付四十錢の割合を以て違約金を徵收す

『國立倉庫增設』――農商務省食糧局にては大正十一年度に於て東京大阪の二ヶ所に米穀十萬石を收容する國立倉庫を建設したが、十二

年に於ては東北、北陸、名古屋、神戸、九州に九十萬石を收容し得べき倉庫を設置すべく豫算一千二百萬圓を計上したが結果三百三十萬圓に削減容認されたるより其所定範圍に於て計畫を立てつゝある。尙ほ東京大阪にも更らに十萬石宛を收容し得る倉庫建造の計畫がある。

『外米買換』――政府所有外米中買換を要すと認むるものに對し身代り米として外米新穀約十萬石の買入れを行ふ旨、七月發表した。其買入要項は左の通りである。

一、數量　東京、神戸を通じて約十萬石
二、期日　大正十二年八月七日午前十時開始
三、一口の數量　三十三萬六千斤(約二千袋)以上
四、保證金　百斤に付金一圓以上
五、條件
(イ)　大正十年秋期以後に於て收穫したる關貢米西貢米暹羅米及び東京米にして政府の決定せる當該申込標準米以上のものたる事
(ロ)　受渡期日は大年十二年八月九日より十月六日迄とす
(ハ)　受渡米は政府に於て檢査の上受入す
六、方法　豫定價格以下の申込金中最低價格のものより順次豫定數量に達するまで買入れる
七、買入場所　東京食糧局東京事務所神戸食糧局神戸事務所
八、受渡場所　東京に於ける契約の分東京及横濱、神戸に於ける契約の分大阪及神戸

『震災救恤並に配給の爲めの內地米買上』――これに就いては後章「震災對應施設」の章下參照

『米穀法改正の意嚮』――同法公布以來既に數回の運用を見たが常に豫定數量の買上を爲し得なかつたので、農商務省では同法改正の意嚮がある。即ち政府が米の買上げを行ふ時は買上前に豫定價格を公示せねばならなくなつてゐるが、これは價格調節を目的とする時には妥當ならんも、數量の需給調節には寧ろ有害無益の觀がある。元來公示の條項は米穀法の原案にはなかつたので、數量調節を目的とする以上は原案通り價格公示の條項を削除した方が法の運用を圓滑ならしむる所以であるといふのである。

2　自作農創設維持

加藤內閣時代に調査立案した該施設も實行するに至らなかつたが、震災により小作慣行調査書類全部烏有に歸したる爲め山本內閣も其の急務を認めながらも遂に本年中は其成案を得るに至らなかつた。唯だ該施設を目的とする地方貸付金は本年も可成りの額に達したことは前章第十三節中に示した通りである。

3　開墾助成

『開墾助成法施行以來の出願成績』――同法施行を見た大正八年以來十二年六月末日迄に地方廳の審査を經て農商務省へ到達した出願地區及び面積は左の通りである。(但し單に水路工業のみを行ひ開田工事の出願なきもの十、一五三・八町歩を除く―單位町歩)

地區數及面積

地區數	一、五六〇
開田	二、〇三一・八
開畑	一〇、三八〇・二
合計	五、四、四九四・三

事業主別地區數及面積

事業主別	地區數	面積
耕地整理組合	一、一六四	五五、九三二・九
共同施行	二〇七	三、八一二・一
單獨施行	一二五	三、三八四・二
會計	一五	五、二八三・二
共同團體	四五	三、九七七・五
其他團體	七	一〇四・四
計	一、五六〇	五四、四九四・三

施行面積別地區數及面積

面積別	地區數	面積
十町步未滿	五九五	四、一七二・八
二十町步未滿	四四九	六、一七〇・三
三十町步未滿	一七五	四、一七七・八
五十町步未滿	一四一	五、三九七・七
百町步未滿	一〇八	七、二二〇・六
二百町步未滿	五八	八、〇九六・六
五百町步未滿	二二	六、五七三・六
千町步未滿	六	九、一一九・五
千町步以上	六	九、一一九・五

計	一、五六〇	五四、四九四・三

出願年度別地區數及面積

年度	地區數	面積
八年度	四四九	一九、四九〇・四
九年度	三四〇	一〇、八五六・九
十年度	三四八	一四、二〇六・三
十一年度	三五一	六、九〇一・〇
十二年度(四月より六月迄)	七三	三、〇三九・七
計	一、五六〇	五四、四九四・三

府縣別地區數及面積

府縣別	地區數	面積
東京	四	一六二・三
京都	二三	二六四・一
大阪	五	七八・〇
神奈川	一二	一六四・二
兵庫	八三	二〇七・二
長崎	三七	四九二・四
新潟	四五	二八三・二
埼玉	一〇	一〇六・四
群馬	一三	五五三・一
千葉	三一	四九七・二
茨城	三七	二七一・八
栃木	五九	二四〇・二
奈良	八	九五・三

三重	二〇	四四三・八	
愛知	三〇	八〇七・五	
静岡	三五	七六一・八	
山梨	一三	四九二・七	
滋賀	九	一八六・三	
岐阜	四八	一、八九四・八	
長野	二七	二、五八三・一	
宮城	二八	一、六一三・一	
福島	四二	一、七七四・三	
岩手	四二	一、六一四・五	
青森	三七	一、九九二・四	
山形	五四	二、〇八〇・〇	
秋田	三九	一、三一一・三	
福井	三四	一一六・六	
石川	二八	四一四・〇	
富山	四五	八四三、九	
鳥取	八一	一、八四二・六	
島根	一九	三〇八・〇	
岡山	六〇	四、〇七二・八	
廣島	五四	七二一・四	
山口	三八	七九八・三	
和歌山	三四	三九七、八	
徳島	六	七九・三	
香川	一五	四三一・八	
愛媛	一〇	三六七・〇	
高知	四三	七五九・九	
福岡	六八	三、〇七六・五	
大分	七一	二、七八八・四	
佐賀	四一	八四二・七	
熊本	二七	二、九九一・九	
宮崎	六六	一、八一三・七	
鹿兒島	二一	八八八・九	
沖縄	八	一、九八八・八	
計	一、五六〇	五四、四九四・三	

『開墾助成の成績』――助成法實施の頭初にあつては相當出願者があつたが、漸く減少の傾を示し、且つ實際資本を投じて開墾に携はるものは極めて稀であつた。これ大正十年來米價安の爲め農村疲弊し且つ最近小作爭議續發し耕地返還を爲すものさへ相當に生ずる有樣とて資金を土地開墾に投下するを嫌忌する傾向あるに依りてゞあつて現行助成法に何等か根本的改善を加ふるに非ずんばとの意見が生ずるに至つた。

4　農産改良增殖

『重要農産物の改良增殖に關する協議會』――一月十一日より十日間、農商務省に開催、道府縣農事試驗所長、道府縣農業技術官を招集、諮問事項及び協議事項左の如し

諮問事項

一、現時各府縣に於て主要食糧農産物及び主要工藝農産物の改良增殖奬勵に關し實質の主なる事業及今後實現せんとする事業の

綱要如何（道府縣の事業中には農會に於ける事業を含む）

二、米麥甘藷及馬鈴薯に關する立毛共進會の効果及び優等賞を得たるものゝ栽培上特殊の事業並に今後之れが開催に關し特に注意すべき事項如何

協議事項

一、米麥立毛共進會に於ける坪刈方法を全國一定にする可否及可なりとせば其の方法如何（栃木縣提出）

一、府縣立農事試驗場に於て蔬菜品種の改良を爲すには其の地方の特産となるものを夫々分擔することに協定しては如何（京都府提出）

一、國立農事試驗場に於て農業組織經營に關し研究調査を實施せられんことを要望の件

二、道府縣又は道府縣農會の農事實行團體設置奬勵に對し國庫より相當奬勵金を交付せられんことを要望の件（以上奈良縣提出）

一、地方農事試驗場に於て農事經營に關する試驗を行ふの可否若し可なりとせば其適當なる方法如何（福岡縣提出）

一、國立農具研究製作所設立方建議の件

二、地方産業職員恩給法制定實施に關する建議の件（以上長崎縣提出）

一、麥作奬勵方針確立に關する件（埼玉縣提出）

一、道府縣農事試驗場相互聯絡を圖る方法如何

二、地方農業關係技術官の知識の向上を圖る方法如何（以上長野縣提出）

『名古屋兵器廠の農具製造』――耕作用發動機の製作計畫を立て模型製作中との事が六月中傳へられた。

『國立農具研究所建設計畫と農具改良普及奬勵費要求』――農商務省にては埼玉縣鴻巣に國立農具研究所を建設する計畫で十三年度豫算に七十萬圓を要求し、又農用器械改良普及奬勵費として十五萬圓を計上した。

『蠶絲業法改正法案の審議』――現行蠶絲業法改正の必要を認めて、農商務省は改正案の作製を企劃し審議を進め、來議會に提出の準備中であると傳へられる。改正要項は原蠶種の統一、繭取引市場統一、母蛾の檢査法制定、養蠶組合の普及奬勵等である。

『農村副業衰退善後策』――農村副業奬勵の施設は大正六年以來、之を農商務省に統一し、各地方官廳に農村副業專任職員各一名を置き、更に毎年十三萬圓の補助金を交附し指導奬勵して來たが戰時並に戰後の好況は農村思想に變調を來さしめたると、最近地方官廳の財政緊縮は專任職員の廢止を行はしめた縣をも生じたので、農商務省は技師を派して調査せしめた結果、明年度の豫算に增額を計畫すると共に、地方官廳に通達を發した。

5　農業倉庫

主要食糧農産物改良增殖規則に依る大正十二年度奬勵會交附額の表は丙第十三表にして本部末尾に掲げてある。

大正十二年四月末現在にて棟數三、〇五六、總建坪一〇五、三三二坪、總收容力は玄米に於て八、一七六、一五五俵、繭に於て三六一、六八〇貫である。經營主體は産業組合一、二二六、公益法人五二、市町村一五である。（農業倉庫の大正十二年六

月末現在の狀況については丙第十四表を參照せよ）

而して十三年度には農業倉庫法による補助額增額の要求豫算計上は不可能であらうと觀察されてゐる。

6　農業保險

『社會局の農村保險計畫』――農村保險の設定といふことには多數の意見一致したので、具體案の作製を計畫してゐると傳へられる。

『家畜保險に關する調査』――家畜保險に關しては近頃農商務省に對して民間事業家より認可申請があつたので、同省保險課に於ては畜産局とも協議の上基礎調査を行ひつゝありしが、六月開催の畜産主任官會議に於て問題となり、國營か民營かの根本問題より出發して議論の歸趨は

一、家畜保險は主として地方僻村の加入者から零碎の掛金を集めて營むものであるから民營會社より畜産組合の事業に適し

二、且つ牛馬の斃死は天壽に依るより却つて飼育主の使役の如何、待遇の如何に依る爲め畜産組合に監視せしむるを便とし

三、尙畜産組合は營利を目的としてゐないから事業費も僅少で濟む故に別に畜産組合法中央金庫法を制定し地方畜産組合を統一して中央畜産組合を設立し政府の補助に依り中央に金庫を設立して畜産組合に家畜保險事業を認可すべきであると云ふので大體畜産組合說に傾いた。從つて同省の調査方針も組合を主とすることになつた樣である。

7　農村教育

『全國農業學校長會議』――五月十六日より三日間、文部省に開催農村振興に關する教育策の協議を爲したが、其の收穫は農業學校に農業相談所を新設することゝ、女子農業學校を創設することに校長の意見の一致を見たことであつた。

『農業補習教育の擴充』――一郡一中學農業學校、一村一農業補習學校の方針及公民教育農村科の教科書內容の審議等については已に前章第二節第一1中に述べて置いた。就いて參照られせんことを望む。

8　農村負擔輕減問題

『地租輕減協議』――議會に於て農家負擔輕減の議が盛んに論ぜらるるに至り、政府も打ち棄て置き難き狀態となつたので大藏內務兩省に於ては地租附加稅の輕減より外に策なしとして、これが立案を急ぎ一月中旬までには閣議に上し、政府の態度を決すると傳へられた。

『地租移讓問題』――同問題は政友會によつて唱へられてより朝野の一問題となつたが、政府にても其勢止むべからずとなし、六月に入つて內務省地方局に於ては兼て調査中であつた事項の一段落を告げたが、政府は遂に稅制委員調査會を設置した、委員左の如し。

會長　西野大藏次官

委員　黑田大藏省主稅局長、田同省主計局長、長滿農商務省農務局長、白銀法制局參事官、藤井大藏省參事官等

幹事　草間直稅課長、泉內國稅調査課長、間宮經理課長

而して同委員會は第一回を六月十七日首相官邸に開會するに至つた

9　農業少年勞働者に對する保護

『農業に使用し得る兒童の年齡に關する條約の發布』――十二月九日

條約第四號を以て該條約を發布した（「勞働法規」中參照）

第二　府縣

各府縣に於ける本年の最も大きな問題は農村振興といふことであつて、其爲めに各地に農村振興對策協議會なるものが開催された。かくて等しく農村の振興に就いてあらん限りの智慧が絞られたのであつた。而して以下述べんとする各項は其の産物であつたと謂ひ得るのである。

1　自作農創設維持

各府縣は遞信省大藏省より借入るゝ低利資金に府縣よりも繰入れを爲して自作農創設資金てふ特別會計を作り、自作農創設維持資金規程なるものを制定して、貸付要件と貸付方法とを定めて、其事業に着手したのである。其貸付要件は各府縣にも殆んど同一であつて

著實勤勉主として小作農業を營むもの

滿二箇年以上引續き當該地方に居住し堅實なる一戸を構へゐるもの（滿三箇年以上とせる縣もあり）

購入すべき耕地反別は一町歩以内なること（五町歩以内とせる所もあり）

資金の貸付を受くるに非ざれば耕地を購入し得ざるもの

以上の外、縣によつては左の如き制限を付したものもある。

本人又は其家族は簡易生命保險の被保險たること

妻帶者又は子女を有するもの

耕地の購入に要する資金の四分の一以上を自己の貯蓄より支出し得るもの

2　農産改良增殖奬勵

各府縣はこれに餘力を傾蕩した有樣であつた。斯くて種々なる施設が講ぜられたのである。

『主要食糧增殖必行事項の設定』――和歌山縣ではかゝる事項を設け之が實行を期する爲め各町村に督勵委員を囑託設置して向ふ五箇年間を期して食糧の自給自足を圖ることに決し右に關する訓令を發した。

『綠肥栽培奬勵』――三重縣勸業課にては外國綠肥の奬勵に努めてゐる。

3　農家副業奬勵

各府縣は農家經濟の充實を計らんが爲めに、農家副業の奬勵に努めた。而して其の奬勵法の主なるものを列記すれば

養蠶組合の奬勵

養豚養鷄事業の奬勵及び水田養鯉草花栽培の奬勵

副業實行組合の設立慫慂

副業に關する講習會・講演會・展覽會の開催

副業用機械器具購入奬勵金の交附

等である。今、副業奬勵施設中最も著しき例を擧ぐれば、

『廣島縣の副業調査委員會設置』――其の第一回協議會を二月五日縣廳内に開いた。

『岐阜縣の副業奬勵補助金の計上』――大正十二年度の豫算に計上した該補助金の項目は

(一)專任技術員設置　一、八一四圓

(二)副業の奬勵施設

イ　販賣組織改良奬勵　三〇〇

ロ　生産組織改良奬勵　七〇〇

ハ　品評會　二〇〇

(三)製茶教師派遣費　七五〇

(四)木炭、山葵、推茸、木竹工藝其他副産物製造教師派遣費　一、五〇〇

『福島縣及び北海道廳の副業組合規約準則の制定』――今、福島縣のそれを例證として掲げやう。

第一條　本組合ハ副業ノ改善發達ヲ圖リ組合員ノ利益ヲ增進スルヲ以テ目的トス

第二條　本組合ハ何々副業組合ト稱シ事務所ヲ何郡何村大字何何番地ニ置ク

第三條　本組合ハ何郡何村大字何々ニ居住スル同業者ヲ以テ組織ス

第四條　本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ(一)品質ノ改善(二)共同生産及共同販賣(三)原料ノ共同購入(四)抱品ノ檢査(五)其ノ他必要ト認ムル事項

第五條　本組合ノ事業年度ハ何月何日ヨリ何月何日迄トス

第六條　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク(組合長一名、副組合長一名、評議員若干名、會計係一名、幹事若干名)役員ハ名譽職トス但シ總會ノ決議ニ依リ報酬ヲ給スルコトヲ得

第七條　組合長ハ組合ノ事務ヲ統理シ副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス△評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ事業施行ノ狀況ヲ監査ス△會計係ハ會計ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス△幹事ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ組合ノ事務ヲ掌ルモノトス

第八條　役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選擧ス

第九條　役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス補缺ノ爲メ選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十條　役員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖後任者ノ就任スル迄其職務ヲ行フモノトス

第十一條　總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス通常總會ハ毎年何月之ヲ開ク臨時總會ハ組合長必要ト認メタル場合若シクハ組合員三分ノ一以上ヨリ請願アリタルトキ之ヲ開ク

第十二條　總會ハ組合員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

第十三條　本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔及組合ノ事業ヨリ生スル收入又ハ其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十四條　本組合ニ於テ製品檢査ノ場合ハ手數料ヲ徵收スルコトヲ得

第十五條　經費ノ收支決算並ニ事業成績ハ通常總會ニ報告スルモノトス

第十六條　本組合ニ加入スル者ハ其ノ旨組合長ニ申出ツヘシ組合員脫退セントスルトキ亦同シ

第十七條　組合員本規約又ハ組合ノ決議ニ違背シタルトキハ總會ノ決議ヲ經テ除名スルコトアルヘシ

第十八條　本規約ハ總會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更スルヲ得ス

第十九條　本組合ヲ解散セントスルトキハ組合員三分ノ二以上ノ意アルヲ要ス組合ノ解散ヲ決議シタルトキハ直ニ精算人ヲ選擧スルモノトス

4　農業經營の改善

縣は更らに一歩を進めて農業經營の改善を考へ、それが奬勵に努力するに至つた。而して此の施設の爲めに實行した主なるものを列記すれば

農業經營研究會の設立

改良農具の使用奬勵

地主小作共同經營の奬勵

農事小組合（農事改良組合、農事共行組合、農事實行組合）組織の奬勵

等である。斯くて各府縣に多く其等が實現さるゝ勢となつたのである。今左に農業小組合組織奬勵の主なる例を擧げやう。

『三重縣の農事小組合設置標準ト準則ノ發表』――二月、今其の設置標準及規約準則ヲ掲クレハ、

設置標準並ニ注意事項

一、農事小組合ハ町村又ハ町村農會ノ指導監督ノ下ニ最寄農家二十戸乃至三十戸ヲ以テ組織スルコト

二、組合ノ區域ハ舊來ノ歴史ヲ尊重シ交通水利等ノ關係ヲ考慮スルハ論ナシト雖モ强ヒテ形式ニ拘泥スルコトナク首腦者ヲ中心トシテ共同團結、意志疏通上有利ト認ムルモノヽミ相集マリ組織スルコト

三、組合ノ役員ハ組合活動ノ源泉ニシテ中心ヲナスモノナルヲ以テ其ノ選定ヲ誤ラサルヲ要ス特ニ委員ハ事務ヲ分擔シ直接指導ニ當ルモノナルヲ以テ其ノ選定ハ戸主タルト家族タルト又老タルト壯タルトニ拘ハラス分擔事務遂行上熱心ナルモノヲ選定スルコト

四、組合ノ設置ハ一時ニ多數ナルヲ望マズ先ツ模範的ニ設置シ漸次全體ニ及フコト

五、組合ノ事業遂行ニ關シテハ其ノ町村及ヒ町村農會等ノ施設方針ヲ體シ規約ヲ設ケシムルコト

六、組合ノ事業ハ一時ニ多數ヲ望マス其ノ最モ適切ナルモノヨリ實施シ漸次廣キニ至ルノ手段ヲ講スルコト

七、組合員間ノ意志疏通ハ最モ肝要ナルヘキヲ以テ一回ノ會合時間ヲ短クシ回數ヲ成ルヘク多カラシムルコト

八、組合ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルタメ便宜ノ方法ニ依リ基本金ノ增成ニ努ムルコト

九、組合ノ經費ハ有志寄附又ハ共同作業ニ依ル益金若クハ町村、町村農會等ノ奬勵金ヲ以テ之レニ充テ成ルヘク組合員ヲシテ負擔セシムルコト

十、組合成績ノ良否ハ全ク精神的結合ノ强弱如何ニ依ルト雖モ亦土地ノ集散狀態ハ直接作業上ニ關係ヲ有スルモノナルヲ以テ模範的ニ設置スル場合ハ之レカ選擇ヲ誤ラサルヤウ留意スルト共ニ尙進ンテハ耕地ノ整理分合交換等便宜ノ方策ヲ採リ永遠ノ策

ヲ講スルコト

十一　組合ノ設置ヲ見タル町村ニ於テハ時々小組合ノ首腦者ヲ集メ事業遂行ニ關スル打合セヲナスト共ニ町村及ヒ町村農會ノ奬勵施設ハ成ルヘク組合ヲ主體トシテ實施スルコト

農事小組合規約（準則）

第一條　本組合ハ何々農事小組合ト稱ス

第二條　本組合ハ組合員協力一致シ官廳、各級農會等ノ指導ヲ受ケ左記事項ヲ遂行スルヲ以テ目的トス

農事ノ改良、農家經濟ノ改善、農事ニ關スル研究調査、農村ノ改善

第三條　本組合ハ本村大字何區内（又ハ何々耕地整理區内）ニ於テ農業ニ從事シ第二條ノ趣旨ニ賛スルモノヲ以テ組織ス

第四條　第二條ノ目的ヲ達スル爲メ本組合ノ施設スル事業並ニ組合員ノ實行スル事項ハ別ニ之レヲ定ム

第五條　本組合ノ事務所ハ何々ニ置ク

第六條　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク組合長一名、副組合長一名、委員若干名

第七條　役員ハ總テ組合員中ヨリ總會ニ於テ選擧ス

第八條　役員ノ任期ハ三箇年トシテ任期再選ヲ妨ケス

第九條　役員ハ名譽職トス但シ總會ノ議員ニ依リ報酬ヲ與フルコトアルヘシ

第十條　本組合員ニシテ共同作業上特ニ勉勵セシモノニ對シ組合長ハ選奬スルモノトス

第十一條　本組合共同作業上ニ要スル諸費ノ計算ハ挿秧期、表時後ノ二期ニ分チ精算スルモノトス

第十二條　前條ノ精算ハ役員會ニ於テ各組合員ノ作業夫役ヲ計算シ之レヲ作付段別ニ割當ツルモノトス

第十三條　精算ノ結果之レヲ總會ニ附シ總會後一週間以内ニ徴收支拂ヒヲナスモノトス

第十四條　本組合ノ總會ハ毎年何回之レヲ開ク但シ組合長ニ於テ必要ト認ムル場合ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十五條　總會ニ附議スヘキ事項左ノ如シ

組合ノ施設事業ニ關スル件、組合員ノ申合實行ニ關スル件、規約變更ニ關スル件、經費豫算及ヒ分賦收入ニ關スル件、經費決算ノ承認、事業成績並ニ作業夫役ノ精算報告、其他組合長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十六條　本組合ノ事業年度ハ曆年ニ依ル

第十七條　本組合ノ經費ハ左ノ金員ヲ以テ之レニ充ツ

組合員分賦收入金（又ハ共同作業益金）寄附金、補助金、雜收入

第十八條　組合員中組合ノ體面ヲ汚シ若クハ故ナクシテ規約ニ違反セルモノハ役員會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルヘシ

『千葉縣の農事共行組合奬勵補助規程制定』――五月二十三日郡市長に通牒した。其規程は次の如くである。

第一條　農業經營上密接ノ關係アル地主及ヒ小作者和衷協力シテ共同事業ノ施設ノ實行ヲナス目的ヲ以ツテ本規定ニヨリ組合ヲ設置シタル時ハ豫算ノ範圍内ニ於イテ百圓以内ノ補助金ヲ交付ス

第二條　組合ハ大字ヲ區域トシテ二十戸以上ノ地主及ヒ小作者ヲ

以テ組織シ左記各號ニツキ所屬市町村農會ト協議ノ上實行事項ヲ定ムヘシ(一)組合員相互ノ協調ト融和ニ關スル施設(二)農業經營ノ改善ニ關スル施設(三)農家經濟ノ充實ニ關スル施設

第三條　補助金ノ交付ヲ受ケントスル組合ハ毎年二月末日限リ樣式第一號(樣式略)ニヨル申請書ニ左記書類ヲ添付シ知事ニ提出スヘシ(一)組合規約並ニ經費豫算(二)第二條ニヨリ事業ノ種類及ヒ實行方法(三)組合員名簿

第四條　第五條、第六條(省略)

第七條　補助ヲ受ケタル後五ケ年以内ニ左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ補助金ノ一部若クハ全部ヲ返還セシムル事アルヘシ(一)第四條乃至第六條ニ違反シタ時(二)事業執行方法不適當ト見タル時

第八條　本規定ニヨリ提出スヘキ書類ハ所轄市役所又ハ町村役場及ヒ郡市役所ヲ經由スヘシ

付則　本規定ハ交付ノ日ヨリコレヲ施行

『熊本縣の五千組合計畫』――同縣にては大正十五年度までに農事小組合五千を作り出さんとの計畫を立てた。七月現在組合總數は二千八百四十九であると。

5　出荷組合の奬勵

『兵庫縣の出荷組合奬勵規程の制定』――四月二十五日、蔬菜及其加工品、果實及其加工品、鹽乾魚貝類、鷄卵等に對する出荷組合の設置に對し三割以内の補助金を交附することゝなつた。而して其宣傳の爲め五千枚の印刷物を各町村に配布した。縣の意嚮は縣下に同組合六十餘を蕊やかに設置せしむる方針にあるといふ。

『埼玉縣の出荷組合創立に關する協議』――八月四日南部一市四郡の代表者を、翌五日には北部五郡の代表者を集めて同組合創立に關し組織經營の方法等に就いて協議した。

6　農業倉庫の奬勵

縣は農業倉庫の奬勵の爲め、農倉研究會を設立し、又は農業倉庫講習會の開催を行つた所が可成りに多い。

又農業倉庫補助に縣費を支出したものもあつた。

7　農家保險組合の奬勵

四月一日より埼玉縣に於て實施された該組合は、同縣が其の嚆矢を誇つてゐるが、六月までに四十五組合が出來たと傳へられた。保險の目的は天災地變による農家損害の補助交附であり、拾金積立方法は地主小作各一百歩に付き田は米二升畑は麥三升宛を醵出し縣はこれが總額の四分の一を補助する。已に設立されし組合は大抵一大字區を單位とし五六十人を以て一組合としてゐる。

今、左に同縣が三月六日縣告示第七七條で公布した「農家保險組合奬勵規程」の内容を示さん。

農家保險結合奬勵規程(大正十二年三月六日埼玉縣告示第七七號)

第一條　農家保險組合奬勵ノ爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條　本規程ニ於テ農家保險組合ト稱スルハ農家保險組合規約準則ニ依リ一町村若ハ其ノ一部ノ土地所有者及耕作者ヲ以テ組織シタル組合ヲ謂フ

第三條　補助金ハ郡市農會ノ農家保險組合補助金ニ對シ郡市農會ニ之ヲ交付ス

第四條　補助金ノ交付額ハ郡市農會ノ農家保險組合補助豫算額及組合ノ事業狀況ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第五條　補助金ノ交付ヲ受ケムトスル郡市農會ハ左ノ事項ヲ具シ前年度三月末日迄ニ申請スヘシ

一、郡市農會ノ農家保險組合奬勵ニ關スル規定及經費豫算

二、農家保險組合ノ名稱及所在地

三、農家保險組合ノ規約

四、農家保險組合ノ經費豫算

前項第三號ノ規約ニシテ變更ナキ限リ同一組合ニ付キ繼續補助申請ノ場合ニハ之カ添付ヲ省略スルコトヲ得

第六條　補助金ノ交付ヲ受ケタル郡市農會ハ前項各號ノ事項ニ變更アリタル時ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ報告スヘシ

第七條　補助金ノ交付ヲ受ケタル郡市農會ハ農家保險組合ニ關スル經費決算表並ニ事業成績ヲ翌年度六月末日迄ニ報告スヘシ

第八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ補助金ノ一部若ハ全部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違反シタルトキ

二、第七條ノ經費決算額カ補助金交付當時ノ豫算額ニ達セサルトキ

三、其ノ他事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附　則

本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五條ノ申請期日ハ大正十二年度ニ限リ大正十二年四月末日迄トス

農家保險組合規約準則（大正十二年三月六日埼玉縣告示第七七號）

第一條　本組合ハ何々農家保險組合ト稱シ事務所ヲ何市町村大字何々番地ニ置ク

第二條　本組合ハ本市町村內土地所有者及耕作者ヲ以テ組織ス

第三條　本組合ハ不可抗力ニ因ル米麥作ノ減收ニ基ク經濟的損害ヲ塡補シ組合員ノ融和親善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條　本組合ニ組合長一名幹事及委員各若干名ヲ置ク

組合長及幹事ハ委員中ヨリ選擧ス

委員ハ土地所有者及耕作者中ヨリ各同數ヲ互選シ其ノ任期ハ各三ケ年トシ再選ヲ妨ケス

第五條　組合長ハ組合諸般ノ事務ヲ處理ス

幹事ハ組合長ノ協議ニ與リ事業ノ執行ヲ補助シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス

委員ハ委員會ヲ組織シ左ノ事項ヲ議決ス

一、事實ノ認定及被補塡者ノ範圍審査

一、補塡金額ノ決定

一、其他組合員ノ福利增進ニ關スル事項

委員會ノ決議ニ對シテハ組合員ハ異議ヲ申立テル事ヲ得ス

第六條　役員ハ名譽職トス但シ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ手當ヲ給スルコトアルヘシ

第七條　總會ハ通常臨時ノ二種トス

通常總會ハ毎年一同之ヲ開キ經費豫算ヲ議決シ決算ヲ認定ス

臨時總會ハ組合長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員三分ノ一以上ノ要求アリタルトキ之ヲ開ク

第八條　總會ノ議事ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十條　本組合ノ資金ハ組合員納付金並補助金寄附金等ヲ以テス

第十一條　本組合ノ經費ハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ資金中ヨリ之ヲ支出ス

第十二條　本組合員ハ組合資金トシテ毎年耕作反別又ハ所有地一反歩ニ付米(麥)何升若ハ之ニ代ル金額又ハ農産物ヲ納付スルモノトス

資金ハ總會(又ハ委員會)ノ議決ヲ以テ産業組合郵便貯金又ハ確實ナル銀行ニ預入保管スルノ外組合ノ農事改良ニ關スル事業ニ對シ運用スル事ヲ得ルモノトス但シ運用金ハ資金現在高ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十三條　前項ノ資金ハ十ケ年毎ニ資金ノ三分ノ一ヲ組合員ニ對シ其ノ納付總金額ニ比例シテ之ヲ拂戻スモノトス

第十四條　本規約ニ違反シ其他組合員トシテ不正ノ行爲アルトキハ總會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルヘシ

前項ノ除名者ニ對シテハ資金ノ拂戻ヲ爲ササルコトアルヘシ

第十五條　本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月末日ニ終ル

第十六條　本規約ヲ變更セントスルトキハ組合員二分ノ一以上ノ同意ヲ經ルヲ要ス

(注意　準則ニハ第九條ヲ缺ケリ、仍テ其マヽニシテ錄シテ置イタ)

8　農村教育

農村振興の根本は農業の合理化にあるといふ立場よりして近年農村教育熱が漸々旺んになつて來、各地に農事講習、農事改良講習が頻々として行はれ、「農業教育研究會」と稱するものが殆んど流行的に設立された。然しながら此處には夫等を一々列擧するの煩を避けて、此方面に於いて本年中特に著しいしかも新しい傾向を述べやうと思ふ。

『農業教育は子供の頭より』――といふ標語の下に、各縣はこれに關する研究と實行とに腐心するに至り、小學校の農業教育に對する標準案の作製や協議を試みた。而して小學農業研究會といふ樣なものを組織した所さへある。

『農業教育の徹底には婦人を』――といふ主張から、女子農業の奬勵を行ひ、或は婦人農事講習會、女子蠶業講習等を催した縣も少くない。殊に山梨縣に於ては十二年度より高等女學校へ農業科(隨意科として)を新設せんとするに至つた。

『農事相談所の設置』――高知縣、長野縣等では已に之を行つた。福島縣では蠶糸相談所を計畫した。

『農事試驗場の民衆化』――この試みが廣島縣兵庫縣等で行はれ出した。岐阜縣では經濟農場といふものを新設することに決した。

9　農家負擔輕減運動

『福島縣會の地租輕減意見書提出』――同縣會は決議に基き一月十六日內務大臣に宛て該意見書を提出した。

『滋賀縣の第三種農村所得稅輕減運動』――昨年來着々運動の準備を

して來たが、縣下所得稅調査委員を代表として稅務署に陳情し、稅務署も之を問題として對策を攻究した。七月に至り六稅務署長と農村側代表とは大阪に大阪稅務監督局を訪ひ陳情する所があつた。

『特種機關の設置』――地租輕減運動、農村振興等を主張とした府縣農事協會又は府縣農業協會なるものが、各府縣の肝煎りで可成り多く組織された。そして其の郡支部の設置が策されて已に成立した所も少くない。

10　帝都復興に伴ふ農村閑却糺彈

帝都が一朝にして焦土に歸し、朝野の復興に熱中した結果兎角農村に對する政府の施設が閑却され勝ちであるといふことに對し、其の糺彈が生じた。

關西十縣の決議―十一月十五日、兵庫、岡山、廣島、山口、島根、鳥取、香川、愛媛、高知、德島の十縣の縣會議長兵庫縣會議事堂に參集し、協議の結果、帝都復興の爲めに農村を閑却する政府の方針を糺彈する宣言決議を發することとなつた。

鹿兒島縣會の決議―十二月二十一日、知事に進達

愛知縣會の意見書―十二月二十一日、知事に進達

兵庫縣會の決議―十二月二十二日、內務大臣に提出

第三　農　會

1　帝國農會(附帝國農政協會)

同會が開催した大會、協議會委員會等の主なるものを擧ぐれば、

全國農會大會實行委員會―一月十八日より三日間

全國道府縣農會代表者協議會―一月二十六七兩日

全國道府縣農會代表者會―三月二十四日

全國道府縣農會代表者協議會―四月十二日

全國農會大會―六月五日

帝國農政協會第一回總會―七月十三四兩日

第十四回帝國農會總會―十月二十七日より四日間、京都にて

帝國農政協會協議會―十月三十一日、京都にて

等である。今右の中最も主要なるものゝ經過及び結果を叙述しやう。

『全國道府縣農會代表者協議會』―一月二十六七兩日、帝國農會に開會、第一日は諸種の事務的報告の後、政友、憲政、革新三政黨の代表者より農村振興策に對する態度を聽き、第二日には委員會に於て決議した左記決議を可決した。

一、小農保護政策を樹立し直に之が實行を期すること

一、農家負擔輕減の實現を期すること、其方法としては

イ、大正十三年度より地租を地方に委讓すること

ロ、大正十二年度に於ては應急的負擔の輕減を圖ること

一、米穀法の運用に依つて米價を相當に維持すること

『全國道府縣會代表者協議會』――四月十二日、帝國農會に開會、左記事項を決議し直ちに實行に移ることを申合はせた。

一、農村問題遂行と實行委員を選定して繼續運動をなすこと

二、適當の時期に於て全國農會大會を開き次で道府縣郡町村農會大會を開くこと

三、米の買上げは直にこれを實行するやう其筋に要望すること

四、中央公設市場と生産者の團體と取引上直接連絡の途を開くこと
五、産業組合中央金庫の運用は農村振興上極めて重要なる關係を有するを以て農會關係者をもこれに干與せしむるやう其筋に要望すること
六、農業問題遂行上必要なる經費は各道府縣に於てこれを負擔すること

『全國農會大會』――六月五日、東京丸の内商工奬勵館に開催、參會者六百名、外に代議士約五十名も參加した。可決した宣言及び議案は左の如くである。

宣　言

農村の不振農民の悲慘は正に其極に達す故に農村振興の急務たるは最早論議を許さず正に其の實行を期すべく時は恰も政府が豫算編成の季に際す玆に全國農會大會を開催し農民の宿望を貫徹すべく最善の努力を輸さんとす

決　議

一直に農務省の獨立設置を期す
一農民の負擔を輕減すべく大正十三年度より地租の地方團體委讓を期す
一主要農産物に對し根本政策の確立を期す
一來るべき縣會及衆議院選擧に際し農業に理解ある者の選出を期す

翌六日は大會決議事項の實行方法協議の爲め各道府縣より一名或は二名の代表者を選出し帝國農會事務所に會合、種々の協議の後、帝國農政協會設立綱領を示し委員會に於てこれが審議を爲し滿場一致可決を見た。該綱領左の如し。

一、名稱　帝國農政協會
二、設立ノ主旨及目的
農村ヲ振興シ國家産業ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル爲メ中央ニ帝國農政協會ヲ設立シ農政ニ對スル根本政策ノ遂行ヲ期スルヲ目的トス
三、組織者
道府縣農會ヲ中心トスル道府縣ノ農政倶樂部農政研究會農事協會及其他ノ團體ヲ以テ組織ス
農政團體ヲ必要トセサル道府縣農會ハ道府縣農會ヲ以テ其ノ組織者トス
四、經費
帝國農政協會ノ經費ハ帝國農會經費分賦收入方法ニ準シ之ヲ徴收ス
五、總會
帝國農政協會ノ總會ハ道府縣農政團體ノ代表者ヲ以テ之レヲ組織ス
代表者ノ數ハ一團體五名以内トス
定期總會ハ年一回トシテ帝國農會總會ト前後シ之レヲ開催ス
六、役員
一、會長一名
一、副會長一名
一、理事若干名
役員ハ總會ニ於テコレヲ選擧ス但シ指名推薦ノ方法ヲ用ユルヲ

妨ケス

七、顧問

本會ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ會長之レヲ總會ニ諮リ推薦ス

八、事務所

本會ノ事務所ハ當分帝國農會內ニ置ク

七日には五日の決議に基き、各道府縣農會より一名宛の實行委員を選んで總理大臣、大藏農商務各大臣及各政黨本部を訪問し決議事項を陳情する所があつた。

『帝國農政協會第一回總會』――七月十三四兩日、帝國農會に開催、一道三府四十三縣の農會代表者參集、左記規約を可決し、完全に其成立を見るに至つた。

帝國農政協會規約

第一條　農村振興ヲ爲メ農政ニ關スル根本政策ノ確立並ニ應急對策ノ遂行ヲ期スルヲ目的トス

第二條　本會ハ帝國農政協會ト稱ス

第三條　本會ハ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、農政ニ關スル意見ノ表示並ニ宣傳

二、農政ニ關スル根本政策ノ確立並ニ應急對策ノ遂行ニ關スル機宜ノ處置

三、中央、地方農政團體ノ提携連絡

四、其他

第四條　本會ハ道府縣農會ヲ中心トスル農政倶樂部、農政研究會農事協會及其他ノ農政團體ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條　本會ノ事務所ハ東京市麴町區有樂町二丁目一番地帝國農會ニ置ク

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長　一名

一、副會長　一名

一、理事　若干名

第七條　役員ハ總會ニ於テ之ヲ選擧ス但シ總會ノ議決ヲ經、指名推薦ノ方法ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第八條　役員ノ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

役員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任者就任スルマテ仍其職務ヲ行フモノトス

第九條　總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年十月、十一月中之ヲ開ク

臨時總會ハ會長必要ト認メタルトキ之ヲ開ク

第十條　總會ハ本規約第四條ニ規定シタル團體ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス

總會ニ出席スヘキ代表者ノ數ハ一團體五名以內トス但投票權ハ一團體一票トス

第十一條　本會ノ經費ハ組織者ノ負擔トス

經費ノ分賦收入方法ハ前年度帝國農會經費分賦收入方法ニ依ル

第十二條　本會ノ經費決算ハ理事會ノ承認ヲ經テ總會ニ報告スルヲ要ス

第十三條　本會ニ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

『第十四回帝國農會總會』――十月二十七日より四日間、京都府會議

事堂に開催　左記農商務大臣諮問案及び建議案を協議し、建議案については二三の修正を行ひ可決した。

農商務大臣諮問案

農村に及ぼせる關東大震災の影響及之に對する意見如何

農村振興に關する建議案

夫れ農村は國民生活の源泉にしてその盛衰は直に國運の消長に關す然るに近時動もすれば農村問題閑却せられ爲に農村疲弊の聲を聞き殊に今次の震災に際しては帝都復興に急にして農村事情を顧みざるの憾なき能はざるは誠に遺憾とする所なり

帝都復興の急務たるは論を俟たずと雖同時に農村の振興を圖るは寔に國家百年の長計を樹つる所以なりと信ず政府は宜しく國家の大局に鑑み速に適切なる農村計畫を樹立しその振興を圖られんことを望む

農務省新設に關する建議案

國力の發展充實を計り國際經濟上における我國産業の地位を確保するには其根柢を地方産業の大宗たる農業の改善發達に置かざる可からざるは固より言を俟たず然るに現今農業に關する國策の遂行を掌る農商務省は廣汎多端なる農商工の政務の敎育を兼統するの結果動もすれば農、工、商何れに對しても劃切なる施設を缺くの嫌なきにあらずして特に農業に對する政策の不徹底なることの多きは頗る遺憾とする所なり故に須らく農業に關する一切の事務を統轄する農務省を新設し以て時勢の進運に伴はしむるは農村振興に關する第一要義なり本會は連年總會の決議に基き之れを政府に建議し歷代政府亦考慮せられたるやに聞くも未だ其實現を見るに至らざるは寔に遺憾とする所なり

今や政府は今次の震災に對し一省に相當すべき帝都復興院を設け適應の畫策に急なるが如し是れ固より機宜の處置たるべきも同時に焼失官衙の復舊に際し舊弊を改造して都鄙併進の國策を實現するの好機會なるを以て多年の輿論たる農務省を新設し農政の刷新を期せられんことを望む

米麥價格維持に關する建議案

政府は今次關東地方の大震災に對し應急策として米麥の輸入税を免除せり之れ固より臨機の處置として實施されたるなるべしと雖罹災地に於ける食糧の救濟は量の問題たるより寧ろ配給の適否にあるが如し如斯臨機應急策と雖國家の恒久策たる食糧問題並農村問題に對しては寔に深甚なる考慮を盡さゞるべからざるものにして殊に現時農産物の價格一般に低落し收支相償ふ能はず農村の振興は主として米麥の適當なる價格維持に關する根本政策の樹立にあるに際し偶々米麥價格の低落を誘致するの方法を實施さるゝは甚だ遺憾とせざるを得ず政府は這般の事情に鑑み米麥價格維持に關する適當なる根本政策を樹立すると共に速に輸入税を復舊し若くは外米の輸入制限を行ひ農家經濟の安定を計られんことを望む

農業者の負擔輕減に關する建議案

現今農業者の負擔する租税其他の公課は之を商工業者と比較するに著しく過重にして權衡を失するものあるは何人と雖否まざる所にして農業者の土地に對する負擔は殆ど其擔税力以上にありと謂ふべし特に昨議會に於ける營業税法の改正は更に商工業者の負擔を輕減し益々其の不權衡を著大ならしめたり之れ農業者の思想上

農村の營業上眞に憂慮すべき事柄にして政府は速に農業者の負擔を輕減し農村の振興を圖るべく公平なる稅制の改革を施行するは固より其の處なりとす

然るに今次帝都並に關東地方に於ける大震災は未曾有の慘狀を極め目下國を擧げて之れが復興に努力し爲めに農業者の負擔輕減に關する方法等に就きては暫く考慮せられざるもの丶如しと雖然て惟ふに帝都の復興は其の源泉たる地方の開發を措て他に求むるを得ず特に農村の振興は國家恒久の根本政策にして一日も忽にすべからざる所なるを以て政府は速に農業者の負擔を輕減すべく地方移讓其他適當なる方法を講じ速に之を實施せられんことを望む

震災地方地租特別處分並に產業復興資金融通に關する建議案

今次政府は關東地方大震災により被害者に對し國稅の減免や徵收猶豫に關する緊急勅令を發布し更に之が施行につき勅令を公布し震災區域並に震災被害者に對する所得稅營業稅の減免點を決定せられたるも地租減免に對する特別處分につきては何も決定せざるもの丶如し而して今回震災による土地の被害は頗る甚大にして一般成規の範圍に於ては到底處理すること難しと信ずるを以て政府は速かに地租に對する特別處分法を決定し地價の修正低價年期賦與地租延納等適當なる方法を定められ又震災により倒潰せる農家の建物の應急修築並に農業土木肥料農具等の購入の如きは最も急を要する復舊事業なるに目下地方の金融は極度に梗塞し非常の窮境に陷れるを以て速かに低利資金融通の途を講じ被害地方に於ける產業の復興を圖られたし

『帝國農政協會協議會』――十月三十一日、京都府會議事堂に開會左記事項を可決した。

一、帝國農政協會總會を東京に於て開くの件
一、地租移讓實行を期する件
一、來年度衆議院議員總選擧に際し農事に諒解ある者を選擧する件

尙ほ帝國農政協會は其の成立と共に、各府縣に於ては縣農政協會、郡農政協會の組織に努力し、規約の制定等を行つた。そして在來の農政研究會を解體して新協會の成立を見た所も可成り多い。

2　府縣農會聯合會

本年中に開催された主なものを擧ぐれば、

關西府縣農會聯合政府買入米協議會―二月十七日、兵庫縣農會事務所にて、
九州各縣農會協議會―二月二十三日、福岡縣農會主催、福岡縣農會事務所にて、
九州各縣農會聯合協議會―八月廿日より三日間、鹿兒島縣農會事務所にて、
北陸四縣農會聯合協議會―八月十三四兩日間、福井市にて、
九州各縣農會大會―九月五日、熊本市公會堂にて、
北陸四縣農會聯合協議會―十一月六日、金澤市兼六會館にて、
關西二府十七縣農會聯合協議會―十一月二十六七兩日間、廣島にて、

關東東北北海道農會聯合協議會―十一月二十八九日兩日間、宮城縣廳舊養賢堂及び松島にて、

右の中最も主なものに就いて述ぶれば、

『九州各縣農會大會』――九月六日、熊本市公會堂に開會、參會者約六千餘名、左の宣言及び決議を可決し、關東震災地に對し糧食斡旋方等をも可決した。

宣　言

今や農村の疲弊其極に達し速に之が對策を施すにあらざれば國家の前途は寒心に堪へざるものあらんとす之を以て帝國農會は昨年東京に農民大會を開催して農村振興に關する緊急の事數項を決議したるも未だ其實現を見るを得ず玆に九州農會大會を開き更に縣民の宿望を宣明し誓つて其貫徹を期す

決　議

一、直ちに農務省の獨立設置を期す

二、農民の負擔を輕減すべく大正十三年度より地租の地方團體移讓を期す

三、主要農產物に對し根本政策の確立を期す

四、來るべき衆議院議員選擧には農業に理解あるもの丶選出を期す

五、九州に一ヶ所國立動力農具製作研究所の設置を期す

六、郡市町村農會技術員費の國庫補助を期す

七、速かに九州に市場法に基く市場の設置を期す

なほ聯合農會は農政經濟講習、農業政策講習等を隨時各地に開催した。

3　府縣農會

府縣農會の運動及び施設は以上述べたる帝國農會及び府縣農會聯合會に於ける主張を基調とし、唯各府縣の事情によつて小異を示すに過ぎず。何れも農家負擔の輕減、米買の即時斷行、衆議院議員選擧法別表の改正を要望してゐる。而してそれが請願書、建議書となつて當路者に提出された。

先づ本年中開催された府縣農會大會又は協議會の中主なるものを列記すれば、左の如くである。

滋賀縣農會協議會―一月十二日

香川縣農會大會―一月十三日、縣公會堂にて、

宮崎縣農會大會―一月二十二日、都城中學校にて、

福岡縣農會總會―一月二十四五兩日、縣第二公會堂にて、

埼玉縣各市町村農會長會議―一月二十四日、縣會議事堂にて、

滋賀縣農會大會實行委員會―二月二十一日、大津市近江米同業組合會議室にて、

山口縣農會大會―九月二十七日、山口町公會堂にて、

兵庫縣各郡市農會長協議會―十月二十三日

北海全道農會大會―十一月二十五日

又、府縣農會が主催又は中心となつて開催された農民大會、農事大會といふものも中々多かつた。其の中主なものを列擧すれば左の如くである。

高知縣下農民大會―一月八日、高知市縣公會堂にて、

愛知縣下農民大會―一月廿二日、縣會議事堂にて、

兵庫縣下農民大會—一月十二日、縣會議事堂にて、
岐阜縣農業者大會—一月十四日、縣會議事堂にて、
茨城縣農民大會—一月十九日、東茨城郡中妻村和光院にて、
宮城縣下農民大會—一月二十三日、仙臺市西公園公會堂にて、
熊本縣下農民大會—三月二日、熊本市公會堂にて、
山口縣農事大會—三月六日大島郡久賀町阿彌陀寺にて、
岐阜縣第二回農民大會—四月二十二日、縣會議事堂にて、
岡山縣農事大會—十月二十二日より三日間、

農會法の改正に伴つて當然縣農會も亦其組織內容を變化せねばならなかつた。卽ち新農會法施行細則が各府縣によつて縣令として公布され、農會職員の改正が行はれ、更らに郡市町村農會補助規定が改正さるゝことゝ成つた。他方には改正農會法の徹底の爲めに各種の講演が各地に催された。

然しながら農會法改正に伴ふ最も大きな變化の表現は農會役員の選擧に於けるそれであつた。而して各地方はこれを以て農村に於てそして先づ以て普選が實行せられたのであると狂喜して、各地方ともこれが結果に多大の囑望を爲して居た。然るに其の結果は依然として何等の大した變化も革淸も齎らすことが出來ないで、期待を裏切るものが甚しかつた。けれども兎に角今までは全然認められ得なかつた小作人の勢力がこれを機契として擡頭して來た丈けは否むことの出來ぬ事實ではあつた。

以上の外、府縣農會で行つた著しいもの丶內、二三を數ふるならば、

岐阜縣農會の農業基礎團體組織奬勵—農業基礎團體には地主は勿論小作人や少しでも農事に關係あるものを以て組織するのであつて之に補助金を交付し共助長を圖らんとするのである。

岡山縣農會の縣會議員選擧に際する飛檄—八月六日、縣下各町村農區長並に農會總代に左の檄文を發送した。

檄

縣會議員選擧が近づきました。候補者の名乘りを擧げる人も殖えて來ました。諸氏は誰れ人に投票せられますか。東京で開かれた全國農會大會でも岡山で開かれた農事大會でも農業に理解ある人を選擧する事に決議をして居ります。此決議がどの位の力があるかは諸氏の投票によつて明かになるのであります。農村疲弊の現狀は先づ政治の力に待たねば恢復する事が出來ません。…(中略)…農村が立つも倒れるも淸き一票を投ずる農民の考によつてきまるのであります。諸氏は生死を其の投票に打ち込んで居るといふ嚴肅な信念を持つて投票を行はねばなりません。…(中略)…諸氏は農村振興の此一票と云ふ意義を體得し農村の中心人物として來るべき縣會議員の選擧に當り吾人の信賴と期待とに背く樣な事は斷じてないと信じます。然し我農村の現狀を觀れば見る程慷慨悲憤に堪えぬものがあります。是れ特に玆に檄して諸氏の奮起と自重とを冀ふ所以であります。嗚呼

大正十二年八月五日　　岡山縣農會

岐阜縣農會の政談演說會開催—農業者の政治的覺醒の爲め十二月よ

り明年二月に亘り各郡市に於て政談演說會開催に決した。

なほ縣農會が行つた農村教育施設としては、農事資料展覽農政經濟講習、農業協調講演、農業技術及び經營講習、農村指導者養成講習の如き各府縣に於て行はれた所であるが、廣島縣農會の如きは十一月農村女子教育機關設立の建議を農商務大臣に提出した。

以上の外農事相談所、副業奬勵事業、勞力斡旋、農業倉庫共同販賣、農產物市場等に關し、各府縣農會は兎に角其の奬勵助成及び施設に努めたのであるが、農業經濟研究會を催して自己教養を爲すと共に、町村農會經營指導研究會によつて町村農會の指導に當り、篤農家懇談會を開いて農村協調の策を講ずる所があつた。更らに政府が震災後帝都復興に傾蕩して農村振興を閑却する惧ありとの故を以て「農村を閑却する勿れ」の建議を政府當局に提出した府、縣農會もあつたのである。

4　郡農會

郡農會の施設事業も上述せる府縣農會及び府縣聯合農會の大體方針と大差なく其の型式の小であるばかりであるが、唯郡制廢止てふことによつて郡農會の位置に動搖を來したことが特に注意すべき點であらう。

即ち郡制廢止によつて郡農會は二の問題を生じた。一つは補助金の問題であつて、他の一つは郡農會獨立の運動である。

從來郡農會は縣費の補助を受けて居たが郡制廢止によつて該補助金は消滅し農會よりの補助を得ることゝ成つたが、其補助金の各郡に對する割當額の算出に問題を惹き起した。

又郡農會は其會長はじめ役員は郡長以外官廳役員の兼任であつて、官僚的色彩濃厚であつた上に、其經濟的補助も大した額ではなかつた。然るに郡制廢止さるゝに至つて郡農會は自治的立場に立つ必要が生じ、少額の補助を離れて獨立の存在を續けやうとする運動が各地に生じたのである。

それを外にしては郡農會に就いては特に記すべき程のものがなく各地に頻りに開かれた郡農會大會、郡農會議長協議會等の決議の如き、又郡農會の主催に成る農民大會の如き、何れも已に述べたる府縣農會等のそれと殆んど異る所を見なかつたのである。農事改良講習の如き、農事相談所の設置の如き、副業奬勵の如き、婦人農事講習の如き皆然りであつた。

5　市町村農會

市及び町村農會も亦已にのべたる各農會と其施設事業に於て、其形式は小なれ、其根本は異る所がなかつた。唯新農會法に依る役員選擧が其選擧法の關係上、町村農會役員の選出に於て、最も普通選擧的でありたいといふ爲めに、該選擧に當つては各町村とも可成り熱心に小作人側の運動が行はれ、其の結果小作人の勢力が割合に町村農會役員中に侵入し得たことが特に注意し得る點であらう。

第四　農村に於ける特殊團體

農村には農村問題を看板とする團體は數へ切れぬ程多數に有り、且つそれが應接に遑なきまでに簇々として發生しつゝある。殊に議會の開期中は一層甚しく、或は代議士を背景とし、或は代議士の背景となつて各種の請願や其の他の運動を爲す農村特殊の團體が目に着くのである。然しながら此處には夫等を一切除去して、兎に角比較的恒久的性質を帶ぶる農村に於ける特殊の團體に就いて其施設事業及び運動について略記しやうと思ふ。

1　農民聯盟

同聯盟の成立に就いては已に本年鑑十二年版(二三五頁)に述べたが、本年に入り支部の設置されたる所は中信、北信、栃木、群馬、愛知、靜岡、岡山であつた。

『農民全國大會』――三月二十一日、東京市赤坂溜池三會堂に開催、農民代表者約二百名參集、左の決議を可決した。

今期議會に於て審議中の產業組合中央金庫小作爭議調停の兩法案並に農民負擔輕減農村振興に關する兩建議案は何れも機宜に適したるものと認め何れも極力これが通過を期す

而して、十名の實行委員を選び、該決議文を携へて兩院の有志議員を訪ね通過の努力を依頼せしめた。

2　農政倶樂部

農民の政治運動の氣運が遂に昨年末に至り各地に農政倶樂部の組織となつて表はれた。斯くて本年に入つても新しい組織が全國的に發生し、それは各郡にまで及んで郡支部設立の運動が可成り盛んに行はれた。

而して議會開會を機とし已に一月に於て、或は發起人會に於て、或は役員會に於て、或は農民大會に於て決議したる建議案を議會に提出した府縣もあつた位である。其の建議案の要項は「農務省の獨立に關する件」「農業者の負擔輕減に關する件」「衆議院議員選擧法別表改正の件」に盡きてゐる。

又府縣會議員總選擧に際しても活動する所があつたが、或る縣の如きでは、同倶樂部實行委員の任命に於て紛亂を生じた所がある。それは同倶樂部が實行委員を支部長に依囑せんとしたが、「農政倶樂部は政黨政派に關係し國會議員其他の選擧に關連する性質の團體であるから」との理由で辭退の申出でがあつたためである。而して同倶樂部は一體、縣農會の別働隊か政黨の走狗かといふ疑惑さへ生ずるに至つた。

然るに帝國農會には其別働隊として帝國農政協會なるものが組織されたこと已に述べた如くであつて、茲に同倶樂部は漸く其存立の樞要を失墜するに至つた。

第五　私團體及び私人

其の主なるものに就いて略述することにする。

『農村文化協會』――兵庫縣加東郡市場村に本部を置き、同村來迎寺住職稻村修道氏主事となりて一月創立、「農民を貧乏から救ふ完全な經濟組織を求めねばならぬと共に、より根本的に農村を倫理化し藝術化し宗教化せなくてはならぬ」といふ主張で、一月二十日には「土の愛と我等」といふ機關誌を創刊した。

九月二十七日より十月一日まで同協會主催第一回移動農民學校を同郡天滿村國岡の野に開催した。尙ほ同十一日には臨時講座を同所に開いた。

『北海道協會』――蜂須賀侯を會頭とせる同會は三月二十八日華族會館に第十四回總會を開き自作農創成につきこれが促進の申合はせをし實行委員三十八名を擧げた。而して該實行委員會の第一回を四月二日華族會館に開いたが其の基本調査を爲す要ありとて更らに十四名の小委員を擧げた。しかも同協會が實行せんとする腹案として傳へらるゝものは左の如きものである。

一、土地所有權を放棄した地主及地方有志が道廳當局後援の下に一經營會社を設立する事

一、經營會社は營利を目的とせず自作農創成を主眼とす

一、土地經營會社に賛意を表した貴族富豪の所有にかゝる土地は凡て會社に讓渡する事

一、土地所有希望の小作人は或數を限りその代價の二割内外を提供すれば自己の所有田となる。

一、土地所有權を得た小作人にして止むを得ざる事情あれば他に讓渡することを得

一、土地の代價はその土地より生ずる收益を以て家計を支へその剩餘の範圍内で支拂ひ得るやう數十年に亘り年賦支拂の形式をとる。

一、地主に支拂ふべき土地代金は會社から發行した株式又は社債を以て充當し其他に要する經費は二分乃至三分といふ特別低利の資金を當局から融通せしむる事

『農事電化協會』――五月、内田嘉吉、道家齊氏等によりて設立された。農村電化の促進を目的とするもの。

『佛教協會社會部』――名古屋市中區南武平町の同協會社會部は五月六七兩日、同町若松幼稚園講堂に附近十二縣の社會課又は農務課一名、宗教家一名、教育家一名、縣農會幹部一名、實業家一名宛を集め農村問題懇話會を開いた。

『岡山縣農民小作組合聯合會』――岡山縣下の農民小作兩組合を聯合統一する同會は十月二十八日、岡山市深柢小學校講堂に發會式を擧げた。該會顧問は田中宣次、家本好一、太田敏兄、松本圭一、有元英夫の五氏で、趣意規約は左の如くである。

趣意書

百姓がいつまでも水呑百姓で居ることは間違であります。天下は働くものゝ世になりました。また改造の世界に直面して、我等農村に生れ農村に活くる者は今日田園を斯くまで疲弊困憊せしめた一切の因襲的羈絆を斷ち、我等自身の自由を欲し、解放を期する爲には、自分自身の力に依り、組合の强き團結力に俟つより外に途はありません。既に國際勞働會議は農民組合の自由を保證しました。我等は此世界の大勢にも順應し、我等の現實の生活に自覺して農村を復活せしむる唯一の活路である組合運動の礎をシツカ

リと据ゑねばなりません。此秋に際し同じ目的の下に生れて居る組合の聯合會を創立し飽までも友愛互助の眞精神を發揮して、協力一致高く勞働尊重の旗を揭げ、一直線に新農村文化建設の先驅者として邁進し理想的組合運動の模範を全國に示したいと思ひます。

岡山縣農民組合聯合會規約

第一條　本會は小作組合と農民組合とを會員とする聯合會と申し政黨政派に超越す

第二條　本會は小作組合や農民組合や其他小作人を以つて組織せる團體を以て組織し事務所を岡山縣農會内に置く

第三條　本會に委員及顧問若干名を置き次の通り仕事をして行く

一、庶務部（組合相互の聯絡産業組合の經營、新しい村の計畫及建設、會報の發行、其他内部の事務一班）

二、宣傳部（組合運動の宣傳、農民講座及農民自由大學）

三、調査部（小作爭議の狀況報告、地主小作の分配問題調査、小作人生活の調査、小作人生活の研究、農事に關する惡政の調査）

四、代表部（本會を代表す）

各團體より委員一名宛選出し組合員百名を越ゆる團體は百名毎に委員一名を增す

第四條　總會は委員の多數決によりて決定す組合員は總會に出席して意見を述ぶるを得

第五條　經費は委員一名に付き年額五十錢とす

第三章　中間階級者に對する施設

斯種施設としては特に著しきものに接し得なかつた。唯恩給法改正の一事が注意に値する位のものである。

第一　政府

政府の施設としては

軍縮並に行政整理による退職者の手當及賜金の支給

恩給法改正

教育費國庫負擔

の三を數へ得る。而して教育費國庫負擔に就ては已に第一章第一中に述べたから、此處には之を除き、退職賜金及び恩給法の改正統一について其經過を略述しやう。

『文武官退職手當及賜金の支給』――該特別賜金及特別手當に關する件は昨年十一月三日の勅令第四七九號によりて定められたが、本年三月二十六日法律第一七號を以て「行政整理又は軍備の制限整理に關する公債發行に關する法律」を發布し、即日之を施行することゝ成り、四月二十一日附大藏省令第一〇號を以て、「行政整理又ハ軍備ノ制限整理ニ關シ發行スル公債ノ發行交付ニ關スル規程」を發表した。而して其の爲めに退職資金公債の發行狀態を見るに大正十二年十二月十五日現在に於ては三千六百五十一萬圓であつて、其内譯は左の如くである。

外務省	二五二、〇七五
内務省	二、四六一、九〇〇
大藏省	三、一〇二、九五〇
陸軍省	一六、二一四、四二五
海軍省	二一、九八六、六五〇
司法省	一、二二一、三七五
文部省	一五〇、五七五
農商務省	一七九、一七五
遞信省	一、八四二、〇七五
起債法定額	五二、〇〇〇、〇〇〇
差引發行未濟額	一五、四八八、八〇〇

『恩給法の改正』――政府は恩給統一法案を作製し、恩給に關する建議案を議會に提出した政友會と屢々交渉中であつたが、二月一日の院内閣議で決定し、同七日衆議院に提出した。該案は貴衆兩院に於て修正を加へられたが遂に通過を見たので、四月十三日法律第四八號を以て「恩給法」として發布せられた。

斯くて其の實施の準備に入つたが、八月十六日には勅令第三六七號「恩給法施行令」同二十一日には勅令第三六八號「恩給審査會官制」及び勅令第三六九號「恩給給與規則」の發布を見た。

而して宮内省に於ても恩給法改正制定の必要を認め、九月二十七日新恩給令は皇室令を以て公布することゝ成り、十一月十日には遞信省令第九二號「年金恩給支給規則」、十二月七日には大藏省令第三〇號「恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則」十二月二十六日には勅令第五二一號「小學校教員恩給基金管理規則」の發布を見たのである。

尙ほ恩給審査會委員及幹事は左の通りである。

恩給審査會委員

下條康麿　元田敏夫　山川端夫　鈴木繁　長谷川直敏　山梨勝之進　皆川治廣　山崎達之助　宮内國太郎　天岡直嘉　稲田龍吉　鈴木祐三　山田弘倫　中濱東一郎

恩給審査會幹事

長谷川赳夫　高木三郎　樋貝詮三　小林采男

以上の外注意すべき施設として目すべきは陸海軍當局の退職將校の實業及び教員講習―當局は軍縮整理による退職將校の爲めに陸軍將校に對しては陸軍經理學校内に一月十五日十一日より海軍將校に對しては築地舊經理學校内に一月十五日も同樣の講習會を開いたが、大阪に於より夫々實業講習會を開いたが、大阪に於て學校教員として陸軍將校の爲めに五月二日より開いた。更ら範學校内に中等教の養成をも考へ文部省と協議の上東京高等師員養成講習所を新設し九月一日より開始することゝ成つた。

宮内省の共濟機關設置計畫―同省判任官千百餘名、判任待遇以下雇員傭員等三千餘人の爲めに共濟機關設置の議生じ、七月九日各部局の判任官代表者集合、二三高等官も交つて規約の草案其他について協議する所があつた。

第二　府縣

府縣に於ける施設の中最も主なものは恩給法の改正による各府縣吏員及び小學校教員の恩給法改正實行であつた。

以上の外には特に注意を惹く施設に接し得なかつたのであるが、僅かに數へ得べきものは左の數項であつた。

東京大阪府を中心とする軍縮失業者に對する臨時聯合紹介所—三月
東京府職業紹介所の知識階級失業者の爲めの保留紹介開始—十一月
鹿兒島縣教員互助會の相互保險組織に改正計畫—二月
埼玉縣教員共濟組合の成立—三月
大分縣教員互助會の成立—六月
茨城縣共濟組合の範圍擴張—四月
岡山縣町村吏員協會の成立—四月

第三　市及び其他

此の方面に於て行はれた施設として先づ擧ぐべきは、

下關市の中產階級の爲め實費診療所設立計畫—一月
東京市、大阪市、吳市、名古屋市に於ける軍縮失業者に對する職業紹介機關設置
東京府社會事業協會の俸給生活者の爲めの公益病院設立計畫—四月

第四章　婦人勞働者及び職業婦人に對する施設

此の部目に屬する施設としては殆んど見るに足るべき程のものに接し得なかつた。唯藝娼妓に對する施設、謂ふべくんば待遇狀態の改善が講ぜられた事が其最も多くの部分を占むるものであるといふ奇異の狀況にあつたのである。

第一　女子一般に對する施設

それには、職業紹介として、

札幌市立職業紹介所の女子部開設
東京市中央職業紹介所の婦人專門職業紹介所開設—水道橋際

宿泊所としては

東京市社會局の獨身婦人無料宿泊所設置計畫—本所區太平町公衆浴堂燒跡、

第二　婦人勞働者に對する施設

纖維工場の女工、殊に紡績女工に對する施設であつて、縣の施設として見るべきものは、

長野縣工場課の工女救濟機關としての工場協會設立計畫
同縣同課の工女賃金取締
新潟縣の縣外出稼女工保護施設—十二月開會された社會教育主事會議に於て左の保護案を可決、實施することゝ成つた。

一、職業紹介に依る工女保護の施設をなす事（募集員の毒手から免れしむる爲め）
二、工女保護の目的を達する爲め優良工場を調査して之れと連絡提携を保つ事（風紀、衞生、待遇、修養等各種設備が完成せる工場）
三、工女及該父兄をして職業婦人たると同時に婦人としての修養を爲すべき自覺を促す事
四、適當の施設に依り工女の成績を調査する事

五、職業紹介所は工女の保護に關し實地視察をなし且つ工場主との打合會を開く事

六、常に警察署との連絡を計り工女の保護に關し遺憾なきを期する事

個人及び私團體の施設としては、

廣島市西村雪子氏の廣島女子勞働學校設立計畫―明年四月開校の豫定

岐阜縣北飛驒郡工女組合聯合會の工女讀本(第二回)編纂―郡教育會に依囑して、冬期間歸省中開催する講習會用として、

第三　職業婦人に對する施設

職業婦人の一般に對する施設としては、婦人職業教育施設として、

日本女子整容學校設立計畫―山本久榮氏の計畫にて、東京市小石川區駕籠町に、

東京常盤松高等女學校の女子工藝學校建築科の新設

婦人副業、家庭副業に對して、

廣島市勸業課の副業奬勵

長野商業會議所の婦人內職講習―五月

以下の外、職業婦人の各業種に就いて、夫々につき行はれた施設を見るに

1　女教員

文部省が昨年九月十六日の訓令を以て發表した女教員産前産後の休養の標準(本年鑑十二年版二四八頁)により本年に入つて各府縣に於ては夫々之に關する縣令を發するに至つた。而して名古屋市の如きは姙娠女教員補充教員を設置することとなり十二年度より實施した。

2　藝娼妓

藝娼妓の待遇狀態改善に對する施設としては各府縣警察部が可成り鋭意努力した跡が窺はれる。今其主なるものを月順に列擧すれば、左の如くである。

明石署の藝妓慰安會(春秋二回)開催命令―一月

鳥取縣米子署の藝妓公休日(月二回)設定―一月

愛知縣の娼妓廓內自由外出許可―二月

長野縣上諏訪署長の藝妓組合提唱―二月

宮城縣警察部の遊廓改善命令發布―三月

宮城縣警察部の藝妓及藝妓置屋取締規則改正―四月

和歌山縣新宮署の娼妓服裝制限―四月

宮城縣登米町警察署の酌婦服裝制限―四月

福島縣警察部の藝娼妓公休日設定講究―四月

福山市警察署の娼妓待遇改善策―六月

下關署の各遊廓張見世禁止―六月

千葉縣千葉署の新地遊廓張見世禁止―六月

岩手縣の姙娠娼妓保護期間延長の縣令―六月

茨城縣土浦署の藝妓酌婦待遇改善命令―六月

兵庫縣の藝妓置屋組合取締と藝妓共同事務所擁護―六月

名古屋市各署の藝娼妓部屋割禁止—六月
四日市署の藝娼妓部屋割禁止—六月
京都松原署の娼妓追借制限—六月
福岡縣保安課の藝娼妓取締規則改正準備—七月
和歌山縣新宮署の娼妓追借制限—八月
長野縣の疾病入院娼妓食費縣費支辨計畫—八月
奈良署の娼妓待遇改善實行—八月
鳥取縣の藝妓置屋營業取締規則改正—八月
茨城縣の藝妓酌婦置屋取締規則改正計畫—十月
奈良縣郡山署の娼妓待遇改善指達—十月
和歌山縣新宮署の娼妓利得歩合增加改正—十月
廣島縣尾道署の娼妓差込廢止と張見世禁止—十一月
宇治山田署の娼妓前借金利子輕減—十二月
吳署の娼妓年限制限—十二月

右の中、宮城縣警察部の遊廓及藝妓置屋に對する藝娼妓待遇改善の方針については當事者との間に幾多の波瀾を生じ凡そ一年近くに渉つて紛糾を生ぜしむるに至つた。而して四月十四日附縣令第二八號を以て發布された藝妓及藝妓置屋取締規則改正は左の如きものであつた。

一、藝妓タラシムル目的ヲ以テ養子緣組ヲナスコトヲ得ス藝妓置屋(抱主)ニシテ、借金ヲ有スル義務敎育未了ノ女子ト養子緣組ヲ爲シ藝妓出願ヲ爲サシメタルトキハ之ヲ假裝ノ養子緣組ト看做ス

二、藝妓ニハ寢具簞笥戸棚机硯箱ノ類飲食器具及茶器湯釜屏風火鉢及附屬器具其他居室內備付品裝飾品等無償ニテ貸與スヘシ

三、藝妓契約ハ自前(看板借リ)丸抱及分ケノ三種トシ仕込契約ハ之ヲ認メス現ニ仕込ノ契約ヲ爲シ藝妓營業中ノ者ハ一ケ月以內ニ又藝妓營業ヲ爲サヽル者ハ藝妓トナリタル際ニ於テソノ契約ヲ更新シ所轄警察署ニ屆出ヘシ

四、現ニ藝妓營業ヲ爲ス者ハ爾今本命五ノ趣旨ニ從ヒ契約ヲ締結シタルモノト看做ス但シ契約ノ年限ハ五月一日ヨリ起算スルコトヲ得

五、藝妓契約ハ別紙ノ標準ニヨルヘシ

六、藝妓稼業ニ使用スル衣類其他ノ所持品ハ華美ヲ避ケ借金ノ增加ヲ防止スヘシ

七、關係各種營業者ニ對シ又ハ同業者間ニ於ケル中元歲暮ノ贈答品ハ組合ニ於テ計畫シ可成費ヲ節約シテ藝妓ノ負擔ヲ減シ抱主ノ責任ニ於テ應分ニ負擔スルヤウ取計フヘシ

八、藝妓ニ於テ衣類其他ノ物品ヲ購入セントスルトキハ必ス任意ノ商人ヲシテ直接取引ヲナサシムヘク抱主及ソノ家族雇人等ニ於テ藝妓ノ意志如何ヲ問ハス之ヲ買入レ其ノ代金ヲ藝妓ノ追借金ト爲スカ如キ行爲アルヘカラス

九、追貸金ハ藝妓ノ稼帳ニ記入スヘカラス

十、コノ際藝妓各人向ニ稼帳及追貸金帳ヲ調製シ其ノ抱入レ契約當時ニ遡リテ借金ノ收支ヲ明カニ記入シ月日迄所轄警察官署ニ提出シ其ノ檢閱ヲ受クヘシ

十一、抱主ハ藝妓ノ稼高ニ應シ每月末ニ於テ百分ノ三以上賞與ノ

方法ヲ講シ所轄警察官署ニ屆出ツヘシ

十二、藝妓ニ毎月一日以上ノ公休日ヲ定メ慰安修養技藝練習ノ途ヲ講シ之ヲ所轄警察官署ニ屆出ツヘシ

十三、前二項ノ外藝妓ノ慰安方法ヲ定メ所轄警察官署ニ屆出ツヘシ

十四、藝妓ニシテ廢業其他ノ事由ニ依リ轉出シタルトキハ該藝妓ノ債務額及其ノ辨濟狀況殊ニ藝妓ノ所持品ヲ買受ケ又ハ貸金ノ對償トシテ受領シタルトキハ其ノ品目員數並代價ヲ記載シ稼帳及追貸金帳ト共ニ所轄警察官署ニ提出シ檢閲ヲ受ケラルヘシ

又娼妓に對して貯蓄を奬勵したものもある。其の主なものを擧ぐれば、

福井縣武生署の娼妓に對する貯蓄奬勵―五月

岩手縣盛岡署の娼妓强制貯蓄―七月

東京市社會局保護課の娼妓貯金奬勵設備攻究―八月

藝娼妓等に對して裁縫編物等を教え、又は藝妓の爲めの技藝教育を爲す施設は業主側のものに就きては前編中に記した如くであるが、第三者の施設として目すべきは、

福島縣北會津郡東山村長等主唱の藝妓學校開設―一月

兵庫縣湊川署長發起の福原遊廓娼妓に對する裁縫講習―七月

福島縣石城郡四倉町有志並に分署長發起の藝妓學校開設―七月

廢娼運動も亦相當盛んに行はれた。其の主なものを擧ぐれば、

婦人保護法案請願―基督教婦人矯風會本部では、同法案を議會に請願する爲め全國各地の支部と相呼應して調印を纒め、尙ほ各種婦人會に對しても之が賛成を求め、一月中之を議會に請願した。該婦人保護法案の內容は左の如くである。

第一條　何人ニテモ自己若クハ他人ノ情慾ヲ滿足セシムル目的ヲ以テ婦女ヲ雇入レ又ハ略取若クハ誘拐シタル者ハ假令本人ノ承諾ニ基ク場合ト雖モ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

前記犯罪構成要素タル行爲カ他國ノ版圖內ニ於テ行ハレタルトキト雖モ犯人現ニ我國內ニ在留スルトキハ前項ノ規定ニ於テ之ヲ處罰ス

第二條　婦女ヲ欺罔シ若クハ强迫シ藝娼妓營業ヲ爲サシメ又ハ演藝場、客席、活動寫眞館、料理店等客ノ來集ヲ目的トスル場屋ノ雇人タラシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ニ規定スル行爲ニ因リ婦女ヲ姦淫シ若クハ賣淫セシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第三條　婦女ヲ勸誘シ又ハ强迫シテ密賣淫ヲナサシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第四條　藝娼妓ニシテ廢業セントスルトキ又ハ第二條第一項ニ列記スル場合ノ雇女ニシテ解雇ヲ求ムルトキ之ヲ妨害シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第五條　未成年ノ婦女ト雖モ親權者其他尊屬親ノ許可ヲ要セス藝娼妓營業ノ廢業ヲ爲シ又ハ第二條第一項ニ列記スル場屋ノ主人ニ對シ解雇ヲ求ムルコトヲ得

第六條　婦女ノ親權者其他ノ尊屬親ト雖モ前二條乃至四條ノ規定ニ違反スルトキハ他人カ違反シタル場合ト同シク之ヲ處置ス

第七條　本法ニ規定スル罪ハ未遂ト雖モ之ヲ罰ス

燒死吉原娼妓の追悼會―婦人矯風會主催となり、震災の爲め燒死した吉原遊廓の娼妓の爲めに、十月一日同遊廓内回向堂に開催、

全國公娼廢止期成同盟會の成立―東京聯合婦人會研究部によつて十一月二日決定

廢娼デー―十一月二十五日、廓清會、公娼廢止期成同盟會、婦人矯風會聯合にて東京に擧行、市内八箇所に陣取つて通行者に贊成の署名を乞ふた署名者一萬千百九十二名、

婦人矯風會大會と廢娼デー―十二月十日より五日間、而して議會に對し左の建議案を提出することゝ成つた。

政府ハ帝都復興ニ際シ燒失セル再興ヲ許可セザラムコトヲ希望ス

廢娼演說會の開催―十二月十三日・廓清會、婦人矯風會、基督教震災救護團主催にて、麹町、赤坂、淀橋の三ケ所にて

公娼廢止請願―三千百八十六名の提出者があつたが、書式に不滿な點あり、請願委員室にても其取扱ひに困つたが、結局陳情書として受理に決した。

右の外、兵庫縣が縣令を以て藝妓の營業時間を午前二時まで延長するといふ意嚮であるとの報に接して、之に對する反對運動が起つた。

神戸聯合婦人會及び同市内各基督教團體の決議―四月十一日神戸基督教青年會館に反對演說會を開き、左の決議をなし、これを十二日兵庫縣警察部に手渡する事に決した。

決　議

吾等神戸市民は藝妓の營業時間を延長せんとする縣當局の態度に反對する。何となれば藝妓の深夜營業は藝妓自身の品位と健康とを害ひ遊興者及びその家庭を誤り、殊に附近居住者の安眠を妨害し延いて一般社會の風教を墮落せしむるものであるからである。

8　女中及派出婦其他

女中に關するものでは、其教育施設としては

大妻高等女學校の夜學部開始―東京にある夜學部を大妻中等夜學校と稱して四月十一日より、女中の爲めの教育

金澤市女子職業學校の女中講習科設置計畫

仙臺市の東北女子職業學校の家事傳習所―女中に無月謝で實用教育を、

金澤市立女子職業學校の女中講習―七月一日より四週間、

大阪市外蘆屋附近居住者の精道兒童學會の家庭補助婦講習計畫

其の慰安的施設としては、

倉敷女中招待會―岡山縣倉敷町倉敷婦人會並につき會聯合にて―七月十九日、新渓園にて

派出婦については、警視廳は七月、派出婦會の中に醜狀を暴露せるものあるにより、いよ〳〵派出婦會取締規則を發布することゝ成つた。

看護婦については、山口縣で、取締規則施行細則中に改正を加へ、從來認可制度なりしものを許可制度とし、從來の看護婦會より獨立せしめて、獨自の組合を設置せしめることにした。

第五章、少年勞働者に對する施設

此の部門の施設としては、一昨一九二一年迄に開かれた三回の國際勞働總會で採擇された少年勞働に關する條約案中の三箇に基いて、本年に入り制定された左の二法律があるのみである。

工業勞働者最低年齢法—三月二十九日附法律第三四號として發布（「勞働法規」中參照）。尙ほ此の爲めに社會局官制中改正（十月二十七日勅令第四六三號）、鑛務署官制中改正（同日勅令第四六四號）、警視廳官制中改正（同日勅令第四六五號）、北海道廳官制中改正（同日勅令第四六六號）、地方官官制中改正（同日勅令第四六七號）の發布を見た。

船員の最低年齢及健康證明に關する法律—三月二十九日附法律第三五號を以て發布（「勞働法規」中參照）。尙ほ該法は大正十二年十二月十五日より施行し（十一月十九日勅令第四八一號）、該施行に關する件は十一月十九日勅令第四八二號にて、施行規則は十一月二十日附遞信省令第九六號にて公布された（「勞働法規」中參照）

第六章　海外移民に對する施設

第一　政府

1　對外交渉

移民に關して對外的交渉を爲したこと、それは常に主として北米合衆國に對してであるが、これには珍らしくも本年は其場合に接し得なかつた。

唯米國に對して排日土地法に關する米國大審院の判決に對する對策はなほ政府は考慮中であると稱し、多年對米外交上の障害となつてゐた二重國籍問題の解決に對して、當局は本年末に至り其成案を得たと傳へられてゐるが、其如何なるものであるかは知る由もなかつた。

2　移民奬勵

社會局は本年度始めて海外移民事業が外務省より移管されたので、左の如き施設を行つた。

移植民に關する講習會—一月十七日より一週間、東京商科大學にて全國職業紹介所職員を集めて、

私設團體其他の機關に對する補助—海外移民及び內地移民奬勵の爲め四十萬圓の補助をした。

南米移民渡船賃金融通交渉—明年二月迄に二千人の南米移民を渡航せしむる計畫に對し、社會局は十一月大藏省に交渉して低利資金の融通を交渉した。

3　移民局新設計畫

外務省は大正十三年度豫算中に計上した新規要求中に左の二項がある。

一　移民局新設費　約二十萬圓

一　移民の保護奬勵に關する諸施設費　約四十萬圓

第二　府縣

府縣の施設としては其の主なるものに左の類項を數へ得るのである。

長野縣の海外移民思想普及講演會—二月中、同縣海外協會と聯合し縣下一般に

愛媛縣の海外發展勸業博覽會—四月二十六日より、愛媛縣商品陳列所及縣公會堂にて

富山縣の海外出漁者保護計畫

兵庫縣社會課の明年度南米移民三千人送致計畫

第三　其他

其他の公私團體に於ける施設について、其主なるものを擧ぐれば、

對米同志會の決議—一月十三日東京芝公園三緣亭に大會を開き、左の決議をした。

決　議

吾人は在米同胞に對し米國の差別的待遇を撤廢せしむる爲外務當局をして來る七月、日米條約の改正せらるゝ時に際し明白に商業、工業、農業に對する一切の權利を歐洲諸國民と同樣に確保せしむることを期す

海外協會中央會の設立—熊本、香川、防長、廣島、岡山、信濃、和歌山の海外協會は其聯絡統一の爲め中央會を組織することゝなり、六月二十六日其發會式を擧げた。事務所は東京市神田區駿河臺袋町に置き、會長今井五介氏、總裁大木遠吉氏

南洋協會關西支部の發會—五月二十六日、大阪ホテルにて、

海外移民協會の海外移住講習會—七月十七日より八日間、社會局後援にて、東京商科大學にて

南洋團の組織—立花大將、野澤少將等發起となつて、七月中組織、南洋學校をも經營の計畫

廣島縣人の海外倶樂部組織—七月中、半官半民の海外協會に對して、純民間で

東洋協會の第三回海外事情講習會—七月二十日より十日間、

移民協會の十二月六日米國國會提出排日案に對する反對の決議—十二月六日、

第七章　國內移民に對する施設

國內移民に對する奬勵は多年續けられながら、然かも餘り大した成績を收むることが出來ずにゐる爲めに、移民に關する事業を內務省より移管された社會局も、國內移民には手を燒いた形であつて、主力を海外移民に注ぐ方針であると傳へられてある。唯此の問題に就いて極めて熱心であるのは謂ふまでもなく移住地たる北海道であつて、同地は之に對して毎年多大の努力を吝まずにゐる。

第一　政府

社會局が行つた施設としては、

內地移植民奬勵保護事業計畫—失業者救濟の目的を以て、該事業に取敢えず資金を計上し本年度より實施、東北北海道へ百四五十戶、

朝鮮へ五十戸位の豫定であつたが、各地方割當額は十二萬九千圓中、北海道へは十萬八千圓、朝鮮總督府へは一萬五千圓、岩手縣へは六千圓と決定した。北海道移住者について見るに、移住希望者には一戸に付三百圓内外の補助を與へ、耕地として五町歩乃至十町歩の未開墾地を無償にて貸付け、五箇年以内に貸付地積面の八割以上を開墾せる者には該土地の所有權を附與する規定である。

農商務省の事業としては移住紹介制の開始―食糧局開墾課では移住者を要する開墾地と開墾地への移住希望者とを夫々紹介する事業を開始した。

開墾地移住奬勵費國庫補助額―本年度の已に決定せるものは十二月二十五日に於て四萬四百九十圓五十錢四百十六戸であつて、其府縣別を示せば左の如くである。

縣名	國庫補助額	移住家屋建築戸數
兵庫	四、七五五圓	三〇
新潟	一、五〇〇	一五
埼玉	五〇〇	一〇
群馬	一、二一五	二四
千葉	一、四〇〇	一四
栃木	三、〇〇〇	三〇
三重	五〇〇	五
愛知	三、〇〇〇	三〇
岐阜	一、五〇〇	一五
長野	四、〇〇〇	四〇
宮城	五〇〇	五
福島	七、六〇〇	七六
青森	二、五〇〇	二五
山形	三、〇〇〇	一五
秋田	一、四〇〇	一四
富山	一、二〇〇	六
鳥取	一、五〇〇	一五
廣島	一、二〇〇	一二
佐賀	一、五〇〇	一五
宮崎	二、〇〇〇	二〇

第二　移住地に於ける施設

北海道廳の行つた施設の中特に注意すべきは、北海道移住者世話規程の公布―十月五日附北海道廳令第一四八號として、該規程は左の如し。

第一條　本道移住者ノ移住前及移住後ニ於ケル日常百般ノ事項ノ仲介斡旋ヲナシ移住者ノ便宜ヲ圖リ其ノ起業成功ヲ助成スル爲メ移住者世話所ヲ設置ス

第二條　移住者世話所ノ位置及名稱ハ別ニ告示ス

第三條　移住者世話所ハ左ノ事項ヲ取扱フヲ常例トス

一、移住者招致ノ宣傳

二、未開地ノ紹介及未開地處分ニ關スル法規ノ説明

三、新來移住者就職ノ斡旋

四、開墾耕作ニ關スル概要ノ説明

五、渡道旅行中ノ世話
六、移住許可地入地ニ關スル世話
七、事業成功期間内ニ於ケル世話
八、生産消費ニ關スル共同施設ノ世話
九、事業資金ノ調達ニ關スル世話
十、移住者ニシテ土地ヲ得サル者ノ世話
十一、教育衛生住居等ニ關スル斡旋
十二、官公署願屆ニ關スル世話
十三、其ノ他移住者ノ利益增進人事百般ノ斡旋保護

第四條　移住者世話所ハ小作者招致農牧業勞働者雇入ニ關スル關係官公署及各職業紹介所ト連絡ヲ保チ其招致雇入ニ關シ斡旋スヘシ

前項ノ斡旋ニ當リテハ土地ノ狀況小作契約ノ條項土地賣却條件勞働ノ時間賃銀需要期間其ノ他ノ條件ヲ調査シ相手方ニ通知スヘシ

第五條　移住者世話所員ハ常ニ各町村ヲ巡回シ移住者ノ日常生活ニ關シ注意ヲ怠ラサルハ勿論町村ノ理事者町村農會部落部長移住者世話嘱託員農牧業成功者其ノ他關係各團體ト連絡ヲ保チ世話ノ實績ヲ擧クヘシ

第六條　移住者世話所ノ世話ハ無料トス

第七條　移住者世話所ニ對スル申込ハ口頭ニ依ルモノトス但シ便宜書面ヲ以テスルコトヲ得

第八條　第三條第四條ノ事務ニ關シ道廳各部道内各官公衙府縣郡市町村ニ照會往復スル文書ハ移住者世話所自ラ發スルコトヲ得

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

十三年度追加豫算の交渉―土岐北海道廳長官は十一月十一日内務省に出頭、十三年度追加豫算として百萬圓提出につき交渉をした。これは震災に因る多數失業者の救濟を目的とする北海道移民奬勵費に充當せんとするもので、これに依つて二千戸の移住者を招徠せんとするものである。

朝鮮總督府の施設計畫として見るべきものは、

群山平野の移民開墾―震災による失業者救濟を目的として、内務省の補助を得、約百萬圓を投じて群山附近の干拓地を開放し、一戸當り三町歩程度で五百戸の移民を迎へんと計畫しつゝあり。

第八章　移入民に對する施設

移入民に對する施設と稱するも、其の總べては移入朝鮮人勞働者に對するそれに盡されてゐる。移入鮮人が最近に於て驚くべき數の增加を來してゐる爲めに、之に對する施設は可成朝野の問題となり、殊に該鮮人の移住するもの多き地方に於ては餘程熱心に攻究せられてゐる有樣である。特に關東地方の震災に際して生じた各種の流言蜚語が此の移入鮮人に對する待遇併びに其施設に關する注意を著しく喚起したことは否むことの出來ぬ事實であつた。

第一　政府

政府の方針及び施設として注意すべきものを擧ぐれば、左の二三項にすぎぬ。

議會に於ける水野内相の答辯―二月二十四日の貴族院豫算委員會總會に於ける阪谷芳郎氏の移入鮮人の待遇狀態に關する政府の方針に就いての質問に對し、水野内相の答辯を摘記すれば左の如くである。

「鮮入勞働者に對する待遇に就ては深く考慮して居る彼等内地に來るもの漸次增加するは已むを得ざるも成可くは在鮮せしめる適當なる職業を得せしめやうと思うて朝鮮在職當時も努力した併し内地に來た者に對する保護には力めて居るが種々なる原因ありて融合を缺く場合がある但し時としては日鮮人衝突の事實が誇大に吹聽せらるる事もある職を離れた場合には朝鮮の官憲に於て保護し歸鮮せしむるやうに内地官憲と連絡を取つて居る」

「現在具體的の方法として特別なるものは無けれど福岡等には衝突を融和する事を目的とする會が存する軈ては總督府の事務官を大阪門司等にも置き内地官憲と善く連絡を取り彼等の取締保護に力めたいと思ふ」

内務省の鮮人勞働者救濟會計畫―同省は朝鮮總督府と打合はせの上上記の會を設置するに決したと四月中傳へられた。該會は就職紹介、人事相談、商業資金貸與、住宅提供等を爲す計畫であると。

震災後の鮮人保護取締材料調査―十月、内務省は其の爲めに關西九州各地に事務官を派遣した。

第二　府縣

各府縣、特に鮮人在住者の多き關西府縣は可成其施設について考へてゐる。其主なるものを擧ぐれば、

職業紹介の施設としては

大阪府社會課の鮮人專門職業紹介所設置

朝鮮總督府の下關驛前へ鮮人職業紹介所設置

救濟施設としては

京都府社會課の鮮人就職難狀況調査と救濟方法講究―四月

朝鮮總督府の東京に於ける鮮人留學生寄宿舍新設計畫―五月

兵庫縣社會課の鮮人救護會設立計畫―八月

大阪府泉南郡の鮮人救濟施設督勵―八月

岐阜縣の鮮人勞働者保護善導―十月

大阪府社會課の鮮人兒童救濟並に住宅建設の爲めの百萬圓計畫―十月

教育施設としては

朝鮮總督府の滿鐵沿線在住鮮人教育施設攻究―六月

大阪府社會課の鮮人の爲めの國語學校設立（市内四箇所に）計畫―七月

其他の施設としては

朝鮮總督府の哈爾賓、大阪、福岡に鮮人係官吏派遣計畫―三月

大阪府の警官に對する鮮語練習―十一月

警視廳の鮮人愛撫策訓示―十二月、在京鮮人に對する從來の尾行を廢し、同情と愛撫の眞情を以て警官より鮮人に接近するに力め、意志の疏通を計るべしとの訓示を管下各署長に發した。

大阪府の內鮮協和會組織—大阪府朝鮮總督府に於て各一萬圓の補助金を支出し、平賀內務部長を理事長とし、常務理事に山崎府社會課長を擧げ、外に理事、顧問、評議員を選定した同會は事業費十萬圓の募集を爲してゐる、十一月、而して其事業は職業紹介、人事相談、實費宿泊、救療、教育施設、慰安娛樂、講話會懇談會の開催、勸儉貯蓄奬勵、善行者の表彰等である。

第三　市公共團體

此の方面に於ける設備及び計畫を見るに、

大阪市中央職業紹介所の鮮人職業紹介部

大阪市教育部の鮮人教育講究—七月

大阪市濟美聯合區の鮮人子弟の爲めの夜學部開始—六月

名古屋市社會課の鮮人職業紹介所計畫—五月

大阪市の宿泊所（五箇所）、職業紹介所（二箇所）、學校（二箇所）建設計畫—十一月、總督府の補助を受けて

第四　私團體及私人

鮮人に對する施設につき、最も多く活動してゐるものは、此の部門に屬するものであつて、本年中にも可成り多數の斯種施設を目的とする新團體が生じた。今、夫等の中主なるものを擧ぐれば、左の如くである。

1　大阪

佛教和衷會—日語講習會開設—六月

朝鮮人協會—各朝鮮人協會を合同して朝鮮人協會總本部を作る—五月、無料宿泊所開設（七百人收容）—六月、住吉海濱に病院學校娛樂場建設計畫—七月

鮮人救濟相愛會大阪本部—五月十五日發會、鮮人夜學校開設—七月

無料宿泊所簡易病院經營計畫

內鮮勞働會—府下西成郡稗島町土木一請負業者によつて創立、十一月二十七日發會、職業紹介所無料宿泊所等建設計畫

大阪汎愛扶殖會—無料宿泊所として移動天幕設備—六月

泉尾方面委員の夜學校開始—七月

內鮮協和會—同會の事業計畫を數ふれば、一、朝鮮人の多く在住する方面五ヶ所に四五十人を收容する共同宿泊所を設置すること、二、共同宿泊所五ヶ所の中二ヶ所には特に專門の職業紹介所兼人事相談所を設置すること、三、學齡兒童にして學用品に窮するものには之を給與すること、四、學齡超過の者に對し內地語を主とし普通教育を授くること、五、巡回診療班を作り共同宿泊所を出張所として救療を行ふこと、六、慰安娛樂の途を講ずること、七、共同宿泊所に於て講話會懇談會を開催するの外夜學校其他の會場に時々朝鮮人又は朝鮮人使用工場主等を集め此種の會を催すこと、八、朝鮮人の保護施設を援助すること、

2　神戸

勞友會——私立鮮人學校開設——二月

3　東京

東亞勞働親睦會—二月、頭山滿氏等發起

松野萬里氏の無料寄宿舍設置—七月

4　名古屋

朝鮮人相愛會名古屋本部—五月十日發會、日本語學校開始—十月二十五日

5　其他

在桑鮮人勞働共濟會—三重縣桑名町、一月發會
在廣朝鮮協會—廣島縣、無料診察所設置計畫—六月
釜山勞働救濟會—四月發會
門司勞働救濟會—鮮人學校開校—三月

第九章　對震災施設

九月一日正午前突如として起つた關東地方大震災の善後措置並びにそれに對する施設に就いては當研究所編輯「日本社會事業年鑑」大正十三年版に詳細に記述しあるが故に、それが參照を希望する次第である。故に本年鑑に於ては主として勞働問題に關聯した事項のみを抽出し、それに就いて簡單な叙述を試みやうと思ふ。

第一　政府の大震災善後措置

大正十二年十二月十一日の内閣聲明は左の通りである。

大震災善後措置（十二年十二月十一日内閣聲明）

一、警備施設

震災ニ伴フ火災ハ事態重大ニシテ治安ノ維持ハ災害ノ防止ト共ニ緊要ナル事項ナルモ警察官ノミニテハ警備力ニ不足ヲ感セシヲ以テ警視總監ハ直チニ東京衞戍司令官ニ出兵ノ要求ヲナシ在京各部隊ハ直チニ出動シテ警察官ト共ニ警備ニ從事セリ。然ルニ事態愈々重大トナルヤ九月二日緊急勅令ヲ以テ、戒嚴令中一部施行ニ關スル件ヲ公布セラレソノ區域ヲ東京府下八王子、三多摩及ヒ島嶼ヲ除ク地域トシ三日ヨリ更ニソノ區域ヲ擴張シテ東京府、神奈川縣一圓トシ四日更ニ千葉、埼玉兩縣ヲソノ區域ニ加ヘタリ。震火災後ハ其ノ罹災地ノ警察力ハ特ニ强大ナルヲ要スルニ拘ハラス警察官中多數ノ犧牲者及ヒ行方不明者ヲ出シタルノミナラス被服給與等ノ關係ヨリ警察力ノ減殺セラレタルコト少カラサルヲ以テ、群馬、栃木、長野、茨城、千葉等ヨリ東京府及ヒ神奈川縣ニ應援巡査ノ派遣ヲ命シタリ。更ニ戒嚴令ノ撤廢及ヒ應援警官引揚後ニ處スルタメ十月十五日勅令ヲ以テ當分ノ中東京府及ヒ神奈川縣ノ巡査定員ノ制限ヲ本部ニ於ケルト同一ニシ三百人ニ付キ巡査一人ヲ置クコトヲ得シメソノ結果警視廳ハ巡査二千人神奈川縣ハ巡査三百人トシ同時ニ千葉縣及ヒ埼玉縣ヘモ亦各々百人ヅツ增員ヲナシ專ラ警察力充實ニ當ラシメタリ。

二、應急措置

震災前後ニ關スル應急措置ニ對シ選擧ニ關シ左ノ緊急勅令ヲ發シタ

一、衆議院議員選擧人名簿ノ調製ニ關スル緊急勅令

東京府及ヒ神奈川縣ノ一部ニ於テハ大震災ノ爲メ公文書ヲ燒失セシノミナラス官公署ヲ擧ケテ全力ヲ災害善後措置ニ傾注セルノ實況ニ衆議院議員選擧法ノ定ムルトコロニ隨ヒ豫期スルカ如キ正確ナル選擧人名簿ヲ調製スルハ殆ト不可能ノ事ニ屬セリコレカ應急措置トシテ緊急勅令ヲ發布シ衆議院議員選擧區中東京府第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十五區及神奈川第一區乃至第七區ニ於テハ大正十二年ニ調製スヘキ選擧人名簿ニ關シ其ノ調製期日其ノ他ノ期日期間ハ内務大臣ノ定ムルトコロニ依ル事トセリ

一、府縣會議員總選擧ノ期日及ヒ選擧人名簿ノ調製ニ關スル緊急勅

令

衆議院議員選擧人名簿ノ調製ニ關シ緊急勅令ヲ要シタルト同シク震災地府縣ハ一般災害前後ノ外殆ント他事ヲ顧ミルノ遑ナキ實況ナレハ此ノ際選擧ヲ行ナハシムルハ不可能ナレハ九月十二日勅令第四百九號ニヨリ東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣及ヒ千葉縣ニ於ケル府縣會議員ハ其ノ任期滿了スルモ後任府縣議員選擧期日ノ前日マテ在任スル事トシ其ノ後任議員ノ選擧期日並ニ大正十二年ニ調製スヘキ選擧人名簿ニ關シ府縣制ノ規定スル調製ノ期日及ヒ期限ハ內務大臣ノ定ムル所ニ依ラシムル事トセリ

三、土木復舊策

土木關係ニ於テハ大震大火ノ爲道路水道港灣河川ニ少カラサル支障ヲ生シタルヲ以テ九月二日ヨリ是カ應急ノ措置ヲ採ル事ニ力ヲ致セリ

一、市ノ內外ニ於ケル道路橋梁ノ現狀ヲ調査シ速ニ市內主要交通ノ復興ニ力ヲ傾注スルノ必要ヲ認メ技術員ヲ派遣シテ交通復舊ノ必要アル路線ヲ選定シ或ル路線ニ於ケル橋梁ノ架設垂下架空線ノ撤去燒失電車其他交通上ノ障碍トナルヘキ物件ノ除却ニ關スル意見ヲ確定シ之カ作業ヲ軍隊ニ依囑セリ市內ノ主要交通路ノ復舊漸ク其緒ニ就キ更ニ技術者ヲ東京府下及ヒ神奈川縣下ニ派遣シテ之等主要道路ノ被害狀況ヲ視察シ之カ應急工事ニ關シ適當ノ方策ヲ立テシメタリ

二、飲料水ノ供給ハ食糧ノ配給ト共ニ一日モ捨置キ難キ間柄ナレハ二日技術員ヲ幡ケ谷ニ派遣シ東京市上水道ヘ水路修繕ノ方策ヲ樹テ又淀橋淨水場ノ實況ヲ調査シ之カ復舊ノ方法ヲ講スルト共ニ應急策トシテ飲料水ヲ配給スルノ必要ヲ認メ撒水車ヲ利用シテ陸軍官憲指揮ノ下ニ即日ヨリ之ヲ實行セリ九月三日以來更ニ技術者ヲ派遣シテ横濱市ニ於ケル飲料水ノ供給及ヒ上水道ノ復舊ニ全力ヲ盡サシメタリ

三、横濱港ハ大震火災ノ爲メ甚シク被害ヲ受ケタルヲ以テ横濱土木出張所ハ海軍ト協議シテ土運船ヲ連結シテ船橋ヲ造ツテ水道ノ連絡ニ資スルト共ニ附近水底ノ掃海ヲ行ヘリ又同港ノ復舊ニ就テハ度々技術員ヲ派遣シ實地ニ就キテ調査ヲ進メ其設計ニ基キ本年十月ヨリ明年一月マテニ工事費約二百五十萬圓ヲ以テ棧橋ノ假工事ヲ完成シ六號岸壁及ヒ之ニ接續スル五號岸壁ヘ三分ノ一ハ一月マテニ之ヲ竣工セシムル豫定ナリ尙九號十一號岸壁及ヒ東防波堤ノ修理作業ニ要スル費用ハ目下之ヲ要求ノ手續中ナリ

四、陸上交通ノ杜絕セル爲メ海上ヨリスル水運ノ便ニ待ツコト大ナレハ市內小名木川外六川ニ於ケル障碍物ノ撤却スルノ必要アルヲ以テコレカ調査ヲ遂ケ陸軍及ヒ東京市トソノ實行方ヲ協定セリ又內務省ノ直轄工事ニ屬スル利根、渡良瀨、荒川、多摩ノ五河川ノ被害箇所ノ復舊ニツイテハ東京土木出張所ニ於テ調査ヲ了シコレニ要スル工事費二百七十萬圓ノ內百三十萬圓ハ既ニ之ヲ支出スルコトニ決定シ目下着々工事ヲ進捗セシメオレリ尙殘リ百四十萬圓ハ目下要求ノ手續中ナリ又直轄工事以外ノ河川ニ關シテコレヲ調査セシメ敏速ヲ要スルモノハ地方事業トシテ之レヲ起工セシムル事トセリ地方事業トシテ起工スル工事費並ニ之ニ對スル國庫補助ハ尙調査中ナリ神奈川縣下相模、酒勾、

花水早四河川及ヒ東京府下ノ多摩川ノ流域山手山地ノ大崩壞ニヨル工事費ハ目下要求ノ手續中ナリ

四、地方財政

地方財政ニ關シテハ關東地方ニ於ケル過般ノ震災ニ伴フ火災等ノ猖獗ヲ以テシ其被害激甚ヲ極メシ爲メ罹災公共團體ハ單ニ之カ當面ノ應急措置ノ爲メノミニテモ多額ノ費用ヲ要シ更ニ巨額ノ復舊乃至復興費ヲ支出スルノ必要ニ迫ラレ一方歲入ハ課稅物件ノ減失其他甚大ナル經濟上ノ打擊ニ伴ヒ多額ノ缺陷ヲ生シ之カ回復ニハ相當ノ年月ヲ要スヘシ依テ之等公共團體ニ於テハ極力一般經費ノ整理節約ヲ圖リ各種事業ノ打切リ繰延ヘヲ斷行シ基本財產積立金等ノ運用シ得ヘキモノハ總ヘテ運用シ得ルモ尙多額ノ不足ヲ生シ結局起債ヲ俟ツノ外ナキモ現下經濟界ノ狀況ニテハ地方債務募集頗ル困難ニシテ政府ヨリ資金ノ供給ヲ爲スノ外起債ノ途ナシト認ムルヲ以ツテ震災直後金融杜絕シ折柄應急ノ資金ニ充テシムル爲メ神奈川縣及ヒ其管內市町村ニ對シ二百萬圓ヲ國庫ヨリ貸付シタル外更ニ十一月中旬東京府以下五縣下町村ニ對シ小學校應急施設トシテ千百六萬七千四百圓及ヒ東京市灰燼除却費五百萬圓ヲ又十一月下旬ニハ橫濱市及ヒ橫須賀市灰燼並ニ崩壞土砂除却費百五十六萬三千五百圓及ヒ神奈川縣罹災救助基金運用金借換ヘ四十五萬七千圓ヲ更ニ本月上旬ニハ東京府外四縣並ニ其管內市町村ニ對シ前記以外ノ應急施設費二千三百三十七萬三千圓及ヒ歲入缺陷補充千五百十一萬圓ヲ預金部ヨリ融資スル事ニ決定セリ帝都復興費所管以外ノ復舊乃至復興費ニ至リテハ目下鋭意調査中ナルヲ以テ近ク適當ノ方法ヲ講セントス尙罹災公共團體ニ對スル事業費ノ補給並ニ利子ノ補給ニ就テモ目下考究中ニ屬ス

五、失業者ノ救濟

失業者ノ救濟ニ關シテハ今回ノ震火災ニ依リ東京橫濱並ニ其ノ附近ニ於ケル會社銀行商店及ヒ工場等ノ燒失シタルモノ頗ル多ク千葉、埼玉、群馬ノ諸縣ニ於テモ亦被害工場尠カラス而シテコレ等ハ何レモ經營者ノ努力ニヨリ次第ニ復興シツツアリト云フモコレカ爲メ勞働者及ヒ俸給生活者ノ失職狀態ニ陷ル者相當ノ數ニ達シコレニ加フルニ產ヲ失ヒソノ恢復困難ナル獨立營業者ニシテ失業者ノ部ニ投スルモノ少カラサリシヲ以テ是カ對策トシテ罹災地ニ於テ施行スヘキ國又ハ公共團體ノ建築土木事業ハ此際速ニ之ヲ施行シ又各省所管ノ官營事業ニシテ本年度ニ施行スヘキモノハ此際成ルヘク繰上ケ施行シ特別ノ理由ナキ限リ震災地ノ失業者ヲ採用スルコトトシ又震災地ニテ消滅セル官營事業ニシテ地方ニ工場ヲ有スルモノハ成ルヘク此際職工ヲ解雇セスシテ之ヲ地方工場ニ移動セシメ府縣ニ於テ本年度豫算ニテ施行スヘキモノハ成ルヘク此際施行シ罹災地ノ失業者ヲ之ニ充テシムルコトトシテ之ヲ府縣知事ニ通牒シ府縣知事ハ此趣旨ヲ管內ニ移牒シテ其ノ徹底ヲ圖ル事トシ更ニ職業紹介所ノ紹介ニヨリ就職スル者ニ對シテハ現在地ヨリ就職口ニ到ルマテノ間ハ鐵道省所管ノ汽車汽船ニ限リ三等賃金ノ五割引ヲナス事トシ政府ヨリ東京市ニ三十萬圓、橫濱市ニ十萬圓ヲ貸付シテ之ヲ職業紹介所ノ紹介ニ依ル就職者ニ對スル旅費ノ貸付ヲナスノ資ニ充テシムル事トセリ更ニ職業紹介事業ノ普及充實ヲ圖ル爲メ取敢ヘス東京市及橫濱市ニ國費ヲ以テ廿五ケ所ノ職業紹介所ヲ新設シ兩市ヲシテ之カ經營ノ任ニ當ラシメ中央職業紹介

事務局又ハ東京市職業紹介所主催ノ許ニ屢々東京府及ヒ神奈川縣下職業ノ紹介事務所長會議ヲ開催シテ紹介事務ノ打合セヲナシテ紹ヘス其ノ連絡ヲ圖ルト共ニ別ニ中央職業紹介事務局ニ地方移動交換部ヲ設ケ求人班ヲ組織シテ求人ノ採擇ニ努メ一面勞働用具ヲ貸付ケ經費十八萬五千圓ヲ支出シテ職業補導策ノ一トナシ木工養成所ヲ講スル等職業紹介機關ノ活動ヲ促シタル結果極メテ良好ノ成績ヲ收メツヽアリ今後ニ於テモソレ〳〵失業保護ニ意ヲ用ヒ事業主トノ間ノ聯絡ヲ計リ解雇者ヲ出サシメサルヤウ努ムルハ勿論財政方針ニ悖ラサル範圍ニ於テ各種公共事業ヲ遂行スルト同時ニ民間産業ノ指導助成ニ努メ失業者ノ就職上適當ノ方策ヲ講シ職業紹介所ト相俟ツテ失業者ノ救濟ニ力ヲ致サントス

第二　對失業施設

震災の結果職を失つて東京を去るもの日々五萬を算するといふ有様であつた。それに對する公私の施設を列記すれば左の如くである。

中央地方職業紹介事務局の大體方針決定―九月十三日、其の内容は左の如くである。

一　罹災銀行商店工場會社等に於ける從業員の失業者は罹災地以外に支店分工場等を有する場合は成可く之に轉勤せしめ此際解雇を見合はさしむる事

二　各地方職業紹介事務局は此際管内に於ける職業紹介所に指導督勵を加へ求人の開拓に力を致し失職者の紹介に努力する事

三　職業紹介所にして災害に罹りたるものは應急施設を爲し適當なる場所に假事務所を設け速かに紹介事務を開始せしむる事

四、前項の外必要に應じ職業紹介所を增設せしめ失業者に對する職業紹介は勿論宿泊食事等の施設を講じ遺憾なきを期せしむる事

五　中央及東京大阪兩地方職業紹介事務局は全國各方面に對する求人調査勞働移動を調査し勞務の需給調節の實績を擧ぐるに努むる事

六　前各項の實施に關しては臨時震災救護事務局及地方廳の援助を求むる事

協調會の國立職業紹介所設置建議―九月十八日、臨時震災救護事務局總裁並に内務大臣に提出した。其概案左の如し

一、東京、横濱の兩罹災地及び大阪、京都、兵庫、福岡、名古屋、北海道其他主要産業府縣に臨時國立職業紹介所を設置する事

一、東京及び横濱の罹災地に於ける國立職業紹介所に關する要項左の如し

(イ)公營職業紹介所に對し直接指揮統制するの權能を有する事

(ロ)普通職業紹介の外日傭人夫の紹介を行ひ必要に應じ需要主と協定し指揮者を定め集團的勞働に從事せしむることあるべし

(ハ)必要に應じ自から勞働宿泊所又は職業輔導部を施設し又は之等の事業を經營する團體と提携して罹災者の就職の便宜を圖る事

一、罹災地以外の地方に設くる國立職業紹介所に關する要項左の如し

(イ)事務所は府縣廳内に置き有力なる官吏をしてその事務に當らしむる事

(ロ)地方長官はその地方に於ける商工業者その他に對し極力震災による失業者の雇傭を勸告する事

(ハ)その地方に避難し居る震災による失業者を吸收し他面直に震災地に於ける國立職業紹介所に通報しその所要人員を要求する事

内務省の職業紹介所設置計畫―同省は震災區域内に十七箇所の紹介所を設け東京市の手で十月初旬より事務開始せしむる計畫である。

中央職業紹介局の失業者南米移住計畫―此非常時に際し特に入國條件の撤廢を交渉した。九月二十一日頃。

次官會議の失業者救濟策決定―九月二十一日の同會議は左記事項を決定し、同二十五日内務次官より各府縣に通牒した。

(一)府縣其他公共團體に於て施行すべき事業には此際成る可く罹災地の失業者を採用すること

(二)此際民間求人を開拓すると同時に震災に因り擴張又は新に起るべき產業による勞務の需要に對しては成る可く罹災地の失業者を採用する事

(三)求人申込は左記要項による事

(イ)申込は成るべく多數取纒められたき事

(ロ)申込は職業別なること

(ハ)賃金雇人期間勞務場所を明示すること

(ニ)電報にて社會局内中央職業紹介所事務局に申込まれたし

(ホ)多數申込の場合は成るべく引率者を派遣する事

(四)震災に際し適當なる職業あるべきを豫想し多數勞働者等の上京するものがあるが漫然上京するものは此際阻止する樣取計はれたし

罹災地職業紹介業務協議會―十月八日

婦人職業團體聯合會の成立―東京市内の婦人職業團體二十箇の代表者、十月十一日集りて婦人失業者救濟の爲めに聯合會を組織することゝ成り、農商務省より二十萬五千圓の資金の融通を受け、一日延人員九千五十人の失業者に授職する計畫を樹てた。

東京府職業紹介所の失業婦人援產場設立計畫―十月中旬、内務省の低資三萬圓を借受けた、

職業紹介事務局の地方移動交換部設置―十月二十五日より、其の要項は次の如くである。

一、各職業紹介所に於ける求職者にして他地方に於て就職を希望するものは地方移動交換部に出頭せしむること、但し職業紹介所に於て紹介し得るものはこの限りに非ず

二、他地方に就職せんとする求職者はなるべく地方移動交換部に直接出頭申込をなすことを宣傳すること

三、震災地に於て復興事業に必要なる勞務の需要に對し地方より供給を受けんとするときは地方移動交換部に於て之が申込を受くること

四、震災地復興事業に關する勞務の需要ある時は之が供給をなす得べき地方と聯絡を取り需給調節を圖ること

五、各地方廳大阪地方職業紹介事務局、其他地方に於ける職業紹

介所より一層正確なる求人の申込を求め且つ地方に於ける求人開拓に努むること

六、就職旅行者に對する旅費の貸付、汽車汽船賃の割引等は出來得る限り便宜を圖ること

七、横濱市に支部を設け職員を派遣し連絡を圖ること

八、罹災失業者にして地方の就職を希望するものには努めて紹介盡力すること

罹災地職業紹介事務協議會―十一月二十日

東京神奈川兩府縣下職業紹介所長會議―十二月八日

第三　賃銀の公定

震後バラック建築が一齊に開始せらるゝや大工、石工、人夫等の賃銀が暴騰した。然るに一方工場勞働者は多數其職を失つて失業問題が喧しくなつてゐる際であり、且つ大災に會して復興の資金に窮してゐる市民の多數あるに、ある一部の勞働者種類のみ高率の賃銀を得つゝあるは不當であるといふことから、賃銀公定が行はれた。

東京市の賃銀公定―九月二十日發表即日實施。

臨時震災救護事務局の賃銀公定―十月二日、内務大藏兩省を初め東京市府及び建築組合關係者集合して公定した賃銀は左の如くであつた。

雜人夫	二、〇〇〇円	並同	二、二〇〇円
土方同	二、六〇〇	鳶同	二、八〇〇
大工	三、五〇〇	石工	三、五〇〇
鍛冶工	三、〇〇〇	川波人夫	五、〇〇〇
馬車（二輪）	七、五〇〇	馬車（四輪）	九、〇〇〇
仲仕	三、〇〇〇	荷車（人夫附）	三、五〇〇
女人夫	九〇〇	定傭人夫	一、八〇〇
貨物自動車二噸	五〇、〇〇〇	銅工	三、〇〇〇
同一噸	三六、〇〇〇	同一噸半	四〇、〇〇〇
	三八、〇〇〇	乘用自動車五人乘（上）	三六、〇〇〇
	三六、〇〇〇	（中）	三四、〇〇〇
	三四、〇〇〇	（下）	三二、〇〇〇
（中）	三二、〇〇〇	三人乘（上）	三四、〇〇〇
	一八、〇〇〇	サイドカー	一五、〇〇〇
	二三、〇〇〇	リヤカー	一八、〇〇〇
水船人夫及舟具附	一五、〇〇〇	屎尿船人夫及舟具附	六、六〇〇
	二三、〇〇〇	曳船（一〇馬力）	五五、〇〇〇

臨時震災救護事務局の標準賃銀協定と賃銀勵行方法に關する協議―十月二十七日、其結果は左の如くであつた

標準賃銀協定

（イ）標準賃銀を協定すべき勞務の種類は當分の間左記十五種とす

大工、左官、瓦職、コケラ葺職、鋸職、疊職、並人夫、土方人夫、鳶人夫、女人夫、四輪荷馬車、二輪荷馬車、荷車、石工、煉瓦職、壞人夫

（ロ）標準賃銀は普通能力ある勞務者の普通條件に於ける勞働を標準として之れを定む

（ハ）標準賃銀は大體震災前に於ける普通賃銀を基礎とし生活費及

び勞力需給關係等を斟酌して之を定む

(ニ)標準賃銀は左記主なる使用者勞務者及び中間機關の代表者の會合に於て之れを協定す

内務、大藏、陸海軍各省、東京府市、警視廳、建築協會其他重なる請負業者團體、職業紹介所、商業會議所、同組合代表者

(ホ)標準賃銀は事情の變化に從ひ時々(原則として毎月始め)其の當否を審議し變更を要するものあるときは之れを更正す

賃銀勵行方法

標準賃銀は一方之れを宣傳公示すると共に他方之れにより勞務供給者を紹介し尙ほ場合によつては勞働者を增加する手段を講ずる等の方法により可及的その勵行を期す

第四　恩給前拂

九月十六日内閣總理大臣の名を以て左の發表があつた。

内閣恩給局管掌に係る恩給退隱料及遺族扶助料支給期日及證書謄本交附に關する件左の通り定む

第一條　大正十二年十月ニ支給スヘキ恩給退隱料及遺族扶助料等ハ震災ノ際東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣又ハ千葉縣ニ現住シタル受給者ニ限リ本人ノ請求ニ依リ大正十二年九月二十日以後コレヲ支給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ恩給退隱料及遺族扶助料等ノ支給ヲ受ケントスルモノハ恩給證書(謄本ヲ含ム)ヲ掲示シテ内閣恩給局ニコレヲ請求スヘシ

第二條　第二項ノ規定ニ依リ請求ヲナス場合ニ於テハ前項ノ請求ハコレヲ同時ニナスコトヲ得

第三條　震災ニ際シ恩給證書(謄本ヲ含ム)ヲ亡失シ又ハ毀損シタル時ハ本人ノ請求ニ依リ證書ノ特別謄本ヲ交附スルコトヲ得特別謄本ハ恩給證書ト同一ノ効力アルモノトスコレヲ交附シタル時ハ原證書ハ其効力ヲ失フ

前項ノ特別謄本ノ交附ヲ受ケントスルモノ陸軍軍人又ハ其遺族ナル時ハ陸軍大臣、海軍軍人又ハ其遺族ナル時ハ海軍大臣ノ證明ヲ受ケ内閣恩給局ニコレヲ請求スヘシ

前項ノ場合ヲ除クノ外第一項ノ特別謄本ノ交附ヲ受ケントスルモノハ本人自カラ内閣恩給局ニ出願シテコレヲ請求スヘシ但内閣恩給局カ特ニ許容シタル場合ハ此限リニ非ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリコレヲ施行ス

第五　米買入及賣拂

政府は食糧の供給につき、米の買入及び賣拂につき左の施設を實行した。

米穀委員會の協議―十月十一日東京ステーション・ホテルに開會、左記諮問事項の審議を爲し、原案通り可決、

諮問事項

東京府及ヒ神奈川縣下ノ現狀ニ照シ十月、十一月ノ二箇月間左記要項ニ依リ米ヲ買入レコレヲ販賣セントス

買入ニ關スル要項

一、買入總數量　約五十萬石

二、買入時期　十月中約三十萬石(十一月中約二十萬石)

三、申込ヲ受クル場所　東京、大阪、神戸場合ニ依リ關東、東北ニ

二箇所ヲ置クコトアルヘシ

四、買入ノ種類　同府縣ノ移出檢査又ハコレニ準スル檢査ニ合格シタル大正十一年及ヒ大正十二年内地産ノ二重俵裝粳玄米ニシテ別表記載ノ等級ノモノトス

五、申込ノ一口ノ數量　同一銘柄五十石以上トス

六、申込期日　大正十二年十月二十日迄トス、但シ十一月中買入ノ分ニツイテハ政府ニオイテ適當ニ申込期日ヲ定ム

七、買入ノ決定　申込價格中最低ノモノヨリ豫定數量ニ達スル迄豫定價格ノ範圍内ニ準シコレヲ決定ス、豫定數量ヲ超過シタル時ハ同順位ノモノニツキ抽籤ニ依リ買入ヲ決定ス

八、受渡期間　買入決定ノ當日ヨリ二十日以内トス

九、受渡場所　東京、横濱、大阪、神戸ニオケル政府指定ノ倉庫トス

前項以外ノ受渡場所ノ指定スル場合ハ賣主ト協定シテ買入價格ニ加除スヘキ金額ヲ定ム

十、申込保證金　一石ニ付金一圓以上トス、但シ公共團體、産業組合及ヒ農業倉庫業者ノ場合ハコレヲ要セス

賣拂ニ關スル要項

一、販賣數量　約五十萬石

二、販賣相手方　官廳、東京府及ヒ神奈川縣下ノ公共團體、東京廻米問屋組合、神田川米穀市場組合ソノ他政府ノ適當ト認ムル問屋業者、産業組合、病院、工場

三、販賣方法　價格ヲ一定シ隨意契約ニ依ル

四、代金納入方法　現金收入ノ分ハ五日内ニ金庫ニ納入セシメ、ノ他ハ一箇月延納ヲ認ム

米買入方針の發表―農商務省は十月十五日左記賣却手續を發表した。

賣却手續

一、賣却申込ヲ爲サントスル者ハ樣式第一號ノ申込書ニ一俵ニ付金四十錢以上ノ申込保證金(現金又ハ無記名邦貨國債)ヲ添ヘ之ヲ賣却希望地ノ事務所ニ差出スヘシ

申込保證金及契約保證金ハ公共團體、産業組合、農業倉庫業者ノ申込ニ在リテハ之ヲ要セス

二、申込保證金ハ契約成立ノ時ヨリ之ヲ契約保證金ニ充當ス

三、申込價格ハ申込ヲ爲サムトスル銘柄等級毎ニ之ヲ爲スヘシ

四、買入ノ決定ハ政府豫定價格以下ノ申込人中政府ノ買入豫定數量ヲ限度トシテ最低價格申込人ヨリ順次之ヲ行フモノトス

受渡場所ハ東京、横濱、大阪、神戸トシ其レ以外ノ場所ニ於テ受渡ヲ爲サムトスル場合ハ當局ノ承認ヲ得ヘシ此ノ場合ニ於ケル買入價格ハ賣主ト協定シテ增減スヘキ金額ヲ定ム

五、買入決定ノ通知ヲ受ケタル者ハ遲滯ナク樣式第二號ノ請書ヲ差出スヘシ

六、政府ノ買入米ハ道府縣移出檢査又ハ之ニ準スル檢査ニ合格シタル大正十一、十二年内地産二重俵入粳玄米ニシテ買入銘柄等級表ニ掲ケタル銘柄等級ノモノトス

七、賣主ハ現品ヲ指定倉庫ニ入庫シ指定期間内ニ樣式第三號ノ倉入濟通知書ヲ當局事務所ニ差出スヘシ

八、保管料ハ倉入濟通知書提出ノ日ノ屬スル期マテ賣主ニ於テ之

ヲ負擔スルモノトス

九、現品ノ引渡ニ當リ申込ノ數量ノ百分ノ五以内ノ增減ハ之ヲ認ム

十、檢査ハ現品ノ全部ニ付之ヲ行フモノトス

十一、檢査ノ結果合格品ニ對シテハ檢査合格證ヲ交付ス

檢査合格證ニ倉庫證券ヲ添ヘ當局事務所ニ差出ストキハ事務所ハ之ト引換現品領收書ヲ交付ス

十二、買入代價ノ支拂ニ關シテハ米穀證券ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ樣式第八號ノ請求書ニ印鑑二通ヲ添ヘ之ヲ差出スヘシ

十三、道府縣内ノ產地ニ依リ買入價格ヲ異ニスル場合ニ於テ道府縣檢査規則若クハ之ニ準スルモノニ依ル產地名ノ表示不明ナルモノ、買入價格ハソノ道府縣同等產米ノ最低額ニ依リ之ヲ定ム

十四、賣主ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ申込ヲ取消シ又ハ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ特別ノ事情アリト認ムルモノヽ外申込保證金又ハ契約保證金ハ全部政府ノ所得トス前項ノ場合ニ於テ保證金ヲ徵收セサルモノニ對シテハ特別ノ事情アリト認ムルモノヽ外一俵ニ付四十錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ徵收ス

第六　住宅施設

住宅に對する施設として特に勞働者に關係あるものは、政府の罹災勞働者大合宿所建設―九月末決定、本所深川を初め其他に、

政府下附金による勞働總同盟の勞働宿泊所建設計畫―政府は十二月に至り六萬圓を社會事業費の中より日本勞働總同盟に下附することに決定、總同盟は之によつて本所及び芝古川橋附近に各一箇所宛勞働宿泊所を建設することの計畫を立てた。

尙其外政府は震災後の住宅施設として住宅會社法案なるものを立案することゝなり、十二月五日社會局に於て漸く成案を得たので、關係會議に附議して決定をすることゝ成つた。

第七　其他

以上の外、行はれた施設を擧ぐれば、

簡易生命保險の非常拂出―九月五日以來取扱つた。

神奈川縣の副業奬勵所設置―十二月

罹災農村補助―大正十二年度豫備金外に於て豫算外支出中震災荒廢林地及農村應急費補助額は一百四十五萬四千六百二十四圓であつて、其府縣別は左の通りである。

罹災農村補助

府縣	補助金總額	共同倉庫	稚蠶共同
東京	二二、八〇〇円	一二、三〇〇円	一〇、五〇〇円
神奈川	四七一、〇七五	二九五、二〇〇	一七五、八七五
千葉	五七、九五〇	四九、二〇〇	八、七五〇
埼玉	二七、一一六	二一、八六六	五、二五〇
山梨	一五、二〇〇	八、二〇〇	七、〇〇〇
靜岡	二八、六五〇	一六、四〇〇	一二、二五〇
合計	六二二、七九一	四〇三、一六六	二一九、六二五

災害耕地復舊補助

府縣	災害耕地復舊に要する設備費の國庫補助	災害耕地復舊工事費府縣補助金に對する國庫補助
東京	円	円
神奈川	八、五〇〇	五八、〇〇〇
千葉	三、三三三	三三九、〇〇〇
埼玉		七〇、五〇〇
靜岡	三、三三三	二三、五〇〇
山梨	四、一六七	七五、〇〇〇
合計	一八、八三三	五二、五〇〇
罹災漁村補助—九十六萬五千圓を罹災漁業組合に供給した。其府縣		六一八、五〇〇
別は		
東京	八五、〇〇〇	
神奈川	三八〇、〇〇〇	
千葉	二六〇、〇〇〇	
靜岡	二四〇、〇〇〇	
計	九六五、〇〇〇	

第三編　勞働者運動對策

本編に於て取扱はんと欲する事項は勞働者運動に對して關係當局及び第三者の位置に立てる公私團體或は個人が採れる政策なのである。而して其の政策の內容と該對策の立案に至れる經過とを叙述して、以て我國現時の勞働對策の輪廓を劃き出さんと欲するのである。

其の爲めには先づ農業勞働者を除外したる工・鑛・交通業及共他の勞働者の運動に對する對策と、農業勞働者の運動に對するそれとを分ち、其各について記述するであらう。

第一章　工・鑛・交通業勞働者運動對策

第一節　勞働爭議對策

勞働爭議に對する政府の對策を現はす片鱗を拾へば左の如きものがある。

『同盟罷業に對する內相の意見』——三月二十一日の衆議院の社會事業基金特別會計法案委員會に於ける一委員の「最近多數學者の說の一致する所では勞働者の同盟罷業は勞働者の當然の權利と認めて居るが政府も之を權利と認めるか」との質問に對する水野內相の答辯は如左、

「同盟罷業を勞働者の權利と認むべきや否やに就ては簡單にお答へは出來ない併し適當穩健なる方法に依る罷業には寧ろ同情を以て迎へて居る但し國家の秩序を紊す樣な程度のものでないことは勿論のことである」

『警察部長會議に於ける內相訓示と勞働爭議調停に關する協議』――六月五日より十一日に及んで開かれた同會議に際し、水野內相の訓示中勞働爭議に關係ある部分を抽出すれば、

「同盟罷業若くは工場閉鎖其他の勞働爭議並に一般勞働運動に關し取締を行ふに當りては其社會の安寧秩序に觸るゝ點に着目して周到なる觀察を下すべきは勿論なりと雖も而もこれ等の出來事若くは運動の經濟的意義及社會問題としての價値を理解し以て適當の施設をなすを要す而して爭議發生に際して深く其眞相を究め內情を審かにして理解ある取締をなして公平なる態度を失はざるの用意なかるべからず」

次に勞働爭議調停に關する件については、塚本社會局長官及び河原田第一部長より大要左の如き說明があつた、

「從來の方針と別に異つてゐない、從來も產業爭議に對しては干涉壓迫をすべからざる事いふ迄もない、併し爭議には一面社會上產業上常に多少の犧牲が伴ふ、理想からいへば爭議のないことを望ましいが、爭議の發生した場合出來るだけ之に伴ふ弊害と時勢が勞資消費者間に及ぼすのを少くせしむる方法はないか、地方官としてはこれらにつき常に深甚なる注意を拂ふの必要がある、若し期待すべき適當の時期と方法あらば苟くも地方官としては調停の任に當るを回避すべきでない」

『社會局事務官の勞働運動視察歐米派遣』――同局事務官安井英二氏は勞働團體勞働運動方面の視察調査の爲め、七月初旬歐米へ派遣された。

『勞働爭議調停法案の立案』――社會局に於ては該法案を來議會に提出すべく其の立案中であるといふことが六月に至りて傳へられた。該案は前床次內相時代にも其必要を認めて調査する所があつたが成案を得るに至らなかつたものである。而して今回の案の骨子として傳へらるゝ所に依れば左の如きものである。

一、電氣、瓦斯、交通通信機關に關する爭議は罷業開始以前に於て强制的に爭議調停委員會の審判に附すること

二、其他の事業に對しては申出あれば爭議を終結せしむべく調停すること

三、爭議調停の爲に官吏、勞働者、資本家、有識者を以て組織する委員會を設置すること

第二節　勞働運動對策

第一　政府

社會運動、勞働運動に對する政府當局の意嚮として見得べきものは、

『警察部長會議に於ける指示』――六月五日より十一日に涉つた同會議に於て當局が勞働運動に對して指示した要旨は、

「從來群衆運動の取締に些細の點から意外の事件を惹起する事があるから將來は仔細に亘りて充分の注意を拂ひ斯かる不祥事の突

發せざるやう注意して貰ひたい」

第二　府縣

府縣の行つた所を見るに、其主なものは左の如くである。

愛知縣社會課の勞働問題專任常務員設置—四月、それと同時に勞働者集團地に方面委員の囑託を爲すことゝ成つた。

福島縣警察部の鑛山勞働者に對する思想調査—八月

北海道警察部の特別高等課新設—九月

愛知縣警察部の社會運動者取締內規改正—十二月

第三節　勞働組合對策

第一　政府

勞働組合に對する政府の態度は左の如きものであつた。

『勞働組合に關する內相の意見』——三月二十一日の衆議院社會事業基金特別會計法案委員會に於ける「政府は勞働組合法を實際制定する意思はあるのか若しありとすれば何時頃之を實現する見込か」「勞働組合法を制定するには之と密接の關係ある治安警察法も改正しなければならぬと思ふが此點もどうする考か」との質問に對し、水野內相の答辯は左の如くであつた、

「勞働組合法を制定する意思はある併し十分愼重な考慮を拂ふべき必要があるから何日實現せしむべきかに就ては確答出來ない」

「治安警察法第十七條の如きは勞働組合法制定と同時に何とかしなければならぬものとは考へて居る」

『勞働組合法案の作成』——社會局は次期議會に提出する方針で今春來作成に力めてゐたが、七月に至り漸く脫稿を見たので、審議の上提否を決する筈であると傳へられた。而して其內容は往年の內務省案を根據として作られたものであるとの事である。然るに國際勞働總會に出席した宇野勞働代表の資格審査に際し今後日本の勞働團體と合理的な關係のもとに代表選出をする事に努力するといふ條件で解決した爲め、社會局もいよ〳〵之れに刺激されて同法案の作成に努むることになつたと十一月に至つて報ぜられた。

『鐵道省の訓示』——同省は八月十四日、全國の運輸事務所に左の如き注意書を配布し、且つ秘密裡に調査を始めたと傳へられる。

勞働團體其他社會主義者の煽動を受け此れに加擔する者が萬一にも在るが如きは思想上遺憾とする所なれば極力此等を調査し尠くとも從事員をしてこれ等の團體其他主義者に加擔せしめざるやう注意し誠心努められたし

第二　公私團體

協調會は來議會に勞働組合法案を提出するといふことが十二月に報道された。

第二章　農業勞働者運動對策

第一節　小作爭議對策

第一　政府

小作爭議に對する政府の對策として、最も注意すべきもの

は農商務省の小作制度調査會の仕事である。以下これに就いて其經過を述べ、次ぎに其他の對策に就いて叙述を試みやう。

1　小作制度調査會の經過

同調査會の大正十一年中に於ける經過に就いては本年鑑十二年版(二一八—二二頁)に掲げたが、本年に入ての同會の經過を摘記すれば、左の如くである。

特別委員會—一月十五—十七日、三日間、農相官邸にて、
一、小作調停法案に對する追加案
一、自作農維持並に創成に關する件
一、永小作に關する一般事項
小作制度調査委員會官制公布—五月七日
小作制度調査委員會委員發表—五月二十九日
總會—六月十八日より三日間、農相官邸にて
一、小作調停法案の案議
特別委員會—七月十六日、農商務省會議室にて、
一、小作調停法案の審議
小委員會—十月二十二日、産業組合中央會事務所にて
一、小作調停法案の審議（特別委員會にて可決したる決議の審議成案を得）
小作制度調査委員會委員任免—十一月三日
特別委員會—十一月十四日、司法省供託局にて
一、小作調停法案の審議(小委員會の成案につきて)
總會—十一月十五日、司法省供託局にて、
一、小作調停法案の審議(特別委員會の修正通り可決)

右の如くであるが、其の經過中に於ける對策の決定狀況及び其内容を摘記すれば左の如くである。

『官制發布前の調査會の收獲』——該調査會の一月十五日より三日間開かれた特別委員會(同調査會最後の會合)に於ける經過の大要は左の通りであつた。

一、小作調停法案に就ては農商務司法兩當局に於て審議既に終了したから此上は農商務司法兩省の協定を經た上一兩日中に法制局に回附する筈であると幹事より報告があつた

二、永小作權の確認に關する問題に就ては前回提案された時に於て材料不充分であるから大に考慮の餘地あるものとして審議を延期した其後材料蒐集に努め今回に及んだのであるが未だ充分の域に達してゐないと云ふ意見があり又審議を延期する事となつた

三、自作農創成案に就ては十六日所報の現在二百八十餘萬町歩の地を自作農地と化せんとする幹事案が先づ提出者より小作説明あり各委員大に議論を戦はす處となつたが、或は要點の一つである「自作農の地租は之れを免除す」とあるを、範圍を擴張して全部の地租を免除すべきであると論じ或は根本問題として自作農創成の可否を論ずる等結局何等議決を見ないで終つた

『小作制度調査會官制及び委員』——從來農商務省内に設けてあつた調査會に代ふるに、公式の農商務大臣諮問機關としての調査委員會を以てすることに四月十七日の閣議にて決定、五月七日勅令第二一八號を以て公布された。該官制全文は左の如くである。

小作制度調査會官制（大正一二、五、七　勅令第二一八號）

第一條　小作制度調査會ハ農商務大臣ノ監督ニ屬シ關係各大臣ノ諮問ニ應シテ小作制度ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條　調査會ハ小作制度ニ關スル事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條　調査會ハ會長一人委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第四條　會長ハ農商務大臣ヲ以テ之ニ充ツ委員及臨時委員ハ農商務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ農商務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條　調査會ニ幹事ヲ置ク農商務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條　調査會ニ書記ヲ置ク農商務大臣之ヲ命ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而シテ同月二十九日附左ノ任命ヲ見タ

小作制度調査會委員

潮　惠之助　　岡田　忠彦　　池田　宏

黒田　英雄　　池田寅二郎　　岡本英太郎

長滿　欽司　　宮内國太郎　　矢作　榮藏

細川　護立　　桑田　熊藏　　横井　時敬

小橋　一太　　平野　長祥　　田中　隆三

井上角五郎　　齋藤宇一郎　　志村源太郎

赤松　範一　　山崎　延吉　　佐藤友右衛門

星島謹一郎　　高田　耕平　　古屋　慶隆

土井　權太　　山田　斂　　矢口長右衛門

守屋松之助　　末弘嚴太郎　　岩田　寅造

小作制度調査會臨時委員

長島　毅　　安藤廣太郎　　高岡　熊雄

河田　嗣郎　　佐藤　寛次　　小出　滿二

小作制度調査會幹事

石黒　忠篤　　小平　權一

尙ほ十一月三日附左の任免があつた、

小作制度調査會委員

岡田　忠彦　　池田　宏

同上被免

塚本　清治

『小作爭議調停法案』――官制公布前の小作制度調査委員會が前後三年間に渉つて審議の結果成案を得たる該案（本年鑑十二年版二一九―二二一頁掲載）は第四十六議會に提出されたが、衆議院に於て審議未了の故を以て握り潰しとなつた（「勞働立法」編中參照）。

斯くて官制公布後の該調査委員會では爾餘の問題は全く之を後廻し

と爲して、同法案の審議に沒頭し、數回の特別委員會、一回の小委員會、再度の總會を開いて漸く決定を見るに至つた。其間には特別委員は目的と主義と相似た借地借家調停法實施の實況を視察する等可成り愼重に研究を重ねたが、十一月十五日の總會に於て可決確定したものは、以前の法案と比べて調停手數料に關する規定を削除したることゝ、本法施行地區は勅令を以て定むとの附則追加を爲したることゝが修正の要點であつた。而して同總會に於て可決された答申案は左の如くであつた。

答申案

本調査會は小作爭議頻發の現狀に鑑み曩に諮問せられたる事項中先づ小作調停法案を審議せるが本法案は先年農商務省の囑託による小作制度調査委員會が爭議調停につき地方の重立つたその官公吏等に一任せられた事實上の調停に更に一歩法律上の效力を進めたる制度を設くるを必要として立案答申せるものとその趣旨を同じくするものにして極めて時宜に適するものなるを以て一二變更を要すと認むるの點を修正し別記の通り審議決定せり依つてこの案により速かに制度を樹てられんことを望む

右答申す

斯くて農商務省に於ては十一月廿六日より參事官會議を開催し該法案につき逐條審議を行つたが、別段修正すべき點もなく提示案通り來議會に提出に決定した。

2　其他

右の外、小作爭議に對する政府の對策を示すもの二三について述ぶることにしやう。

『警察部長會議に於ける當局の答辯』――六月五日より十一日に渉つて開會された同會議中、「農業爭議取締に關して特別法を制定するの必要はないか」てふ質問に對し、塚本社會局長官の答辯は左の如くであつた。

「事苟くも治安維持に直接關係あれば警保局所管として十分考究されたい、治安維持に急なるの餘り團體の組織權を壓迫することがあつてはならぬ、特別法の制定はこの見地から愼重考慮を要す」

『農商務省の耕地整理奬勵』――五月開かれた開墾及び耕地整理主任官會議に於ける小作爭議の豫防策として耕地整理を奬勵する方針を樹てた。

『其他當局の對策』――當局の小作爭議解決の新對策として傳へられたるものを擧ぐれば左の三例がある。

一、小作協定委員會を設け減額問題に關する爭議の調停をなす委員會の決議には絶對服從の義務を負ふ、委員は地主側、小作者側同數、地主側より推薦せる自作者、小作者側より推薦せる自作者同數及町村長とす、將來相互に團體的行動を執らず

一、株式會社組織に依る農事會社を設立し、係爭地は一先づ地主に返還し更に地主より同會社に提供し、將來小作者は同會社と賃貸借契約を締結す

一、產業組合法に依り自作組合を設立し、將來賣却希望の土地を地主より組合に提出し組合は之を購入希望の組合員に貸付し組合員は一定期間內に規定通りの義務を完了して之を自己の所有地として組合を脫退するものとす

第二　府縣

小作爭議に困惑してゐる多府縣は、これが對策に腐心してゐる。左に掲げる所は其の一端にすぎぬと思ふ。

『各府縣の小作慣行改善方策』――農商務省の諮問に係る小作慣行の改善に關する意見の答申につき、各府縣はこれが攻究に力め、其答申を爲したが、左に其中の二三を摘出し、以て各府縣當局の小作爭議豫防策を窺ふ便に供しやう。

（岡山縣）

一、小作料の改正の必要
二、小作料減免制度の撤廢
三、小作全納制度の制定
四、小作契約の改正
五、小作問題解決機關の設置

（愛知縣）

一、町村技術員の設置
二、動力農具の購入補助
三、農具試驗の擴張
四、堆肥舍建築補助
五、農事實行組合の設置奬勵
六、農用牛馬の購入補助
七、農業倉庫の設置奬勵及機能の發揮
八、產業組合の活動促進
九、自作農創設維持資金の融通並に利子補給
十、低利なる農業資金の調達
十一、副業の奬勵
十二、產業組合法に依る製絲組合の奬勵
十三、耕地整理の促進
十四、農川牛馬車、養鷄、不動產取得、推肥舍建築等の縣稅免除
十五、原蠶種製造配付に關する施設の改善
十六、竹林の增設及山村林業經濟調査會の設置
十七、養鷄組合山林會等に對する補助金增加
十八、搗米の制度改善と信農會の設置
十九、肥料節約に對し適當なる施設

（鳥取縣）

一、小作地に對し管理機關を設定すること
二、小作料の標準を設定すること
三、土地賣買の際は小作人に先買權を與ふること
四、小作地に小作權を制定すること

（島根縣）

一、小作契約の締結は小作證書によること
二、不作の場合に於ける小作料減免方法の改正
三、込米足子米其他之に類するものゝ徵收廢止
四、代金納小作料に付代金換算率算出方法の改正
五、檢見制度の廢止
六、種利徵收の廢止
七、地主に對する小作人の勞力を提供する慣行の改正
八、小作契約を解除する場合には相當豫告期限を有せしめること
九、地主に無斷で小作權の賣買をなす事を、なるべく禁止すること

十、小作料の改正

『爭議專任技術者の設置』――小作爭議の調停解決に專ら執掌すべき常設的機關たる專任技術者の設置を爲し、又はそれを計畫した府縣がある。

愛知縣社會課の專任小作管掌主事設置―五月

大阪府農務課の爭議專任技術者設置計畫―明年度豫算に計上せんとしてゐる。

『警察犯處罰令の改正』――警察犯處罰令を改正して、小作爭議に備へた府縣がある。それは岐阜、埼玉、香川、熊本、福岡の如きであつた。而して其内容は大體左の如きものであつた。

一、小學校兒童をして同盟休校を爲さしめ又は其勸誘若くは決議を爲したもの

一、租稅公課の滯納を勸誘し又は決議を爲したもの

一、故なくして他人に對して土地の引上げ及び返還を强要したるもの

一、紛議に關し若くは濫りに鐘鼓を鳴らしたもの

一、故なくして他人の業務に干渉し又は紛議に關與し若くは煽動したもの

一、爭議に關し多數連行して交渉又は之れを煽動したるもの

一、夜間十二時後濫りに門戸に就き面會を求めたもの

一、强いて組合其他の團體に加入を勸誘し又は故なく脱退を阻止したるもの但し法令に依る場合は此限りに非ず

『小作問題調査機關の設置』――各府縣に斯種機關の設置を可成り多く見たのであつて、其主なるものを擧げれば、

兵庫縣の農村問題調査會設置―一月

愛知縣の農村調査會設置―六月

岡山縣の農業調査會設置計畫―六月

香川縣の農業協調調査會設置計畫―十二月

『協調團體組織奬勵並に調停機關設置』――地主小作の協調團體の組織を奬勵した府縣も少くなかつた。今其著しいものを擧げやう。

群馬縣の中間組合組織奬勵

香川縣の農業協調會設立計畫

栃木縣の協調機關設置計畫

熊本縣の調停機關設置計畫

新潟縣警察部の調停機關設置計畫

『農村問題懇談會の開催』――常設的の農村問題調査會の如きものには非ずして、臨時に縣下の知名の士を集め、又は地主小作人の代表者を集めて農村問題に關する懇談會を開いた府縣も少くなかつた。

栃木縣の農場管理人懇談會―二月

福島縣の小作爭議豫防懇談會―三月、各郡の四階級より各一名の代表者出席

第三　郡市町村

郡市町村の小作爭議對策は政府及び府縣のそれを單に小型にした丈けで、特に異つたものに接し得なかつた。其の協調團體の奬勵、爭議調停機關の設置等、皆府縣のそれと異る所がなかつた。

第四　農會

府縣、郡、市町村の農會が小作爭議對策の攻究に焦慮したることは當然であるが、さりとて別に妙案のなかつた樣である。

其結果の如何は別として、農會が爭議調停の機關を以て自任し、作柄の審査、小作料の査定、爭議豫防懇談會の開催、篤農家懇談會の開催、農業協調會の組織、協調團體組織慫慂、共同耕作の奬勵等に活動したことは事實であつた。

第五　私團體及個人

私團體及び個人の行つた小作爭議對策として珍らしきものを擧ぐれば、左の如くである。尙ほ前編第二章第五の項下を參照されたい。

神職系統新人に農村問題研究—農村問題の解決は產土神よりといふ見地で神宮奉齋會、神職會、國學院大學等の幹部の間に、地方神職系統の新人中より二十名宛を各期ごとに選拔し給費生として國學院大學に收容し、農村問題の研究を爲さしめんとする計畫があると傳へられた。

名古屋佛敎協會の農村問題懇話會—同協會社會部は五月六七兩日、附近十二縣の社會課又は農務課、宗敎家、敎育家、縣農會幹事、實業家各一名宛を集めて同會を開いた。

農學校卒業生を中堅とする指導機關設置計畫—岡山縣に於ける計畫として傳へられた。

在鄉軍人が小作爭議の調停に—岡山縣にては岡山師團と協力指導に力め、爭議調停の機關たらしむべく計畫してゐると、

第二節　小作運動對策

小作運動に對する政策としては、今日まで特に述べる程のものに接し得なかつたのであるが、各府縣に於ても漸々これに就いて考へる樣になつた。左に擧ぐる三四例は其の表現である。

岐阜、埼玉、香川、熊本、福岡に於ける警察犯處罰令の改正—これに就いては前節第二中參照

大阪府の對策—府は小作人自身の運動卽ち小作人丈けの意見で地主と交渉して其主張の貫徹を計るものに就ては絕對不干涉主義であるが、若し小作人以外の第三者からの煽動或は應援等の加味した場合は嚴重に取締る方針であるといふ。

兵庫縣警察部の小作爭議要視察人の黑表作成

第三章　勞働對策雜

第一　社會局

昨年十一月一日新官制を發布されて內務省の外管局となつた同局は本年に入つて、各方面の事務に當つたことは、夫々各編中に記述した通りである。故に此處にも其の內部組織の異動等につきて述べやうと思ふ。

『社會局參與決定』――二月一日左の通り決定任命があつた、

統計局長　阿部　對準
外務省條約局長　山川　瑞夫
內務省警保局長　後藤　文夫
內務省衞生局長　横山　助成
農商務省農務局長　長滿　欽司
同工務局長男爵　四條　隆英
同　鑛山局長　崎川才四郎
遞信省管船局長　宮崎　清則
河津　暹　福田　德三
桑田　熊藏　添田敬一郎
中島久萬吉　和田　豐治
內藤　久寛

社會局參與被仰付（各通）

『職員の任命』　六月一日附にて左の任命があつた

社會局事務官　清水　玄
健康保險部業務課長兼經理課ヲ命ス
健康保險部調査課長ヲ命ス　同　一戸　二郎
第一部監督課長ヲ命ス　同　吉阪　俊藏
第二部職業課長ヲ命ス　同　富田愛次郎
十月三十日附にて左の任命があつた。

『官制及分課規程の改正』――六月一日左の分課規程の改正を見た。

社會局部長　三矢　宮松

補社會局第二部長兼中央職業紹介事務局長

社會局分課規程中左ノ通改正シ今一日ヨリ施行ス

第五條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第二號ヲ第三號トス

二　工業勞働者最低年齡法ノ施行ニ關スル事項

第六條中「保險課」ヲ「職業課」ニ改ム

三　共濟組合及小資融通施設ニ關スル事項

第八條第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トシ第四號ヲ第三號トス

第九條　職業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　職業紹介其他失業ノ救濟及防止ニ關スル事項

二　失業保險其ノ他社會保險ノ調査ニ關スル事項

十月十七日附勅令第四六三號を以て左の官制改正を見た。

社會局官制中左ノ通改正ス

第一條第四號ヲ第五號トシ以下順次繰下ケ第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四　工業勞働者最低年齡法施行ニ關スル事項

第二條中「事務官　專任十一人」ヲ「事務官專任十二人」ニ、「技師專任六人」ヲ「技師　專任七人」ニ、「屬　專任三十八人」ヲ「屬專任四十二人」ニ改ム

第三條中「第一號乃至第三號及第六號」ヲ「第一號乃至第四號及第七號」ニ、「第四號、第五號及第七號乃至第十號及第八號乃至第十一號」ニ改ム

第十條第二項ヲ左ノ如ク改ム

工場監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ工場法施行並鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業勞働者最低年齢法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

工場監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法施行並鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業勞働者最低年齢法施行ニ關スル事務ニ從事ス鑛務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鑛夫ニ關スル事務並鑛業及砂鑛業ニ於ケル工業勞働者最低年齢法施行ニ關スル事務ニ從事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照略）

『社會事業主務課長會議』――七月十六日より四日間、社會局に開催各府縣の社會事業主務課長參集、左記事項について協議した。

一、低利資金の融通を得て施設經營せらるゝ住宅組合及び其の他の社會事業に關する指導監督の經過に鑑み今後其の實績を擧ぐるに有效適切なる方法如何

二、小住宅の保護施設に關する意見如何

三、軍事救護に關する件

イ、軍事救護法中改正を要すべき點如何

ロ、生活費標準決定上最も適切なる方法如何

四、差別觀念の撤廢及融和促進に關し地方に於て實施せる具體的方法及び之に關する意見如何

六、地方に於ける兒童保護事業を振興せしむる具體的方法如何

七、移植民保護奬勵に關する適切なる方法如何

八、職業紹介所普及方法如何

九、未成年者禁煙禁酒の勵行に關する施設の助長發達に關する件

第二　住宅爭議對策

住宅爭議は一昨年及び昨年ほど旺んに發生しなかつたが、しかし、これに對して策されたものに左の如きものがあつた。

横濱協調會の發會―十一年十二月二十五日、横濱市吉田町末吉町福富町の借地借家人にて

甲府借家人組合の設置―八月、同市有志によつて私設調停機關として

佐世保市の家賃協調委員會設置―六月

大阪地方裁判所の借家調停委員百名の增員―四月

第四編　勞働問題關係調査

勞働施設及び勞働對策の爲めの基礎として、最近に至り勞働者狀態併びに勞働者運動に關する調査が行はるゝに至つたことは著しい出來事であると云はねばならぬ。殊に假令震災の爲めに實行せられずに終つたけれども、兎に角勞働統計實地調査の如き企てが生じたことは、確かに時代の趨嚮を語るものとなすことが出來るであらう。各府縣の行へる調査の中、兵庫縣の失業調査の如きは注意すべきものである。農村問題に關聯した調査も、その問題が時代の問題である丈け見遁がすことが出來ぬものである。

然しながら此處には勞働問題に關する一切の調査を擧げる譯には行かぬ。それは或る特種の箇々の出來事に關聯して行はれたる調査や、或る特別の會や施設の企圖の爲め行はれたる調査を一々數ふる事は到底よく成し得る所でないばかりでなしに、餘りに效果なきを惧るゝが爲めである。仍て本編に擧げ來らんとする調査は勞働者狀態の一般及び勞働施設並びに對策の一般に關係してゐるものゝみに限らんと欲するのである。然かもそれは毎年恒例的に行はるゝものは全く除外して、大正十二年中に行はれた、又は同年中に計畫されたものに就いてのみ觀察せんと欲するものである。

第一章　勞働者一般に關する調査

勞働者一般嚴密に云へば無産者一般に關係した調査にして大正十二年中に行はれ又は計畫されたものゝ主なるものに就いて觀察する時は、次の如くである。

第一　失業調査

失業問題が本年度に於ける中心問題であつた丈け、それに關する調査は各方面で行はれたが、共主なるものを擧ぐれば、

東京府立職業紹介所の全國紹介所に對する失業者狀況調査依頼――一月、

兵庫縣の失業調査――九月一日

である。今左の中、兵庫縣の行つた失業調査に就いて略述しやう。

『兵庫縣の失業調査』――同縣社會課にては十二年度の新事業として失業者の靜態調査を行はんとして兼々準備しつゝあつたが、七月二十日に至り縣告第五〇九號を以て該調査規定が告示された。その全文は次の如くである。

兵庫縣失業調査規程

第一條　本縣ハ失業防止竝ニ救濟ノ資料蒐集ノ爲ニ大正十二年九月一日ヲ期シ臨時失業調査ヲ行フ

第二條　本調査ハ神戸市内ニ現住スル勞働者及俸給生活者ノ全部ニ付失業狀態ヲ調査スルモノトス

第三條　本調査ニ於ケル調査事項ヲ左ノ如ク定ム

氏名

男女ノ別

年齢

家族數

失業前ノ職業

失業前ノ勤務先

失業ノ原因

失業期間

現狀

第四條　失業調査ヲ行フ爲メ臨時左ノ委員ヲ置ク

委員長

副委員長

評議員

特別調査委員

調査委員

副調査委員

第五條　委員長ハ內務部長ヲ以テ之ニ充ツ

副委員長ハ縣社會課長ヲ以テ之ニ充ツ

評議員ハ縣市關係課長及神戸市內警察官署長ヨリ之ヲ命シ又ハ囑託ス

特別調査委員ハ縣市關係課員及神戸市內警察署員中ヨリ之ヲ命シ又ハ囑託ス

調査委員ハ神戸市內衞生組合長ニ之ヲ囑託ス

副調査委員ハ調査委員ノ推薦ニヨリテ之ヲ囑託ス

第六條　委員長ハ知事ノ命ヲ承ケテ調査ニ關スル一切ノ事務ヲ統理ス

副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ委員長ノ諮問ニ應ヘ調査ノ計畫及施行ニ關スル事項ヲ審議ス

特別調査委員ハ委員長ノ命ヲ承ケ調査ニ關スル事務ノ連絡及指導ノ任ニ當ル

調査委員ハ委員長ノ命ヲ承ケ實地調査ノ任ニ當ル

副調査委員ハ調査委員ヲ補佐シ實地調査ニ從事ス

第七條　失業調査ニ關スル委員ハ名譽職トス

第八條　調査委員ハ八月十七日ヨリ八月二十四日マテニ豫備調査ヲナスモノトス

第九條　調査施行ノ手續ハ別ニ之ヲ定ム

附則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

斯くて調査委員は各町衞生組合長約三百七十名、副調査委員は約三千名を算した、而して八月十七日より二十四日迄の間に豫備調査を行ひ、九月一日本調査を執行した。

第二　物價調査

物價調節、消費節約が唱へられて、其結果物價調査が各方面各地方で行はれたが、其の主なるものを擧ぐれば、

農商務省の物價調査―昨年十月より

社會局の公設市場物價調査―五月より毎月十五日現在にて、

右の中、農商務省の調査について見るに、

『農商務省の物價調査』――同省商務局にては昨年十月より生産方面に就いて出張調査を爲して材料を蒐集したが、同年暮に至り消費方面に關し、左記事項を東京、大阪、神戸、廣島、名古屋、福岡其他の各都市へ調査方を嘱託した。

一、重要商品特ニ日常必需品價格騰落ノ情勢
二、一般金融ノ情勢特ニ預金及貸出增減金利歩合
三、歳晩ニ於ケル一般商品賣行ノ情勢並ニ需給ノ種類變遷
四、貴管内ニ於ケル重要商品ノ滯貨高並ニ貨物移動ノ情勢
五、遊興税觀覽税ノ收納成績
六、主要商店ノ賣上高ノ最近三ヶ年比較
七、米價低落ノ地方經濟上ニ及ホセル影響

而して此の調査は大體本年三月一ぱいで終つたが、公正價格の調査は頗る困難であつて、其調査結果に就いては農商務省も確信を有せず、從つてこれを公表することを避け、唯だ商業會議所及び府縣商工課等に發表して參考に供したに過ぎなかつた。

第三　生計費調査

生計費調査は各地方で行はれて一種の流行の如き趣があるが、本年中に着手されたものに次の如きものがあつた。

長野縣社會課の生計調査―少額收入者の生計調査であつて、松本、長野、上田へ生計調査カードを配付し、五月三十日迄に終了の豫定、

第四　出稼者調査

縣外出稼人の多き北陸地方は出稼者に對して種々の施設を爲し又はこれに對する計畫をしてゐるが、其等の基本調査として試みられたものが、左の一例である。

富山縣社會課の出稼者調査―八月一日現在を以て其實態を調査した

第五　庶民金融機關調査

庶民金融機關に關する調査も漸く一般の注意を惹く樣になつたが、本年に於ける此方面の新しい調査は左の如くである。

大藏省の庶民金融機關狀況調査―同省の金融制度調査委員會の事業として、左の業務に就いて調査を爲した、

一、貯蓄を主とするもの
　イ、貯蓄銀行　ロ、郵便貯金　ハ、有價證券割賦販賣業
二、業務の實質によるもの
　(イ)簡易保險　(ロ)信用組合　(ハ)無盡業　(ニ)非營利的無盡業
三、貸出を主とするもの
　(イ)質屋業　(ロ)金貸業

これは庶民金融機關改善統一の資料を得んが爲めである。

第六　産業組合調査

産業組合に關する調査も漸く近時の問題と成つたが、本年中行はれた主なものは左の如くである。

大原社會問題研究所の第四回全國消費組合調査―其の結果の概要は本年鑑第二部第四編中に蒐錄

市街地購買組合調査委員會の成立―農商務省は產業組合中央會と協力して同調査會を組織、七月中旬第一回委員會を開いた。

第七　保健衞生調査

保健衞生に關する調査は最近一般に其の切實さを認められて各地にそれが行はるゝ樣になつたが、本年に於いて試みられたものゝ主なるものを擧ぐれば、

國立榮養研究所の下級勞働者榮養調査

大阪市に於ける保健衞生調査

である。今、右二項につき其內容を略記すれば、

『東京市に於ける下級勞働者榮養調査』――東京市保護課では國立榮養研究所に依囑して、本所深川方面の下級勞働者男三十人其妻女三十人兒女三十人計九十人を選び一月二十二日より三箇月間市費を以て食物を與へ、食物と勞働との關係を調査することにした。

『大阪市に於ける保健衞生調査』――內務省衞生局に於ては各府縣と協力して農村保健衞生實地調査を行つたが、都市保健衞生實地調査を行ふことゝ成り、第一回は既に大正八年中東京市月島に就いて行はれたが、今回は大阪市に於て實行することゝ成つた。斯くて大阪市はこれを實行する計畫を立て市立衞生試驗所の事務として行ふことゝ成り、九月の市會に豫算を提出する運びと成つた。該調査の概要は、藤原博士を調査主任に、戸田正三博士を顧問として、(一)住宅衞生調査及び罹患調査、(二)職業衞生就中家內工業に關する保健調査を爲さんとするものである。殊に後者に就いて其方法を記せば、

(職業衞生調査)―(イ)市內と接續町村に於ける各種家內工業と現に工場法規定の適用されゐるものとの計數上の比較、(ロ)職業種別、(ハ)人員數別と其體性年齡別、(ニ)家內工業と其生產概要

(家內工業衞生調査)―(イ)人員に對する工場面積、(ロ)工場法に對照して優少甚劣の區別、(ハ)設備衞生、(ニ)採光換氣、防塵、防毒等に特種設備の有無、(ホ)制限外の人員使用、(ヘ)作業上の被害に關する豫備智識の有無

第八　借家調査

住宅難の結果、借家調査も一時盛んに行はれたが、本年に於ては住宅難も幾分緩和された傾があるので、それに關する調査には餘り接し得なかつた。

栃木縣の借家家賃調査―同縣社會課の事業として、

第二章　工・鑛業勞働に關する調査

第一　勞働狀態調査

工・鑛業勞働者の勞働狀態に關する調査として本年行はれ又は計畫されたものゝ主なるものを擧ぐれば、

社會局の勞働統計實地調査―十月十日實施の豫定、震災の爲め一年延期

遞信省管船局の海員統計作成計畫―震災の爲め海員に關する原簿燒失の爲め、十一月一日より

橫濱市の工場勞働調査―昨年八月より三回に涉つて行つたもの

右の中最も大規模に計畫された社會局の勞働統計實地調査について其概要を叙べやう。

『勞働統計實地調査』――内務省社會局では曩に國勢院で計畫した該調査を其儘引繼いで實行することゝ成つた。

中央統計　員會第一回總會―二月二十日、内相官邸にて開催、特別委員を選定した。該特別委員は馬場法制局長官、鹽澤昌貞博士、高野岩三郎博士、氣賀勘重博士、酒井子爵、堀田内務次官、岡農商務次官、荒川八木兩代議士で、委員長に酒井子爵を擧げた。

特別委員會―四月十六日、首相官邸に開催、二三修正の後原案可決、

第二回總會―四月二十五日、首相官邸に開催、特別委員長報告通り修正可決した。

斯くて政府は五月二十二日勅令第二六六號を以て「勞働統計實地調査令」を公布し、六月一日は内務省令第一六號を以て「勞働統計實地調査施行規則」、内務省訓令第一五號を以て「勞働統計實地調査施行細則」を發表した。之等三箇の條文の全文は左の如くである。

勞働統計實地調査令

第一條　勞働統計實地調査ハ三年毎ニ一回十月十日現在ニ依リ之ヲ行フ

第一回勞働統計實地調査ハ大正十二年ニ之ヲ行フ

第二條　本令ニ於テ鑛山ト稱スルハ鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業場及工場ヲ謂フ

本令ニ於テ勞働者ト稱スルハ賃銀ヲ得テ工場又ハ鑛山ノ作業ニ從事スル職工、鑛夫、人夫其ノ他ノ勞役者ヲ謂フ

第三條　勞働統計實地調査ハ第一條第一項ノ期日ニ於テ三十人以上ノ勞働者ヲ使用スル工場又ハ五十人以上ノ勞働者ヲ使用スル鑛山ノ事業主及勞働者ニ付之ヲ行フ但シ左記第一號ニ該當スル工場ニ在リテハ三百人以上、第二號ニ該當スル工場ニ在リテハ百人以上、第三號ニ該當スル工場ニ在リテハ十五人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノニ付之ヲ行フ

一　綿絲紡績業又ハ麻絲紡績業ヲ營ムモノ

二　製絲業、絹絲紡績業、船舶車輛製造業、洋紙藁紙板紙類ノ製造業、燐寸製造業又ハセメント製造業ヲ營ムモノ

三　毛撚絲業、眞綿製造業、麻眞田製造業、絲組物紐洋燈心類ノ製造業、活字製造業、漆器業、火藥ダイナマイト類ノ製造業、雷管導火線製造業、製油及製蠟業、籠簾檜織傘骨柳行李類ノ製造業又ハ閻莚麥稈眞田及經木眞田製造業ヲ營ムモノ

第四條　第一條第一項ノ期日ニ休業セル工場又ハ鑛山ニシテ引續キ十月二十日迄休業シタルモノニ關シテハ調査ヲ行ハス

第五條　事業主ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

一　工場又ハ鑛山ノ名

二　工場又ハ鑛山ノ所在地

三　事業ノ種類

四　勞働者現在數

五　一日ノ所定勞働時間

六　一日ノ所定休憩時間

七　一箇月ノ所定休業日數

八　實物給與ノ種類及價額

勞働者ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

一　氏名
二　男女ノ別
三　出生ノ年月
四　出生地
五　配偶者ノ有無
六　教育ノ程度
七　職名
八　就業ノ年數
九　賃銀
十　實物給與ノ有無

第六條　勞働統計實地調査ハ各工場又ハ鑛山ニ就キ之ヲ行フ但シ調査ヲ行フ際工場又ハ鑛山ニ出勤セサル者ニ付テハ其ノ居所ニ就キ之ヲ行フコトヲ得

第七條　事業主ハ第五條第一項各號ノ事項　勞働者ハ同條第二項各號ノ事項ヲ申告スル義務アルモノトス

第八條　事業主自ラ工場又ハ鑛山ノ管理ヲ爲ササルトキハ事實上之ヲ管理スル者ヲ以テ事業主ト看做ス

第九條　府縣知事ハ內務大臣ノ命ヲ承ケ府縣內ノ工場ニ關スル調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十條　鑛務署長ハ內務大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域內ノ鑛山ニ關スル調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十一條　郡長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ郡內ノ工場ニ關スル調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十二條　市長ハ工場ニ關シテハ府縣知事、鑛山ニ關シテハ鑛務署長ノ指揮監督ヲ承ケ市內ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十三條　町村長ハ工場ニ關シテハ郡長、鑛山ニ關シテハ鑛務署長ノ指揮監督ヲ承ケ町村內ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十四條　勞働統計實地調査ノ事務ノ執行ヲ指導セシムル爲必要アルトキハ府縣、鑛務署、郡又ハ市町村ニ勞働調査指導員ヲ置クコトヲ得

第十五條　勞働統計實地調査ノ事務ヲ執行セシムル爲市町村ニ勞働調査員及勞働副調査員ヲ置ク

第十六條　勞働調査指導員、勞働調査員及勞働副調査員ハ府縣知事又ハ鑛務署長ノ推薦ニ依リ內務大臣之ヲ命ス

勞働調査指導員、勞働調査員及勞働副調査員ハ名譽職トス

第十七條　勞働調査指導員ハ當該府縣知事、鑛務署長、郡長又ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査事務ノ執行ヲ指導ス

第十八條　勞働調査員及勞働副調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ事業票及勞働票ノ配布蒐集、調査事項ニ關スル質問記入其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十九條　官營事業ニ關スル調査ニ付テハ主務大臣別ニ其手續ヲ定ム

第二十條　本令中府縣、府縣知事ニ關スル規定ハ北海道ニ在リテハ北海道廳、北海道廳長官ニ、郡、郡長、町村、町村長ニ關スル規定ハ從前郡制ヲ施行セサリシ地及町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ相當スル地區、官吏、吏員ニ、市制第六條及第八十二條ノ市ニ在リテハ市、市長、區、區長ニ之ヲ準用ス

勞働統計實地調査施行規則

第一條　勞働調査員及勞働副調査員其ノ職務ヲ執行スル期間ハ九月三十日ヨリ十月二十日迄トス但シ調査事項ニ關シ質問ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　天災事變其ノ他已ムヲ得サル事故ノ爲勞働調査員及勞働副調査員前條ノ期間內ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハサルトキハ市町村長ハ該事故アル工場又ハ鑛山ニ限リ其ノ期間ヲ二十日以內延長スルコトヲ得

第三條　勞働調査員又ハ勞働副調査員故障アルトキハ市町村長ハ之ニ代ルヘキ適當ノ者ヲ選任シ其ノ職務ヲ執行セシムヘシ

第四條　事業票ハ別表第一號樣式、勞働票ハ別表第二號樣式ニ依ル

第五條　事業主ハ事業票ニ各調査事項ヲ記入シ署名又ハ捺印ノ上調査期日後五日以內ニ之ヲ勞働調査員ニ提出スヘシ

第六條　勞働調査員又ハ勞働副調査員ハ勞働者ニ就キ各調査事項ヲ問ヒ其ノ申告ニ基キ勞働票ニ記入シ之ヲ勞働者ニ示スヘシ

勞働者ハ自己ノ勞働票ノ記入事項ニ誤謬ナシト認メタルトキハ之ニ署名又ハ捺印スヘシ

第七條　勞働調査員又ハ勞働副調査員ハ調査期日後五日以內ニ前條ノ事務ヲ完結スヘシ

第八條　調査期日後十日ヲ經過スルモ其ノ居所不明ノ勞働者アルトキハ勞働調査員ハ勞働者名簿ノ備考欄ニ「調査不能」ト記入スヘシ

第九條　勞働統計實地調査令第二十條ノ規定ハ本則ニ之ヲ準用ス

勞働統計實地調査施行細則

第一章　勞働調査指導員勞働調査員及勞働副調査員選任及職務執行期間

第一條　勞働調査員ハ各工場又ハ鑛山ニ一人ヲ置ク但シ情況ニ依リ數工場又ハ鑛山ヲ通シテ一人ノ勞働調査員ヲ置クコトヲ得

第二條　勞働者五十人以上ヲ使用スル工場又ハ鑛山ニ在リテハ凡ソ勞働者五十人每ニ一人ノ割合ヲ以テ勞働副調査員ヲ置ク但シ情況ニ依リ增減スルコトヲ得

第三條　府縣知事又ハ鑛務署長ハ府縣、鑛務署、郡又ハ市町村ノ職員其ノ他ノ者ノ中ヨリ勞働調査指導員タルニ適當ト認ムル者ヲ、工場又ハ鑛山ノ事業主、職員其ノ他ノ中ヨリ勞働調査員タルニ適當ト認ムル者ヲ、職員、勞働者ノ中ヨリ勞働副調査員タルニ適當ト認ムル者ヲ選定シ八月十五日迄ニ內務大臣ニ內申スヘシ

第四條　勞働調査員及勞働副調査員ノ任命アリタルトキハ市町村長ハ勞働調査員及勞働副調査員ノ擔當スヘキ工場又ハ鑛山ヲ指定スヘシ

第五條　市町村長ハ勞働統計實地調査施行規則第三條ノ規定ニ依リ勞働調査員又ハ勞働副調査員ノ職務ヲ執行スル者ヲ選任シタルトキハ直ニ府縣知事又ハ鑛務署長ニ報告スヘシ

第六條　天災事變其ノ他已ムヲ得サル事故ノ爲勞働調査員及勞働副調査員勞働統計實地調査施行規則第一條ノ期間內ニ其ノ職務ノ執行ヲ完結スルコト能ハサルトキハ其ノ旨市町村長ニ申出テ指揮ヲ請フヘシ

第七條　市町村長ハ勞働統計實地調査施行規則第二條ノ規定ニ依リ同第一條ノ期間ヲ延長シタルトキハ市長ハ府縣知事又ハ鑛務

署長ニ、町村長ハ郡長又ハ鑛務署長ニ直ニ其ノ旨報告スヘシ

郡長ハ町村長ヨリ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨府縣知事ニ報告スヘシ

第八條　府縣知事又ハ鑛務署長ハ前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨社會局長官ニ報告スヘシ

第二章　準備調査

第九條　市町村長ハ準備調査トシテ七月一日現在ニ依リ其ノ管内ニ於テ勞働統計實地調査令第三條ノ規定ニ該當スル各工場又ハ鑛山ニ就キ七月十五日迄ニ左ノ事項ヲ調査シ別表第一號樣式ノ準備調査簿ヲ作成スヘシ

一、工場又ハ鑛山ノ名

二、工場又ハ鑛山ノ所在地

三、工場又ハ鑛山ノ勞働者數

前項ノ準備調査簿ハ組合町村ニ在リテハ各町村別ニ之ヲ作成スヘシ

第十條　同一事業主ニ屬スル二以上ノ工場又ハ鑛山アルトキハ各別ニ之ヲ調査スヘシ

第十一條　工場又ハ鑛山ノ所在地二以上ノ市町村ニ跨リ調査ニ關スル所屬分明ナラサルモノアルトキハ關係市町村長ハ協議ノ上其ノ所屬ヲ決スヘシ協議調ハサルトキハ工場ニ關シテハ府縣知事、鑛山ニ關シテハ鑛務署長、之ヲ指定スヘシ

第十二條　市町村長ハ準備調査後調査期日迄ニ工場又ハ鑛山ノ新設、廢業其ノ他ノ事由ニ依リ調査スヘキ工場又ハ鑛山ニ異動アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ都度準備調査簿ヲ加除スヘシ

第十三條　勞働調査員ハ其ノ擔當スル工場又ハ鑛山ニ現在スル勞働者ニ就キ九月末日迄ニ別表第二號樣式ノ勞働者名簿ヲ作成シ勞働副調査員ノ分擔スヘキ範圍ヲ指定スヘシ

勞働副調査員ハ前項指定ノ分擔ニ勞働者名簿ノ寫ヲ作成シ之ヲ勞働副調査員ニ交付スヘシ

第十四條　勞働調査員ハ勞働者名簿作成後調査期日迄ニ其ノ擔當スル工場又ハ鑛山ノ勞働者ニ異動アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ都度勞働者名簿ヲ加除シ之ヲ勞働副調査員ニ通知スヘシ

第三章　事業票及勞働票

第十五條　勞働統計實地調査ニ要スル事業票及勞働票其ノ他ノ印刷物ハ社會局長官ヨリ工場ニ關スルモノハ府縣知事ニ、鑛山ニ關スルモノハ鑛務署長ニ送付ス

第十六條　府縣知事又ハ鑛務署長ハ事業票及勞働票其ノ他ノ印刷物ヲ受領シタルトキハ其ノ一部分ヲ豫備ノ爲保存シ其ノ他ハ府縣知事ハ八月二十日迄ニ之ヲ郡市長ニ、鑛務署長ハ八月末日迄ニ之ヲ市町村長ニ送付スヘシ

第十七條　郡長ハ事業票及勞働票其ノ他ノ印刷物ヲ受領シタルトキハ其ノ一部分ヲ豫備ノ爲保存シ其ノ他ハ八月末日迄ニ町村長ニ送付スヘシ

第十八條　市町村長ハ事業票及勞働票其ノ他ノ印刷物ヲ受領シタルトキハ其ノ一部分ヲ豫備ノ爲保存シ其ノ他ハ九月二十五日迄ニ適當ノ方法ニ依リ之ヲ勞働調査員ニ交付スヘシ

第十九條　市町村長ハ事業票ヲ勞働調査員ニ交付スルニ當リ準備調査簿ノ番號ヲ各票ニ記入スヘシ

第二十條　勞働調査員ハ事業票及勞働票ノ交付ヲ受ケタルトキハ調査期日ノ前日迄ニ事業票ハ之ヲ事業主ニ配付シ勞働票ハ自ラ之ヲ保管スヘシ但勞働副調査員ヲ置ク工場又ハ鑛山ニ在リテハ勞働副調査員ニ勞働票ヲ交付スヘシ

第二十一條　勞働調査員又ハ勞働副調査員ハ共ノ保管スル各勞働票ニ勞働者名簿ノ番號ヲ記入スヘシ

第二十二條　勞働調査員ハ事業票又ハ勞働票不足スヘシト認メタルトキハ直ニ市町村長ニ請求シテ之カ補給ヲ受クヘシ

第二十三條　市町村長ハ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ豫備ノ爲保存シタル事業票又ハ勞働票ヲ交付シ尚不足ヲ生シタルトキハ市長ハ府縣知事又ハ鑛務署長ニ、町村長ハ郡長又ハ鑛務署長ニ請求シテ之カ補給ヲ受クヘシ

第四章　事業票及勞働票ノ檢査

第二十四條　勞働調査員又ハ勞働副調査員勞働統計實地調査施行規則第六條ノ事務ヲ完結シタルトキハ左ノ各號ニ依リ處理スヘシ

一、勞働票ノ番號及氏名ヲ勞働者名簿ト對照檢査スルコト

二、勞働票ノ記入事項ヲ一枚毎ニ檢査スルコト

前項檢査ノ結果誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ市町村長ニ通知スルコト

二、事業票記入ノ勞働者現在數及勞働者名簿ト勞働票ノ總枚數トヲ對照檢査スルコト

三、事業票ノ記入事項ヲ一枚毎ニ檢査スルコト

前項檢査ノ結果誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ市町村長ハ勞働調査員ヲシテ之カ訂正ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第二十七條　勞働調査員又ハ勞働副調査員、調査漏ノ工場又ハ鑛山アルコトヲ發見シタルトキハ共ノ旨市町村長ニ申出ツヘシ

第二十八條　市町村長ハ調査漏ノ工場又ハ鑛山アルコトヲ發見シタルトキハ勞働調査員ヲシテ速ニ調査ヲ爲サシメ又ハ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ調査スヘシ

第五章　事業票及勞働票其ノ他ノ附屬書類ノ進達

第二十九條　市町村長ハ檢査濟ノ事業票ニ依リ工場ト鑛山トノ二種ニ分チ別表第三號樣式ノ市町村要計表ヲ作成スヘシ

前項ノ要計表ハ組合町村ニ在リテハ各町村別ニ之ヲ作成スヘシ

第三十條　市町村長ハ事業票、勞働者名簿及勞働票ヲ各工場又ハ鑛山毎ニ一括シ之ヲ準備調査簿ノ番號順ニ整理シ市町村要計表及準備調査簿ト共ニ適當ノ方法ニ依リ府縣知事又ハ鑛務署長ノ定メタル期限迄ニ、工場ニ關スルモノハ市長ハ府縣知事ニ、町村長ハ郡長ニ、鑛山ニ關スルモノハ鑛務署長ニ提出スヘシ

迄ニ市町村長ニ提出スヘシ

第二十六條　市町村長ハ勞働調査員ヨリ事業票及勞働票ヲ受領シタルトキハ左ノ各號ニ依リ處理スヘシ

一、事業票ノ番號及工場又ハ鑛山ノ名ヲ準備調査簿ト對照檢査スルコト

第三十一條　郡長ハ町村長ノ提出シタル町村要計表ニ依リ郡要計表ヲ作成シ事業票及勞働票其ノ他ノ附屬書類ト共ニ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ之ヲ府縣知事ニ提出スヘシ

第三十二條　府縣知事ハ郡市長ヨリ提出シタル郡市要計表ニヨリ府縣要計表ヲ作成シ事業票及勞働票其ノ他ノ附屬書類ト共ニ十二月末日迄ニ社會局長官ニ進達スヘシ

第三十三條　鑛務署長ハ市町村長ヨリ提出シタル市町村要計表ニ依リ各府縣別ニ其ノ管内ノ郡市要計表及府縣要計表ヲ作成シ事業票及勞働票其ノ他ノ附屬書類ト共ニ十二月末日迄ニ社會局長官ニ進達スヘシ

第三十四條　勞働統計實地調査施行規則第九條ノ規定ハ本則ニ之ヲ準用ス

各府縣の準備―各府縣に於ては其の準備として實地調査取扱手續を制定發表し、勞働調査指導員、勞働調査員及び勞働副調査員の選任を行ひ、諸種の準備打合會を開いて違算なきを期した。

豫備調査―七月一日に之を實行した。

調査實施期の延期―然るに九月一日の震火災は東京府及び神奈川縣の工場を燒失又は破壞し、勞働者の狀態に異常なる大變化を來したので、九月二十一日附勅令を以て該調査令第一條の施行期大正十二年を大正十三年に改め即日施行のことゝ成り、斯くて一ヶ年間延期することゝ成つた。

兵庫縣の調査決行―全國的調査は一年間延期されたが、兵庫縣は縣限りにて該調査を決行することゝ成つた。然し神戸市内の大工場は震災の影響で職工の異動甚しく、且つ準備も十分に整つてゐなかつたといふ理由で調査不能に終り、結局不十分の結果に終つたと稱せられた。

基隆炭礦株式會社の調査―臺灣は右勞働統計實地調査の範圍外であるが、同炭礦會社は單獨に十月十日より二週間の豫定で同調査に準じ、同會社所屬炭坑及び貯炭場の從業勞働者の調査を行つた。

第二　生計調査

工場鑛山の勞働者の生計調査は、鑛山勞働者に就いては農商務省鑛山局が大正十一年九月より十一月に亘つて之を行つたが、社會局の設立後其事務は同局に移管されたので、同局では蒐集された資料の整理を行つた。又社會局は工場勞働者及び俸給生活者の全國的生計調査を計畫してゐる。しかして本年に於て行はれた調査を擧ぐれば、左の如くである。

名古屋市社會課の勞働者生計調査―二月十九日市内の主な工場へ五千五百枚の答申票を配付

中部勞働組合聯合會の勞働者生計調査―加盟組合別に行ふことゝ成り、八月三十一日を以て締切つた。

第三　待遇及び保護施設調査

工場鑛山等に於ける勞働者の待遇狀態及び保護並に福利施設に關する調査は各府縣の當局に於て漸く其必要が認められて、これを實行するものを生じたが、本年中に於ける主なるものを擧ぐれば、

群馬縣社會課の工場に於ける社會施設調査

福岡縣の會社工場勞働者保護施設狀況調査

愛媛縣工場課の適用工場に於ける附屬診療設備調査
長野縣社會課の工場地社會施設調査
同縣工場課の工女福利增進施設に關する調査
岡山縣工場課の適用工場に於ける職工食料榮養調査

第四　雜

其の他、試みられた調査の中、珍らしきものを擧ぐれば左の如きものがあつた。

愛媛縣工場課の職工思想調査―「あなた方の一番の望み」「工場に働いてゐて最も嬉しいと思つたこと」「工場監督官はいかなる役人か」の三問を與へ十一月五日迄に其答案を提出せしめた。

第三章　農業勞働に關する調査

第一　農業經營調査

農商務省が帝國農會を通じて昨年行つた「小作慣行調査」（本年鑑十二年版二二三頁參照）は各府縣に於て大體之を終り、府縣毎に其の結果を發表せるものもある。而して本年行はれた農業經營に關する調査の主なるものは左の如くである。

農商務省の新農業經營調査
奈良縣山邊郡山間郡農事實行組合の農業經營基礎調査
島根縣の小作農異動調査
滋賀縣の共同耕作狀況調査
長野縣の農業用動力器普及程度調査
農商務技手の石川、新潟、滋賀、大阪、福井諸府縣に於ける農村動力利用實況調査

右の中農商務省の新農業經營調査について其概略を叙ぶれば、

『農商務省の新農業經營調査』――我國の農業經營法は行き詰りの現狀にあるので、これが新生面を開拓すべき必要に迫られたので、農商務省は十二年度に十五萬圓を豫算に計上して、其金額を帝國農會に委託して新農業經營法の調査方を一任した。此處に於て同會では三月二十七日第一回農業經營調査審査委員會を開催し、左の方針を決定した。

（新經營）　全く新しき計畫の下に試驗的經營をなすもので主として二十町歩以上の大經營とす
（改良經營）　現在の經營の一部に改良を加へたる經營となすもので中小經營とす
（共同經營）　共同經營をなすもの
（イ）共同經營は十戸以上なること
（ロ）重要作物につき共同經營をなすもの
（現狀調査）（現在の經營その儘を調査す）
一、現在農商務省指定の農家經濟調査を施行せる農家の經營狀態を調査するもの
二、その他の府縣では改良經營者と事情類似の地方に於いて自作小作各一戸を選定し調査すること

而して該調査は十二年度各作より全國的に實施することゝ成つた。

第二　農家經濟調査

農家經濟調査も亦最近に於ける重要調査として廣く行はれ農商務省が大正十年三月より始めた該調査は漸く同省に該資料が蒐められた。又帝國農會が道府縣農會役職員協議會の決議に基いて昨年七月全國一齊に行つた米生産費調査の各府縣農會によつて、追々と其結果が發表される樣に成つた。而して本年中に行はれた調査の主なるものは、

『農商務省の農家經濟調査』――同調査は右述ぶる如く大正十年三月より行はれたものであるが、其の各府縣よりの回答は農民に記帳せしめたもの其儘のものであつて同省にては其編成に困難を感じてゐるので、一月二十九日より三日間開かれた農家經濟調査第二回主任者會議に於て、これが記帳方法及びその整理統一に關し打合はす所があつた。

而して大正十二年度の該調査費補助として同省は四月十九日附を以て京都、神奈川、兵庫、長崎、茨城、三重、岐阜、長野、秋田、福井、德島、愛媛、山口、福島、福岡、宮崎、靜岡の各府縣農會に對し夫々二千二百圓宛を交付する旨の指令を發した。

第三　小作運動調査

小作爭議及び小作人運動に關する調査は　農商務省に於ける概括的調査以外には、尙ほ未だ餘りに行はれない有樣であるが、しかしこれも漸く其必要を認められて追々と着手する傾がある。本年中行はれたものゝ中主なるものを擧ぐれば、

帝國農會の小作爭議調査開始

愛知縣農會の小作爭議及小作運動に關する調査

神奈川縣の農村團體及其運動に關する調査

島根縣の同上調査

長野縣の小作地返還狀況調査

三重縣農會の小作料減額狀況調査

等であるが、右の中帝國農會のものに就いてのぶれば、

『帝國農會の小作爭議調査』――同會は全國の農會に向つて毎月一回宛各地に於ける小作爭議の眞相に關し左記項目の報告を提出することを依頼した。

一、爭議發生の箇所並區域
一、爭議關係人員
一、爭議關係農耕地面積
一、個人的と團體的の區別
一、發生の時期
一、解決せるものに有ては其時期
一、發生の原因
一、爭議の經過
　甲、小作者の要求又は主張
　　イ、小作者の提出條件
　　ロ、小作者の目的遂行の手段
　　ハ、指導者又は煽動者あるものに就ては其氏名、年齢略歴、生活狀態、思想主張、其他參考となるべきこと
　乙、地主對策の概要
　丙、調停又は仲裁の概要
一、結果

解決せるものに有ては其概要

一、其他前各項に掲げざる參考事項

第四　其他

以上の外、行はれた調査の中著しいものを擧ぐれば、左の如くである。

長野縣東筑摩郡農會の農業勞働失業者調査

栃木縣の農村娯樂機關調査會設置計畫

帝國農會の農會優良事業調査

右の外、農村保健衛生調査は各府縣に於ける年中行事の如き觀があつて、一々擧ぐるの煩に堪えない。

第四章　其他の勞働に關する調査

第一　商業勞働者に關する調査

『社會局の商業勞働狀態調査』――各府縣に對し左記事項に關する調査の答申を依囑した。

類別

一、物品販賣業
二、媒介周旋業
三、金融保險業
四、物品賃貸預り業
五、旅宿飲食店浴場業
六、其他の商業

調査事項

一、被傭人の就學時間並に營業所の開閉時間の狀況
二、休息時間狀況殊に夜間の休息時間の狀況
三、休日の狀況
四、給金
五、住居食事等の狀況
六、雇備契約の狀況（一般の狀況）特に年期奉公に就きては詳細に調査すること
七、商業に依り季節的のもの又は特に繁忙時期あるものは其の狀況
八、其他注意すべきものあらば其の狀況

第二　漁家調査

漁村に於ても農村と同樣、經濟調査を行ふことが、本年より著しく目に立つた。今其の主なものを擧ぐれば、

樺太廳の漁村經濟調査―本年より向ふ三ヶ年計畫
千葉縣水産會の漁家經濟調査
兵庫縣水産會の漁家經濟調査
愛媛縣水産會の漁家經濟調査

第三　林業調査

林業に對する調査も漸く注意を惹く樣になつた。左の一例は最初の調査である。

農商務省山林局の林業經濟狀況調査

第四　自由勞働調査

例の監獄部屋の問題が一時社會の耳目を聳動させた結果、

自由勞働者に對する社會の注意が喚起されて、それに對する調査も行はれる樣になつた。本年中行はれた主なものを數ふれば、次の如くである。

兵庫縣保安課の土工部屋調査
姫路市社會課の日稼勞働者狀態調査
東京市社會局の自由勞働者狀態調査

第五章　中間階級者に關する調査

此の方面の調査としては特に擧ぐべき程のものに接し得なかつた。唯社會局は工場勞働者と同時に俸給生活者の生計調査を全國的に行はんと計畫してゐるが、本年中には遂に著手さるゝに至らなかつた。斯くて此部目に於ける本年中の調査としては、左の二例を數へ得たにすぎない。

廣島縣の俸給生活者世帶狀態調査
京城府の俸給生活者生計調査

第六章　婦人職業に關する調査

職業婦人殊に藝娼妓酌婦に關する各府縣警察部の調査は殆んど恒例になつてゐるから、これを一々擧ぐるの要はない。唯婦人職業に關し特殊の調査を行つた事例を數へて見やう。

京都府保安課のカフエー及びカフエー女給素行調査
仙臺署の酌婦炊婦素性調査
和歌山縣新宮署の娼妓狀態調査
東京市社會局の職業婦人團體調査

第七章　少年勞働に關する調査

此の方面の調査は尙ほ未だ著手せられざる處女地であつたが。其の必要が漸く感ぜらるゝに至つて本年は左の一例を生むに至つたのである。

大阪少年職業紹介所の少年に關係ある職業調査—二月より著手、左の事項に就いての調査を爲すことゝ成つた。

一、主要なる仕事
二、從業者の區別又は等級
三、危害疾病の關係
四、人物才能の關係（主人又は監督者の意見）
五、教育程度と採用の地位及進級關係
六、見習制度（仕着小使給與の年期か月給年期か又一人前になる迄の期間等）
七、教育上の便宜
八、從業員の給料
九、同業組合其他一般概況
十、勞働組合との關係
十一、見習者採用方針
十二、獨立の方法と資金及入費

第八章　移入民に關する調査

移入民と稱するも全然移入鮮人に限られてゐるが、これに關する調査は、該移入民の數の多き地方に於て特に最近に於て注意を拂はれてゐる所である。而して本年中に行はれたものを擧ぐれば、

大阪市社會部調査課員の鮮人勞働者生活實情調査の爲めの渡鮮

大阪市教育部の鮮人兒童教育調査―鮮人教育研究會なるものを設置して、教育施設、就學奬勵法、共學制の可否、鮮人兒童に適當なる學課等について調査することゝ成つた。

香川縣の鮮人生活狀態調査

＊　＊　＊　＊

以上の外、震災に關して各種の調査が行はれたが、夫等は皆當研究所編「日本社會事業年鑑」大正十三年版の記述に讓る。

第五編　勞働立法

第一章　通過せる法案

第一　工場法改正案

1　議會提出迄の經過

第一回國際勞働會議以來の問題たる「勞働時間」「最低年齢」等に就ては永らく樞密院に停滯して一九二二年七月一日から實施するとの約束が、一昨年暮に至つて初めて社會局が原案作成に手を染めたのであつた。尤も此問題に關しては我舊來の工場法と抵觸する所があつて多大の不便を感ずる所から已に數回もこの改正案が國憲兩黨から議會に提示され、又農商務省に於てもこの三年來工場監督官の手によつて具體案を得てはゐたけれども、その後産業の不振や新社會局の設置による移管問題等種々の事情に因つて今日迄延期するの止むなきに至つたのである。

然るに社會局が此度こそはとの意氣込により、第四十六議會に提出すべく原案の作成を了り、而して之を私案として、豫め商業會議所その他各關係方面に內示してその意見を徵して見た。而して之に對する各關係方面の主なる意向及び答申を摘記すれば左の如くである。

農商務省――社會局が平素勞働者の幸福增進にのみ意を用ひて諸

般の調査立案を試み、勞働行政の理想的發展を期せんとする傾向に嫌き足らず、之が爲めに甚しく産業の發達を阻害されんことを恐れて、この私案は勞働者偏重だといひ、剩へ最低年齢を十四歳とせるは不振の我工業をして益々衰微を免れざらしむべしとなして熱烈に反對の意を示した。

協調會――當初政府が利害關係を有する事業主の團體にのみ諮問し、第三者の批判者なる立場にある同會に之を諮問せざりしことを楯にとり、全然白紙主義を以て進んでゐたが、一般の非難があつたのと、會々その私案の發表を見たので、一月二十二日丸の内事務所に理事會を催し塚本社會局長の出席を請うて種々説明を聽取した。

尙その修正及追補意見は左の通りである。

一、工業勞働者の最低年齢を規定するに當り小學校令第三十三條第三項は之を削除し且貧困兒童に對して尋常小學校の教科を修了せしむべく適當の施設を講ぜられむ事を望む

（理由）改正案に依れば貧困の故を以て義務教育を免除せられたる少年と雖も滿十四歳に達するに非ざれば工業上何等の業務に就くこと能はざるを以て彼等は風紀衛生上不良なる環境の裡に其の期間を空費するの已むを得ざるに至るべく是れ却つて彼等を保護するの所以に非ざるのみならず貧困者の子弟が就業に依りて家計を助くること能ざるの結果を招致するに至るべきを以て此際宜しく小學校令第三項は之を削除し且つ貧困兒童をして義務教育を修了せしむるに付適當なる施設を講ずる必要あるものと認む

二、少年職工の年齢十五歳未滿を十六歳未滿とする改正案中三年の猶豫期間は之を削除せられんことを望む

（理由）少年職工年齢引上に就ては施行の際十五歳以上十六歳未滿の者を引續き使用する場合に付き經過規定を設くるを以て足れりと認む

三、器械生絲製造の業務及び輸出絹織物に關する業務に付例外的に就業時間の延長を認むる期間は之を三年に短縮せられんことを望む

（理由）器械生絲製造の業務及輸出絹織物に關する工業は近時著しき發達を遂げたるを以て相當の猶豫期間を設くるに於ては生産能力の上に惡影響を及ぼすことなかるべきのみならず是等の業務に從事する者は多くは保護職工なれば例外的就業時間を久しきに亘り延長することは彼等を特に保護するの趣旨にも悖るものなるを以て成可く速に此の例外を廢止するの必要あるものと認む

四、深夜業廢止に關する猶豫期間を三年とする改正案は之を二年に短縮せられむことを望む

（理由）深夜業の禁止は之によりて影響を蒙るべき工業の正常なる發達を阻害することなく且つ失業其他の著しき惡影響を社會に與ふることなく圓滑に之を實施せむとせば諸般の準備の爲め相當の猶豫期間を必要とすべきは勿論なるも當該工業の生産設備の現況、生産物の需給關係其の他の各種の事情に鑑み二ヶ年の猶豫期間を以て足れりと認む

五、業務上の災害傷病扶助に關する改正案中「本人の死亡當時其收入に依り生計を維持したるもの」に關しては本人の指定したる者に限らざる樣改められむことを望む

（理由）　改正案に依れば業務上死亡の場合に於ては遺族の外本人の死亡當時其の收入に依つて生計を維持したる者は扶助を受くることを得べきも本人の指定したる者に限るは改正の趣旨を貫徹することを能はざるものと認む

六、業務上の傷病扶助に關する工場法第十五條中「自己の重大なる過失に依らずして」を削除せられむことを望む

（理由）　現行法に依れば業務上の負傷疾病又は死亡の場合に於ける工業主の扶助責任は職工自身の重大なる過失に依らざる場合に限らるゝも業務災害に關しては被害者の過失の有無に拘らず產業自體として其責を負ふべきことは近代の立法並に學說の趨勢なるのみならず之を我國の實際に徵するも官營事業に於ける共濟組合は既に此原則を採用し民間の事業にありても大工場に於ては同樣の慣例行はれゐるのみならず資力薄弱の小工業者は却つて此の規定に藉口して當然の責任を囘避せんとするの傾向なきにあらざるを以て工場法適用範圍の擴張せらるゝに際し工業主の扶助責任に關する條件を削除し以て職工の生活の安定を圖るの必要あるものと認む

七、工業主は勅令の定むる所により職工規則を定め之を職工に公示すべき旨工場法中に規定せられむことを望む

（理由）　職工の雇入、解雇、就業時間、賃金支拂方法、扶助其他工業主と職工との間の關係を規定する職工規則を定め之を職工に周知せしむることは職工の保護待遇上緊要の事項に屬するものなるを以て之に關する條項を新に追加するの必要あるを認む

八、工業主は勅令の定むる所に依り一般職工に對して雇入れの際に於ける身體檢査及每年一回以上の職工の健康診斷を行ふべき旨工場法中に規定せられんことを望む

（理由）　職工の健康を保持し且產業能率の增進を圖る爲必要ありと認む

日本工業倶樂部――一月十二日に神戸擧一氏外十七名の委員會を、同二十四日に馬越恭平氏外約廿名の理事會を召集して、この諮問に關して協議し答申する所があつた。その要項左の通り

一、法律適用工場の職工數を十人に低下するの案は家族、臨時雇、季節的從業者を除外して計算すること

二、少年工年齡を十六歲未滿に向上の件は現行通り十五歲未滿に止むる事

三、保護職工最長就業時間を一時間短縮案は現行法のまゝ十二時間とする事

四、保護職工深夜業禁止期を大正十五年に繰上ぐる案は現行法通り大正廿年まで猶豫すること

五、深夜業範圍を午後十時より午前五時までとする改正案は十一時より五時までとする事

六、滿十四歲未滿者の使用禁止案は滿十三年未滿に修正する事

希望條項

一、保護職工休憩時間を一齊に與ふる案は法律に依らず命令に讓る事

二、「產婦」なる辭句を「產前產後若くは生兒哺育中の女子」と改むるは其必要なし

三、危險豫防及び除外の必要手段を行政官廳が直接職工徒弟に命

するの件は現行通り工場主に命ずる事

四、扶助料支給遺族の範圍を内縁の妻に及ぼす案は現行法通り之を認めざる事

大阪工業會――一月十二日理事會の協議の結果左の如き意見を答申した。

第一項　適用を受くべき工場の範圍を當時「十人」以上の職工を使用するものに改むることは現在に於て其必要を認めず

第二項　改正案に賛成す

第三項　保護職工の一日最長就業時間を現行法は機械製絲及輸出絹織物の業務に付ては十三時間とせるを兩者共一時間宛短縮することとある次に但し主務大臣の認可を得たる場合に限り就業時間を一時間延長することを得と但書を加ふること

第四項　改正案に賛成す

第五項　改正案の午後十時を十一時と改め又十一時を十二時と改むること

大阪府當局――適用範圍の擴張は時勢の進歩に伴ふ當然の措置であり、少年職工の年齢の改正は生理上の自由に甚き適當なる改正である。又深夜の範圍も至當として寧ろ緩に失する。工場主側は差當り不便苦痛とする向もあらうが、時勢の推移に伴ふ當然の結果なれば受忍の止むなしなどと賛意を表してゐる。

東京商業會議所――一月三十日臨時總會を開き、調査委員長小菅恭太郎氏の報告通り、答申案を可決した。該答申案は左の如し、

(一)本邦輸出品の生産は近時家内工業の域より漸次工業組織に推移するの時に當つて工場法の適用を俄に當時十人以上の職工を使用するものに擴張せんとすることは産業振興上考慮すべきに就き左の除外例を設けられんことを希望する

(イ)一定の者は職工數の計算より除外すること(ロ)職工數十人を超ゆる場合と雖も二馬力以下の原動機を使用するものには法律を適用しないこと(ハ)一定の工場は二馬力以上の原動機を使用するものと雖當時雇傭の職工數十五人未満の場合は法律を適用しないこと

(二)就業制限を受くる少年職工は現行通り据置きとなすこと

(三)保護職工(少年及女子)の就業時間は現行通り据置きのこと

(四)改正案要領には異議なし

(五)深夜の範圍は午後十一時より午前五時迄とし地方行政廳の認可を受けて一時間以内の變更をなし得ることに修正あり度し、

(六)幼年勞働者の使用禁止に關する別に定むる單行法に於て其年齢の制限は十三歳未満と修正せられ度し

關西の商業會議所――大阪神戸をはじめ大體同樣なる反對答申を爲してゐる。殊に京都商業會議所の如きは該地の工業界は未だ全然家内工業の域を脱しない、西陣織物染物、陶磁器業者の如きが新工場法の適用を受くるとすれば京都地方の家内工業はその進歩發達の阻害を蒙るは蓋し大なりとて大に反對してゐる。關西各地より當時社會局に答申したる結果を綜括すれば、

(一)工場法適用工場範圍當時「十五人」以上の職工使用のものとあるを「十人」以上と改むる事

異議なし――門司商業會議所

現行通り――大阪工業會、大阪商業會議所、神戸商業會議所、京都商

業會議所

(二)少年職工の範圍「十五歳未滿」とあるを「十六歳未滿」と改むる事

但し三年間實施猶豫の事

異議なし—京都商業會議所

現行通り—大阪商議、門司商議

業態に應じ十五歳未滿乃至十六歳未滿の範圍に區別する事—神戸商議

(三)保護職工の一日最長就業時間「十二時間」(器械製絲輸出絹織物等は十三時間)とあるを一時間短縮する事

現行通り—東京商議

特別の場合一時間延長を許す事—門司商議、京都商議

十時間を原則とし臨時必要の場合二時間以内延長を許す事—大阪商議

業態及季節に應じ一時間延長を許す事—神戸商議

(四)保護職工の深夜業禁止の猶豫期間を改正法施行後三年に短縮する事

異議なし—神戸商議、門司商議、京都商議

猶豫五年—大阪商議

(五)深夜の範圍「午後十時より午前四時迄」を「午後十時より午前五時」までと改め行政官廳の認可を受け「午後十一時より午前六時」とする事を得

午後十一時より午前五時迄—門司商議

午後十一時より午前五時迄を原則とし事情に依り午後十二時より午前六時迄に變更を許す事—大阪商議、神戸商議、京都商議

(六)現行工場法第二條を削除して別に單行法を制定し滿十四歳未滿の者の使用を禁止する事

異議なし—大阪商議、門司商議、京都商議

事業の性質により除外例を許す—神戸商議

大日本紡績聯合會—一月六日委員會を開き、左の決議をなした。

工場法改正諮問に對し左の主意を答申すること

諮問案第一項　異議なし

同　第二項　同

同　第三項　左記但書を附した上諮問案に贊成

但主務大臣の認可を得たる場合に限り就業時間を一時間延長することを得

同　第四項　異議なし

同　第五項　諮問案を左の通り改むる事

深夜の範圍を現行法は「午後十時より午前四時迄」とせるを「午後十一時より午前五時迄」と改め行政官廳の認可を受けて「午後十二時より午前六時迄」とするを得しむること

尙單行法を以て制定の筈なる幼年勞働者使用禁止に關する點も異議なし

蠶絲業同業組合中央會——一月二十四日から四日間に亙り審議する所があつた。而して左の答申を可決した。

一、適用を受くべき工場の範圍を現行法には常時「十五人」以上の職工を使用するものとあるを常時「十人」以上の職工を使用するものに改むること

一、保護職工（少年者及女子）の一日最長、就業時間を現行法は器機製絲及輸出絹物の業務に付ては「十三時間」其他の工場に付ては「十二時間」とせるを兩者共一時間宛短縮すること

然るに其後總會は社會局から事務官の出張を請うて説明を聞き更に質疑應答の上、更らに次の如き條件を附して贊意あることの答申をした。

一、家族以外のものを使用する工場に對しては法を適用すること

一、就業時間は原案を基礎とし傷けられざる範圍の短縮は之れを認むること

一、休憩時間を增した場合はそれだけ就業時間の延長を爲し得ること

一、今後勅省令其の他命令事項等は公布前に一應其の成案を必ず諮問されたきこと

神戸市燐寸同業組合聯合會――左の答申を爲した。

一、保護職工の一日最長就業時間を現行法の通り十二時間とせられたし

二、幼年勞働者使用禁止に關しては左の除外例を設けられたし

燐寸の函詰及び包裝に付いては滿十歳以上滿十四歳未滿の者の就業を許可せらるゝこと

鑛山懇話會、石炭鑛業聯合會――協同にて一月十六日委員會開催、成案を得るに至らなかつたが、鑛山業者として該法案の實施に依り最も影響を蒙る可きは婦人の深夜業禁止にして、今之が禁止を勵行せらるゝに於ては、從來之に從事せる婦人勞働者の失業するもの數萬に達し、之が救濟方法に困難を感ずるのみならず、石炭の如き其生産は著しく減少す可く、之に對する施設としては新坑の開拓鐵道運搬の設備等を改善するを要すれど、之とて遽に完全を期し難きのみならず、設備に要する費用より見るも、單に九州地方のみにても八千萬圓餘を要す可く、更に北海道常磐地方を合すれば優に一億圓の巨額を要する次第なれば、假令理想として之を可とするも、其間相應猶豫期間を必要とす可く、猶豫期間三ヶ年と云ふ如きはあまりに短期に失するを以て、尠くも七八年乃至十年位の猶豫を措きて後實施されたしといふ意嚮であつた。

2　議會の經過

衆議院――改正案委員會は三月七日に開かれた。委員高田良平氏は法文で保護方法を規定する結果今までの溫情主義の保護が退化する樣な事もあると見なければならぬが、夫等の點を慮りどうせ法律を定めるならば、食糧寢具設備等に制限を加へる意志なきや。『工場法を農商務省から內務省に移管したのは如何なる理由によるか』等の質問をなした。之に對して河原田部長は『設備衞生に關しては主務大臣が命令を以て定めしむる事になつてゐる。勞働問題は産業上の立場から管理する必要もあるが、今後は社會政策的見地から取締ることを適當と認めたからであると答へ、又守屋松之助氏から『工場法の適用を受くる工場は現行法が十五人以上の職工を有するものであるのを十人以上に改めた理由、及此の改正の結果が惡いと農村産業の阻害を來す事なきや、勞働時間を午前五時より午後十時までとしたのは

國際勞働會議の結果からであらうか』との質問があつたから、河原田部長は、『其等に就ては十分考慮してゐる。午後十一時以後に勞働させる事は不可である』と説明した。中原德太郎氏の『(一)病人の從業禁止範圍、(二)三年後に絶對に夜業を禁止するといふがこの除外例の範圍、(三)十二歳以上の幼年勞働を許す理由如何』との質問に對し、塚本局長は『(一)は工場監督官に委ね(二)は萬一のために設けた除外例で、(三)は尋常科修了者を就職せしむるのである』と答へ次いで矢野丑乙、宮崎三之助氏等が二三の質問をなした。八日には各條審議に移り、高田良平氏の質問に對して河原田部長は『製絲職工の勞働時間の短縮は職工に打擊を與へるものだとのお言葉だが、時間の短縮は健康の改善、設備の改正等のために生産能率は却つて增進を見る、又本法の適用範圍は常時十名以上の場合に限るのであつて、臨時に雇入れたものはその人員から除外される』と答へ、矢野丑乙氏の『世態の進歩に伴ひ小工場は除外した方が適當なので改正の必要はないと思ふが如何』てふ問には『事實本法の適用のない爲め職工を隨分虐待して居るものが少なからず、職工の爲に實際氣の毒千萬な場合が多いので本改正を企てた』と應答した。又矢野氏の『紡績の夜業廢止の爲に生産が半減し市價の騰貴を見れば國民經濟上大事件である。紡績業には一時間の時間延長を許す意はないか』との質問に對し、『施行規則の改正に際し考究すべき點であつて未だ確答し得ない』と答へた。續いて時間制の問題に入り、武内作平氏の質問『行政官廳の許可を受けたる場合は午後十一時まで從業せしめ得とせる趣旨那邊にあるか』に對し、河原田部長『産業上の關係をも考慮し急激な變化を避くる爲必要な場合には延長を認める積りである』と答へた。

九日の審議會にては守屋松之肪氏から夜業禁止時間の質問に對し、河原田部長は『未成年者に就ての時間短縮は保健上の必要に因るもので、一時間の延長は産業方面の止むを得ざる場合を豫想してゐるし、又夜業禁止時間は外國にもその例を見る』と説明した。正木氏の第五六條の質問には『保護職工の就業時間制限實施を三年後としたのは衛生の見地に鑑みたのだ』と辯じ、次で武内氏の休憩時間の三十分は短しとの提議に對し『工場法の適用ある工場には充分だ』と答へた。守屋、中原二氏の質問了り矢野丑乙氏の提議により第十五條以下を一括し審議をなした。武内氏が又本法改正と同時に鑛業法を改正しなかつたことを責ると、河原田部長は『該鑛業法は複雜な關係あり愼重に研究の要あれば後に讓つた』と辯明し、此日は未了の儘散會した。

十二日の同會にては飯塚春太郎氏から蠶業勞働の特例につき質問ありて、四條工務局長之に應じ、武内氏の質疑には山川條約局長から『勞働會議は普通の會議と異り、各代表者は

自由に其意見を發表し且つその採決も三分の二の賛成でよいことになつてゐる。而してその條約案は各國それ〴〵權限ある機關に附議しその結果で採否を決し、採つた場合に始めて條約案の案たる性質から、條約と變じて批准をするといふことになるので、權限ある機關がこれを採るか否かは各國の自由なので、これが普通の條約と異なつてゐるのである。日本では權限ある機關とは先づ樞密院がこれに相當するものである。それで同會議の議決に對しては成るべく差閊ない限り條約案に近づきたいといふ考を以てゐる』との答辯があつた。

次いで議題を、工業勞働者最低年齢法案として審議する所があり、武内作平氏の義務教育を免除さるゝ貧困者の件についての質問に對し、山崎普通學務局長は『右貧困者の中今回工場法改正により使用禁止となるのは約三千であるが、是等に國民教育を授ける何等かの方法を設けることは勿論希望するところであるが、費用の關係等で直に實施出來ぬは遺憾である。併し何等かの差等を設けて可及的、速に其方法を逐次に具體化したいと思つてゐる』と答へ、尙田子部長之を補足した。

次で船員最低年齢法を議題に供し、正木氏の『漁船をも此の範圍に加へるか』に對し前田遞相『漁船は事情が違ふから本法を適用する事は出來ぬ』と答へ、其他二三の質問があつた。

翌十三日には山口、飯塚、武内諸氏の質問を了りて採決に入り、工場法改正案は可決を見、又工業勞働者最低年齢案は竹内氏の左の希望條件を附して委員會を通過した。

希望條件

尋常小學校の教科を修了せざる十四歳未滿の者の工業勞働を禁ずるは兒童の精神身體を保護する上に於て適當なるも政府は貧困の爲就學出來ざる兒童の就學を保護する法令を速かに制定せられんことを望む。

貴族院――工場法案が貴族院第一讀會に現はるゝや江木翼氏は塚本政府委員の説明を俟ちて直ちに『本案が内務省の諮問案と全然相異あるは了解し難く、又紡績勞働者の勞働時間は改正法によれば結局十二時間迄延長し得ることとなつて法案としては寧ろ退歩には非らざるか』と詰る。塚本委員は紡績業の現狀を述べ支那紡績との關係を説き、『これ等の事實を斟酌して當局としては衆議院の意見を尊重して考へて居る次第である』と答へたるも、江木氏は尙も失業問題を論じ政府の措置の及ばざるを責め次で貧困により就學義務を免ぜられる者にして工場にも出られない者を如何に措置するかと追求する。亦司文部次官の答辯ありて委員附託となる。

三月二十日午後、改正案特別委員會は先づ工場法改正案の審議に入りて江木氏から『時間の短縮によりて需要供給關係に過不足なきか』永田秀次郎氏より『此度の改正により國際勞働會議の希望を充したか否か』との質問ありたれば、河原

田部長は之に辯明した。次で、藤村義朗男から『十一時間勞働は賃銀の減少を來さざるか』てふ質疑に、塚本長官は『設備の改良宜しきによる』と辯じた。工業勞働者最低年齢法案の審議には江木氏の質問あつて山崎局長と問答を重て、更に船員最低年齢及健康證明書に關する法律案の質問を了りて之と共に三案の全部質問を了りて散會した。

翌二十一日午後の委員會には改正案に就て江木氏より左の希望條件の提出あり、之が異議なく承認されて可決され、又他二案も一括して可決を見た。

希望條件

工業勞働者の最低年齢を規定するに當り小學校令第三十三條第三項はこれを削除し且つ貧困兒童に對しては小學校の教科を修了せしむべく適當の施設を講ぜしむることを望む。

3　同法施行令の作製準備

新工場法は三月二十九日附法律第三十三號を以て公布されたが、それに基いて作られた工場法施行令同施行規則は兼て社會局參與會議、內務省參事官會議に於て審議せられ全國各工業團體に向つて諮問をなした。八月十五日の締切日迄のそれ等の答申には區々の修正意見條件等があつた。元來、新工場法は重要事項の多數を施行令施行規則に讓つてゐるが故に、內務省は四月六日工場監督技術官協議會を召集し、意見の交換を了へた。その際、塚本長官は

惟ふに工場法は「工場に於ける勞働者殊に女子及び少年の衞生及び危害豫防に關する取締規則」とも言ふべく其の本質的に於て技術に關するものにして其の運用の技術官に俟つべきもの多きは言を俟たざる所である諸君の地位は實に工場法運用の樞機を握らるゝものと云ふべきで其の職責の重大なるは勿論である、諸君は平素其の重要なる地位職責を思ひ科學の進歩工業の發達に遲るゝことなく研鑽歇まず必ずや工場法に對して幾多有益なる意見を有せらるゝ事と信ずる、前述の如く施行令施行規則は或る意味より言へば法律自體より重要なるものなれは平常の研鑽と施行の經驗とより得たる蘊蓄を披瀝し腹藏なく意見を吐露し施行令施行規則の改正につき遺憾なからしめんことを切望す

と訓旨してゐるのに徵しても附屬法の決定は至難の業である。社會局は各地からの諮問回答を得たので原案を法制局並に閣議を經て樞密院に審議を請うた。

第二　中央卸賣市場法案

1　提出の理由

政府は主要都市に於ける食糧品供給の圓滑を意圖して中央卸賣市場法を案出した。その主旨は、六大都市に各一箇の中央卸賣市場を開設して、單に中央所在地附近の魚類蔬菜類等を集散するに止らず遠く各地方より諸種の食糧品を集積分散せしめ、以て市場として中樞機關を成さんとするにある。從つて之が爲めに冷藏庫、その他特別の施設に充當する費用の必要を感ずるものには補助金を給し、又土地建物等多大なる

費用を要する向には十分低利資金運用の便を圖るにあるらしい。

2　議會の經過

衆議院に於ては二月十九、二十日及三月二日に委員會の議題に上り、武内作平氏は從來の類似市場は閉鎖の厄に遭ふから閉鎖か業務繼續かは從來の市場經營者の自由意思によらしむべし。又毎年度各八十萬圓の補助金は各市場に分賦すれば極めて僅小の額なり萬一此給付を拒絶せる時は如何にするか等の質問をなしたり。鶴見商務局長は答へて、從來の市場が中央市場の開設に全然支障を來す場合にのみ之に對して地方長官の申達により主務大臣その閉鎖を命ずるのであるし、又補助金を拒絶する時には强ひて之を給與しない趣意だとあつた。此外に近藤達兒、森下龜太郎、作間耕逸、磯貝浩、四氏の質問に答ふる所があつた。最後に、牧野良三氏が『本案は主要都市に食糧品の供給を圓滑にする法案であるからこれに贊成するしかし左の如き希望條件を附したいのである』

第一　本法施行後新に類似市場を開設するやうなものがあつても第七條の損失補償をしないやうにする

第二　現に中央卸賣市場類似の事務を營んで居るものには第十條の適用に際し優先的待遇を與へる事の二案は施行規則を定める場合にその規定の中に入れて貰ひたい、次に附たりの希望として

一、中央市場開設後は類似營業者を壓迫しないやうにしたい

二、損失の補償を受けたものは原則として中央市場に收容しないやうにしたい

三、人口百萬以上の都市にあつては分場本場を合せて三つ以上の市場を開設するやうにして貰ひたい更に第十九條中「又は吏員」の四字を削除し『業務、』の『、』を削り『及び之に關する』の六字を加ふと修正したい

と希望條件を述べたるに對して採決の結果多數を以て希望條件附修正案を可決した。

貴族院にては、三月十二日の委員會に於て荒井農相この說明をなしたるに坪井九八郎男、上山滿之進氏、伊澤多喜男氏などから質問があつた。又本會議第二讀會に於ては上山氏は『苟くも日本の首府たる東京市に於て市場を開設する力なくこれを公益法人に行はしむるとは如何にも諒解し難い所である。私は茲に一の事實を擧げて諸君の判斷を仰ぎたい。それは本法案の提出以前に於て既に東京に於て市場の開設をなさんとする公益法人の計畫が存在して居つたとである。其の公益法人は若干の國會議員を含まれた財團法人で名稱は東京中央市場と呼び政府の補助金と低利資金の借入を以て資產として居る。此の樣な蟲のよい財團法人が公益法人であらうか。』など糺彈し、高橋琢也氏が之に說明を與へた。別に伊澤氏山脇玄氏等の質問あるに對し荒井農相は一々說明を與へた後記名投票を以て修正案の贊否を問うた所否決された。そこで原

案の逐條審議を了り第三議會にて原案の儘可決す。

第三　産業組合中央金庫法案

政友會は二月十日該法案を衆議院に提出した。其の提案理由は横田千之助氏によつて述べられたが、『産業組合の本質に照らし主として對人信用を目的とする諸種金融機關を設立し次で組合經營の基礎を固くするものであり、其精神は社會政策的見地より出發して出來る丈け中小産者に資金を供給せんとするにある』といふのが其主旨であつた。而して委員附託となつた。

委員會は二月二十二日より引續き開催されたが、三月一日には政府側より修正案が提出された。政府修正案の主旨は大體左の通りである。

原案が組合相互の共助機關たるを基礎觀念とするに拘らず、組合員以外の一般預金者より定期預金の途を開いたり、餘裕金の運用を口實に國債又は公債若くは生産物を擔保とする三箇月以内の短期貸附又は手形の割引を爲して組合員以外のものに資金貸出の途を講じてゐるのは、相互主義を脱した銀行類似の業務を營むもので、原案通り承認する能はざるのみか、斯ては勸銀農銀の事業範圍にまで喰ひ込むことゝなる結果、貴族院の通過にも支障となる虞れありとして相互主義に徹底せしめんが爲めに修正の必要がある。

翌二日には政友會より修正出で、憲政會より修正案出たが、結局政友會修正通りに可決した。

貴族院に於ても委員會で一二議論が出たが、第十五條第十八條に修正を加へ、三月二十五日通過した。

第四　船員年齢法案

曩に國際勞働總會に於て採擇された條約案中海員に關するものの内少年船員年齢制限法及少年船員强制體格檢査法は兼て遞信省の手に作成し第四十六議會の協賛を經べく提出したるに三月二十一日無事通過した。全部十ケ條よりなり大正十二年法律第卅五號『船員の最低年齢及び健康證明書に關する法律』として發布され、次で十一月廿日の勅令を以て十二月十五日より施行の爲め施行細則も公布された。

第五　恩給法案

1　提出の理由

舊恩給法は明治二十三年頃から同三十四、五年頃に制定されたもの故、種々事情を異にする今日に於ては、生活の實狀に適せざる點少なくない。さうして、文武官に對する支給額に均衡を得ない所が多いので、之を先づ統一するの必要がある。かくて漸次恩給制度の改善を期せんとするのがこの改正案の目的であるといふ。

2　議會の經過

衆議院の委員會は二月廿三日に開かれてゐる。三善清之氏が『現行恩給法は生活の實狀に副はないから我が黨は之が改正を希望し黨議を以て建議案を提出した次第である。現在の受恩給者は約三十萬人であるが、第六十條その他を修正し總額三千萬圓即ち約五割の增加をせんとするのである』と説明

すると、根本正、松實喜　太二氏が贊意を表した。津野田是重氏が改正案別表の二、三、四號等を持出して詳細な修正意見を述べた。長谷場敦氏は之に贊成し、大藏大臣の同意を求めると、市來藏相『政府は大體修正案に同意する政府としては成るべく速に實施し度いと思ふけれども財政上の狀態に鑑み數年に區分して實施することにしたい』と答へ、又高木正年氏からその實施期の質問に對し、『只今提案になつて居るものに就いては政府は出來得る限り速に實施したいと思うて居るけれども、政府は四百萬圓を限度として十二年度追加豫算として提出する。而してその實施は勅令に讓りたい』と說明した。次で牧野良三氏より各條の修正、仙波太郎氏は第九十二條、野村氏から第六十三條の字句の修正等ありて、暫時休憩の後再會し、高橋委員長より將來は恩給年限を適當に規定され度しと希望したるに、藏相は研究に俟ちてその完成の意ある所を述べた。採決の結果高木氏の修正案は否決され、三善、野田、牧野三氏の修正案は全會一致にて可決し、字句の修正は委員長に一任した。これ等の修正案によれば恩給額は三千萬圓の增加なるも、大正十三年度より向ふ五ヶ年ごとに增額し、差し當り十二年度には四百萬圓の追加豫算を要することになつてゐる。

第二讀會に就て高木正年氏が修正案を提出した。これによると各官廳の雇員が加へられ、增加恩給の規定を設けることになつてゐた。この案は採決の結果少數にて否決され原案の如く可決を見た

3　本法の施行

この新恩給法の施行令は八月十七日の官報を以て發表され十月一日より實施することになつた。該施行令は內閣恩給局に於て起案し法規整理委員會之を愼重審議したのを更に法制局が審査を加へて閣議で決定したものである。而して同令は新恩給法中勅令に委任せられた實體的事項に關して規定することを目的とする所謂委任勅令である。尙之と同時に恩給審査會官制勅令と恩給法施行手續等に關し勅令閣令が八月二十二日に出た。

第六　退職賜金公債案

行政整理又は軍備の制限整理に關する公債發行に就いての法律案は政友會の提出する所であつた。委員會にて、提案に先ちて勅令を發したるは憲法違反なりとか、一片の勅令を以て議會に協贊を强要したるは蓋し將來に惡例を貽すものなり、且又、西比利亞の戰死者に對する賜金と比較しその權衡を失したるの傾向あり宜しく否決すべしなど、議論はあつたが結局、採決を以て原案の儘可決を見た。

第七　農村振興建議案

農村問題の急迫は遂に政友會と憲政會とをして農村振興に關する建議案を提出せしむるに至つた。今、政友會提出該建議案を示せば次の如くである。

農村振興に關する建議案主文

地方農村の萎靡不振は眞にその極に達す、これ誠に國家の一大憂患たり、政府は宜しくその依つて來るところを探求して速にこれが對策を講じ以て救　振興の途を執るべし。

右建議す

理由――現下農民の負擔は愈重きを加へ生活の安定を缺くの傾あるの結果、農村は萎靡して振はず、若し今日にしてこれを看過しこの勢を以て推移せんか農村は益々衰退して遂に永久に匡救し能はざるに至らん。これ寔に國家の一大憂患にしてその救濟振興の緊要なるを說く所以である。然もその因て來るところを探求するに、農村に對する施設に於て缺けたるもの多々あるがために外ならぬ。依つて政府はその疾患に鑒み組合制度の改善によつてその機能を敏活ならしむると共に金融機關を整備して資金を潤澤ならしめねばならぬ。或は灌漑治水耕地整理等によつて土地の改良を圖り、農具肥料の共同購買供給等によつて生產費の減少の如き、米價をして常に動搖せしめずその安定を確保するの途を講ずる必要がある。失業の防止副業の奬勵を圖ると共に農村教化の方策を講じ、以て農民の負擔輕減と生活の安定を期せねばならぬ。政府は宜しくこの點に留意して農村の救濟振興につき速かに適當の途を立て以てその目的の達成に努力せられんことを希望す。これ本案を建議する所以である。

右兩建議案は二月三日一括して衆議院に上提され、憲政會案は下岡忠治氏、政友會案は小川平吉氏によつて說明されたが、十八名の委員に附託された。

五日、該委員會は元田肇氏を委員長、龍野周一郎、田中萬逸、齋藤宇一郎、守屋松之助氏を理事に互選した。而して其後引續いて委員會が開催され、農務省獨立、地租の地方委讓產業組合中央金庫の設立、新式農具の使用補助奬勵、農業倉庫の增設、養蠶奬勵耕地整理の奬勵擴張、農村水力電氣出願許可、爭議調停法案、地方行政官の積極的小作爭議調停、農村功勞者の表彰、小作爭議煽動者の取締、農村娛樂機關の設備、農具輸入稅の免除、勸銀農銀の貸付範圍制限、新式農具使用による過剩勞働力の處分、米穀法の徹底的運用、米穀標準價額の設定、小作保險法、農村青年團の指導、小町村の併合、戶數割の廢止、農村振興策に關する調査機關の設置等各種の意見や議論が百出したが、前後十五回に涉る審議の後三月二十一日小委員會に於て作製したる左記提案を附議し、滿場一致にて該修正案を可決した。

農村振興ニ關スル建議修正案

農村ノ盛衰ハ直ニ國運ノ消長ニ關ス然ルニ近時漸ク不振ノ情勢ヲ見ルハ國家ノ爲深憂ニ堪ヘサルトコロナリ政府ハ宜シク農務省ヲ獨立設置シ專心農務ノ刷新發達ニ從ヒ同時ニ臨時調査會ヲ設ケ根本的及ヒ應急的ノ政策ヲ調査シ以テ速ニ適當ノ對策ヲ樹テソノ實行ヲ期セラレンコトヲ望ム而シテソノ調査事項ハ多々アルヘシト雖モ

一、米穀法ノ運用ヲ完ウシ以テ米ノ需給調節ヲ圖ルト同時ニソノ價格ノ調節ニ遺算ナキヲ期スルコト

二、農業教育ノ改善普及ヲ圖ルコト

三、農村ニ對スル社會的施設竝ニ健實ナル娛樂ソノ他風教ノ振作ニ

關スル施設ヲ圖ルコト
四、行政ヲ整理シ過重ノ負擔ヲ輕減シ且ソノ均衡ヲ圖ルコト
五、産業組合中央金庫ソノ他金融機關ノ機能ヲ發揮シ更ニ大イニ低利資金ヲ增加シ以テ農村ノ金融ヲ潤澤ナラシムルコト
六、農村現在種々ノ施設ノ適否及ヒ更ニ農業ニ關スル組合ヲ設クルノ可否等ヲ審査シ且ツソノ機能ヲ完カラシムルコト
七、耕地整理ヲ促進シ農具ノ改良農業技術ノ奬勵ニ努メ之カ保護奬勵ノ方策ヲ講スルコト、肥料其他物資ノ購入販賣等ニ關スル共同作用ヲ助長スルコト土地ノ改良委託林ノ擴張牧野ノ管理改善ヲ圖ルコト
八、副業ノ奬勵ヲ圖ルコト
九、小農及ヒ自作農保護ノ方策ヲ樹ツルコト
十、都鄙勞働ノ調節ト人口增殖トノ實勢トニ鑑ミ移植民ノ方策ヲ講スルコト
十一、農業經濟ソノ他農業狀態ノ根本的調査ヲナスコト
等ノ如キハ最モ急速調査ヲ要スルモノナリ又新タニ根本策トシテハ
一、米專賣法制限ニ關スル件
一、農業保險法ニ關スル件
一、小作制度確立ニ關スル件
一、自治體ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルタメ國有土地森林原野ニシテ往時地方自治體ニ於テ使用シ收益アルモノハ之ヲ當時ノ狀態ニ復セシムルノ件
等ノ如キ臨時調査會ニ於テ調査研究ヲナスヘキ重要問題ナリト認ム
右建議ス

三月二十四日本會議に於て元田委員長より經過報告あり、委員長報告通り全會一致可決した。

第二章　通過せざる法案

第一　小作調停法案

小作爭議調停法案は豫定の如く（本年鑑大正十二年版四四七頁）第四十六議會に提出された。三月十三日の委員會にて野村嘉六氏が、民法との抵觸問題、調停委員の選定方法及經費に關する質疑等ありたれば、山内司法次官は『民法中小作に關するものが小作權と賃貸借であるが是等の缺陷があるので小作調停法の制定となつたのである尙民法の改正は修正ならば何れの方面から提出されても司法當局は改正に吝かでない』と。又長滿局長は『本案の精神は調停にありて仲裁々判の如く小作人地主兩者の利益を代表して論議をせしめるのでないから成るべく中立的の人物を選定し雙方讓歩して和解を速ならしめんとするものである。』經費に就ては『農商務司法合して六、七十萬圓にして追加豫算を提出する豫定だ』と述べた。次で内藤濱治氏が『米價小作料を決定して小作爭議を防過しては』との希望に對し、岡本次官は『爭議の主因は同感であるが政府が米の價格を中心として人爲的米價を左右するの考へはない又小作料は地主小作人の契約の内容であるから政府は契約の自由にまで立入るは頗る考へものと思ふ』と

答へ、田中隆三氏の第八條削除と小作料決定は緊急を要すとに對し岡本次官長滿局長は夫々の答辯ありて散會す。

翌十四日には引續き、正木照藏氏の小作保險法によりて爭議を解決すべし、調停委員會の決定の拘束力如何等の質問があつた。右に對し荒井農相は『小作保險の趣旨には贊意あるも實施には蓋し至難の點が多い』と云ひ、山内次官は『委員會の決定に對し裁判所が認可を與へて完全に成立した以上は强制執行まで行つてでも小作料を支拂はしむるの効力はある』と辯じた。後水野吉太郎、福井甚三兩氏の質問ありて散會。

十五日開會の際にも、西村丹治郎、木下甚三郎氏等の質問を了りて、逐條審議に這入つた。その際、南鼎三、野村嘉六氏等の熱心なる質問相踵ぐや、山内次官は明快な答辯を與へた。

十七日には島田氏が本案の成立には幾多の修正を要するに依り五名の小委員を設け愼重審議せられたしと述べたるに野村、南等政友會内の農政通が總べて之に贊同した。荒井農相もとの法案の通過には政府も熱心なる希望を有すると辯じた。然るに齋藤宇一郎氏の『本案は既に小作制度調査會で愼重審議し法制局でも十分の研究を積んだものだ立法には隨分愼重の審議を經て居る小委員會には斷じて反對である』等の反對說が出た。そこで之を採決に取つた處、政友會全部の擧手により小委員說が可決を見て、川原委員長の指名により島田俊雄、西村丹治郎、正木照藏、福井甚三、田中隆三の五氏に決した。

そこで三月二十日小委員達は秘密會を催した。この席上憲政側は政友側に修正の意あるを察し、その具體案の提出を請ふとの提議をなした。依つて委員長も之を承認したらしい。然しこの修正意見も委員中には贊同するものあるも、委員の他のもの、及幹部の間にも熱心な反對論者があり又一方農商務側はせめて衆議院だけでも通過せしめたいとて色々の運動もしたらしいが、二十五日議長官舍に催された政友會幹事會（大正九年度決算案の討議會）は川原委員長、島田委員の經過報告の後、該案は所謂羊頭狗肉案で不徹底の嫌ありよつてこれを徹底的に修正しなければならぬが、政府側と委員會との間に意見の一致を見ないのみならず、政府側でも農商務側と司法省側との間に意見が一致しない事情があるから該案は此際否決しては如何との說あり、とれに對し有は無に優るの意味である程度の修正によつてせめて衆議院だけでも通過せしめては如何との議もあり、或は衆議院で否決すれば明年提案の妨となれどこの際握り潰すがよいなどの意見があつて、結局更に研究するとの意味にて握り潰しの運命に遭つた。

第二　借地借家調停法改正案

提案者横山勝太郎氏は、委員會に於て調停の場合に辯護士をして原被告の代理人たらしむることを希望し、同時に提案理由の大要として、

一、契約解除期限を六箇月より一年にする事
二、家賃三箇月分以上の敷金を授受する事を許さぬ事
三、敷金を受領したる家主は最低度の利息（一年三分六厘）を借家人に拂ふ事
四、權利金の授受を撤廢する事
五、明渡し强要に際し相當なる猶豫を與ふる事

等說述し中產階級の現況を指摘する處があつた。池田民事局長は之に答へて、辯護士に就ては裁判所は故意に之を拒否する所でない、要は、調停をして膝を交へて諒解を得させんとの目的にある。其他の質問と共に考慮を要しない。現行法にても差したる支障を見ないとて又もや一蹴し去られた。

第三　革新倶樂部の勞働關係諸法案

勞働組合法案――法案は前議會提出と同樣、提案理由を左の通り改めた。

勞働者生活ノ安定ヲ保障シ併セテ勞働能率ノ增進ヲ助長スル爲メ其ノ團體權ヲ認ムルは代ノ趨勢ニ鑑ミ喫緊ノ急務ナリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

治安警察法中改正法案――法案は前議會提出と同樣、提出理由は

言論集會ノ自由ヲ拘束スルハ專制時代ノ遺物ニシテ立憲政治ノ本義ニ悖ルモノトス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

出版取締法案――法案は前議會提出のものと同樣、提案理由に曰く

言論出版ノ自由ハ文化發達ノ基礎ヲ爲スモノナリ然ルニ現行新聞紙法及出版法ハ動モスレハ言論報導ノ自由ヲ拘束シテ文化開發ノ趨勢ヲ阻止セントスル傾ナキニアラサレハ現代ノ大勢ニ鑑ミ新聞紙法及出版法ニ對シ根本ノ改正ヲ加ヘ以テ言論出版ノ穩健ナル發達ヲ助長スルノ必要ヲ認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

農業組合法案――法案は前議會に提出の分と同樣、提出理由は、

小作爭議ノ頻發都市集中ノ流行農村中堅階級ノ滅亡ハ農村ニ於ケル現下ノ趨勢ニシテ其ノ原因ハ農民ノ生活不安ニ基クヤ明カナリ今ニシテ農業的經濟組織ヲ更新シ彼等ヲシテ共同一致ノ下ニ或ハ救濟慰安ノ計ヲ爲サシメ或ハ共同ノ利益ヲ增進セシメ或ハ小作案件ノ維持改善ヲ爲サシメ或ハ勞資ノ協調ヲ爲サシムルニアラサレハ農村ノ滅亡ヲ來シ遂ニ產業ノ基礎ヲ破リ食糧ノ缺乏ヲ來シ國家ヲ危殆ニ陷ラシムルヤ必セリ之ヲ豫防シ農村ノ維持確定ヲ圖ルノ目的ヲ以テ農業組合ヲ設立セシムルハ現下ノ急務ナラント認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

地租條例廢止法律案――該法案及び理由左の如くである。

地租條例ハ之ヲ廢止ス

附　則

本法ハ大正十二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

理　由　書

今ヤ世界ノ大勢ニ隨ヒ我國ノ產業組織ハ著シキ變化ヲ呈シ家族的工業組織ハ漸次機械的工業組織ニ進展シツヽアリ而シテ地租ヲ以テ國稅ノ基本ニ充ツヘキ時代ハ經過セリ此時ニ當リ地方自治體ノ施設亦人文ノ發達ニ伴ヒ著シク膨脹シツヽアルニモ拘ラス地方自治體ハ何レモ鞏固ナル財源ヲ有セス其財政甚シク窮迫シツヽアリ依テ地租ヲ國稅ヨリ除キ之ヲ地方自治體ノ財政ヲ鞏固ナラシムル

ト共ニ他面ニ於テ中央政府ノ稅制ノ根本整理ニ資セントス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

米穀法中改正法律案――該法案及び理由左の如し。

米穀法中左ノ通リ改正ス

第一條及ヒ第二條中『米穀ノ需給』ノ下ニ『及ヒ價格』ヲ加フ

第三條ノ二、前二條ノ場合ニオイテハ米穀需給調節委員會ノ諮詢ヲ經ルコトヲ要ス、米穀需給調節委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ定ム

第四條中『米穀需給』ノ下ニ『及ヒ價格』ヲ加フ

理由書　農業經濟窮迫ノ由ツテ生スル原因ハ種々アリト雖モソノ主因ハ米價ノ暴落ニヨツテ生産費ヲ償フコト能ハサルニアル政府ハ大正十　四月法律第三十六號ヲ以テ現行米穀法ヲ發布シ之カ救濟ノ一策ニ資シタカ爾來二箇年間ノ成績ヲ見ルニ常ニ量ノ調節ニ重キヲ置キ價格ノ點ヲ顧ミサルノ憾ミアリ之レ法ノ不備ノ然ラシムルトコロテ今ニオイテ之レヲ改正シ以テ農業經濟ノ救濟ニ努ムルニ非ラサレハ米穀法ハ農業上ノ見地ヨリシテ遂ニ有害無益ノ徒法タルニ終ラン之レ本案ヲ提出スル所以テアル

小作保險法案

右の中前三者は委員會に付託されたが可決を見ず、後四者は農村振興に關する建議案委員會に併記されて、前述の如き建議となつた。

第三章　提出されざりし法案

第一　海員保險法案

船員の保險問題は久しい間の懸案であり、又已に陸上勞働者の健康保險法が成立しその施行令細則さへ行はれたる今日その姉妹法たる船員保險法の制定は現下の急務とする所として社會局が約廿萬の海員を救ふべく立案したのである。その内容に於て健康保險法案とは大同小異なるも、只疾病年金遺族年金等を加へ補助期間を三ケ月としたことが此法案の特長である。若し此法案が通過すれば、常に船員の地位確立　促し來る國際勞働會議に對しても面目の程があるとて多大の期待を以て觀られてゐたのに、大藏省は『産業の破壞だ、こんな突飛な法案は贊成出來ぬ』など稱したといふ。之に對し當時の社會局第二部長田子一民氏は如何に頑迷な大藏省でも呆れ果てたものだと憤慨してゐる。蓋し將來に於ては、海上勞働者は廿萬の輿論に訴へられ且つ陸上勞働者との權衡上からもその實現の可能性は充分であらう。

第二　過激法案の運命

政府があの惡評のあつた過激法案を第四十六議會に提出しないとは兼て非公式に漏らしてはゐたが、廿眞意を捕捉せんものと、革新倶樂部の星島二郎氏は正式に質問書を政府に提示した之に對して政府は、

政府ハ前期議會ニ提出シタル過激思想取締ニ關スル法案又ハ之ニ類似ノモノヲ本期議會ニ提出スルノ意思ナシ

水野内相、岡野法相

との回答を與へた。が然し將來衣裳を變へて出現しないとは確保の限りではあるまい。

丙 統計表目次

第一表　大阪市及隣接町村所在工場ニ於ケル共濟組合統計
其一　工場種別組織別工場數
其二　工場側ノ補助ナキ組合ノ組合員出資額
其三　工場側ノ補助アル組合ノ工場側出資額
其四　同上ノ組合員出資額
第二表　大正九年度全國工場ニ於ケル扶助給與統計
其一　扶助ノ種類別件數並其ノ支給額
其二　業務別扶助料支給件數並其ノ支給額
其三　扶助ヲ受ケタル職工數業務別
其四　扶助期間業務別
其五　扶助金額及歸鄉旅費業務別
第三表　大正十年中全國鑛夫ニ對スル扶助給與統計
其一　金鑛山
其二　金屬山
其三　石炭山
其四　石油山
其五　其他非金屬山
第四表　大正十一年中大阪府下ニ於ケル職工扶助件數金額統計
其一　職工扶助金額及歸鄉旅費年次比較
其二　大正十一年中扶助金額及歸鄉旅費
其三　大正十一年中扶助規程以外ノ給與金額
第五表　官廳現業員共濟組合統計
其一　組合員數累年表
其二　大正十年度ニ於ケル各共濟組合收入狀況
其三　大正十一年度ニ於ケル各共濟組合支出狀況
第六表　吳海軍工廠共濟組合統計
其一　救濟金支給人員及金額
其二　同組合吳病院患者數
第七表　佐世保海軍工廠共濟組合統計
第八表　官廳現業員ニ對スル扶助給與統計
其一　扶助ヲ受ケタル職工數
其二　扶助期間
其三　扶助金額及歸鄉旅費
第九表　佐世保海軍工廠人事相談所取扱事項一覽
第十表　職業紹介ニ關スル統計
其一　經營主體別職業紹介所數
其二　大正十、十一年各月取扱職業紹介所及ヒ營利職業紹介業者數
其三　大正十一年職業別就職者數
其四　自大正十一年七月至同十二月職業紹介所業態別成績表
其五　自大正十二年一月至同年九月職業紹介所各府縣別成績表
其六　自大正十二年一月至同年九月職業紹介所業態別成績表

其七　自大正十二年一月至同年九月職業紹介所日傭勞働紹介成績
其八　大正十二年中職業紹介所取扱數業種別
其九　大正十二年中職業紹介所一般紹介數月別
其十　職業紹介所日傭勞働紹介數月別

第十一表　簡易生命保險統計

其一　簡易生命保險成績累年表
其二　簡易生命保險契約狀況

第十二表　簡易生命保險積立金貸付狀況

其一　各年末現在積立金
其二　積立金運用狀況
其三　積立金事業別貸付狀況
其四　大正十二年度第一回貸付

第十三表　主要食糧農産物改良增殖規則ニ依ル大正十二年度奬勵金交付額

第十四表　農業倉庫狀況

其一　農業倉庫建設狀況
其二　各府縣別農業倉庫數
其三　經營主體別農業倉庫數

丙　第一表　大阪市及隣接町村所在工場に於ける共濟組合統計（大阪市社會部調査課調査）

其一　工場種別組織別工場數

	織維工場	機械工場	化學工場	飲食物工場	特別工場	雜工場	計
會社ノ保護ニヨルモノ	四	四	〇	〇	一	〇	九
男工ニシテ青年團ニ入ラザルモノ及獨身女工	一	〇	〇	〇	〇	〇	一
職工全部又ハ社員傭ヲモ含ムトセルモノ	五	二一	一二	五	五	一二	六一
職工ノ有志又ハ自由ニ任ストセルモノ	一	四	〇	〇	〇	〇	五
不明	一	〇	一	〇	〇	〇	二
男工ノミトセルモノ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	一三	二九	一五	五	六	一一	七八

其二　工場側ノ補助ナキ組合ノ組合員出資額

業態	毎月十三錢 月收一〇〇分ノ一	日收一〇分ノ二	不明
纖維工場	一		
機械工場			
化學工場			
飲食物工場			
特別工場			
雜工場			
計	二	一	三

工場側ノ補助アル組合ノ工場側出資額

業態	日額	三分ノ二額	半額	不足補助	三倍額	二〇〇分ノ一額	一〇圓	一二圓	五〇〇圓	不明	計
纖維工場	三	一	三	二							
機械工場	六										
化學工場	二										
飲食物工場	二										
特別工場	二										
雜工場	一										
計	一六	一	六	四	四	五	二		三	三〇	七一

同上ノ組合員出資額

業態	月				日				一定ノ金額						不明	計
	一〇分ノ一	一〇分ノ二	一〇分ノ三	一〇分ノ五	一日ノ二分ノ一	三分ノ一	一〇分ノ二	一〇分ノ三	一〇錢	一五錢	一七錢	二〇錢	三〇錢	四〇錢	五〇錢	
纖維工場	一	二														一〇
丙統計表																五六一

機械工場	一	三	一	一	一	一	三	一	四	二七
化學工場	一	一	一	一	一	一	二	一	一	三一
飲食物工場	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二五
特別工場	四	四	一	一	一	一	一	一	一	六
雜工場	一	一	二	一	一	一	三	一	一	一〇
計	二七	四一	一一	一一	六一	六一	八一	一一	二一	二七一

丙　第二表　大正九年度全國工場に於ける扶助給與統計（第五回工場監督年報ニ據ル）

共一　扶助ノ種類別件數並其支給額

種類別	件數	金額	總數ニ對スル百分比 件數	總數ニ對スル百分比 金額
施療費	二四七、二四五	八一〇、六一八、三〇〇円	六六弱	二八强
休業扶助料	五〇、一〇七	五七九、一九六、一七〇	一三强	二〇强
傷害扶助料	七三、四八六	一、〇四七、八二八、〇三〇	二〇弱	三七弱
遺族扶助料	二、九一四	二二三、四〇四、六二〇	一弱	八弱
葬祭料	八一四	一七〇、三六七、四〇〇	〇强	六弱
令第十四條ニ依ル扶助料	七七五	二六、〇六三、八七〇	〇强	一弱
計	一二	三、八七七、一六〇	〇强	〇强
	三七五、三五三	二、八六一、三五五、五五〇	一〇〇	一〇〇

共二　業務別扶助料支給件數並其支給額

種類	件數	金額	總數ニ對スル百分比 件數	總數ニ對スル百分比 金額
染織工場	一六七、二八九	六七八、三七九、九六〇円	四五弱	二四

其三　扶助ヲ受ケタル職工數業務別

	負傷			疾病			合計		
	治癒者	死亡者	未治ノ爲翌年ニ繰越シタルモノ	治癒者	死亡者	未治ノ爲翌年ニ繰越シタルモノ	治癒者	死亡者	未治ノ爲翌年ニ繰越シタルモノ
機械及器具工場	一五三、八七三	一、六一三、〇六九、三三〇	四一	一、六一三、〇六九、三三〇	四一	五六强			
化學工場	三六、六六四	三四一、八六五、五六〇	一〇弱	三四一、八六五、五六〇	一〇弱	一二			
飲食物工場	三、九七七	五四、二六〇、八四〇	一	五四、二六〇、八四〇	一	二弱			
雜工場	五、五〇四	七六、〇九六、九五〇	一强	七六、〇九六、九五〇	一强	三弱			
特別工場	八、〇四六	八八、六八二、九一〇	二强	八八、六八二、九一〇	二强	三强			
計	三七五、三五三	二、八六一、三五五、五五〇	一〇〇	二、八六一、三五五、五五〇	一〇〇	一〇〇			

兩統計表

	負傷			疾病			合計		
	治癒者	死亡者	未治ノ爲翌年ニ繰越シタルモノ	治癒者	死亡者	未治ノ爲翌年ニ繰越シタルモノ	治癒者	死亡者	未治ノ爲翌年ニ繰越シタルモノ
染織工場 男	六、一〇五	三九	二	二、八七五	五四	一五四	八、九七八	九三	四二
女	五、二八三	三	一四	一七、五二八	一八四	三三二	二三、八一一	一九六	三三
機械及器具工場 男	五七、九八六	九六	七一	一、八五二	二〇	五八、八〇四	一、六六	七六	二
女	七七三					九五二	二一		二六
化學工場 男	一四、〇五八	四五	三〇	四四七	一七	五一	一五、二二二	七二	三九
女	六〇三	七	一	一三	五	八	七七四	一三	一
飲食物工場 男	一、六六三	一五	二	九四	九	一八	二、〇四七	二四	二三
女	三五七	一	一	一六	二	二	四〇三	三	四
雜工場 男	二、一三四	三三	七	一三三	七	一四	二、二七五	二九	一
女	二九〇	二	三	二八	一	一	三三一	二	三
特別工場 男	三、六一三	一七	一〇	一九八	一	一	三、七六八	一八	一〇
女	一五二	一	二	七	一	一	一五二	一	二
總計 男	八五、五五七	二四四	一三三	三、二一七	一〇八	二五八	九一、〇八四	三五二	三三三
女	七、四五八	三	三三	五八六	一七、九六四	二五、四二三	三五〇	二三五	五六三

（備考）兵庫縣ノ統計ニハ疑義アリシヲ以テ之ヲ除外セリ

其四　扶助期間業務別

業務別	男女別	一週間未滿	一週以上一ケ月未滿	一ケ月以上三ケ月未滿	三ケ月以上六ケ月未滿	六ケ月以上一ケ年未滿	一年以上二年未滿	二年以上三年未滿	三年以上	合計
染織工場	男	五、一二六	三、六二七	六六八	二三〇	四一	二	四	二	九、五九九
	女	一四、四〇七	八、〇六五	一、一〇九	一九一	四八	一四	一	四	二三、八三九
機械及器具工場	男	四三、九九二	一四、二八七	二、四〇五	五三八	一四八	七二	一四	四	六〇、四六〇
	女	六九九	二三八	六一	七〇					九九五
化學工場	男	九、九〇三	四、八〇〇	七〇〇	二三四	五八	一三	一	一	一五、七一〇
	女	四三一	三二四	四七	八	四	一			八〇五
飲食物工場	男	九九八	一、〇二四	一二四	二五	六	一			二、一八八
	女	一九〇	三三〇	一〇	一	二				三三三
雜工場	男	一、三九三	八〇一	一九八	二九	九	六			二、四三四
	女	二二二	二二一	一九	六					三六〇
特別工場	男	二、二六六	一、四三一	二三二	二一	八	六	二	一	三、九五六
	女	一〇〇	四六	一四						一六〇
總計	男	九二、六六八	二五、九七〇	四、三三五	九七七	二七〇	一〇九	三	七	九四、三四七
	女	一六、〇三九	八、九九四	一、二六〇	二二三	五五	一五	一	五	二六、五八二

（備考）兵庫縣ノ統計ニハ疑義アリシヲ以テ之ヲ除外セリ

其五　扶助金額及歸鄉旅費業務別

業務別	療養費 件數	療養費 金額	休業扶助料 件數	休業扶助料 金額	傷害扶助料 件數	傷害扶助料 金額	遺族扶助料 件數	遺族扶助料 金額
染織工場	二三、二六二	二六、〇六四・五七円	二〇、九〇三	二四、七七六・二二円	一、〇八六	三七、九三九・九〇円	四二〇	三九、二四一・五九円
業務別	療養費 件數	療養費 金額	休業扶助料 件數	休業扶助料 金額	傷害扶助料 件數	傷害扶助料 金額	遺族扶助料 件數	遺族扶助料 金額
染織工場	二三、二二二	二六、一二一・二四円	二〇、三三二	二六、一三一・二四円	一、〇八六	三七、九三九・九〇円	四二〇	三九、二四一・五九円

業務別	葬祭料 件數	葬祭料 金額	令第十四條ニ依ル扶助料 件數	令第十四條ニ依ル扶助料 金額	歸郷旅費 扶助ヲ受ケタル職工 件數	歸郷旅費 扶助ヲ受ケタル職工 金額	歸郷旅費 未成年者又ハ女子 件數	歸郷旅費 未成年者又ハ女子 金額	合計 件數	合計 金額
機械及器具工場	九五、〇三〇	四三五、一三二・六二	一八、九二七	一四六、三三一・七六	三八、一〇三	六四六、八九八・八九	一、三八七	一四六、三三一・七六	二一八	七〇、六五七・八〇
化學工場	一九、六〇三	八〇、四九七・〇〇	七、三二三	二〇、〇一四・八九	九、三九二	一二二、九三三・四四	一六二	二〇、〇一四・八九	九六	三八、四七八・五四
飲食物工場	一、九九一	一五、六七八・七九	八九一	一二、八二六・四七	九二三	一三、六一四・四一	一二六	二、二四〇・九六	二八	九、三八三・五一
雜工場	一、九六七	一五、五七九・六八	一、五一七	二〇、七一九・一六	一、八四〇	二三、二四六・九三	一〇一	七、九一三・一八	三七	七、五五三・六〇
特別工場	四、四〇三	二五、六七四・六四	一、二三六	一二、〇九三・三三	二、三三五	三七、三五八・七四	六二	九、〇六三・八六	一五	五、〇五二・三五
總計	二四七、二四五	八一〇、六一八・三〇	五〇、一〇七	五七九、一九六・一七	七三、四八六	一、〇四七、八二八・〇三	二、九一四	二三三、四〇四・六三	八一四	一七〇、三六七・四〇
染織工場	五八四	一〇、八七〇・一七	二	三六五・八〇	二、〇二三	一八、二九三・一九	二一、一三三	五九、〇〇七・六五	一九〇、四二五	七六四、六八〇・八〇
機械及器具工場	二二三	七、四二〇・七六	五	二、五八六・五〇	五四四	六一八・七七	三三	一九三・二〇	一五三、九六〇	一、六一三、八八一・三〇
化學工場	九六	四、三三〇・七〇	二	四三・〇〇	八一	一、六〇四・六八	四七八	五、六五八・九八	三七、三三三	一四九、一三九・二二
飲食物工場	二八	一、四一六・七〇	—	—	八二	一、〇五九・二八	八四	三一八・四八	四、一四三	五五、六三三・六〇
雜工場	三九	一、五八一・五四	三	五〇二・八六	三四	一六〇・五一	三七	一四〇・六六	五、五六五	七六、三九八・一二
特別工場	一五	四四〇・〇〇	—	—	三	一三・七一	三三三	七、二六五・八五	八、三八二	九五、九六二・四〇
總計	七七五	二六、〇六三・八七	二	二、八七七・一六	二、二五七	二一、七五〇・一四	三三、〇八八	七二、五八四・八二	三九、六九八	二、九五五、六九〇・五一

丙 第三表 大正十年中全國鑛夫に對する扶助給與統計 (社會局調査)

其一 全鑛山

種類		男	女	合計
扶助人員	負傷	九九、八四四	一八、七四六	一一八、五六九
扶助延日數	負傷	一、八七五、四八一	四四七、三九八	二、三三一、三五一
療養費	負傷	八四七、五一〇・〇三円	一三六、三七九・五二円	九八七、四四四・七四二円
扶助人員	疾病	一六三	一六	一七九
扶助延日數	疾病	七、〇九〇	一、三八二	八、四七二
療養費	疾病	三、六四六・一四円	二〇九・〇四円	三、八五五・一八円

丙統計表

五六五

種類	負傷 男	負傷 女	疾病 男	疾病 女	合計
療養手當	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
不具廢疾者扶助料	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
遺族扶助料	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
葬祭料	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

其二　金屬山

種類	負傷 男	負傷 女	疾病 男	疾病 女	合計
扶助人員	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
扶助延日數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
療養費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
療養手當	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
不具廢疾者扶助料	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]
遺族扶助料	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
葬祭料	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]

其三　石炭山

種類	負傷 男	負傷 女	疾病 男	疾病 女	合計
扶助人員	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
扶助延日數	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
療養費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
療養手當	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
不具廢疾者扶助料	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
遺族扶助料	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

種類	負傷 男	負傷 女	疾病 男	疾病 女	合計
葬祭料	一〇、一六一・三四	二、一八〇・五〇	一五〇・〇〇	一〇・〇〇	一三、五三一・八四
其四 石油山					
扶助人員	一、〇三八	四一	八		一、一〇七
扶助延日數	一八、九七四	三九〇	五七		一九、四二一
療養費	二五、八六〇・一九	二〇五・九七	五七・三二		二六、一二三・六八
療養手當	三三、〇九二・一六	一六〇・三〇	六五・二〇		三三、三二七・六六
不具廢疾者扶助料	三、三三四・六八	四二・〇〇			三、三七六・六八
遺族扶助料	五、一三三・六〇				五、一三三・六〇
葬祭料	二三〇・〇〇				二三〇・〇〇
其五 其他非金屬山					
扶助人員	三六八	一四	五		三八七
扶助延日數	四、八四七	一四三	三三		四、一三〇
療養費	四、三二七・八六二	三七・九六	一八・四四		四、三八四・三四
療養手當	三、〇六九・四五三	四五・一七五	二八・四二		三、一四三・〇四八
不具廢疾者扶助料					
遺族扶助料	二三五・八五				二三五・八五
葬祭料	一、三六五・〇〇				一、三六五・〇〇
	五〇・〇〇				五〇・〇〇

丙 第四表 大正十一年中大阪府下に於ける職工扶助件數金額統計（大阪府警察部調査）

其一　職工扶助金額及歸鄉旅費年次比較

年次	工場總數	職工總數	業務上ノ傷病者	扶助金額	平均一人ニ對スル扶助金
大正七年	三・六九六	一九二・七〇三	三八・八一三	二三六、〇七六・一八円	六・〇九円
同八年	三・八三二	一九八・九〇〇	三四・四一八	二七一、八二七・二九	七・八九
同九年	三・五〇〇	一八三・八二三	二〇・一二〇	三三九、九〇五・〇九	一六・八九
同十年	三・五四一	一八四・〇八七	一〇・六九七	三四〇、五三三・一三	一八・四五
同十一年	三・六〇四	二〇八・〇四〇	二七・八二四	四六四、〇二〇・八八	一六・六七

本表ハ職工カ工業主ヨリ工場法令ニヨリ扶助ヲ受ケタ人員ト金額ヲ調ヘタ最近五ケ年間ノ表テアリマス

其二　大正十一年中扶助金額及歸鄉旅費

區分	染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	合計
施療費 件數	九三	二一四	—	六五	八	—	三八〇
施療費 金額	五三七・八六円	四九七・四五	—	九七・五〇	二八・〇五	—	一、一五〇・八六
療養費 件數	二、〇五六	九、八一一	一、六七一	二八七	二四〇	八五八	一四、九二三
療養費 金額	二〇、三一七・四五	二三四、九六一・三六	二九、七八二・七一	一、六六四・九六	五、六一七・四九	一七、六〇三・一一	一九九、九四六・〇八
休業扶助料 件數	一、七七五	七、二五一	八四六	二四一	一四三	六〇三	一〇、八五八
休業扶助料 金額	二〇、四九九・一六	一〇七、〇四四・七七	一六、五五一・二五	二、一二一・五〇	二、三五四・七三	一五、六九九・八六	一六四、一二六・二七
傷害扶助料 件數	八四	三三六	三一	—	六	一七	四六四
傷害扶助料 金額	七、九七四・八六	四一、六五四・五五	二、六八五・五八	六八五・二五	一、五七六・一七	六、三九三・二九	五五、五七六・四一
遺族扶助料 件數	八	二三	七	三	—	六	四六
遺族扶助料 金額	三、一三一・六七	一二、九〇一・八五	二、三二一・五〇	一、七二〇・〇〇	—	—	二六、四五八・三一
葬祭料 件數	八	二三	七	三	—	六	四六
葬祭料 金額	五四一・〇三	三、五七五・〇〇	三三四・六一	九〇・〇〇	—	六一〇・〇〇	五、一四〇・六四

| | | |

内第五表　官廳現業員共濟組合統計（第四十二回統計年鑑ニ據ル）

其一　組合員數累年表

年次	印刷局現業員共濟組合	專賣局現業員共濟組合	陸軍共濟組合	海軍共濟組合	遞信部內職員共濟組合	國有鐵道共濟組合	林野現業員共濟組合	警察共濟組合
大正五年度末	二、七二三	二四、二六四	—	五〇、一六八	三六、三三〇	一〇四、四八八	—	—
同　六年度末	二、〇四七	二六、三三九	—	五四、〇八七	三七、八七一	一二三、九一五	—	—
同　七年度末	二、二九六	三一、三〇三	—	六二、〇三四	四二、六二一	一三五、〇八七	—	—
同　八年度末	三、四九三	三三、一七七	四〇、五七二	六七、五九六	四七、二九六	一四二、七二二	四、六五六	—
同　九年度末	四、四三〇	三八、七三三	四〇、九三〇	八二、〇三三	一〇七、一六三	一五〇、一九九	四、九四八	三〇、二四三
同　十年度末	四、七三八	三九、三〇四	三八、〇九二	七六、二七六	一一六、七九二	一五五、六六四	五、二九三	—
同　十一年度末	四、七三二	—	二九、七五四	—	一三五、三七〇	—	—	—

其二　大正十年度大正十一年度ニ於ケル各共濟組合收入狀況（圓單位）

	印刷局共濟組合	專賣局共濟組合	陸軍共濟組合	海軍共濟組合	遞信省共濟組合	國有鐵道共濟組合	林野現業員共濟組合（大正九年度）	警察共濟組合
組合員掛金	一〇七、一五八	五六三、九三八	五八、四〇七	二、四八四、三九〇	一、八八七、五〇〇	五、五一〇、二二二	六七、九一六	二八三、二六七
政府給與金	一一八、〇三九	—	五六四、三九一	—	二、二五一、七六六	—	—	—
債券償還金	三〇、一六〇	—	—	—	—	—	—	—
債券割增金	八〇、一六〇	—	—	—	—	—	—	—
預金利子	一、〇一〇	—	—	—	—	—	—	—
債券利子	一九、〇四一	六九、六八二	四三三、〇三三	三八二、二九八	二〇一、七八三	七二六、〇六〇	—	—
	四七、五三九	—	九二、三八九	—	三三九、二〇五	—	—	—

| | | |

○陸軍共済組合（大正十、十一年度）

	傷病救済金	療治料	療養救済金	死亡救済金	特症救済金	脱退救済金	罹災救済金	葬祭料	雑費	合計
支出金額（單位円）	六八、六四八	三七、一三七	二三、七四二	四六、〇〇〇	二三、三九五	二四、五五四	八六五	五七〇	七五五	三八九、六六六
	三七、一四六	三七、五四四	二二六、四六七	四〇、二八	八、九四七	四〇六、〇五一	一、二五八	五四〇	一、三三〇	六七九、二〇一
救済金給與人員	七五	一三、四五六	一三、九六二	三四八	一四六	八、四三四	五七	一三	—	三四、四九一
	七二	一〇、八三〇	一〇、八一五	二六八	一五九	一四、〇七三	六二	九	—	三六、二八八

○海軍共済組合（大正十年度）

	傷病救済金	死亡救済金	特症救済金	脱退救済金	療養救済金	葬祭料	雑費	病院診療所及購買所	合計
支出金額（單位円）	一〇〇、九七九	一七二、八二〇	五三、七二三	一九〇、一九五	二二三、〇七七	二九七	四、九〇〇	二八五、三六〇	一、〇二一、三五一
救済金給與人員	四九九	五五三	三三三	四、四六九	一〇、九〇一	五	—	—	一六、七五〇

○遞信部内職員共済組合（大正十、十一年度）

	殉職給與金	傷病給與金	疾病給與金	療養給與金	死亡給與金	災害給與金	脱退給與金	勤續給與金	診療所給與金	醫療給與金	雑費	缺損金	組合外支出	合計
支出金額（單位円）	一五、三三七	四、〇二三	二四、六九五	一二五、一八二	四、一四四	四三六、二九二	六三、三六三	一、一二一	一二、一四七	二六、五〇五	一	一七九	七一二、九七八	
	一七、八七三	五、三〇四	八八二	二九、九四七	四、九五三	八五七、二四二	一〇九、六七八	五三、四三四	二五、七八七	二四、五四二	—	四	一、三三八、三三一	
救済金給與人員	一九	三三	—	六六二	三八三	三〇、八〇四	二、六六五	—	一、三四七	—	—	—	三六、六三八	
	三三	六二	一〇	七七六	五七九	三七、一二六	三、二九一	—	二、四三〇	—	—	—	四五、三六二	

○國有鐵道共済組合（大正十年度）

	公傷給付		癈疾給付		疾病給付			退職給付	
	公傷年金	公傷一時金	癈疾年金	特症金	醫療金	休養金	産婦金	退職年金	退職一時金
支出金額（單位円）	四〇、四八一	一三、一九〇	二、一四五	二〇〇、七六五	二七八、二四六	二五三、四四八	四、七八七	—	一、〇二五、八〇五
救済金給與人員	七八五	三二	一七九	五七〇	二六、二〇七	二、二〇八	三八八	—	一五、一〇六

	遺族給付			災害給付			雜費	合計
	遺族年金	遺族一時金	葬祭金	家族見舞金	家族弔慰金	災害見舞金	舊規則救濟金其ノ他	
支出金額	四九、〇三六	七六一、八三二	九六、四一五	一〇六、一七〇	一〇七、三五七	一九、一八七	七、〇一六	三、一六五、〇九九
救濟金給與人員(單位円)	一、三六二	一、三〇二	一、四三五	六、三〇九	七、八五九	四四五	三、四二九	七六、六一五

○林野現業員共濟組合（大正十年度）

	公傷給與金	疾病給與金	死亡給與金	脫退給與金	雜費	合計
支出金額	二四、五八二	三四、一七〇	一、六八九	一六、六四二	二九四	七七、三七七
救濟金給與人員(單位円)	三〇六	八七〇	一	一、五八五	一	二、七九〇

○警察共濟組合（大正九年度）

	醫療金	死亡給與金	癈疾給與金	罹災給與金	脫退給與金	雜費	合計
支出金額	三四、一四一	五四、八〇〇	九、九六九	一、九七二	一、〇二九	一、七〇〇	一〇三、六一一
救濟金給與人員(單位円)	二、〇七七	七五二	三四	三五	七五一	—	三、六四九

第六表　吳海軍工廠共濟組合統計（同工廠勞働統計第六號ニ據ル）

其一　救濟金支給人員及金額（大正十二年一月乃至六月）

內譯	一月	二月	三月	四月	五月	六月	計	一ケ月平均	一人當平均
癈疾年金 人員	—	—	—	七	一	一	一三	二・二	—
癈疾年金 金額	—	—	—	九〇三、一三〇	一、一四一、一九〇	三、〇二三、三六〇	五〇三、二一〇	二三一、七九〇	—
特別死亡救濟金 人員	一	三	三	三	一	一〇	二三	一・七	—
特別死亡救濟金 金額	二、二六〇、〇〇〇	—	四、六八〇、〇〇〇	四、四五五、〇〇〇	二、七九〇、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	一四、二六五、〇〇〇	三三七、七五〇	一、四三六、五〇〇
普通死亡救濟金 人員	一三	一七	二六	二四	一〇	一四	一〇四	一七・三	—
普通死亡救濟金 金額	二七六、三五〇	五、八六五、七五〇	八、二七二、八〇〇	八、三六一、三〇〇	五、九三二、六〇〇	三、九二四、四五〇	三一、六三三、〇五〇	五、二七一、一七五	三〇四、一六〇

救傷済	金病	人員	四二	四〇	四六	四一	一四	一四	一六四	四七・四	一
		金額	六、〇四二、六〇〇	四、〇四七、一四〇	四、六七四、六〇〇	四、〇四一、六〇〇	四、四六四、六〇〇	四、六六〇、〇〇〇	四七、六六四、〇四〇	四、六七四、〇六四	一七〇、六四〇
救疾病済	金症	人員	一四	六	四一	一六	六	四	六〇	一四・四	一
		金額	四、〇六〇、〇〇〇	四、四一四、〇〇〇	四、四六七、四〇〇	四、四〇七、〇〇〇	六六、〇〇〇	四六四、〇〇〇	一四〇、六〇〇	四、四〇四、四〇〇	一六七、七四〇
救護済	金養	人員	四三〇	一六四	四四四	四一六	四〇四	四〇〇	一、六七六	四一四	一
		金額	六、〇七四、六六〇	四、六四六、一七〇	四、六六六、七七〇	七、四一四、四〇〇	六、四四六、一〇〇	四、六一四、七六〇	四六、四六六、六七〇	六六一、四六〇	一六、四七〇
救助済	金療	人員	六	一四	四六	四七	一〇	一四	一四四	四〇・七	一
		金額	四、〇七四、〇〇〇	六、一七六、一〇〇	一六、四六四、六〇〇	六、六七四、六〇〇	四、七六六、六七〇	四、六六四、〇四〇	四六、〇七六、六〇〇	四七、四七四、四	四六一、四六〇
救脱済	金退	人員	一四〇	六四	一七四	四七一	一六六	一七四	一、〇四四	一、七〇四	一
		金額	七、四〇七、一六〇	六、四一一、六四〇	一〇、四四六、一七〇	一一、六六一、一六七〇	一一、〇七四、四六〇	一〇、一四〇、四六〇	四四、六四六、六四〇	六、四〇六、六四〇	四四、六四〇
葬祭金		人員	一	一	一	一	一	一	四	〇・四	一
		金額	一	四〇、六六〇	一	四七、〇四〇	一	一	六四、七四〇	一四、七六〇	四一、四七〇
計		人員	六四六	四四六	四四九	七四四	四四六	四四一	四、六六七	四六六・一	一
		金額	四一、七六四、六七〇	一六、一四一、六四〇	四六、〇六、六七〇	四〇、六九七、一四〇	四〇、六六四、四四〇	四一、七〇、〇七〇	四〇、四一六、六〇〇	四六、〇六〇、四六〇	六七、七九〇

其二　同組合共病院患者數（大正十二年一月乃至六月）

科別	患者延數 外來 組合員	同家族	計	平均日一	患者延數 入院 組合員	同家族	計	平均日一	合計	入院ノ患者千分ニ比對
内科	一三、一一〇	七、四六一	一九、五七一	一六六・六	二、四七六	四、六六九	七、一三六	三九・四	四六、七一〇	四五三・二
小児科	一	一〇、一九九	一〇、一九九	六七・五	一	四、〇四四	四、〇四四	二二・三	一四、一四三	四四四・五
外科	七、六九八	八、六三二	一六、三三〇	一〇六・一	四、一七九	三、九〇五	八、一八四	八五・二	四四、四一四	二五一・五
耳鼻咽喉科	四、四五九	八、六八	一四、三三七	八八・五	七九一	一、二一四	二、〇〇六	一一・一	一四、三三四	一四四・八
眼科	三、四六九	一一、〇四五	一四、四一四	九五・五	一三一	四六	一六七	〇・九	一四、六八一	一三一・七

產婦人科	一	三、九八三	三、九八三	二六・四	四六	一、三六一	一、三〇七	七・二	五、二九〇	五〇・〇													
齒科	八〇一	四、四三三	五、三三三	三四・六	三	一	三	〇〇・二	五、三三六	四九・三													
計及平均	二八、五三七	五四、五一一	八三、〇四八	五五〇・〇	七、七一九	二五、一三〇	三三、八四九	一三六・二	一〇五、八九七	一〇〇・〇													

丙 第七表 佐世保海軍工廠共濟組合統計 （同工廠勞働統計第一號ニ據ル）

救濟金支給人員及金額（大正十二年一月乃至六月）

內譯	一月	二月	三月	四月	五月	六月	一ケ月平均	一人宛平均
特別死亡救濟金 人員	—	—	—	—	—	—	—	—
支給金	—	—	—	—	—	—	—	—
普通死亡救濟金 人員	一	八	六	八	二	三	四・七	一、
支給金	四三三、〇〇〇	一、九三〇、五〇〇	一、五一三、八七〇	二、六〇七、七五〇	八一六、〇〇〇	四一四、〇〇〇	二七五、五〇四	二七五、五〇四
傷病救濟金 人員	四	三	二	四	三	四	四・八	一、
支給金	六三三、〇〇〇	六九五、〇〇〇	一九四、〇〇〇	四八三、〇〇〇	二、八四〇、〇〇〇	一、〇八、五〇〇	三〇三、七五〇	三三、八一〇
特症救濟金 人員	—	—	二	二	三	二	一・七	一、
支給金	—	三三〇、〇〇〇	四四三、〇〇〇	二六八、〇〇〇	四一〇、〇〇〇	五三七、〇〇〇	三三八、〇〇〇	一九六、八〇〇
療養救濟金 人員	六二	五九	八三	五五	七八	九一	七一	一、
支給金	一、三四八、八三〇	一、三一一、九〇〇	一、八四八、二九〇	一、三〇九、八三〇	一、五九〇、〇五〇	二、一五五、七三〇	一、五七七、四四七	二三、一一四
脫退金 人員	八五	七一	五五	六八	五五	五	六四	一、
支給金	四、七五五、七一〇	四、〇九三、四〇〇	三、六三九、四八〇	四、一八五、〇九〇	四〇	三、三三、八七〇	三、八七七、四六五	六〇、五八五
勤續救濟金 人員	五	三	一八	一三	二	二	七・二	一、
支給金	一、八三三、四〇〇	七七三、五〇〇	六、六四七、八〇〇	五、一一六、三〇〇	八三六、〇〇〇	一、〇五五、〇〇〇	三、七〇八、六六七	三七七、九五五
廢疾年金 人員	—	—	—	—	—	—	〇・八三	一、
支給金	—	—	六五、〇〇〇	六一、五九〇	一四〇	三三、五〇〇	二六、五一五	三一、八一八
計 人員	一、〇〇一、九四〇	九、〇三四、二三〇	一四、三四一、四四〇	一四、〇三一、五六〇	一二、〇一四、五九〇	一〇、五一五、五九〇	一二七、五三〇	七一、九四五

丙號計表

丙第八表　官廳現業員ニ對スル扶助給與統計（大正九年度第五回工場監督年報）

其一　扶助ヲ受ケタル職工數

種別	男女別	負傷 治癒者	負傷 死亡者	負傷 未治ノ爲翌年ニ繰越シタルモノ	負傷 解雇者	疾病 治癒者	疾病 死亡者	疾病 未治ノ爲翌年ニ繰越シタルモノ	疾病 解雇者	合計 治癒者	合計 死亡者	合計 未治ノ爲翌年ニ繰越シタルモノ	合計 解雇者
內閣	男	六六	一		七	六	二三	一	二三	七二	二四	八	二三
	女	五				四	一九	一	二四	一九	一九	一	二四
內務省	男	一、七四四			三二		二			一、七四四	二		三二
	女	七								七			
大藏省	男	一、五九三	二		八	一、五九八				一、五九八	二		八
	女	一、一五六			四	五				一、一五六			四
陸軍省	男	六、二七一	九		一四五	一、四六九	二八四		二五〇	七、七四〇	一三七		二五〇
	女	五三五			八	九三八	一五五		一五五	一、四六三	五三		一五五
海軍省	男	三、九〇四	五一			七、〇八二	二、四八五		二、四八五	一〇、九八六	五九七		二、四八五
	女	一四六	二			六八八	六一		六一	八三四	二六		六一
農商務省	男	一、五九二	四一		三七	二、五七八	四五〇		五六七	四、一七〇	三〇七		五六七
	女	二九				二四八	二		二	二七七	二		二
遞信省	男	一五								一五			
	女												
鐵道省	男	一八、四三五	一五		三三	一、三三三	三一		七五一	一九、七五八	四六		七五一
	女	一八五				一七七	四			二六二	三		
合計	男	三三、六一〇	一一九		三七	一三、四七三	九九六	二、八八五	一、二九五	四六、〇八三	一、一二五	二、九二三	一、二九五
	女	二、〇五三	二			二、〇六五	一〇二			四、一二八	一〇三		一〇二

其二　扶助期間

種別		一週間未滿	一週間以上一箇月未滿	一箇月以上三箇月未滿	三ケ月以上六ケ月未滿	六ケ月以上一年未滿	一年以上二年未滿	二年以上三年未滿	三年以上	合計
內閣	男	三	三六	三七	六					一〇三
	女	三	一〇	七八	二					九三
內務省	男	八六三	九〇四	一一四	三三					一、九〇三
	女	二	五							七
大藏省	男	一、〇〇九	五五一	三四	五	一				一、六〇〇
	女	七三四	四〇〇	二〇	二					一、一五六
陸軍省	男	三、三七三	三、八四二	九四八	一五八	九				八、三四三
	女	三〇八	八三二	四八九	七〇	二	一			一、七〇二
海軍省	男	三、一五三	四、七〇八	三、〇五九	六〇	六				一〇、九八六
	女	一八六	三六五	二八一	二					八三四
農商務省	男	九九三	二、三八七	一、〇八七	四六	一〇				四、五三九
	女	四九	一三六	七四						二四九
遞信省	男	四	一	一						一五
	女									
鐵道省	男	二、四七一	六、三一四	一、〇三一	二三四	六	一六	八	一九	一九、一六
	女	一六四	四一	一六	三					三二
合計	男	三〇、八九九	一八、七三五	六、二九一	四三一	一八	三五	八	四	四六、六四四
	女	一、四四六	一、七八〇	九五八	七九	二				四、二六五

其三　扶助金額及歸鄉旅費

	施療		療養費		休業扶助料		傷病扶助料		遺族扶助料	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
內閣	—	—	一七一	一、三五四・九〇	一六四	七、五八六・〇九	三六	一、七一〇・〇〇	四	八六一・五〇
內務省	一、〇五一	五、九三四・三五	八七一	六、五五九・一三	二八五	二、三三六・六六	二〇	一、三五六・七〇	二	一、一五七・七〇
大藏省	二、三七七	三、一二九・九八	一六七	二、三一〇・八五	五五六	七、五八〇・一〇	二九	一、一五七・八〇	三三	七、三六九・一〇
陸軍省	三、〇三七	九、三二二・〇二	一八二	二、七三六・一七	二、六九九	四六、一二七・四三	六二	二六、一四九・一六	—	—
海軍省	—	—	七、七七〇	一二九、五五七・五六	—	—	四四八	一三〇、九四〇・七七	三〇六	六七、〇三五・四〇
農商務省	三四、三三五	二三、九五三・〇八	六一	九九二・二六	四、七七四	八八、八一六・四六	一八七	二一、八六四・六〇	—	—
遞信省	二	一〇五・九〇	四	一一・八〇	—	—	一	二〇・四〇	六五	二一、八〇九・九八
鐵道省	一、一四七	九、四〇六・〇二	一七、九九五	六二、九六五・二一	六、〇五八	一三一、一五八・七四	二四〇	三五、一三九・〇三	四三〇	九八、三三二・七一
合計	三三、三〇八	五〇、八二〇・三五	二七、三三一	三〇六、六二六・八八	二五、三七六	三七三、七九四・四八	一、〇一四	二〇八、四六八・四五		

	葬祭料		命令第十四條ニ依ル扶助料		歸鄉旅費				合計	
					扶助ヲ受クル職工		未成年者又ハ女子			
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
內閣	四三	三、二四三・七五	—	—	—	—	—	—	四三六	一四、〇四六・七四
內務省	二	五〇・〇〇	—	—	—	—	—	—	二、三三三	一六、九七八・三四
大藏省	—	—	—	—	—	—	—	—	三、四九一	一五、五三三・四八
陸軍省	一七四	四七五・八〇	—	—	—	—	—	—	七、三七八	八四、一三三・四一
海軍省	六三六	一五八、九六〇・四七	—	—	—	—	—	—	八、八六三	三八九、六三五・二七
農商務省	三〇八	九、四一〇・〇〇	—	—	七三	二〇、三五六・〇〇	—	—	三〇、〇三一	三三一、一八六・八〇
遞信省	—	—	—	—	—	—	—	—	一六	二六八・一〇
鐵道省	三〇	一、七五六・六〇	—	—	—	—	—	—	二五、一五五	二五二、三三五・五五
合計	一、一八一	一四三、八九六・六二	七三	二〇、三五六・〇〇	二四	一八三・六四	一六七	一、七五七・五六	七七、九九五	一〇〇、一九七・六九

丙　第九表　佐世保海軍工廠人事相談所取扱事項一覽（大正十一年七月乃至同十二年六月）

月別	職工給與	學校教育	納税ニ關スル交渉	通信便	郵便代筆	爲替信	貯金	銀行	保險	鐵道	戸籍事務	兵籍事務	民事	恩賜金	印鑑證明	水道	雜件	計
七月	一五	一	八	七	三	五五	五五三	四一	五	四三	六〇	一四	七二	一	二	二三	一、六四七
八月	一〇	一	二九	八	一〇	七二	七八〇	三一	七	一一三	七	三	四二〇	九	八	一三	一、六二一
九月	五	三	七〇	一三	二〇	一八二	五〇七	九五	三	一二五	八	八	一〇七	五	五	一六	一、一七一
十月	四	三	三九	七	三三	一〇八	五四六	五〇	七	一三九	七	一	五三	七	五四	二四	一、〇八八
十一月	九	四	二八	四	一四	一四七	五二五	七七	六	一六四	二五	四	二九	二三	二九	二九	一、〇九九
十二月	七	三	一五	一四	一四	五〇二	七二一	五八	三	一四四	一三	二三	一七三	二四	一七	二七	一、四三九
一月	八	九	一六	二	一一	一六〇	二〇三	六六	二	二六七	七七	一五	二〇	四〇	九	二七	一、〇三三
二月	二三	二七	二一	六	二六	一六四	四五一	六〇	一〇	二〇四	二一	二五	四〇	五六	五	一六	一、二一八
三月	二七	一七	三三	八	一五	一五〇	三五九	五八	四	一	二〇三	二三	五七	四七	九	四七	一、二六一
四月	五	五	六七四	一	一六	一二六	三二七	五六	一	一〇〇	五一	一三	二〇	二三	三	三四	一、四三五
五月	三	六	一〇	四	三七	二三四	三九二	七四	二	六	二一	一九	二四	二三	二〇	二六	一、〇二八
六月	七	六	一六	一〇	二五	二三三	四二三	四八	八	二三三	七八	五〇	一五	二三	二三	三四	一、一五〇
計	三三	八五	一、〇四八	八四	二三四	一、八二三	五、八八八	七一四	五六	八五七	六七二	一七六	一、六八七	二六〇	九〇	三一九	一五、二〇九
一ケ月平均	一〇	七	八七	七	一八	一五二	四九〇	五九	五	七	一五六	一五	一四〇	二一	八	二七	一、二六七
一日平均	・四	・三	三・五	・二八	・九五	六・一	一九・六	二・四	・二	・三	六・二	・六	五・六	・九	・三	・一	五〇・六九

備考　一、表ハ給料ヨリ控除スル毎月ノ貯金ヲ除外ス
二、雜件ハ住宅、遺失物、電燈取付、家屋建築等ノ諸手續ヲ含ム
三、受付日數ハ壹ケ月二十五日トシテ算出ス

丙　第十表　職業紹介ニ關スル統計

一　經營主體別職業紹介所數（大正十二年七月一日現在社會局調査）

道府縣別	公立 市立	公立 町立	公立 村立	公立 計	私立 法人	私立 其他	私立 計	合計
北海道	三			三	一		一	四
東京	九	二		一二	五	三	八	二〇
神奈川	七	一		八				八
埼玉	一	一		二				二
群馬	二			三		一	一	四
茨城	一			一				一
栃木	二			二				二
靜岡	一			一				一
山梨	一			一				一
長野	三			三				三
宮城	一			一				一
山形		一		一				一
計	三三	七		四〇	六	四	一〇	四八
大阪	一三			一三	二		三	一六
京都	二			二		一	一	二
兵庫	七			七		一	一	八
三重	三			三				四
愛知	二			二				四
滋賀	一			一				一

共二、大正十、十一年各月取扱職業紹介所及ヒ營利職業紹介業者數（中央職業紹介事務局調）

| | 取扱職業紹介所數 | | 營利取扱區別職業紹介業者數 | | |

	職業紹介所取扱就職者數			營利職業紹介業者取扱就職者數		
	男	女	計	男	女	計
六月			一〇〇			八、二九一
七月			九四			八、三一五
八月			九五			八、六四八
九月			九五			八、七五三
十月			九〇			八、五四七
十一月			九二			八、五五五
十二月			八七			八、六七九

其二　大正十一年職業別就職者數（中央職業紹介事務局調）

種別＼取扱別	職業紹介所取扱就職者數			營利職業紹介業者取扱就職者數		
	男	女	計	男	女	計
工鑛業	七七、八三三	三、〇六四	八〇、八九七	二七、三一六	一七、六六一	四四、九七七
建築土木	一八、五五八	五二	一八、六一〇	一四二、二七三	八二〇	一四三、〇九三
商業	四一、三七〇	七一六	四二、〇八六	五〇、〇七〇	三二、〇一五	八二、〇八五
農林業	六九三	一四	七〇七	二〇、四九三	一二、五一一	三三、〇〇四
水產業	八六	一	八七	一〇、四二九	三〇五	一〇、七三四
運輸通信	一一、四九〇	一〇三	一一、五九三	三四、一一六	七七一	三四、八八七
戶內使用人	一一、九一一	五、八八五	一七、七九六	四二、〇〇二	八四、四六〇	一二六、四六二
雜業	二五、七四四	二、四四二	二八、一八六	三三、一一〇	五八、三一七	九一、四八七
合計	一八七、六八五	一二、二七七	一九九、九六二	三五九、八〇九	二〇六、九二〇	五六六、一二九

其四　自大正十一年七月至同十二月職業紹介所業態別成績表

業態別	求人數 男	求人數 女	求人數 計	求職者數 男	求職者數 女	求職者數 計	就職者數 男	就職者數 女	就職者數 計
	一〇〇	九二	一九二	八、二九一	六、七一八	一四、九〇九	五八二	六、七一八	六、五〇〇
	九四	九三	一八七	八、三一五	六、六六七	一四、九八二	五八一	六、六六七	六、五四八
	九五	九五	一九〇	八、六四八	六、五一二	一四、一六〇	五八〇	六、五一二	六、五九二
	九五	一〇一	一九六	八、七五三	六、八〇四	一五、五五七	五八一	六、八〇四	六、五八五
	九〇	一〇三	一九三	八、五四七	五、六九九	一四、二四六	五八〇	五、六九九	五、五七九
	九二	一〇二	一九四	八、五五五	五、五八五	一四、一四〇	五八〇	五、五八五	五、五七〇
	八七	一〇三	一九〇	八、六七九	五、六三五	一四、三一四	五八〇	五、六三五	五、五一五

共五 自大正十二年一月至同年九月職業紹介所各府縣別成績表

府縣別	求人數 男	求人數 女	求人數 計	求職數 男	求職數 女	求職數 計	就職者數 男	就職者數 女	就職者數 計
工業及鑛業	六六、一〇七	一五、三三九	八一、八四六	二、六三九	八四、五四二	四一、三一五	一、七七二	四二、九八七
土木建築	一六、六五二	一三八	一六、七九〇	三三	一五、三三三	一一、六五二	二二	一一、六五四
商業	六四、八七五	三、二〇〇	六八、〇七五	七三八	五三、三四四	二四、九七七	三八五	二四、九六一
農林業	六五五	三六	六九一	一七	九五八	三九九	九	三八八
水産業	六〇	三	六三	—	八四	八四	一	六一
通信運輸	一三、七四三	一〇九	一三、八五二	一一七	一〇、二七七	六、六三四	五七	六、九九一
戸内使用人	九、二七三	二一、四三〇	三〇、六九三	五、九八六	三三、二五四	六、五八八	二、五五八	一〇、一四六
雜業	三三、〇五〇	三、九六〇	三七、〇一〇	三、三一六	五四、八四四	一四、一九三	一、二九五	一五、四八八
無希望	—	—	—	六五九	一六、九二八	一六、二六九	—	—
合計	三〇三、八一五	四四、二〇五	三四八、〇三〇	三三、五〇四	二五九、五五四	二四六、〇五〇	七、〇九九	一二二、三七七
北海道	二、六一七	四九三	三、一一〇	二、一六三	一七九	二、三四二	一、四一六	九六
東京	二五七、五五三	二三、八六一	一八一、四一八	一四二、一〇七	九、三二八	一五一、三三五	七一、二八七	五、二二五
京都	一〇、四三六	五、六九七	一六、一三三	一二、五〇〇	一、七四六	一四、二四六	四、〇二三	一、〇二七
大阪	二六九、〇三〇	二三、五二一	二〇三、五五一	一九八、九二三	九、三五七	二〇八、一七〇	五八、六五七	六三、一八六
神奈川	一一、〇六〇	三、一六〇	一四、二二〇	九、六九五	八三五	一〇、五二〇	三、九〇四	四四九
兵庫	一四、二六二	三、九二七	一八、一九〇	一七、二五五	一、二九八	一八、五五三	六、六三六	七七三
長崎	三、三六六	一、二二五	四、五八一	三、九一九	七三五	四、六四四	一、二八四	三〇一
群馬	一、三七五	六九一	二、〇六六	一、三九七	一四〇	一、五三七	五二二	五八〇
栃木	一、〇六〇	四二〇	一、五三〇	一、〇二五	一二六	一、一二五	三三二	三七一
茨城	二、八七二	八四二	三、七一九	一、三〇一	一七一	一、四七二	三七〇	九〇
西統計								四六〇

| | | |

業態別	求人數 男	求人數 女	求人數 計	求職數 男	求職數 女	求職數 計	就職者數 男	就職者數 女	就職者數 計
工業及鑛業	一一〇、一二七	二六、六一七	一三六、七五四	一三五、一二三	五、八四九	一四〇、九七二	三、四三三	五五、八〇七	五八、八四〇
土木建築	五五、九二〇	二九四	五六、二一四	五六、〇〇〇	一一七	三六、一一七	三五	二三、四〇三	二三、四三八
商業	一四五、五二三	七、五五三	一五三、〇七六	九六、〇九四	一、八一〇	九七、九〇四	一、〇八三	四七、〇二七	四八、一一〇
農林業	一、八一六	一五七	一、九七三	一、七七七	五七	一、八三四	一五	七六三	七七八
水産業	一七二	—	一七二	九八	二	一〇〇	—	八〇	八〇
通信運輸	二三、四四二	一、五四四	二四、九八六	二〇、二一三	二五八	二〇、四七〇	五九	八、八七一	八、九三〇
戸内使用人	一六、六七二	四三、〇〇九	五九、六八一	二八、三一一	一三、〇三三	五〇、三三三	八、五〇九	一九、五六〇	二八、〇六九
雜業	六四、三八七	八、八一三	七三、二〇〇	九〇、五七四	七、九七八	九八、五五〇	三、二六二	二五、三五五	二八、六一七
無希望	—	—	—	一三、七〇三	八五四	一四、五五七	—	—	—
合計	四一八、〇六九	八七、九八七	五〇六、〇五六	四三一、七九二	二八、九四七	四六〇、七三九	一六七、六七二	一八四、一二八	一六、四五六

備考　其五、其六ニ於テ其數ニ小異アルハ職業紹介時報・職業紹介公報、大阪職業紹介時報及東京職業紹介時報ニ據ツテ當所ニ於テ夫々作製シタルモノナルカ爲メテアル

其七　自大正十二年一月至同年九月職業紹介所日備勞働紹介成績

	求人數 男	求人數 女	求人數 計	求職數 男	求職數 女	求職數 計	紹介件數 男	紹介件數 女	紹介件數 計
一月	三六、二九一	二、二〇八	三八、五九九	四七、三三三	二、〇八七	四九、四一〇	三六、〇〇六	二、〇八四	三八、〇九〇
二月	四〇、四四一	二、三〇一	四二、七四二	四八、八二八	二、〇五六	五〇、八八四	三九、八六〇	二、〇五六	四一、九一六
三月	五六、一二〇	二、九三九	五九、〇五九	六二、四〇〇	二、五九九	六四、九九九	五四、九一七	二、五九八	五七、五一五
四月	四二、七二八	三、〇八一	四五、八〇九	五一、四九五	三、〇〇九	五四、五〇四	四一、三四九	三、〇〇四	四四、三五三
五月	五四、三四六	二、九九五	五七、三四一	五九、二〇八	二、七一五	六二、〇二五	五九、二〇八	二、七一五	五四、四二四
六月	五八、七三二	三、〇八〇	六一、八一二	六四、三八三	三、〇三〇	六七、四〇三	五六、一九七	二、九三七	五九、一三四

丙號計表

	求人數			求職者數			就職者數			紹介件數	就職者數	取扱紹介所數	求職者數ニ對スル就職者數ノ割合	紹介件數ニ對スル就職者數ノ割合
	男	女	計	男	女	計	男	女	計					
七月	六三、八三八	三、四三〇	六七、二五八	三、一二八	七三、六五五	七六、一九〇	三、〇三七	六五、三三〇	六九、五二七	六〇、一九〇	三七、一三一	一〇三	四一%	五八%
八月	六三、八二六	二、二四九	六六、〇七五	三、二八三	七二、一二二	七五、四六七	二、一四二	六二、四四二	六四、五八四	六一、三三五	二五、一二六	一〇三	四二%	五七%
九月	一三三、六八三	一、四一九	一三四、七〇二	一、九八四	一五四、三八四	一五六、三六八	一、四一〇	一二六、五一七	一二七、九二七	一二六、五一七	一、九二七	一〇三	一%	一%

備考　八月ニテハ震災ノ爲報告ナキモノ四ケ所、九月ニテハ臨時ニ取扱ヒタル紹介所五ケ所、休業セルモノ六ケ所アリ

其八　大正十二年中職業紹介所取扱數業種別

業種別	求人數 男	求人數 女	求人數 計	求職者數 男	求職者數 女	求職者數 計	就職者數 男	就職者數 女	就職者數 計
工業及鑛業	一八五、八九一	四三、〇五二	二二八、九四三	二〇五、〇一四	八、八九〇	二二五、九〇四	八九、五二九	五、四五三	九四、九六二
土木建築	八八、〇九四	四五七	八八、五五一	六一、三七三	一三四	六一、五〇七	四一、一八三	四四	四一、二二七
商業	一三四、一八六	一三、七二九	二三七、九一五	一五二、〇二三	三、二三五	一五五、二五八	七六、八〇九	一、九一三	七八、七二二
農林業	二、二七二	一七一	二、四四三	二、四〇七	六五	二、四七二	九六五	一九	九八四
水産業	二四一	一	二四二	一五五	二	一五七	一〇五	—	一〇五
通信運輸	四三、五〇五	一、八三四	四五、三三九	三六、一九五	四二一	三六、六一六	一八、一五九	一四〇	一八、二九九
戸内使用人	二五、三六一	六八、二七一	九三、六五三	五六、四一九	一九、九六一	七六、三八〇	一七、七二八	一三、八八二	三〇、六一〇
雜業	一〇五、二三九	一五、一〇三	一二〇、三四二	二三六、七六〇	一三、二四八	一四九、〇〇八	四二、五〇九	五、一三二	四七、六四一
無希望	—	—	—	二三、八三一	一、三〇五	二五、一三六	—	—	—
合計	六七四、八〇九	一四二、六一八	八一七、四二七	六四七、一八七	四六、二五一	七二〇、四三八	二八六、九六七	二五、五八三	三二二、五五〇

其九　大正十二年中職業紹介所一般紹介數月別

月次	求人數	求職者數	紹介件數	就職者數	取扱紹介所數	求職者數ニ對スル就職者數ノ割合	紹介件數ニ對スル就職者數ノ割合
一月	三七、一三一	四七、六〇三	三〇、一五六	一六、三七一	一〇三	三四%	五四%
二月	四二、四七〇	四一、五六八	二六、三三七	一五、一二八	一〇三	三七	五七

月次	求人數	求職者數	紹介件數	取扱紹介所數
十一月	三八、三九九	三〇、二二〇	三八、〇九〇	一八
十二月	四二、四二二	三〇、八八四	四一、九一六	一八
十三月	三九、〇三九	三三、〇〇〇	三四、三一四	一八
十四月	四三、八〇九	三三、三一四	四四、三四四	一九
十五月	三四、二二一	二二、〇二四	二四、四二四	二〇
十六月	二一、八二二	二四、四〇四	二九、二二四	二二
十七月	二四、四二二	二二、二二二	二六、二二四	二二
十八月	二四、〇四四	二二、二二二	二六、三三四	二二
十九月	二二、四〇二	一四、三三四	二二、九二四	二四
二十月	二二、八三二	二六、九九八	二四、四二二	二四

丙　統計表

第一〇　職業紹介所日傭勞働紹介數月別

月次	求人數	求職者數	紹介件數	取扱紹介所數
二十一月	二八、二九九	二〇、二二〇	二八、〇九〇	一八
二十二月	二四、二二二	二〇、八八四	二一、九一六	一八
二十三月	二九、〇二九	二三、〇〇〇	二四、三一四	一八
二十四月	二四、八〇九	二三、三一四	二四、三四四	一九
二十五月	二四、二二一	二二、〇二四	二四、四二四	二〇
二十六月	二一、八二二	二四、四〇四	二九、二二四	二二
二十七月	二四、四二二	二二、二二二	二六、二二四	二二
二十八月	二二、〇四四	二二、二二二	二六、三三四	二二
二十九月	二二、四〇二	一四、三三四	二二、九二四	二四
三十月	二二、八三二	二六、九九八	二四、四二二	二四
合計	二一四、三四二	二三〇、〇二八	二一八、〇四〇	一

十一月	一八九、四七一	二二四、六九六	四一
十二月	一六六、四六一	一八八、四六九	四二
計	一、一六八、一二四	一、二一九、四四九	一

丙　第十一表　簡易生命保險統計

其一　簡易生命保險成績累年表

(男)	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度
新契約 件數	三二九、九一	三四六、〇四〇	三三二、九四〇	四九一、一四二	六九八、一〇九	八九九、三八九
新契約 保險金(円)	三六〇、三四八、三三	三四一、九六九、三三六	三九一、六四四、六一八	四四一、三三三、六一一	八二一、四九一、八三三	一、一八一、一四〇、九三三
復活 件數	四八〇	三、四〇四	八、九九六	一〇、二四六	一二、八四九	一八、九三四
復活 保險金(円)	四三、〇一九	三二九、八三四	八九二、六二九	一、〇三九、九四四	一、四一二、二四九	二、一四二、二一九
死亡 件數	三、二四九	九、四〇六	一二、二四四	一四、八四四	一八、九一九	二六、一四〇
死亡 保險金(円)	三四九、六四四	九四四、九四八	一、二三九、八八八	一、四六四、〇九三	二、〇三八、八四四	二、九三九、九八九
失效解約 件數	四〇二、三四	九九、三二四	九六、三一四	一〇三、三六八	一八四、三三四	二四四、〇一四
失效解約 保險金(円)	二、九三四、九八八	六、四〇〇、三九九	八、九二〇、八九〇	一〇、六八六、九四〇	二〇、八二〇、九八六	二八、九四一、八〇一
現在契約 件數	四四六、八六四	九二〇、九四四	九九三、六三六	一、四四〇、三一〇	一、八四八、〇三四	二、四九九、四〇〇
現在契約 保險金(円)	三九、三三三、四八	九四、一四一、三九八	九三、二三八、九八一	一三九、九九六、九九一	一九六、〇二二、九四八	二八九、一四九、六六一

(女)	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度
新契約 件數	一九一、二四	二二四、二一八	二二三、六二二	三一二、三〇六	四四九、二一二	六四二、四四一
新契約 保險金(円)	一四八、三三、四四四	二〇、六四一、三四九	二三、四六六、六〇九	四四、四〇二、二一四	四二、二二九、四四九	九六、三六四、三四〇
復活 件數	一八九	一、九六四	四、九四四	八、三一八	一〇、九二四	一一、〇四〇
復活 保險金(円)	一六、九九九	一四六、四二二	四四〇、九四九	八四二、三二九	九九四、二四九	一、一九三、八九一
死亡 件數	二、一六一	六、二九一	八、四一一	一〇、一六二	一二、四四八	一八、〇四一
死亡 保險金(円)	三二九、六三三	九一〇、四一九	八四四、四八二	一、〇三〇、二九九	一、四一八、九三九	二、〇四八、四四九

共二 簡易生命保險契約狀況（大正十一年度末現在）

		件數	保險料(円)	保險金額(円)
終身保險	個人契約	一、九八九、一六六	九二七、一五四・三	三三六、四八二、八六三・二
	團體契約	一〇一、一五五	三三、〇三四・八	一〇、五二三、九〇一・五
	計	五、〇九一、三三一	九五九、一七九・一	二四六、九九八、八九四・四
養老保險	個人契約	五、〇五一、六五七	一、四二九、八九七・一	三三六、一〇七、一二一・六
	團體契約	六七、八一五	三五、八一三・八	四、四九三、八四一・二
	計	二、一二九、四七〇	一、四五五、七〇九・九	三三〇、六〇〇、九五二・八
合計	個人契約	四、〇四〇、八三三	二、三五七、〇五一・四	四六二、五八九、九七四・八
	團體契約	一六八、九六八	五七、八三七・六	五、〇〇七、七四二・四
	計	四、二〇九、七九一	二、四一四、八八九・〇	四七七、五九七、七一七・二

丙 第十二表 簡易生命保險積立金貸付狀況

共一 各年末現在積立金

年次	編入額(円)	積立金總額(円)	年次	編入金(円)	積立金總額(円)
大正五年度末	二九六、〇九五	二九六、〇九五	大正九年度末	六、〇四七、五五二	一四、七一三、二四七
同 六年度末	一、四三三、六四〇	一、七一九、七三六	同 十年度末	一〇、一九二、五四〇	二四、九〇五、七八八
同 七年度末	二、六四三、八九〇	四、三六三、六二七	同十一年度末	一五、四八八、五〇二	四〇、三九四、二九〇
同 八年度末	四、五〇二、〇六八	八、六六五、六九五			

年度末現在契約	件數	保險金(円)
解約失效其他ノ減	九、五六四	五五、二八九
	一、一二二、二六一	五、四六九、四三七
	二六一、六九三	八八〇、九九五
	二、五四六、八八五	八六、五二五、三八六
	九八、〇九四	一〇、四三一、七五〇
	一、三三七、五七五	一、三三七、五七五
	一二七、四八八	一二七、四八八
	一八九、九四五	一八九、九四五
	一五、四〇一、五〇二	一、四一三、七八七
	一八、九四五	一八、九四五
	一、七一三、七八七	一、七一三、七八七
	一八九、八五五、七五六	一八九、八五五、七五六
	四八、一六九	三、九七五、六六八
	六二六、〇七九	四四、四三〇、八三〇
	一、三三七、五七五	九七、九三二、一七三
	一二七、四八八	一二七、四八八
	一八九、九四五	一八九、九四五
	一、四一三、七八七	一、四一三、七八七
	一八、九四五	一八、九四五
	一、七一三、七八七	一、七一三、七八七
	一八九、八五五、七五六	一八九、八五五、七五六

丙 統計表 五八九

其二　積立金運用狀況

運用種目	金額	利率又ハ利廻
保險契約者貸付	三三五、三三五円	四分八厘及六分
公共貸付	三、三四九、七三〇	四分八厘乃至六分五厘
國債	二、三三八、七六八	六分八厘

運用種目	金額	利率又ハ利廻
預金部預金	二五、五八〇、二六〇円	五分
合計	四〇、三九四、二九〇	平均五分三厘二毛

其三　積立金事業別貸付狀況（十一年度末現在）

事業別	件數	金額
住宅	一九九	一〇、四五一、〇六〇円
共同住宅	三	四八二、五〇〇
共同宿泊所	二	五六、〇〇〇
簡易食堂	二	二三一、〇〇〇
公益市場	一三	一、七〇五、六〇〇
食糧及日用品廉價供給事業	六	五六、〇〇〇
實費診療事業	九	七九七、〇〇〇
產院	一	六七、四〇〇
公設職業紹介所	四	三三六、七〇〇

事業別	件數	金額
公設質屋	五	七九、三〇〇円
公設托兒所	三	二七六、五〇〇
公益浴場	八	一九三、〇〇〇
自作農創設維持	四七	二、五七四、〇〇〇
小學校	三七	五、六七四、六〇〇
傳染病院	八	一三五、〇〇〇
農業倉庫	四	八八、〇〇〇
合計	六三八	三三、一〇三、六六〇

其四　大正十二年度第一回貸付（金額單位千圓）

遞信局別	東京		名古屋		大阪		廣島		熊本		仙臺		札幌		計	
貸付事業別	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
小學校	三	一、一七九・五	四五	九一九・〇	三三	六五七・〇	二四	三六三・〇	三三	五七九・〇	四三	八三四・〇	八	一〇一・〇	二二三	四、六三二・五
公益市場	二	一〇・〇	四	三五七・五	六	七二二・〇	一	二五・〇	一	三〇・〇	一	一〇・〇	—	—	一五	一、二七四・五

住宅	二	三三〇・〇	九	四八九・〇	六	一五五・五	四	一一〇・〇	四	一〇五・〇	六	二四一・〇	—	三一	一、三一八・五
自作農創成維持資金	四	五三〇・〇	二	二〇〇・〇	一九	三三〇・〇	七	一八九・〇	四	一三六・〇	一	五〇・〇	一	四一	一、六三五・〇
簡易水道	二	一〇〇・〇	四	一八二・〇	六	一三四・〇	一	一〇・〇	—	—	二	一七・〇	二	一六	五〇三・〇
農業倉庫	—	—	三	一一三・〇	五	三五・〇	二	二〇・〇	二	一七・〇	一	一〇・〇	—	一三	一九五・〇
公設職業紹介所	—	—	一	一五・〇	一	二〇・〇	一	一一・〇	—	—	—	—	—	三	四六・〇
傳染病院	—	—	一	四六・〇	三	四八・〇	二	四〇・〇	—	—	一	六・〇	—	九	一六四・〇
公益浴場	—	—	—	—	三	三七・〇	—	—	—	—	—	一〇・〇	—	四	四〇・〇
公設托兒所	—	—	—	—	一	八・七	—	—	—	—	—	—	—	一	八・七
實費診療事業	—	—	—	—	一	五〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	一	五〇・〇
公設質屋	—	—	—	—	一	三〇〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	二	三〇・〇
實業補習學校	—	—	—	—	二	二〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	二	二〇・〇
食糧品及日用品廉價供給事業	—	—	—	—	一	五・〇	—	—	—	—	—	—	—	一	五・〇
共同宿泊所	—	—	—	—	—	—	一	四五・〇	—	—	—	—	—	二	五二・〇
簡易食堂	—	—	—	—	—	—	—	一四・七	—	—	—	—	—	一	一四・七
合計	四七	二、一八九・五	六九	二、三二一・五	八七	二、五一〇・二	四四	八二七・七	三七	八四・〇	五五	一、一六八・〇	一五	三六八・〇	三五四 一〇、二六八・九

丙 第十三表 主要食糧農産物改良增殖規則に依る大正十二年度奬勵金交付額（單位圓）

道府縣名	食糧增殖事務擔當技術員ニ關シ	米麥原種圃ニ關シ	雜穀等ノ原種圃ニ關シ	米麥採種圃監督技術員ニ關シ	立毛共進會ニ關シ	農業技術員養成ニ關シ	計	雜穀甘藷馬鈴薯ノ指定試驗ニ關シ
北海道	—	四六〇	五八〇	七〇〇	四〇〇	—	二、一四〇	—
東京	五六〇	五五〇	—	七〇〇	三一〇	六〇〇	二、七二〇	—
埼玉	九〇〇	八〇〇	六〇〇	七〇〇	—	六〇〇	三、六〇〇	—
千葉	九〇〇	八〇〇	—	七〇〇	四〇〇	五七〇	三、三七〇	四、一一四

山口	廣島	岡山	兵庫	和歌山	奈良	大阪	京都	滋賀	岐阜	三重	愛知	静岡	神奈川	山梨	長野	群馬	栃木	茨城	福島	宮城	山形	秋田	青森	北海道	沖縄	全国	労働年鑑
九〇〇	九〇〇	九〇〇	六〇〇	六〇〇	九〇〇	五〇〇	九〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

丙 第十四表 農業倉庫狀況（大正十二年六月末現在「エコノミスト」第一年第九號ニ據ル）

鳥取	九〇〇	八〇〇	四三〇	四〇〇	二、五三〇																		
島根	九〇〇	八〇〇	六三〇	四〇〇	三、一八〇																		
徳島		八〇〇	六二〇		一、六六〇																		
香川	六〇〇	六五〇	五四〇		二、三九〇																		
愛媛	六〇〇	七六〇	七〇〇		二、六六〇																		
高知	七〇〇	八〇〇	四〇〇		一、九七〇																		
福岡		八〇〇	七〇〇		二、一〇〇																		
佐賀	九〇〇	五八〇	五七〇		三、〇四〇																		
長崎	九〇〇	七七〇	三四〇		二、三六〇																		
大分	九〇〇	八〇〇	四九〇	一四〇	二、六七〇																		
熊本	九〇〇	八〇〇	五七〇		三、二七〇																		
宮崎	六〇〇	八〇〇	四六〇		二、四六〇																		
鹿兒島	九〇〇	七九〇	四五〇	六〇〇	三、三四〇																		
沖繩	六〇〇			三八〇	一、三八〇																		
計	三〇、四四〇	三二、五六〇	七、八六〇	二四、二二〇	九、〇六〇	四〇〇	一八、八八〇	一二三、〇二〇	一二、五八六														

其一 農業倉庫建設狀況

	大正七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
倉庫棟數 豫定	一五〇	三〇〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇
倉庫棟數 實際	三三〇	九二五	四八二	四〇九	四八二	四二七
建坪數 豫定	七、五〇〇	一五、〇〇〇	二〇、五〇〇	二〇、五〇〇	二〇、五〇〇	二〇、五〇〇
建坪數 實際	一一、六一四	三〇、三四九	一六、三三一	一二、七五〇	一五、八八三	一八、四〇八
建設費 豫定	三七五、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	一、〇二五、〇〇〇円	一、〇二三、〇〇〇円	一、〇二五、〇〇〇円	一、〇二五、〇〇〇円
建設費 實際	四〇七、六五四	八四五、六二八	一、〇八三、八二二	一、二二〇、五九五	一、五〇九、五七八	

丙 統計表

國庫補助 豫定 七五、〇〇〇 一五〇、〇〇〇 二〇〇、〇〇〇 二〇〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇
實際 六四、八二五 一五二、四八〇 一八〇、九五九 一九九、八九七 二〇、〇〇〇 五九四

其一 各府縣別農業倉庫數（大正十二年六月末現在）

北海道	六七	山梨	一〇	長崎	二〇	富山	一六〇	産業組合	一、二五五	町村公益法人	一五	合計	一、四〇〇
東京	二	滋賀	一一四	新潟	一一六	愛媛	一二〇	縣農會	三				
京都	三八	岐阜	七二	玉埼	二一	高知	一〇	郡農會	二一				
大阪	一七	鳥取	一三九	馬群	一一	福岡	一二八	町村農會	五四				
神奈川	二五	島根	二八	野長	四七	大分	二八						
千葉	二四	岡山	八一	城宮	一七	佐賀	四二						
茨城	一〇八	廣島	六四	島福	二三	熊本	六四〇						
栃木	四三	山口	七六	手岩	二一	宮崎	四六						
奈良	三二	和歌山	一二	森青	五七	鹿兒島	三二						
三重	九〇	德島	一五	形山	八二	合計	三、〇九一						
愛知	五五	香川	一五五	田秋	六〇								
兵庫	四八	石川	二九	井福	四七								

其二 經營主體別農業倉庫數（大正十二年六月末現在）